ALL for ALL. ひとつひとつの、夢によりそう。

大樹生命の現状

2019

ディスクロージャー誌



大樹生命の現状 2019

ディスクロージャー誌

大樹生命の概要(2019年3月末現在)

正式 **称** 大樹生命保険株式会社 名 資 産 7兆5,046億円 TAIJU LIFE INSURANCE COMPANY LIMITED 保険契約準備金 6兆3,510億円 1927年3月5日 (うち責任準備金) (6兆2,631億円) 本店所在地 ₹100-8123 資 本 金 1,672億円 東京都千代田区大手町2-1-1 経 常収益 9,353億円 TEL 03-6831-8000(代表) 費用 経常 9,087億円 代表取締役社長 吉村 俊哉 保有契約高 従 業 員 数 10,982名(うち営業職員7,243名) 個 人 保 険 17兆3,968億円 個人年金保険 **営業拠点数** 支社 63、営業部・営業室 441 2兆1,958億円 ※2019年4月1日現在 団 体 保 険 12兆5,930億円 団体年金保険 8,096億円

2019年4月1日より、三井生命から大樹生命に社名を変更いたしました。



取締役会長 有末 真哉

代表取締役社長 古村 俊哉

直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位:億F

| | | | | | (1 100 1001 3) |
|----------------------|--|----------------|------------------------|----------|----------------|
| 項 目 | 2014年度 | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 |
| 経常収益 | 7,962 | 9,150 | 7,736 | 9,594 | 9,353 |
| 経常利益 | 506 | 418 | 579 | 754 | 266 |
| 基礎利益 | 590 | 316 | 524 | 596 | 531 |
| 当期純利益 | 99 | 203 | 301 | 232 | 51 |
| 総資産 | 74,336 | 70,955 | 70,958 | 73,527 | 75,046 |
| うち特別勘定資産 | 5,516 | 3,498 | 2,831 | 2,275 | 1,938 |
| 責任準備金残高 | 62,021 | 60,440 | 59,750 | 60,872 | 62,631 |
| 貸付金残高 | 14,226 | 13,018 | 11,989 | 11,215 | 10,334 |
| 有価証券残高 | 52,087 | 51,008 | 52,534 | 54,469 | 57,548 |
| 資本金 (注)1 | 1,672 | 1,672 | 1,672 | 1,672 | 1,672 |
| 発行済株式の総数 | (普通株式: 295,807千株) (A種株式: 1,084千株) (B種株式: 600千株) | 597,273千株 (注)2 | 10,000株 (注)3 | 10,000株 | 10,000株 |
| ソルベンシー・ マージン比率 | 812.4% | 833.6% | 914.5% | 1,070.3% | 1,132.2% |
| 保有契約高 | 364,288 | 357,594 | 348,513 | 334,046 | 321,857 |
| 個人保険 | 204,134 | 196,035 | 187,359 | 179,470 | 173,968 |
| 個人年金保険 (注)4 | 24,344 | 22,935 | 22,021 | 21,999 | 21,958 |
| 団体保険 | 135,809 | 138,623 | 139,132 | 132,576 | 125,930 |
| 団体年金保険 保有契約高 (注)5 | 8,275 | 8,150 | 8,227 | 8,276 | 8,096 |
| 従業員数 | 10,078名 | 10,340名 | 10,342名 | 10,123名 | 10,982名 |
| 逆ざや額 | 462 | 426 | 378 | 313 | 258 |
| 実質純資産額 | 9,918 | 11,854 | 11,069 | 12,136 | 13,262 |
| | | | | | |

- (注) 1. 資本金とは別に資本準備金を計上しています。
 - 2. 当社は、2015年12月29日付で日本生命保険相互会社からの転換請求に基づき、当社のA種株式及び潜在株式であるB種株式のすべてを取得し、普通株式を交付したため、普通株式の発行済株式数が318,739,436株、A種株式の自己株式の株式数が911,879株、B種株式の自己株式の株式数が600,000株増加しました。
 - その後、2016年3月29日開催の取締役会決議により、自己株式をすべて消却しました。
 - 3. 当社は2016年4月19日付で普通株式597,273,409株を10,000株とする株式併合を行っています。 4. 個人年金保険の保有契約高については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と、 年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。
 - 5. 団体年金保険保有契約高については、責任準備金の金額です。



| 大樹生品のの単分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
|--|---|
| であいさつ(トップメッセージ)10 | |
| 1.中期経営計画の 取組み状況について 中期経営計画2020の概要 (2018年度~2020年度) ··········· 13 2018年度における取組み ······· 13 | |
| 2.2018年度決算の状況 契約の状況・・・・・・・16 | |
| | |
| 2018年度決算に基づく 2019年度株主配当について・・・・23 基礎利益・・・・・24 ソルベンシー・マージン比率・・・26 実質純資産額・・・・27 リスク管理債権・・・・28 | |
| 100 10 | 1 |
| コーポレート・ガバナンスの状況31 コンプライアンス(法令等遵守)態勢35 リスク管理への取組み37 保険金等支払管理態勢について41 お客さまに関する情報の保護について…41 スチュワードシップ活動への取組み44 | |
| 4.お客さま本位経営の推進 | |
| お客さま本位の 業務運営に関する取組方針 ・・・・・・45 お客さま対応力 向上に関する取組み ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| 5.CSR経営の推進 大樹生命のCSR | |
| 「社会・環境」への取組み ·······68 大樹生命のCSR三本柱 「いのちと健康」への取組み ·····69 大樹生命のCSR三本柱 「人の生活の安心」への取組み ·····69 | |

大樹生命の経営理念 ………2

大樹生命の経営理念



【経営理念】

相互扶助の精神に基づく生命保険事業の本質を自覚し、その社会的責任を全うするため、

卓抜した創意とたくましい実践をもって盤石の経営基盤を確立し、

会社永遠の発展を期することを決意して、ここに経営理念を定める。

- 1.社会の理解と信頼にこたえる経営を力強く推進し、国民生活の福祉向上に寄与する。
- 1.まごころと感謝の気持をもって、常に契約者に対する最善の奉仕に徹する。
- 1.従業員の能力が最高に発揮できるようにつとめるとともに、その社会生活の安定向上をはかる。

三井生命は、2015年の日本生命保険相互会社との経営統合後、 商品相互供給や銀行窓販・代理店チャネルにおける販路拡大などを進めることで、 収益力・成長力の強化を図り、「保有契約年換算保険料の反転」 を実現するなど、着実に統合効果をあげてきました。 2018年4月より、「再生」から「成長」ステージへの移行を目指す 中期経営計画をスタートさせました。そして2019年4月、 将来にわたる成長ストーリーを描くこのタイミングで、 三井生命から大樹生命に社名を変更し、 新社名・新ブランドで更なる成長を目指すこととしました。 新社名には、"大樹"のように「しっかりと大地に根を張り、 晴れの日も雨の日もしっかりとお客さまを守り、 多くの人が集まってくる保険会社を目指そう」 という想いを込めています。

創業者の想いと共に・・・

いつの時代も、お客さまのためにあれ

初代社長団 琢磨が、国民に奉仕するという目的をもって創業時に掲げた価値観です。 大樹生命の「お客さま本位」の精神は、変わることなく誇りと伝統をもって受け継がれています。

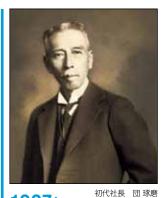
大樹生命のあゆみ

当社の前身である「高砂生命保険株式会社」は、1914年4月16日に創業されました。

1926年11月に高砂生命の株主となった三井合名は、団 琢磨ほか6名の新役員を選んで経営権を掌握し、1927年3月、商号を「三井生命保険株式会社」と改めました。

その後、戦後の混乱や財閥解体などの試練を経て、1947年8月「三井生命保険相互会社」として営業を開始した当社は、順調に業容を拡大し、2004年4月、相互会社から株式会社へと組織変更を行いました。

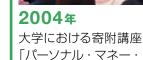
2015年9月には、日本生命保険相互会社との経営統合に関する基本合意を発表し、2016年4月に経営統合による新体制を発足しました。そして、2019年4月1日、社名を「大樹生命保険株式会社」に変更しました。



1927年 高砂生命保険㈱から 三井生命保険㈱に 商号変更して発足

1990年

米国ミシガン大学 ロス・ビジネススクール内に 「Mitsui Life Financial Research Center」を開設



相互会社から株式会社に組織変更

マネジメント入門講座」を開講

2002年

銀行窓口における販売を開始

ファイナンシャル・アドバイザリー・サービス 「パーソナル・マネー・マネジメント・サービス」を開始

2004年



1947年

相互会社形態の 三井生命保険相互会社 として営業開始

1967年 財団法人三井

財団法人三井生命 厚生事業団を設立



● 主な経営トピックス

● 主な商品・サービス

●主なCSRトピックス



1970年 安心の保険「大樹 | 発売



1974年 CSR活動の一環として 「苗木プレゼント」を開始

「三井生命」から「大樹生命」へ 90年以上にわたり築いてきた伝統と信頼とともに

成長ステージへ



大樹生命の事業活動プロセス

大樹生命を支える経営資源

財務資本

- ●総資産 7兆5,046億円
- ●実質純資産額 1兆3,262億円
- ソルベンシー・マージン比率 1,132.2%
- ●外部格付 AA ※R&I保険金支払能力

人的資本

●従業員数 10,982名うち営業職員・SP数 7,243名

知的資本

創業92年の歴史と経験に支えられた 知見・ノウハウ、商品開発力

社会関係資本

- お客さま数 約200万名
- 拠点数 63支社 441営業部

※2019年3月末日時点

大樹生命の主な事業領域

個人保険・個人年金・団体保険・団体年金の引受

上記保険の保険金・年金・ 一時金等の支払

大樹生命の強み

対面コンサルティングを可能とする営業職員組織

長きにわたり築き上げてきた お客さまとの信頼関係・絆

三井グループ企業を含む 数多くの法人取引先

CSR三本柱の推進

「社会・環境」

「いのちと健康」

「人の生活の安心」

中期経営計画2020

販売分野の成長

ホールセール領域における強みづくり

活気ある職場環境づくり

元受機能の (資産運用・事務・

日本生命との

ALL for ALL.

ひとつひとつの、夢によりそう。

元受分野 の成長

銀行窓販・代理店および 日本生命への商品供給

コンプライアンスの徹 底

強化と効率化 システム・リスク管理)

経営統合シナシ

当社は、日本生命保険相互会社との経営統合から3年以上が経 過し、信用力が向上するとともに、シナジー効果の発揮によ り、収益力・成長力の強化が図られるなど、順調に統合効果を 実現してまいりました。

このような中、2018年4月より「再生」から「成長」ステージへ 移行し、「ALL for ALL. ひとつひとつの、夢によりそう。」を スローガンとした、中期経営計画に取組んでいくことで、会社 成長を最大化してまいります。

ステークホルダーと 創出する価値

お客さま

- この一年間にお客さまに お支払いした保険金・年金・ 給付金は、3,772億円
- ●11年ぶりに契約者配当 (個人保険・個人年金 保険)を実施

株主

健全性の回復等を背景に、 11年ぶりに株主配当を実施

地域·社会

- 苗木プレゼント 45回を迎えた苗木の本数は、 累計で512万本
- ESG投資 2018年度末の投資残高は、 928億円

従業員の仕事・生活の質・ 社会福祉の向上に向け、 心身の健康増進に取り組み、

ホワイト500を取得*

*経済産業省が日本健康会議と共同で 主催する健康経営優良法人認定制度

※2019年3月末日時点

2018年度トピックス

2018年度の主な取組み・トピックスについて、次のとおりお知らせします。

2018年 **4月**

中期経営計画2020 ALL for ALL. ひとつひとつの、夢によりそう。を発表

前中期経営計画(2015年度~2017年度)の取組みにより、経営目標としていた保有年換算保険料(定額保険)の反転、および利益水準の確保を実現することができました。

中期経営計画2020では、「ALL for ALL. ひとつひとつの、夢によりそう。」をスローガンとして、「再生」から「成長」ステージへの移行を目指し、営業職員チャネルをコアとした「販売分野の成長」と、銀行窓販・代理店および日本生命への商品供給を通じた「元受分野の成長」の両輪に取り組み、会社成長を最大化させてまいります。

2018年 **5**月

無配当低解約返戻金型外貨建終身保険 (予定利率毎月更改型) 「フラット外貨終身」を発売

保険料払込期間を通じて外貨建の保険料を円に換算するレートを固定する機能を備えた、新しい平準払の外貨建終身保険を発売しました。

毎回の保険料が円でご契約時に確定するので、セカンドライフや教育資金の計画的な準備、あるいは生前贈与の手段としてご活用いただくことができます。



2018年 **6**月

第45回苗木プレゼント実施

苗木プレゼントは、「こわさないでください。自然。愛。いのち。」をテーマに、"緑・自然を守り、親から子へと美しい緑の街を伝えたい"という願いを込めて、1974年から開始しています。

45年目となる2018年度では、贈呈した苗木の本数は、累計512万本となりました。今後も社会の一員として、一人ひとりができることを考えながら社会に貢献してまいります。



2018年 **10**月

無配当一時払外貨建生存給付金付特殊養老保険「ドリームロード」の商品改定について

一時払外貨建商品「ドリームロード」について、「短い期間でまとまった資金を効率的に運用したい」というお客さまのニーズにお応えすべく、「保険期間5年」の取扱を開始しました。

また、満期保険金を指定通貨建の終身保障へ無選択移行できる「災害保障付外貨建終身保障移行特約」を新設しました。



2018年 **11**月

「大樹生命」への社名変更を発表

2019年4月1日より三井生命から「大樹生命」へ社名を変更することを発表しました。

新社名には、"大樹"のように「しっかりと大地に根を張り、晴れの日も雨の日もしっかりとお客さまを守り、多くの人が集まってくる保険会社を目指そう」という想いを込めています。



2019年 **1**月

HDI格付け最高ランクの 『三つ星』評価を5年連続で獲得

HDI-Japan主催の2018年度公開格付け調査「問合せ窓口」部門において、最高ランクである『三つ星』評価を5年連続で獲得しました。当社コールセンターの前向きで明るく対応する姿勢と、豊富な知識で説得力のある提案ができる点が高く評価されました。



2019年 **2**月

「健康経営優良法人2019(大規模法人部門)」 (ホワイト500)の認定

経済産業省が日本健康会議と共同で主催する健康経営優良法人認定制度において、「健康経営優良法人2019(大規模法人部門)」(ホワイト500)の認定を受けました。

従業員の仕事・生活の質・社会福祉の更なる向上に向け、心身の健康増進に取り組んでいます。



2019年 **4**月

「大樹セレクト 働く人応援ほけん」新発売

近年、病気やケガで就業不能状態が継続した場合の保障ニーズが高まっており、働く人の収入の減少をサポートする新特約「くらしエール(正式名称:継続治療後収入サポート特約019)」を開発しました。当商品は、入院または所定の在宅療養が30日以上継続したときにその後の状態にかかわらず1年間毎月給付金をお受け取りいただける保障内容となっています。2019年4月から発売を開始し、「大樹セレクト」に新特約を付加した新商品で働く世代の方々を応援してまいります。





大樹生命として更なる 「成長」ステージへ!

代表取<mark>締役社長</mark>

吉村俊哉

平素より、私ども大樹生命をお引き立ていただき、 誠にありがとうございます。

このたび、2018年度の業績をはじめとする当社の現状について取り纏めたディスクロージャー誌「大樹生命の現状2019」を発行いたしました。本誌を通じて、当社へのご理解を一層深めていただければ幸いです。

三井生命から大樹生命へ

<更なる成長を目指して>

当社は、日本生命との経営統合から3年以上が経過し、信用力が向上するとともに、商品相互供給や銀行窓販・代理店チャネルにおける販路の拡大などのシナジー効果により、収益力・成長力の強化が図られるなど、順調に統合効果を実現してまいりました。

このような状況を踏まえ、当社は2018年4月より、「ALL for ALL. ひとつひとつの、夢によりそう。」をスローガンとして、「再生」から「成長」ステージへ

の移行を目指す「中期経営計画2020(2018年度~2020年度)」をスタートさせました。

そして2019年4月1日、将来にわたる成長ストーリーを描くこのタイミングで、「三井生命」から「大樹生命」に社名を変更し、新社名・新ブランドで更なる成長を目指すこととしました。

<大樹生命に込めた想い>

大樹生命という社名には、"大樹"のように「しっかりと大地に根を張り、晴れの日も雨の日もしっかりとお客さまを守り、多くの人が集まってくる保険会社を目指そう」という想いを込めています。

また、「大樹」シリーズは、長年にわたる当社の主力商品ブランドであり、多くのお客さまに親しまれてきた名称でもあることから、これまで当社を信頼しご契約いただいたたくさんのお客さまとのつながりを、今後も大切にしていきたいという想いも込めています。

『中期経営計画2020』

<当社を取り巻く環境>

2018年度の生命保険業界におきましては、国内生命保険市場は緩やかに拡大しているものの、人口減少や少子高齢化の影響、情報技術の進化などによりお客さまのニーズは多様化し、販売経路やアフターサービスの方法も大きく変化しており、各社が新商品の開発やお客さま向けサービスの充実に取り組む動きが見られました。

また、11年ぶりに行われた2018年4月の「標準生命表」の改定を機に、各社が保険料率の見直しを行うなどの対応が見られました。

<中期経営計画への取組み>

このような環境のもと、当社は2018年度からの 3ヵ年を計画期間とする「中期経営計画2020」を策 定して取り組んでまいりました。

「中期経営計画2020」では、営業職員チャネルをコアに位置付けた「販売分野の成長」と、銀行窓販・代理店および日本生命への商品供給を通じた「元受分野の成長」の両輪に取り組み、加えて「元受機能の強化と効率化」や「ホールセール領域における強みづくり」に取り組むことで会社成長を加速させるとともに、これらの戦略を支える取組みとして、「お客さま本位の業務運営とコンプライアンスの徹底」、および「人材育成と活気のある職場環境づくり」を重要課題として位置付けています。

そして「中期経営計画2020」への取組みを進めた結果、2018年度決算におきましては、料率改定などの影響により基礎利益は減少したものの、日本生命への商品供給も含めた一時払外貨建養老保険「ドリームロード」の販売が好調であったことなどから、保険料等収入や新契約年換算保険料は前年度から増加、さらに内部留保の積み増しなどによりソルベンシー・マージン比率や実質純資産額も前年度から増加となりました。

また、健全性の回復などを背景に、個人保険・個人 年金保険の契約者配当および、株主配当について、11 年ぶりとなる復配を実施することといたしました。

<「大樹生命」としての企業価値向上に向けて>

2019年度は、「中期経営計画2020」の2年目として、また「大樹生命」の初年度として新ブランドの定着を図っていく重要な年度と位置付けています。そのため新社名浸透活動をはじめとした「大樹生命」ブランドとしての企業価値向上に繋がる取組みを実施するとともに、「中期経営計画2020」

に、全社一丸となって取り組んでまいります。

いつの時代も、お客さまのためにあれ

2019年は、「平成」から「令和」に元号が変わり、新たな時代の幕開けとなりました。

当社も大樹生命に社名が変わりましたが、初代社長の団琢磨が残したことばである「いつの時代も、お客さまのためにあれ」という価値観は、創業以来90年以上たった今でも変わることなく、全従業員に受け継がれています。

これからも、全従業員がこのことばを胸に刻み、 お客さまによりそう「BESTパートナー」であり続け るため、誠心誠意努めてまいります。

引き続き、皆さまからの一層のご支援、ご愛顧を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

2019年7月



1.中期経営計画の取組み状況について

中期経営計画2020の概要(2018年度~2020年度)

中期経営計画2020

ALL for ALL.

ひとつひとつの、夢によりそう。

中期経営計画2020は、前中期経営計画(2015年度~2017年度)で実現した保有年換算保険料(定額保険)の反転を受け、「再生」から「成長」ステージへの移行を目指し、2018年度から2020年度までの3カ年を計画期間として策定いたしました。中期経営計画2020では、営業職員チャネルをコアに位置付けた「販売分野の成長」と、銀行窓販・代理店および日本生命への商品供給を通じた「元受分野の成長」を両輪として取り組み、加えて「元受機能の強化と効率化」や「ホールセール領域における強みづくり」に取り組むことで、会社成長を加速させてまいります。

また、これらの戦略を支える取組みとして、お客さま本位の業務運営とコンプライアンスの徹底、および人材育成と活気のある職場づくりを重要課題として位置付けています。

2018年度における取組み

[1] 営業職員組織の持続的成長

○営業職員組織の拡充

「安心さぽーと活動*」を基軸としたお客さま本位の活動を推進するとともに、営業職員・サービスパートナーの採用・育成に取り組みました。

○お客さまカバー体制の構築

都心部のお客さまを対象とした訪問型チャネルを通じて、これまで未訪問となっていたお客さまへのアクセスを行い、お客さま満足度の向上に取り組みました。

○強み領域づくり

当社が伝統的に優良基盤を持つ地域に対する取組みとして、地域単位の協賛・広告・セミナー開催などを実施するとともに、 当社と関係性の強い事業所基盤を通じた取引の更なる拡大や全国の職域活動の活性化に取り組みました。

○保険商品のラインナップ拡充

2018年4月2日より、主力商品『大樹セレクト』について「セレクト見直し制度」の取扱いを開始いたしました。「セレクト見直し制度」をご活用いただくことにより、ご加入後もお客さまのライフステージに合わせて保障内容の見直しが出来る、多種多様なプランニングが可能となりました。

さらに、『ドリームロード』(無配当一時払外貨建生存給付金付特殊養老保険)について、「保険期間5年『ドリームロード5』 の取扱い」および「満期保険金の一時金受取に代えて終身保障に移行することができる新特約(災害保障付外貨建終身保障 移行特約)の取扱い」を2018年10月1日より開始いたしました。

また、日本生命から、2018年7月2日より、お子さまの教育資金等に備える商品『ニッセイ学資保険』および『ニッセイこどもの保険 げ・ん・き』、2018年10月2日より、経営者向け商品『プラチナフェニックス』*の供給を受けました。

※「安心さぽーと活動」とは、お客さまへの継続的な契約内容説明や給付金等のご請求漏れの確認、適切なタイミングでのコンサルティングを実施することで、お客さまの安心をサポートする活動です。
※「プラチナフェニックス」については、2019年2月より販売を一時停止しています。(2019年6月時点)

[2] 銀行窓販・代理店による成長の加速

○銀行窓販チャネル

2018年5月7日より、三井住友信託銀行において、無配当低解約返戻金型外貨建終身保険(予定利率毎月更改型)『フラット外貨終身』を販売しています。また、地銀をはじめとしたその他の金融機関においては、日本生命との連携・協業により、当社商品の取扱金融機関数および販売量拡大に取り組みました。

○代理店チャネル

ショップ型・セミナー型代理店に対し、外貨建商品の販売を推進するとともに、日本生命との連携・協業を通じ、当社商品の取扱代理店数および販売量の拡大に取り組みました。

また、2018年度も引き続き日本生命に外貨建商品『ドリームロード』を供給し、販売支援策の実施を通じて元受分野の成長を図りました。

[3] 環境に応じた効率的な事務体制の構築

お客さまの属性やご加入いただくチャネルに応じた事務サービスおよび体制を充実させることで、諸手続きにおけるお客さま満足度の持続的な向上に取り組みました。また、営業職員領域において、お客さまの保全手続きにおける利便性向上を目的とした保全ペーパーレス手続きの拡張を図りました。

当社コールセンターは、HDI-Japanが主催する2018年度公開格付け調査「問合せ窓口」部門において、前向きで明るく応対する姿勢と、豊富な知識で説得力のある提案ができる点を高く評価していただき、5年連続で「三つ星」評価を獲得することができました。

[4] 戦略を支えるシステム体制の構築

商品開発など生産性向上に繋がる設計書・新契約システムの再構築、人材育成によるシステム開発力の向上、先進のIT技術を活用したサービスの充実や業務効率化に取り組みました。また、営業職員用タブレット端末の更改に向けて、生産性向上や業務効率化に繋がる日本生命との機能共通化などの検討を行いました。

[5] ALMの推進と資産運用収益の安定的な拡大

超長期債積み増しや外貨建保険を中心としたキャッシュフローマッチング型運用への取組みによりALMを推進し、ESR (経済価値ベース資本充足率)の水準向上と安定性確保を図りました。また、日本生命からの出向者受け入れを通じたノウハウ共有によるクレジット投資の取組み強化等により、資産運用収益の安定的な拡大を図りました。

[6] 元受拡大に応じたリスク管理の高度化

ERM(統合的リスク管理)を推進して経済価値ベース指標の向上を図るとともに、元受拡大を見据えた適切なモニタリング体制を構築し、リスク顕在化時に備えた対応策の検討・実施に取り組みました。また、リスクを加味した収益指標の導入により、収益・健全性管理の高度化に取り組みました。

[7] ホールセール領域における強みづくり

日本生命と共同でマーケット開拓を行うことや、強みあるマーケットに経営資源を集中して取り組むことで、収益拡大を図っています。また、三井系企業を中心とした親密企業とのリレーション強化により、リテール領域への収益貢献を図りました。

1.中期経営計画の取組み状況について

[8] 10年後を見据えた人材育成と活気ある職場環境づくり

従業員が活き活きと働ける環境づくりに向けた人事制度の見直し、中長期的な視点での人材育成プログラムの策定・実行や、モチベーション向上のための評価制度へ見直しを行い、人材育成・従業員満足度の向上に向けた取組みを人事制度・運営の両面から幅広く進めてまいりました。また、働き方変革の更なる推進策として、従業員の健康保持・増進を経営戦略としてとらえ、2018年10月より健康経営への取組みを開始しています。2019年2月21日には、経済産業省が日本健康会議と共同で主催する健康経営優良法人認定制度において、「健康経営優良法人2019(大規模法人部門)」(ホワイト500)の認定を受けています。

<戦略を支える取組み> お客さま本位の業務運営とコンプライアンスの徹底

お客さま本位・コンプライアンスを全ての業務運営の前提とし、お客さまに最適な商品・サービスを提供することで、持続的な「お客さま満足度」(お客さま本位の業務運営の定着を測る指標)の向上を図っています。

2018年6月12日には、2017年度のお客さま本位の業務運営に関する取組結果をまとめ、「お客さま本位の業務運営に関する取組内容」を改訂いたしました。また、2018年11月28日には、「お客さま満足度」の2018年度調査結果を公表するとともに、当取組内容の一部を更新いたしました。今後も、お客さま本位の業務運営の定着度合を測りつつ、定期的に検証・見直しを行い、全業務分野においてお客さま本位の業務運営の更なる推進に努めてまいります。

また、中期経営計画2020の遂行にあたっては、お客さま満足度、成長性、収益・健全性の観点から、経営目標を設定しています。 お客さま満足度においては「お客さま満足度調査における総合満足度の持続的向上」、成長性においては「保有契約年換算保険料の持続的な純増」および「新契約年換算保険料の拡大」、収益・健全性においては、「基礎利益、当期純利益の着実な積み上げ」および「経済価値指標となるESRの安定的確保と、ROEV(経済価値ベース資本対比収益率)の安定的な成長」をそれぞれ経営目標とし、中期経営計画2020を着実に実行してまいります。

2.2018年度決算の状況

契約の状況

リテール営業関係(個人保険・個人年金保険)

新契約年換算保険料(注)は、2017年10月より開始した日本生命への一時払外貨建養老保険の商品供給が奏功したことを主因に、前年度比9.3%増の532億円となりました。また、医療保障・生前給付保障等の第三分野は、前年度比15.8%減の105億円となりました。

保有契約年換算保険料は、前年度末比3.1%増の5,223億円 となり、増加基調を継続しました。また、医療保障・生前給付保 障等の第三分野も、前年度末比1.9%増の1,379億円となりま した。

保障額ベースの新契約高は、前年度比10.8%増の1兆1,333 億円となり、保有契約高については、前年度末比2.8%減の19 兆5,927億円となりました。

解約・失効については、年換算保険料ベースでは、前年度比7.2%減の176億円、解約・失効率(解約・失効年換算保険料の保有契約年換算保険料に対する比率)については、0.38ポイント減少し、3.99%となりました。なお、死亡保障金額ベースでは、前年度比9.6%減の9,724億円、解約失効率(解約・失効高の保有契約高に対する比率)については、0.31ポイント減少し、4.93%となりました。

(注)年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です。(一時払契約等は保険料を保険期間で除して算出しています。)また、「医療保障・生前給付保障等」については、医療保障給付(入院給付、手術給付(等)、生前給付保障給付(特定疾病給付、介護等を等)、保険料払込免除給付(障害を事由とするものは除き、特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含みます。)等に該当する部分の年換算保険料を計上しています。

ホール営業関係(団体保険・団体年金保険)

団体保険の保有契約高は、前年度末比5.0%減の12兆5,930億円となりました。団体年金保険については、前年度末比2.2%減の8,096億円となっています。

団体保険保有契約高



新契約年換算保険料(個人保険+個人年金保険)



保有契約年換算保険料(個人保険+個人年金保険)



新契約高(個人保険+個人年金保険)



保有契約高(個人保険 + 個人年金保険)



解約・失効率[年換算保険料ベース](個人保険+個人年金保険)



一般勘定資産の運用状況

資産構成と資産運用収支

当社では、インカム収益及び資本の安定的拡大を目指してALM型運用を行っています。具体的には、確定利付資産により保険負債に応じた運用を行う部分をポートフォリオの中核とし、リスク許容度の範囲内で保険負債と異なる通貨建の確定利付資産、並びに株式、不動産などへの分散投資を行っています。

2018年度は、現状の国内の低金利環境を踏まえ、貸付金などの円貨建確定利付資産の投資を抑制する一方、外貨保険商品の好調な販売を受け、外国公社債の残高が増加しました。

2018年度の資産運用収支については、次のとおりです。

- ·利息及び配当金等収入は、確定利付資産からの利息収入が安定的に推移したため、1,205億円となりました。
- ·有価証券に関する売却損益·金融派生商品損益·為替差 損益等の資産運用収支関係のキャピタル損益は、合計 で今203億円となりました。
- ·そのほか、支払利息·賃貸用不動産等減価償却費などが 合計で△84億円となりました。

以上の結果、2018年度の資産運用収支は、916億円となりました。

資産の構成(一般勘定)

(単位:億円、%)

| 2 CIE 12 11 31 30 (13X E 37 E) | | | | (ITT - NEVI 34 10) |
|----------------------------------|--------|-------|--------|---------------------|
| E 7. | 2017年度 | 末 | 2018年度 | 末 |
| 区分 | 金 額 | 占率 | 金 額 | 占率 |
| 現預金・コールローン | 4,533 | 6.4 | 3,920 | 5.4 |
| 買入金銭債権 | 105 | 0.2 | 96 | 0.1 |
| 金銭の信託 | 2 | 0.0 | 2 | 0.0 |
| 有価証券 | 52,311 | 73.3 | 55,693 | 76.1 |
| 公社債 | 31,126 | 43.6 | 31,710 | 43.3 |
| 株式 | 3,993 | 5.6 | 3,609 | 4.9 |
| 外国証券 | 16,217 | 22.7 | 19,366 | 26.5 |
| 公社債 | 14,273 | 20.0 | 17,314 | 23.7 |
| 株式等 | 1,944 | 2.7 | 2,051 | 2.8 |
| その他の証券 | 973 | 1.4 | 1,006 | 1.4 |
| 貸付金 | 11,215 | 15.7 | 10,334 | 14.1 |
| 不動産 | 2,370 | 3.3 | 2,345 | 3.2 |
| 繰延税金資産 | _ | _ | _ | _ |
| その他 | 803 | 1.1 | 793 | 1.1 |
| 貸倒引当金 | △ 4 | △ 0.0 | △ 6 | △ 0.0 |
| 合計 | 71,337 | 100.0 | 73,179 | 100.0 |

- (注) 1. 上記資産には、現金担保付債券貸借取引に伴う受入担保金を含みます。 同担保金は「債券貸借取引受入担保金」として負債計上しています。 (2017年度末:2,446億円、2018年度末:残高なし)
 - 2. 「不動産」については、土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しています。

資産運用収支(一般勘定)

(単位:億円)

| 34111111111111111111111111111111111111 | (+IT : M) 1) | |
|--|--------------|--------|
| 区 分 | 2017年度 | 2018年度 |
| 利息及び配当金等収入 | 1,206 | 1,205 |
| 金銭の信託運用益 | 0 | 0 |
| 有価証券売却益 | 1,070 | 69 |
| 金融派生商品収益 | I | 140 |
| 貸倒引当金戻入額 | 0 | _ |
| その他運用収益 | 11 | 12 |
| 資産運用収益合計 | 2,288 | 1,427 |
| 支払利息 | 18 | 17 |
| 有価証券売却損 | 134 | 22 |
| 有価証券評価損 | 1 | 3 |
| 金融派生商品費用 | 375 | _ |
| 為替差損 | 72 | 387 |
| 貸倒引当金繰入額 | I | 2 |
| 賃貸用不動産等減価償却費 | 30 | 29 |
| その他運用費用 | 36 | 48 |
| 資産運用費用合計 | 668 | 511 |
| 資産運用収支 | 1,620 | 916 |

有価証券の含み損益

売買目的有価証券、満期保有目的の債券、責任準備金対応債券及び子会社・関連会社株式のいずれにも分類されない「その他有価証券」は、時価により評価されることとなっており、帳簿価額(換算差額の一部を為替差損益として損益計算書に計上した後の価額:損益計算書計上後価額)と時価との間の差損益(いわゆる含み損益)を開示しています。その他有価証券の差損益は損益計算書には計上されず、税効果相当額を控除した金額が貸借対照表の純資産の部の「その他有価証券評価差額金」として計上されています。

2018年度末における、その他有価証券の差損益は3,091億円の含み益、また、満期保有目的の債券や責任準備金対応債券等を含めた有価証券全体の差損益は7,144億円の含み益となっています。

有価証券の時価情報(一般勘定)

(単位:億円)

| | | 2018年度末 | |
|------------|-------------------|-----------|----------------|
| 区分 | 損益計算書計上後価額 (B) | 時価 (A) | 差損益 (A)-(B) |
| 満期保有目的の債券 | 48 | 57 | 8 |
| 責任準備金対応債券 | 21,425 | 25,470 | 4,044 |
| 子会社·関連会社株式 | _ | _ | _ |
| その他有価証券 | 30,931 | 34,022 | 3,091 |
| 公社債 | 10,367 | 11,170 | 802 |
| 株式 | 1,998 | 3,497 | 1,499 |
| 外国証券 | 16,997 | 17,729 | 732 |
| その他の証券 | 947 | 996 | 48 |
| 買入金銭債権 | 60 | 69 | 8 |
| 譲渡性預金 | 560 | 560 | _ |
| 合計 | 52,405 | 59,550 | 7,144 |

(注) 1. 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。 2. 外質建實任準備金対応債券に係る換算差額公49億円及び外質建その他有価証券のうち債券に係る換算差額の一部公377億円のいては、為替差損益として損益計算事に計上しています。

資産・負債等の状況

2

3

2017年度末 (2018年3月31日現在) 2018年度末 (2019年3月31日現在) 年 度 科 目 金 額 金 額 (資産の部) 現金及び預貯金 453,380 392,021 買入金銭債権 10,517 9,636 金銭の信託 200 200 有価証券 5,446,958 5,754,821 1,121,503 1,033,478 貸付金 有形固定資産 240,027 237,261 無形固定資産 13,241 12,680 再保険貸 474 611 その他資産 66,906 64,577 貸倒引当金 △ 442 △ 667 資産の部合計 7,352,766 7,504,622 (負債の部) 6,185,396 保険契約準備金 6,351,097 再保険借 117 266 社債 80,000 80,000 その他負債 421,867 370,216 退職給付引当金 48,741 51.040 役員退職慰労引当金 565 463 価格変動準備金 63,793 67,017 繰延税金負債 28,046 38,808 負債の部合計 6,830,827 6,956,611 (純資産の部) 資本金 167,280 167,280 資本剰余金 47,342 47,342

※貸借対照表の詳細については81、82ページをご覧ください。

1 有価証券

2018年度末の有価証券残高は、前年度末比5.7%増の5兆7,548億円となりました。内訳は、公社債が前年度末比2.2%増の3兆2,575億円、株式が同10%減の4,069億円、外国証券が同18.3%増の1兆9,816億円となっています。

利益剰余金

繰延ヘッジ損益

株主資本合計

評価·換算差額等合計

純資産の部合計

負債及び純資産の部合計

その他有価証券評価差額金

2 貸付金

貸付金には、保険契約者に対する「保険約款貸付(保険契約者 貸付・保険料振替貸付)」と、内外の企業や国・政府機関等に対す る「一般貸付」があります。

2018年度末の貸付金残高は、前年度末比7.8%減の1兆334 億円となりました。内訳は、保険約款貸付が前年度末比8%減の452億円、一般貸付が同7.8%減の9,882億円となりました。

3 総資産

2018年度末の総資産は、7兆5,046億円となりました。

4 保険契約準備金

保険契約準備金は、保険業法において積み立てが義務付けられているものであり、その大半が責任準備金により占められています。責任準備金とは、生命保険会社が将来の保険金や

年金、給付金の支払いを確実に行うため、保険料や運用収益等を 財源に積み立てる準備金を指します。当社は、最も堅実で手厚い 積立方式である「平準純保険料式」により積み立てています。

110,346

324,968

223,040

223.041

548,010

7.504.622

0

(単位:百万円)

2018年度末の保険契約準備金残高は、前年度末比2.7%増の6兆3,510億円となりました。内訳は、支払備金が前年度末比14.7%減の282億円、責任準備金が同2.9%増の6兆2,631億円、契約者配当準備金が同8.2%減の597億円となっています。

価格変動準備金

105,184

319,806

202,131

202.133

521,939

7,352,766

価格変動準備金は、株式などの価格変動の著しい資産について、その価格が将来下落したときに生じる損失に備えることを目的に保険業法に基づいて積み立てている準備金です。

2018年度末の価格変動準備金は、前年より32億円積み増して、670億円となりました。

6 その他有価証券評価差額金

「その他有価証券」を時価評価したときの評価差額について、 税効果相当額を除いた金額を貸借対照表の純資産の部に計上 しています。

→17ページをご覧ください。

2.2018年度決算の状況

収支の状況

| | | | (単位:百万円) |
|-----|---------------------|--|--|
| | 年 度 | 2017年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月31日) | 2018年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月31日) |
| | 科目 | 金 額 | 金額 |
| | 経常収益 | 959,438 | 935,373 |
| 1 | 一 保険料等収入 | 694,530 | 767,759 |
| 2 | 資産運用収益 | 245,437 | 144,641 |
| | その他経常収益 | 19,470 | 22,972 |
| | 経常費用 | 884,032 | 908,724 |
| 3 - | 保険金等支払金 | 573,507 | 543,397 |
| | 責任準備金等繰入額 | 112,228 | 175,887 |
| 4_ |) 資産運用費用 | 66,852 | 51,116 |
| 5 | 事業費 | 98,489 | 104,686 |
| | その他経常費用 | 32,955 | 33,636 |
| 6 - | → 経常利益 | 75,406 | 26,649 |
| | 特別利益 | 6,560 | 4,640 |
| | 特別損失 | 46,004 | 8,337 |
| | 契約者配当準備金繰入額 | 17,272 | 13,838 |
| | 税引前当期純利益 | 18,689 | 9,114 |
| | 法人税及び住民税 | 14,652 | 1,294 |
| | 法人税等調整額 | △ 19,167 | 2,658 |
| | 法人税等合計 | △ 4,515 | 3,952 |
| | 当期純利益 | 23,204 | 5,161 |

[※]損益計算書の詳細については83、84ページをご覧ください。

1 保険料等収入

ご契約者さまから払い込まれた保険料による収入で、生命保 険会社の収益の大宗をなしています。再保険収入もここに含ま れます。

2018年度の保険料等収入は、2017年10月より開始した日本 生命への一時払外貨建養老保険の商品供給が奏功したことを主 因に、前年度比10.5%増の7.677億円となりました。

2 資産運用収益

2018年度の資産運用収益は、前年度比41.1%減の1,446億円となりました。

3 保険金等支払金

保険金、年金、給付金、返戻金などの保険約款上の支払及び再保険料を計上します。

2018年度の保険金等支払金は、前年度比5.3%減の5,433億円となりました。内訳は、保険金が1,631億円、年金が1,023億円、給付金が1,117億円となりました。

4 資産運用費用

2018年度の資産運用費用は、前年度比23.5%減の511億円となりました。

5 事業費

新契約の募集及び保有契約の維持保全や保険金などの支払 いに必要な経費で、一般事業会社の販売費及び一般管理費に 相当します。

2018年度の事業費は、前年度比6.3%増の1,046億円となりました。

6 経常利益

生命保険会社の事業活動により継続的に発生する「経常収益」と「経常費用」の差額で、1年間の事業活動の収支結果を表します。2018年度の経常収益は、前年度比2.5%減の9,353億円となりました。経常費用については、前年度比2.8%増の9,087億円となりました。

その結果、2018年度の経常利益は、前年度比64.7%減の266億円となりました。また、2018年度の当期純利益は、前年度比77.8%減の51億円となりました。

株主資本等変動計算書

2017年度

| 2011 - 132 | | | | | | | | | | (単位:百万円) |
|-----------------------------|---------|--------|--------|-------------|---------|---------|----------|----------------|------------------|-----------|
| | | | 株主 | 資本 | | | 評価·換算差額等 | | | |
| | | 資本乗 | 制余金 | 利益剰余金 | | | | | | |
| | 資本金 | 資本 | 資本剰余金 | その他利益剰余金 | 利益剰余金 | 株主資本合計 | | 有価証券 ペッジ 評価 掲益 | 評価・ 換算 差額等 | 純資産 合計 |
| | | 準備金 | 合計 | 繰越利益 剰余金 | 合計 | | | | 合計 | |
| 当期首残高 | 167,280 | 47,342 | 47,342 | 81,979 | 81,979 | 296,601 | 180,930 | 1 | 180,932 | 477,534 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | | |
| 当期純利益 | | | | 23,204 | 23,204 | 23,204 | | | | 23,204 |
| 株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額) | | | | | | | 21,201 | Δ0 | 21,200 | 21,200 |
| 当期変動額合計 | _ | _ | _ | 23,204 | 23,204 | 23,204 | 21,201 | △0 | 21,200 | 44,405 |
| 当期末残高 | 167,280 | 47,342 | 47,342 | 105,184 | 105,184 | 319,806 | 202,131 | 1 | 202,133 | 521,939 |

2018年度 (単位:百万円)

| | | | 株主 | 資本 | | | 評 | | | |
|-----------------------------|---------|--------|----------|-------------|---------|---------|--------------------------|-----------------|------------------|-----------|
| | | 資本乗 | 制余金 | 利益乗 | 制余金 | | | | | |
| | 資本金資本 | 資本 | 資本 資本剰余金 | その他 利益剰余金 | 利益剰余金合計 | 株主資本合計 | その他 有価証券 評価 差額金 | 繰延 ヘッジ 損益 | 評価・ 換算 差額等 | 純資産 合計 |
| | | 準備金 | 合計 | 繰越利益 剰余金 | | | |) ç | 合計 | |
| 当期首残高 | 167,280 | 47,342 | 47,342 | 105,184 | 105,184 | 319,806 | 202,131 | 1 | 202,133 | 521,939 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | | |
| 当期純利益 | | | | 5,161 | 5,161 | 5,161 | | | | 5,161 |
| 株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額) | | | | | | | 20,908 | △0 | 20,908 | 20,908 |
| 当期変動額合計 | _ | _ | _ | 5,161 | 5,161 | 5,161 | 20,908 | △0 | 20,908 | 26,070 |
| 当期末残高 | 167,280 | 47,342 | 47,342 | 110,346 | 110,346 | 324,968 | 223,040 | 0 | 223,041 | 548,010 |

2018年度決算に基づく2019年度契約者配当について

個人保険 · 個人年金保険

個人保険・個人年金保険の配当金につきましては、継続中のご契約に対する通常配当、ならびに 消滅時特別配当を実施することといたしました。

団体保険

団体保険の配当金につきましては、前年度と同一の水準に据え置きます。

配当金は各団体の死差益に、その団体の構成人員・保険種類等によって異なる配当率を乗じた額です。配当率は、例えば総合福祉団体定期保険では、被保険者数・支払率に応じて14%~98.7%です。

団体年金保険

団体年金保険の配当金につきましては、前年度と同一の水準に据え置き、新企業年金保険等の予定利率0.75%のご契約および確定給付企業年金保険は利差配当率を0.05%とし、拠出型企業年金保険は、お支払いを見送らせていただくことといたしました。

財形保険-財形年金保険

財形保険等の配当金につきましては、予定利率に応じて配当率を0%~0.15%といたしました。

<契約者配当金例示(個人保険・個人年金保険)>

契約者配当金を当社「定期付終身保険」等について例示しますと次のとおりです。

① 毎年配当タイプの場合

(例1) 「定期付終身保険」の場合

- ◇男性、30歳加入、60歳払込満了、年払
- ◇死亡保険金 保険料払込中 3,000万円 保険料払込満了後 200万円
- ◇疾病入院特約、災害入院特約 入院給付日額10,000円

| 契約年度(経過年数) | 継続中の契約 | | 死亡契約 | 備考 |
|-------------|----------|---------|-------------|---------------|
| 突刺牛皮(在週牛奴) | 年払保険料 | 配当金 | (保険金+配当金) | III 万 |
| 1994年度(25年) | 203,146円 | 13,360円 | 30,068,171円 | 大樹ニューTOP 15倍型 |

- (注)1. 「死亡契約」欄は、契約応当日以後死亡の場合の受取金額を示します。
 - 2.経過年数とは、2019年4月1日から2020年3月31日の間の契約応当日での経過を示します。

(例2)「養老保険」の場合

◇男性、30歳加入、30年満期、年払、満期保険金100万円

| 契約年度(経過年数) | 継続中 | の契約 | 死亡契約 | 備考 |
|-------------|---------|-----|------------|-------|
| 关羽牛皮(柱週牛奴) | 年払保険料 | 配当金 | (保険金+配当金) | V用与 |
| 1994年度(25年) | 23,946円 | 0円 | 1,000,000円 | ザ・らいふ |

- (注)1.「死亡契約」欄は、契約応当日以後死亡の場合の受取金額を示します。
 - 2.経過年数とは、2019年4月1日から2020年3月31日の間の契約応当日での経過を示します。

② 5年ごと利差配当タイプの場合

(例3) 「定期付終身保険」の場合

- ◇男性、30歳加入、60歳払込満了、年払
- ◇死亡保険金 保険料払込中 3,000万円 保険料払込満了後 200万円

| 契約年度(経過年数) | 継続中 | 継続中の契約 死亡契約 | | 備考 | |
|-------------|----------|-------------|-------------|---------------|--|
| 关羽牛皮(在週牛奴) | 年払保険料 | 配当金 | (保険金+配当金) | VH 5 | |
| 1999年度(20年) | 165,760円 | 0円 | 30,031,712円 | 大樹NEXT-R 15倍型 | |

- (注)1.「死亡契約」欄は、契約応当日以後死亡の場合の受取金額を示します。
 - 2.経過年数とは、2019年4月1日から2020年3月31日の間の契約応当日での経過を示します。

③ 3年ごと利差配当タイプの場合

(例4)「利率変動型積立保険」の場合

- ◇男性、30歳加入、終身払込
- ◇積立保険 年払保険料12,000円
- ◇定期保険特約(15年更新型) 死亡保険金 1,000万円

| 圭刀: | 約年度(経過年数) | 継続中の契約 | | 死亡契約 | /#± ±/ |
|--------------|-------------|---------|------------------------|-------------|--------|
| | 拟牛皮(柱炮牛奴) | 年払保険料 | 配当金 | (保険金+配当金) | 備考 |
| 2 | 2004年度(15年) | 42,710円 | 4,299円 ^(注3) | 10,000,000円 | ザ・ベクトル |

- (注)1.「死亡契約」欄は、契約応当日以後死亡の場合の受取金額を示します。
 - 2.経過年数とは、2019年4月1日から2020年3月31日の間の契約応当日での経過を示します。
 - 3. 定期保険特約が更新を迎えるため、消滅時特別配当を含みます。
 - 4.表中に記載の金額の他に、死亡時には、積立金額(災害死亡時は、積立金額の1.1倍相当額)を死亡保険金としてお支払いいたします。

契約者配当金の仕組み

(個人保険・個人年金保険の場合)

保険料は、過去の実績を参考に、 将来の資産運用収益、保険金等の 支払い、契約の管理や生命保険事 業を維持運営するための事業費支 出を見込んだ計算基礎を予め設定 し、それに基づいて算出されてい ます。

しかし、一般には、実際の資産運用収益、保険金等の支払い、事業費の支出状況は、予め設定した計算基礎どおりにはならないため、保険料と実際に要する保険費用との間には差が生じます。これが、毎年の決算において差益として算定され、その中から契約者配当金の原資が生じることとなります。

契約者配当金は、保険料の精算 として、個々のご契約内容に応じ て一定の基準により、この原資を 割り当てたものです。

契約者配当金には、継続中のご 契約に対する通常配当と、消滅す るご契約に対する特別配当(消滅 時特別配当)があります。



継続中のご契約に対する 通常配当

消滅するご契約に対する 特別配当

継続中のご契約に対する通常配当は、ご契約後3年目以降のご契約に割り当てられます。(なお、5年ごと利差配当付保険についてはご契約後6年目から5年ごとに、3年ご契約後4年目から3年ごとに割り当てられます。)

消滅時特別配当は、所定の年数 を経過して満期、死亡、解約などに より消滅するご契約に割り当てら れます。 前記の配当金は下記の配当率に基づいております。

诵堂配当

| 項目 | 内容 | | |
|------------------|---|--|--|
| 利差配当 | 責任準備金に利差配当率を乗じた額です。 前記の契約者配当金例示の場合、利差配当率は次のとおりです。 ①毎年配当タイプの場合(1994年度契約) △2.80% ②5年ごと利差配当タイプの場合(1999年度契約) △1.00% ③3年ごと利差配当タイプの場合(2004年度契約)主契約 0.00% 定期保険特約 △0.50% | | |
| 費差配当 | 保険金に、契約年度、保険種類等によって異なる費差配当率を乗じた額です。 さらに、保険種類に応じて保険金額が以下の金額を超える部分に対し、保険金額に応じた費差上 乗せ配当率を乗じた額を上乗せします。 養老保険・終身保険等・・・保険金額500万円 定期保険・定期保険特約等・・・・保険金額2,000万円 | | |
| 死差配当 | 危険保険金(保険金-責任準備金)に、契約年度、保険種類、被保険者の性別、年齢等によって異なる 死差配当率を乗じた額です。 | | |
| 災害・疾病関係 特約の配当 | 給付日額あるいは特約保険金額に、契約年度、保険種類、被保険者の性別、年齢等によって異なる 配当率を乗じた額です。 | | |

消滅時特別配当

所定の年数を経過して満期、死亡、解約などにより消滅するご契約(定期付終身保険の定期保険特約部分等)に対し、保険料[年額]に消滅時特別配当率を乗じた額です。

[毎年配当タイプ]

通常配当と消滅時特別配当を合計した金額といたします。

なお、通常配当は、利差配当、費差配当、死差配当および災害·疾病関係特約の配当を合算し、合計額が負値の場合はその合計額を0といたします。

[5年ごと利差配当タイプ]

通常配当と消滅時特別配当を合計した金額といたします。

なお、通常配当は、利差配当を5年間通算し、合計額が負値の場合はその合計額を0といたします。

[3年ごと利差配当タイプ]

通常配当と消滅時特別配当を合計した金額といたします。

なお、通常配当は、利差配当を3年間通算し、合計額が負値の場合はその合計額を0といたします。

〈ご参考〉2017年度決算に基づく2018年度契約者配当について

個人保険:個人年金保険

個人保険・個人年金保険の配当金につきましては、お支払いを見送らせていただくことといたしました。

団体保険

団体保険の配当金につきましては、前年度と同一の水準に据え置きます。 配当金は各団体の死差益に、その団体の構成人員・保険種類等によって異なる配当率を乗じた額です。配当率は、例えば総合福祉団体定期保険では、被保 険者数・支払率に応じて14%~98.7%です。

団体年金保険

団体年金保険の配当金につきましては、前年度と同一の水準に据え置き、新企業年金保険等の予定利率0.75%のご契約および確定給付企業年金保険は利差配当率を0.05%とし、拠出型企業年金保険は、お支払いを見送らせていただくことといたしました。

財形保険·財形年金保険

財形保険等の配当金につきましては、お支払いを見送らせていただくことといたしました。

2018年度決算に基づく2019年度株主配当について

株主配当につきましては、以下の通り実施することといたしました。

普通株式 1株あたり 150,000円

〈ご参考〉2017年度決算に基づく2018年度株主配当について

株主配当につきましては、配当のお支払いを見送らせていただくことといた しました。

基礎利益

2018年度 531億円

「基礎利益」とは、保険料収入や保険金·事業費支払などの保険関係の収支と、利息及び配当金等収入を中心とした運用関係の収支からなる、生命保険会社の基礎的な期間損益の状況を表す指標で、一般事業会社の営業利益や、銀行の業務純益に近いものです。

経常的な収益力を測るための指標であるため、経常利益から、有価証券売却損益などの「キャピタル損益」と「臨時損益」を除くことによって算出されます。

基礎利益 + キャピタル損益 + 臨時損益 = 経常利益

(531億円)

(△49億円)

(△215億円)

(266億円)

(注)数値はいずれも2018年度のものです。

2018年度の基礎利益は、利差損益が予定利息負担の減少等により改善したものの、危険差益が料率改定等により減少したこと等から、前年度から64億円減少し、531億円となりました。

基礎利益



2.2018年度決算の状況

(単位:百万円)

| | | | (単位: 百万円) |
|---------------|-------------|--------------|-----------|
| 区分 | | 2017年度 | 2018年度 |
| 基礎利益 | (A) | 59,600 | 53,112 |
| キャピタル収益 | | 129,293 | 42,726 |
| 金銭の信託運用益 | | 0 | 0 |
| 売買目的有価証券運用益 | | - | _ |
| 有価証券売却益 | | 107,042 | 6,950 |
| 金融派生商品収益 | | - | 14,034 |
| 為替差益 | | = | _ |
| その他キャピタル収益 | | 22,250 | 21,742 |
| キャピタル費用 | | 58,382 | 47,636 |
| 金銭の信託運用損 | | _ | _ |
| 売買目的有価証券運用損 | | _ | _ |
| 有価証券売却損 | | 13,400 | 2,249 |
| 有価証券評価損 | | 136 | 364 |
| 金融派生商品費用 | | 37,566 | _ |
| 為替差損 | | 7,279 | 38,743 |
| その他キャピタル費用 | | _ | 6,280 |
| キャピタル損益 | (B) | 70,910 | △ 4,910 |
| キャピタル損益含み基礎利益 | (A)+(B) | 130,510 | 48,202 |
| 臨時収益 | | 3,426 | _ |
| 再保険収入 | | _ | _ |
| 危険準備金戻入額 | | 3,421 | _ |
| 個別貸倒引当金戻入額 | | 5 | _ |
| その他臨時収益 | | _ | _ |
| 臨時費用 | | 58,531 | 21,553 |
| 再保険料 | | _ | _ |
| 危険準備金繰入額 | | _ | 8,092 |
| 個別貸倒引当金繰入額 | | _ | 246 |
| 特定海外債権引当勘定繰入額 | | _ | _ |
| 貸付金償却 | | _ | _ |
| その他臨時費用 | | 58,531 | 13,214 |
| 臨時損益 | (C) | △ 55,104 | △ 21,553 |
| 経常利益 | (A)+(B)+(C) | 75,406 | 26,649 |
| | | | |

(参考)その他項目の内訳

(単位:百万円)

| | (単位・日月月) |
|--------------|---|
| 2017年度 | 2018年度 |
| △ 22,250 | △ 15,461 |
| △ 22,192 | △ 21,742 |
| A 50 | 0.000 |
| △ 58 | 6,280 |
| 22,250 | 21,742 |
| 22,192 | 21,742 |
| 50 | |
| 58 | _ |
| _ | 6,280 |
| _ | _ |
| | 0.000 |
| - | 6,280 |
| _ | _ |
| 58,531 | 13,214 |
| 58,531 | 13,214 |
| | △ 22,250 △ 22,192 △ 58 22,250 22,192 58 — — — 58,531 |

ソルベンシー・マージン比率

2018年度末 1,132.2%

価格変動準備金

→18ページをご覧ください。

危険準備金

保険契約に基づく将来の債務を 確実に履行するため、将来発生が 見込まれる危険に備える準備金で す。将来発生が見込まれる危険に は、保険リスク・矛定利率リスク、 最低保証リスク、第三分野保険の 保険リスクがあります。

その他有価証券 評価差額金

→17、18ページをご覧ください。

「リスクの合計額」は、保険リスク、予定利率リスク、資産運用リスク、政経営管理リスクなど通常予想できる範囲を超える諸リスクを数値化して算出します。

保険リスク相当額

大災害の発生などにより、保険 金支払が急増するリスク相当額

第三分野保険の保険リスク相当額

医療保険やがん保険などのいわ ゆる第三分野保険について保険金 等支払が急増するリスク相当額

予定利率リスク相当額

運用環境の悪化により、資産運 用利回りが予定利率を下回るリス ク相当額

最低保証リスク相当額

変額保険、変額年金保険の保険 金等の最低保証に関するリスク相 当額

資産運用リスク相当額

株価暴落・為替相場の激変などにより資産価値が大幅に下落する リスク及び貸付先企業の倒産など により貸倒れが急増するリスク相 当額

経営管理リスク相当額

業務の運営上通常の予想を超え て発生し得るリスク相当額 生命保険会社は、将来の保険金などの支払いについて責任準備金を積み立てており、通常予測できる範囲のリスクについては責任準備金の範囲内で対応できます。しかし、大災害や株の大暴落など、通常の予測を超えたリスクが発生する場合があります。「ソルベンシー・マージン比率」とは、このような通常の予測を超えて発生するリスクに対してどの程度「支払余力」を有しているのかを判断するための行政監督上の指標の一つで、具体的には資本金や、価格変動準備金・危険準備金等の内部留保、有価証券の含み益などの合計を、数値化した諸リスクの合計で割ることにより求められます。この比率が200%を下回った場合には、監督当局によって早期是正措置がとられます。逆にこの比率が200%以上であれば、健全性の一つの基準を満たしていることになります。

当社の2018年度末のソルベンシー・マージン比率は、内部留保の積み増しや国内外金利の低下に伴う国内公社債・外国証券の含み益の増加等により、前年度末から61.9ポイント上昇の1,132.2%となりました。

(単位:百万円)

| | | (単位:百万円) |
|---|-----------|-----------|
| 項目 | 2017年度末 | 2018年度末 |
| ソルベンシー·マージン総額 (A) | 1,063,408 | 1,109,998 |
| 資本金等 | 319,394 | 323,130 |
| 価格変動準備金 | 63,793 | 67,017 |
| 危険準備金 | 17,401 | 25,494 |
| 一般貸倒引当金 | 143 | 123 |
| (その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×90%(マイナスの場合100%) | 252,158 | 278,270 |
| 土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%) | △ 13,886 | △ 11,906 |
| 全期チルメル式責任準備金相当額超過額 | 202,919 | 205,235 |
| 負債性資本調達手段等 | 180,000 | 180,000 |
| 全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び 負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額 | _ | - |
| 控除項目 | △ 113 | △ 113 |
| その他 | 41,597 | 42,746 |
| リスクの合計額 √(R₁+R₃)²+(R₂+R₃+R₁)² +R₄ (B) | 198,694 | 196,063 |
| 保険リスク相当額 R ₁ | 19,866 | 19,555 |
| 第三分野保険の保険リスク相当額 R _s | 8,375 | 8,499 |
| 予定利率リスク相当額 R ₂ | 54,755 | 55,080 |
| 最低保証リスク相当額 R7 | 4,721 | 3,405 |
| 資産運用リスク相当額 R ₃ | 132,745 | 131,160 |
| 経営管理リスク相当額 R4 | 4,409 | 4,354 |
| ソルベンシー・マージン比率 | 1,070.3% | 1,132.2% |

(注) 1. 上記は、保険業法施行規則第86条、第87条及び平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。 2. 「最低保証リスク相当額」は、標準的方式を用いて算出しています。

ソルベンシー・マージン比率



実質純資産額

2018年度末 1兆3,262億円

ソルベンシー・マージン比率のほかに、監督当局が生命保険会社の健全性を判断する指標の一つとして「実質純資産額」があります。実質純資産額とは、有価証券や不動産の含み損益などを反映した「実質的な資産」から、負債の部に計上されている価格変動準備金や危険準備金等を控除した「実質的な負債」を差し引くことにより算出されます。実質純資産額がマイナスになると実質的な債務超過と判断され、監督当局による業務停止命令などの早期是正措置の対象となることがあります。

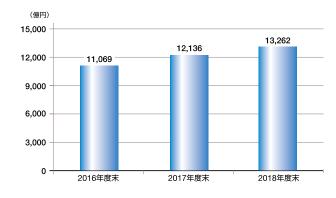
当社の2018年度末の実質純資産額は、前年度末比9.3%増の1兆3,262億円となりました。

(単位:百万円)

| 項目 | 2017年度末 | 2018年度末 |
|--------|-----------|-----------|
| 実質純資産額 | 1,213,646 | 1,326,211 |

(注)上記は、保険業法第132条第2項に規定する区分等を定める命令及び平成11年金融監督庁・大蔵省告示第2号の規定に基づいて算出しています。

実質純資産額



リスク管理債権



2018年度末のリスク管理債権の残高は、6億円となりました。また、貸付金に対する比率は 0.06%となっています。

(単位:百万円、%)

| 区分 | 2017年度末 | 2018年度末 |
|--------------|---------|---------|
| 破綻先債権額 | 8 | _ |
| 延滞債権額 | 132 | 611 |
| 3カ月以上延滞債権額 | _ | _ |
| 貸付条件緩和債権額 | _ | _ |
| 合計 | 141 | 611 |
| (貸付残高に対する比率) | (0.01) | (0.06) |

[※]詳細については、100ページをご覧ください。

責任準備金

2018年度末 **6兆2,631**億円

「責任準備金」とは、生命保険会社が将来の保険金・年金・給付金の支払いを確実に行うため、保 険料や運用収益等を財源として積み立てる準備金を指し、保険業法で保険種類ごとに積み立て ることが義務付けられています。

責任準備金の積立方式の代表的なものには、「平準純保険料式」と「チルメル式」がありますが、 当社は、最も堅実で手厚い積立方式である「平準純保険料式」により責任準備金を積み立ててお り、2018年度末の残高は、前年度末から1,758億円増加して6兆2,631億円となっています。

責任準備金明細表

(単位:百万円)

| 人工一個加入10世紀 | | | | |
|-----------------------|--------|-----------|-----------|--|
| 区 | 分 | 2017年度末 | 2018年度末 | |
| | 個人保険 | 3,853,796 | 4,077,235 | |
| | (一般勘定) | 3,781,397 | 4,009,496 | |
| | (特別勘定) | 72,398 | 67,738 | |
| | 個人年金保険 | 1,322,205 | 1,285,859 | |
| | (一般勘定) | 1,267,311 | 1,262,827 | |
| | (特別勘定) | 54,893 | 23,032 | |
| | 団体保険 | 14,257 | 14,161 | |
| | (一般勘定) | 14,257 | 14,161 | |
| 責任準備金 | (特別勘定) | _ | _ | |
| (除危険準備金) | 団体年金保険 | 827,635 | 809,664 | |
| | (一般勘定) | 729,809 | 707,844 | |
| | (特別勘定) | 97,825 | 101,819 | |
| | その他 | 51,935 | 50,691 | |
| | (一般勘定) | 51,935 | 50,691 | |
| | (特別勘定) | _ | _ | |
| | 小計 | 6,069,830 | 6,237,612 | |
| | (一般勘定) | 5,844,712 | 6,045,022 | |
| | (特別勘定) | 225,118 | 192,590 | |
| 危険準備金 | | 17,401 | 25,494 | |
| 合計 | | 6,087,231 | 6,263,106 | |
| (一般勘定) | | 5,862,113 | 6,070,516 | |
| (特別勘定) | | 225,118 | 192,590 | |

「平準純保険料式」に

生命保険会社の事業費は、営業 職員等への報酬、保険証券の作成 費用及び医師への診査手数料等の

経費支払のため、契約初年度は多

額になるのが一般的です。「平準純 保険料式 は、事業費が保険料払込 期間にわたって毎回一定額(平準) と想定し、責任準備金を計算する

ついて

方法です。

2.2018年度決算の状況

責任準備金残高の内訳

(単位:百万円)

| | 保険料積立金 | 未経過保険料 | 払戻積立金 | 危険準備金 | 年度末合計 |
|---------|-----------|--------|-------|--------|-----------|
| 2017年度末 | 5,980,458 | 89,371 | _ | 17,401 | 6,087,231 |
| 2018年度末 | 6,149,731 | 87,881 | _ | 25,494 | 6,263,106 |

個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率

| III ANIMANA III A I III MAANA AA I MAANA AA | | | | |
|---|--------------|-------------------------|-------------------------|--|
| | | 2017年度末 | 2018年度末 | |
| 積立方式 | 標準責任準備金対象契約 | 平成8年大蔵省告示第48号に 定める方式 | 平成8年大蔵省告示第48号に 定める方式 | |
| 12.22 | 標準責任準備金対象外契約 | 平準純保険料式 | 平準純保険料式 | |
| 積立率(危険準備会 | 金を除く) | 100.0% | 100.0% | |

- (注) 1. 積立方式及び積立率は、個人保険及び個人年金保険を対象としています。なお、団体保険及び団体年金保険の責任準備金は積立方式という概念がないため、上記には含んでいません。
 - 2. 積立率については、標準責任準備金対象契約に関しては平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により計算した保険料積立金及び未経過保険料に対する積立率を記載しています。
 - ※平成8年大蔵省告示第48号に定める方式も「平準純保険料式」です。

個人保険及び個人年金保険の責任準備金の残高(契約年度別)

(単位:百万円)

| 契約年度 | 責任準備金残高 | 予定利率 |
|-----------------|---------|---------------|
| ~ 1980年度 | 18,374 | 4.00% ~ 5.00% |
| 1981年度 ~ 1985年度 | 151,970 | 5.00% ~ 6.00% |
| 1986年度 ~ 1990年度 | 650,150 | 5.50% ~ 6.00% |
| 1991年度 ~ 1995年度 | 986,625 | 2.25% ~ 5.50% |
| 1996年度 ~ 2000年度 | 473,577 | 1.75% ~ 2.90% |
| 2001年度 ~ 2005年度 | 306,506 | 1.00% ~ 1.50% |
| 2006年度 ~ 2010年度 | 791,847 | 1.00% ~ 1.50% |
| 2011年度 | 175,702 | 1.00% ~ 1.50% |
| 2012年度 | 201,146 | 1.00% ~ 1.50% |
| 2013年度 | 185,414 | 0.70% ~ 1.00% |
| 2014年度 | 195,366 | 0.70% ~ 1.00% |
| 2015年度 | 191,313 | 0.50% ~ 1.00% |
| 2016年度 | 206,759 | 0.00% ~ 1.00% |
| 2017年度 | 342,763 | 0.00% ~ 0.25% |
| 2018年度 | 394,804 | 0.00% ~ 0.25% |

- (注) 1. 「責任準備金残高」は、個人保険及び個人年金保険の責任準備金(特別勘定の責任準備金及び危険準備金を除く)を記載 しています。
 - 2. 「予定利率」については、各契約年度別の責任準備金に係る主な予定利率を記載しています。

特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約に係る一般勘定の責任準備金残富

| 水岡たり丸は十個並ん同 | | (単位・日万円) |
|-------------------|---------|----------|
| 区 分 | 2017年度末 | 2018年度末 |
| 責任準備金残高 (一般勘定) | 1,191 | 258 |

- (注) 1. 保険業法施行規則第68条に規定する保険契約(標準責任準備金対象契約)を対象としています。
 - 2. 「責任準備金残高(一般勘定)」は最低保証に係る保険料積立金を記載しています。

資本金、株式・株主の状況

資本金の状況

(2019年3月31日現在)

資 本 金 167,280百万円

株式の総数 (2019年3月31日現在)

発行可能株式総数 40,000株 発行済株式の総数 10,000株 当 期 末 株 主 数 20名

株主

| (2019年3月31 | | | |
|-------------------|-------|----------------|--|
| 株主名 | 当社へ | の出資状況 | |
| 林 土 石 | 持株数 | 持株比率 | |
| 日本生命保険相互会社 | 8,260 | \$2.6 % | |
| 株式会社三井住友銀行 | 1,100 | 11.0 | |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 200 | 2.0 | |
| 三井住友海上火災保険株式会社 | 100 | 1.0 | |
| 三井不動産株式会社 | 100 | 1.0 | |
| 三井物産株式会社 | 100 | 1.0 | |
| 王子ホールディングス株式会社 | 10 | 0.1 | |
| 株式会社商船三井 | 10 | 0.1 | |
| 株式会社東芝 | 10 | 0.1 | |
| 株式会社日本製鋼所 | 10 | 0.1 | |
| 株式会社三越伊勢丹 | 10 | 0.1 | |
| 三機工業株式会社 | 10 | 0.1 | |
| デンカ株式会社 | 10 | 0.1 | |
| 東レ株式会社 | 10 | 0.1 | |
| 日本製紙株式会社 | 10 | 0.1 | |
| 日本製粉株式会社 | 10 | 0.1 | |
| 三井化学株式会社 | 10 | 0.1 | |
| 三井金属鉱業株式会社 | 10 | 0.1 | |
| 三井倉庫ホールディングス株式会社 | 10 | 0.1 | |
| 株式会社三井E&Sホールディングス | 10 | 0.1 | |

3.大樹生命の会社運営

コーポレート・ガバナンスの状況

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、社会的な使命を果たしつつ、お客さまから信頼され、従業員が活き活きと働き、その結果として、安定的・持続的に広くステークホルダーの皆さまのご期待に応える会社となることを目指しています。この目標の実現のためには、優れたコーポレート・ガバナンス体制の構築が前提になるものと考えています。この考え方に基づき、継続的にコーポレート・ガバナンスの充実に取り組みます。

経営管理組織

当社は監査役制度を採用しています。また、執行役員制度を導入することにより、取締役会の監督機能と業務執行機能を分離しています。

(取締役会)

- ・取締役会は、法令または定款に定めるもののほか、当社関連規程で定める経営に重大な影響を与える事項について意思決定を行うとともに、業務執行の監督を行っています。また、それ以外の事項については、業務執行と監督の機能分離のため、業務執行に係る権限の多くを執行役員に委任しています。
- ・取締役会は、2019年6月22日現在、取締役9名(うち1名は社外取締役)で構成しています。
- ・取締役候補者は、当社の経営を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者を選任しています。また、候補者案については 社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会にて審議し、取締役会にて決定しています。
- ·取締役の任期は事業年度ごとの経営責任を明確にするため1年としています。2018年度には、取締役会は12回開催しています。なお、当社の取締役は15名以内とする旨定款に定めています。
- ・取締役の報酬は、株主総会の決議によって定められた報酬枠の範囲内で、経営環境、業績ならびに各役員の職務内容を勘案の上で適切な水準を設定しています。また、報酬案については 社外取締役を委員長とする指名・報酬諮問委員会にて審議し、取締役会にて決定しています。
- · 社内外の取締役·監査役と外部会計監査人の意見交換会を実施し、相互の情報連携や意見の 交換を行っています。
- ・取締役および監査役のトレーニングとして、就任時研修や外部講師を招いた研修を行い、 その役割・青務を適切に果たすために必要な知識を習得・更新する機会を提供しています。
- ・取締役会の実効性に関し、全取締役・監査役を対象にアンケートを実施し、その結果をもとに取締役会において分析・評価を実施しました。その結果、取締役会資料の構成等に改善の必要性があるものの、概ね適切に運営されていると評価しています。本評価結果等も踏まえ、今後も継続的に取締役会の実効性向上を図ってまいります。

(監査役会)

- ·監査役会は、監査に関する意見を形成するための唯一の協議機関かつ決議機関であり、監査役は、その職務の遂行の状況を監査役会に報告するとともに、収集した情報に基づく適切な監査意見の表明と形成を図ることにより、監査の実効性を高めるよう努めています。
- ・監査役会は、2019年6月22日現在、監査役4名(うち2名は社外監査役)で構成し、取締役会及び業務執行の監査を行っています。
- · 監査役候補者は、取締役会及び業務執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者を選任しています。
- ・監査役の任期は、定款の定めるところにより4年としています。
- · 監査役の報酬は、株主総会の決議によって定められた報酬枠の範囲内で、監査役の協議により決定しています。

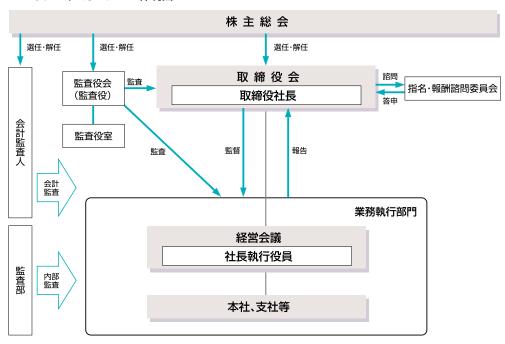
(執行役員)

·業務執行については、取締役会において選任された執行役員(2019年6月22日現在、取締役兼務者6名を含む計18名)が担当しています。

(経営会議)

- ・業務執行のための会議体として、経営会議を設置しています。
- ・経営会議は、取締役会の定めた基本方針に基づいて、経営に関する重要事項を決定し、あわせて、その全般的管理を行っています。経営会議は、2019年6月22日現在、社長執行役員及び各担当役員等計13名で構成されています。なお、2018年度には、経営会議は47回開催しています。

コーポレート・ガバナンス体制図



コーポレートガバナンスに関するその他の事項

(情報の開示に関する事項)

・当社の経営理念、経営計画については、ホームページ等に掲載しています。

(個別取締役の利益相反取引に関する事項)

・取締役が自己または第三者のために行う会社との取引その他の利益相反取引を行うにあたっては、必ず取締役会の承認を得ることとしています。また、該当取引の実施後は法令の定めるところによりその重要な事実を適切に開示しています。

(株主との対話に関する事項)

・株主との対話において把握された株主等の意見・要望のうち、重要なものについては、経営 陣に報告し、情報を共有する体制を構築しています。

(保有国内株式に関する事項)

·子会社·関連法人等を除く保有国内株式について、投資·売却および議決権の行使は全て資産運用部門にて独立した意思決定を行っています。

(経営陣から独立した外部通報窓口)

·経営陣から独立した外部通報窓口を設置しています。

内部統制システム

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制として、「内部統制システムに関する基本方針」を次のとおり定め、本方針に従って内部統制システムを適切に構築し、運用しています。

内部統制システムに関する基本方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社 の業務の適正を確保するために必要な体制として、「内部統制システムに関する基本方針」を次のとおり定める。

1.当社の取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンスを経営上の最重要事項の一つとして位置づけ、すべての役職員が諸 法令、社会規範および諸規程等を遵守し職務の遂行を行うべく体制を整備する。
- (2) コンプライアンスに関する事項を統括監督する責任者として、チーフコンプライアンスオフィサーを配置し、その下にコンプライアンスの推進を統括する組織を設け、定期的に取締役会に報告する。さらに各組織の長をコンプライアンス責任者として、各組織のコンプライアンスの推進、管理を行う。
- (3) チーフコンプライアンスオフィサーを議長とする「コンプライアンス会議」を設け、全社的な観点からコンプライアンス上の重要課題を審議する。
- (4) 当社の取締役・使用人がコンプライアンス上の問題を発見した場合はすみやかに報告される体制を確立する。
- (5) 業務執行部門から独立した組織によって、定期的にコンプライアンスに関する内部監査を行い、その結果に関し、取締役会に報告する。
- (6) 反社会的勢力による被害を防止するため、その介入を断固として排除し不当要求事案等へ対応する体制の整備を行うとともに、警察等外部専門機関とも連携し毅然とした対応を行う。
- (7) 法令遵守の推進ならびに自律的な内部管理態勢の充実を図る目的から定められている「大樹生命行動規範」、加えて同規範に基づき業務執行上の基本となる考え方を示すものとして作成する「コンプライアンス・マニュアル」を、取締役・使用人に徹底するとともに、以上の体制を確立すべく、必要な規程を定める。

2.当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(1) 文書の保存・管理に関する規程を定め、文書の適切な保存および管理を行うとともに、 取締役および監査役が、それぞれの監督または監査権限により、保存された文書を適時 閲覧・謄写できる体制を確保する。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 保険引受リスク、資産運用リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスク、法務リスク、災害リスク、子会社等リスクおよび情報漏洩リスク等について、それぞれのリスクの特性に応じたリスク管理を行う。
- (2) リスク管理に関する事項を統括監督する責任者として、チーフリスクマネジメントオフィサーを配置し、その下にリスクの統括管理を行う組織を設け、定期的に取締役会に報告する。さらに、リスクカテゴリー毎にリスク管理を担当する組織を定め、リスク毎の管理を行う。
- (3) チーフリスクマネジメントオフィサーを議長とする、「リスク管理会議」を設け、全社的 な観点からリスク管理に関する重要事項を審議する。
- (4) 定量的なリスク管理手法として、取締役会にてリスク割当資本を定め、統合的なリスク管理を行う。また計量化が困難な事務リスク・システムリスク等については、当該事象が発生した場合はすみやかに報告される体制を確立し、リスクの抑制に向けた対応を図る。
- (5) 業務執行部門から独立した組織によって、定期的にリスク管理に関する内部監査を行い、その結果に関し、取締役会に報告する。
- (6) 危機的状況の発生またはその可能性が認められる場合において、適切な対応を行うべく体制を整備する。
- (7) 以上の体制を確立すべく、必要な規程を定める。

4.当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 執行役員制度を導入することにより、取締役会の監督機能と業務執行機能を分離する。
- (2) 業務執行のための会議体として、経営会議を設置する。 経営会議は、取締役会の定めた基本方針に基づいて、経営に関する重要事項を決定し、 あわせて、その全般的な管理を行う。
- (3) 取締役会の監督機能に資するべく、取締役会における必要な報告事項を取締役会にて 定め、それに則った業務執行状況の報告を行う。
- (4) 取締役会、経営会議において重要な決定を行い、決定に基づく業務執行が適切に行われるよう、責任、権限に関する規程その他効率的な職務執行を行うべく必要な規程を 定める。

5.当社、子会社および関連会社(以下、「子会社等」という)からなる企業集団における業務の適正 を確保するための体制

- (1) 当社は、子会社等の事業の適切な運営と当社の子会社等への管理の適正化を図り、もって当社 と子会社等双方の利益の増進を図る。
- (2) 当社は、各子会社等の役割を明確にするとともに、子会社等に対応する業務担当組織を定め、 当該会社に取締役を派遣することにより子会社等経営への監視、内部牽制を行う。
- (3) 当社は、子会社等のコンプライアンス対応状況、リスク管理状況について、所管組織を通じ、管理状況を把握し、必要に応じて指導を行うとともに、取締役会に報告する。
- (4) 当社は、業務執行部門から独立した組織によって、定期的に子会社等への内部監査を行い、その結果に関し、取締役会に報告する。
- (5) 当社は、子会社等から、その財務・経営状況その他重要な情報について、定期的に関係書類の提出を求める。
- (6) 当社は、子会社等の自主性を尊重しつつ、子会社等における重要な決定については当社の承認を要する事項を規程等に定め、子会社等の適正かつ効率的な意思決定と職務の執行を確保する。
- (7) 以上の体制を確立すべく、必要な規程を定める。

6.当社の財務報告に係る内部統制に関する体制

- (1) 財務報告における記載内容の適正性を確保するため、財務報告に係る内部統制が有効 に整備・運用される体制を構築する。
- (2) 評価対象業務から独立した組織により、有効性の評価を行う。
- (3) 以上の体制を確立すべく、必要な規程を定める。

7.当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人 に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に 対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 取締役の指揮命令に属さない「監査役会」の直属組織を設置し、監査役(会)の職務を補助するものとする。
- (2) 当該組織には、当該組織の長の他、1名以上の監査役スタッフを配置し、監査役監査を補助するに必要な能力を備えた人材を配属する。
- (3) 当該所属員の人事異動・人事評価・懲戒処分は、予め監査役の同意を必要とする。

8.当社および子会社の取締役および使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の 監査役への報告に関する体制

- (1) 当社および子会社の取締役および使用人は、当社の監査役(会)の監査に資するため、次に定める事項を当社の監査役(会)に報告する。
 - ① 当社の監査役(会)に定例的に報告すべき事項
 - イ.経営の状況、事業の状況、財務の状況
 - 口. 内部監査を所管する組織が実施した内部監査の結果
 - ハ.リスク管理の状況
 - 二. コンプライアンスの状況
 - ② 当社の監査役(会)に臨時的に報告すべき事項
 - イ. 当社および子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
 - □. 当社および子会社の取締役の職務遂行に関して不正行為、法令・定款に違反する 重大な事実
 - ハ.内部通報制度に基づき通報された事実
 - 二.金融庁検査・外部監査の結果
 - ホ.重要な会計方針の変更、会計基準等の制定・改廃
 - へ. 重要な開示書類の内容 等
- (2) 上記については、当社は取締役会への監査役の出席のほか、経営会議、経営会議の諮問機関である各会議への常勤監査役の出席を通じ、必要に応じて各監査役へ報告すること等により行う。
 - また、当社の常勤監査役が子会社の取締役会に出席し、その他必要に応じて報告を受けること等により行う。

9.上記8の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 監査役への報告を行った当社および子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由 として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社および子会社に周知徹底する。

10.当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

(1) 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

11.その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査が効率的·効果的に行われるため、会計監査人の他、内部監査、コンプライアンス、 リスク管理を所管する組織等からの報告等を通じ、連携を図る。
- (2) 必要に応じ、専門家(弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント等)の活用ができるようにする。

なお、上記「取締役」については、「執行役員」としての地位を付与されている場合、当該執行役員 としての業務執行にかかる職務を含むものとする。

以上

内部監查

内部監査については、他の業務執行組織とは独立した内部監査組織である監査部が、当社及びグループ会社に対し監査を行い、業務の改善提案を行うとともに、監査結果を定期的に取締役会・経営会議に報告しています。

監查役監查

監査役は取締役会に出席するとともに、常勤監査役は経営会議等の重要な会議に出席しています。これにより、監査役は経営執行状況の的確な把握と監視に努めるとともに、遵法状況の点検・確認、内部統制の整備・運用の状況等の監査を通じ、取締役の職務の執行を監査しています。これらの監査後の監査業務をサポートする組織として監査役室を設けており、監査役の円滑な職務遂行の支援を行っています。なお、2018年度には、監査役会は12回開催しています。

また、監査役は監査部及び会計監査人と定期的な情報・意見の交換を行うとともに、監査結果の報告を受けるほか、適宜会計監査人監査にも立ち会う等、緊密な連携を取っています。

コンプライアンス(法令等遵守)態勢

お客さまと社会からの信頼にお応えし、「お客さま本位」を実践していくためには、全役職員がコンプライアンスに立脚した業務を行うことが基本となります。

当社では、コンプライアンスを経営の重要課題と位置づけ、以下の取組みを実施しています。

コンプライアンスへの取組み

当社では、取締役会において「内部統制システムに関する基本方針」を定め、実行計画である「コンプライアンス・プログラム」を年度ごとに策定しています。

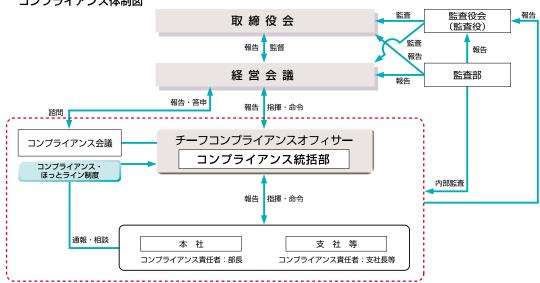
また、コンプライアンスに関する事項を統括監督する「チーフコンプライアンスオフィサー (CCO)」を配置するとともに、その下に「コンプライアンス統括部」を設置して、コンプライアンスに関する重要課題等のとりまとめ、取組みの推進、個人情報保護の推進等を行っています。

さらに、「チーフコンプライアンスオフィサー(CCO)」を議長とする、「コンプライアンス会議」を設置し、重要課題及びその改善状況等について、会社全般の立場から審議、調整して経営会議を補佐しています。

各組織には、「コンプライアンス責任者」及び「コンプライアンス管理者」を配置し、担当組織におけるコンプライアンスの推進、管理、研修や施策の実施をしています。

加えて、支社等の営業組織においては、「コンプライアンス統括部」に所属する「コンプライアンスオフィサー」が、コンプライアンス推進に関する確認や改善指導を行うことにより、コンプライアンス態勢を強化しています。

コンプライアンス体制図



大樹生命行動規範の遵守

全役職員が「お客さま本位」の精神を基本とし、生命保険事業に携わる者としての職業的使命を果たしていくことを目的として、その職務遂行にあたっての指針となる「大樹生命行動規範」を定めています。また、「大樹生命行動規範」、「勧誘基本方針」、「正しい販売活動に関する規程」及び「個人情報保護基本方針」等を掲載した「コンプライアンス・カード」を全役職員に配付し、一人ひとりが常に正しく職務を遂行できるよう、常時携帯させています。



コンプライアンスに関する社内教育

「お客さま本位・法令等遵守徹底」の観点から、「コンプライアンス・説明責任・保険金支払い等のアフターサービス」等、職務遂行上の重要事項を記載した「コンプライアンス・マニュアル」を 策定・配付し、全役職員への徹底を図っています。

各組織では毎月コンプライアンス研修を実施し、コンプライアンス・マニュアルや携帯端末 "ミレット"の活用などにより、コンプライアンス関連知識を研鑽しています。加えて、各種の社内集合研修等にコンプライアンス研修を組み込むなど、教育機会の充実を図っています。

コンプライアンス・ほっとライン制度(内部通報制度)

コンプライアンス·ほっとライン制度は、職場または日常業務における法令等違反行為の早期発見と抑止のため、従業員等からの通報及び相談を直接受け付ける制度です。

社内ではコンプライアンス・ほっとライン事務局(コンプライアンス統括部)が受け付けるほか、社外通報窓口(委託先法律事務所内)や日本生命グループ共通窓口(日本生命内)を設置・活用するなど、通報・相談を幅広く受け付ける態勢を構築しています。

通報事案に対しては、通報者保護を徹底し厳正に対処しているほか、制度周知の全社的な研修を定期的に実施するなど、安心して通報・相談できる環境の整備に努めています。

反社会的勢力との関係遮断のための基本方針

当社では、「内部統制システムに関する基本方針」において、反社会的勢力による被害を防止するため、その介入を断固として排除し不当要求事案等へ対応する体制の整備を行うとともに、警察等外部専門機関とも連携し毅然とした対応を行うことを定めています。

この基本方針のもと、「反社会的勢力対策規程」を制定し、統括部署の設置、本社·支社等組織の役割、反社会的勢力関係事案発生時の対応態勢などを定め、当社及び子会社等で一体となって反社会的勢力との関係遮断に取り組んでいます。

リスク管理への取組み

生命保険業界を取り巻くリスクは複雑化・多様化してきており、これらのリスクを的確に把握し、 適切かつ厳格に管理していくことの重要性が一層増してきています。

このような状況の中、当社はお客さまの保険契約に対する責務を確実に果たすべく、リスク 管理態勢の整備、高度化に取り組んでいます。

リスク管理においては、当社における様々なリスクについて、その特性に基づき適切な対応を 行うとともに、それらのリスクを統合的に管理することとしています。

リスク管理態勢の整備

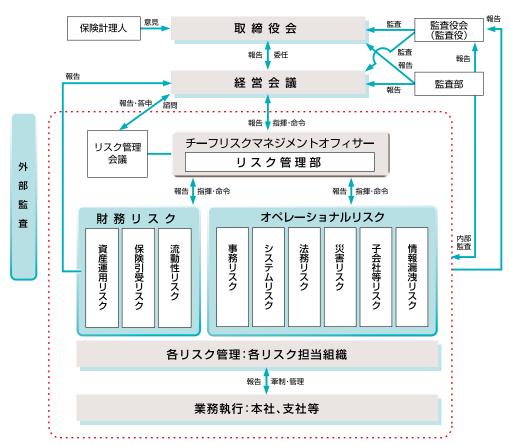
当社では、取締役会において「内部統制システムに関する基本方針」及び「リスク管理基本規程」を定め、取締役会からの委任により経営会議をリスク管理に関する意思決定機関として位置づけ、経営に重大な影響を与えるリスクを把握・確認して対応策を協議しています。

リスク管理に関する事項を統括監督する「チーフリスクマネジメントオフィサー(CRO)」を配置するとともに、リスクの統合的な管理ならびにリスク管理に関する具体的対応策の推進に関する事項等について、会社全般の立場から審議・調整し、経営会議を補佐するための会議体として、「CRO」を議長とする「リスク管理会議」を設置しています。

また、他の部門から独立してリスクの統括管理を主たる業務とする「リスク管理部」を設置して 牽制機能を働かせるとともに、各リスクの管理についても、リスクごとにそれぞれ担当組織を定 め管理態勢を構築・整備しています。

加えて、運用環境が急変した際には、社長を議長とする「財務リスク危機対応会議」を設置し、機動的な対応を行えるよう態勢を整備しています。

リスク管理体制図



統合的リスク管理の取組み

当社では、潜在的なリスクも含め、全社的観点からリスクを包括的に評価し、管理していく統合的リスク管理に取り組んでいます。VaR (バリュー・アット・リスク)等の計量化手法を用いて計測したリスク量を統合し、資本の範囲内で設定したリスク許容度を超えないようモニタリングを行っています。また、複数の指標によるモニタリングも行い、様々な角度からリスクの把握に取り組んでいます。

加えて、時価評価した資産・負債の差額の変動をリスクとして把握・管理する経済価値ベースで の統合的リスク管理への取組みを進めています。

ストレステストの実施

当社では、経営上重大な影響を及ぼす事態を想定したストレステストを定期的に実施し、VaR (バリュー・アット・リスク)等の計量化手法によるリスク管理を補完するとともに、ストレス・シナリオ下における財務の状況を把握・分析しています。

具体的には、保険営業成績、運用前提となる金融環境等をリスク・ファクターとした複数のストレス・シナリオや災害等による財務面への影響を把握・分析し、経営上または財務上の対応が必要と認められる場合には、対応策を検討することとしています。

各リスクへの取組み

財務リスク

財務リスクとは、保険引受リスク、資産運用リスク、流動性リスクが顕在化することにより、財務内容が変化して内部留保が変動する、または毀損してしまう可能性のことです。

1.保険引受リスク

保険引受リスクとは、経済情勢や保険事故の発生率等が保険料率設定時の予測に反して変動することにより保険債務の健全性を損なう可能性のことです。

当社では、直近の保険収支と保険料率設定時の予測シナリオに基づく保険収支との乖離状況を定期的に検証・分析することでリスクを把握・管理し、必要に応じて予定死亡率などの改定を行うことにより保険債務の健全性を確保しています。

再保険について

再保険とは、保険金支払いの責任の一部または全部を他の保険会社に移転する仕組みです。当社では、以下の目的等に照らして出再または受再を行うことが適当であると判断した場合には、再保険に付す、あるいは再保険を引き受けることとしています。

- (1)保有するリスクの平準化
- (2)契約査定に係わる保険引受範囲の拡大

なお、出再先については、再保険金等が回収不能とならないように、再保険会社の格付等を参考に選定しています。

2.資産運用リスク

資産運用に係わるリスクは、市場関連リスク、信用リスク、不動産投資リスクに分類されます。 当社では、適正なポートフォリオを構築することを資産運用リスク管理の基本方針とし、 運用戦略がリスク許容度の範囲内にあることをチェックし、リスクとリターンのバランスを 定期的にモニタリングすることで、資産の安全性・健全性を確保しつつ、中長期的な安定収益 の確保にも努めています。

リスク量の計測には、VaR(バリュー・アット・リスク)等の手法を用いています。

3.大樹生命の会社運営

(1)市場関連リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産の価値が変動する、または毀損する可能性のことです(これらに付随する、市場取引に係わる信用リスク、市場流動性リスク等の関連リスクを含めて市場関連リスクといいます)。

市場関連リスクを有する資産について、市場の統計データに基づきポートフォリオ全体のリスク量を計測し、リスク許容度を超えないよう定期的にモニタリングをしています。また、運用商品ごとの特性を踏まえ、リスクリミットを設定するなどのリスク管理も行っています。

(2)信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、保有する資産の価値が変動する、または毀損する可能性のことです。

当社では、投融資先等に対する社内信用格付付与や個別案件の審査により、相互牽制が働く体制を構築しています。

信用リスクを有する資産について、倒産確率などの統計データに基づきポートフォリオ全体の リスク量を計測し、リスク許容度を超えないよう定期的にモニタリングをしています。また、特定 の企業・グループへの集中リスクに対しては、与信枠の設定や資産横断的な管理を行っています。

(3)不動産投資リスク

不動産投資リスクとは、賃貸料等の変動等を要因として不動産にかかる収益が減少し、または、市況の変化等を要因として不動産価格が低下し、価値が変動する、または毀損する可能性のことです。

不動産投資リスクを有する資産について、不動産価格の変動などの統計データに基づきポートフォリオ全体のリスク量を計測し、リスク許容度を超えないよう定期的にモニタリングをしています。

また、不動産投資においては、一般的に投資金額が多額であり流動性が低いなどのリスクの特性を十分に認識した上で、個別物件単位でも不動産の含み損益や投資利回り等を定期的に把握するなどのリスク管理を行っています。

3.流動性リスク

流動性リスクとは、予定外の保険料収入の減少・解約返戻金支出の増加、巨大災害での資金 流出により資金繰りが悪化し、資金の確保に通常よりも著しく低い価格での資産売却を余儀 なくされることにより当社の価値が毀損する可能性(資金繰りリスク)を指します。

なお、市場の混乱により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより当社の価値が毀損する可能性(市場流動性リスク)も含みます。

当社では、流動性リスクが経営に及ぼす影響を十分に認識した上で、日々の資金繰り管理は もとより中長期的なキャッシュフローの把握・予測を行うなど、資金流出入に影響を与える 様々な情報を分析・把握してリスク管理を行っています。

ALMへの取組み

当社では、ALM型の資産運用として、保険商品の特性に応じた区分ごとにポートフォリオを構築し、負債特性に応じて確定利付き資産を中心とした運用とすることで安定的な収益の確保に取り組んでいます。なお、一部の保険商品については、金利変動リスクの回避を目的として、責任準備金対応債券を活用し、金利変動リスクを抑制しています。

オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクとは、事務リスク、システムリスク、法務リスク、災害リスク、子会社等リスク及び情報漏洩リスクが顕在化することにより、円滑な業務遂行に支障を来し、当社の価値が毀損する可能性のことです。

当社では、事務リスク、システムリスク、法務リスク、災害リスク、子会社等リスク及び情報漏洩リスクをそれぞれ管理するとともに、これらのリスクをオペレーショナルリスクとして統括管理しています。

1.事務リスク

事務リスクとは、役職員及び保険募集人が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより当社の価値が毀損する可能性のことです。

当社では、不正確な事務あるいは事故・不正等が、会社の経営に重大な影響を与えることを 十分に認識した上で、事務リスク管理規程に基づく全社的なリスク管理を行っています。

お客さまへの対応を迅速かつ正確に行うためには、不正確な事務あるいは事故・不正等の発生防止が必要であり、リスクを回避・極小化するよう事務水準の維持・向上に取り組んでいます。

2.システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等に 伴い損失を被る可能性、さらにコンピュータが不正に使用されることにより当社の価値が毀 損する可能性のことです。

当社では、これらのシステムリスクについて、情報セキュリティの重要性を十分に認識し、本社各組織・各支社でとに「セキュリティ責任者」「セキュリティ管理者」を配置して安全対策の周知・維持を実施しており、全社的なリスク管理を行っています。

また、サイバーセキュリティについては、「チーフインフォメーションセキュリティオフィサー」統括監督の下、「CSIRT」を設置し、サイバーセキュリティインシデントの未然防止及び発生時の被害極小化等、管理態勢の整備・強化に取り組んでいます。

3.法務リスク

法務リスクとは、当社あるいは役職員の法令違反行為により金銭的な損害賠償責任が発生し予期せぬ支出が生じるリスク、または保険業法違反により行政処分を受けるなど業務遂行に支障を来すリスクのことです。

当社では、コンプライアンスの推進を図るとともに、個別案件のリーガルチェック、弁護士等の専門家との連携、訴訟状況の把握等を通じて、リスクの極小化に努めています。

4.災害リスク

災害リスクとは、大規模な自然災害やテロ等により当社の事業施設が毀損し、あるいは社会インフラに障害が発生することにより、当社の事業活動に支障を来すリスクのことです。

当社では、これらのリスクに備えて、コンティンジェンシープランとして災害対策規程及び災害対応マニュアル・事業継続マニュアル等を作成し、大災害発生時において、お客さまへのサービスに支障を来さないよう、態勢を整備しています。

5.子会社等リスク

子会社等リスクとは、当社子会社等の事業戦略の変更、業績の悪化、その他の外部要因等によって、当社の経営成績及び財政状態に影響を与えるリスクのことです。

当社では、子会社等各社におけるリスクの発生・対応状況や事業の損益を把握し、リスクの極小化に努めています。

6.情報漏洩リスク

情報漏洩リスクとは、当社の個人情報や機密情報が盗難・紛失・その他不正等により漏洩した場合、当社の社会的信頼が損なわれ、新契約の減少や解約の増加等により、当社の価値が毀損する可能性のことです。

当社では、これらのリスクに備えて、各種の情報管理規程を設けるとともに、定期的な自主 点検・内部監査を実施するなど、管理態勢を整備し、リスクの極小化に努めています。

なお、情報(データ)は重要度の区分に応じてそれぞれ管理していますが、特にお客さまの情報などを含む最重要情報については、ID・パスワードによるアクセス制御や暗号化などにより、データの盗取・改ざん等のリスクを適切に管理し、情報セキュリティの確保に努めています。

保険金等支払管理態勢について

お支払いに係る基本方針等と組織体制

保険金等の適時・適切なお支払いは、生命保険業を営むうえで基本的かつ最も重要な機能であるとの認識のもと、「適切な保険金等支払管理態勢の構築に係る基本方針」を制定しています。

また、保険金等支払管理における健全性維持や適切な業務運営の確保を目的として、当基本方針の細部規程である「保険金等支払管理規程」を制定しています。当規程においては、支払部門の態勢・役割、関係部門との連携、保険金等支払管理に関する手順、取締役会等への報告と意思決定及び監査について定めています。

保険金等支払管理態勢については、これまで保険金等支払管理部門及び関係部門との連携強化、社外の弁護士や消費者問題専門家等からの提言・助言をいただく仕組みの構築・整備等を進めてまいりました。保険金等支払管理に係る経営管理(ガバナンス)態勢及び監査態勢の整備・改善に万全を期しており、保険金等お支払いに係る態勢を構築・整備しています。

お客さまに関する情報の保護について

当社では、次に掲げる10項目の「個人情報保護基本方針」を策定し、ホームページ上に掲載しています。また、個人情報管理全般を統括する責任者としてチーフプライバシーオフィサーを任命し、その指揮監督下、各部署には個人情報の管理者として、セキュリティ責任者及びセキュリティ管理者を配置しています。

さらに、「個人情報保護基本方針」に基づいた「個人情報管理基本方針」「情報管理規程」「個人情報管理規程」等を策定し、情報管理の規程体系を整備することで、セキュリティ責任者及びセキュリティ管理者の責任・権限を明確に定め、数多くのお客さまからお預かりする個人情報及び特定個人情報等の適正かつ安全な管理・保護に努めています。

個人情報保護基本方針

1.個人情報および特定個人情報等の保護について

当社(大樹生命保険株式会社)では、お預かりした個人情報および特定個人情報等(個人番号と特定個人情報を意味する。以下同じ)を保護することが事業活動の基本であるとともに重大な社会的責務であると認識し、この責務を果たすために以下の方針のもとで個人情報および特定個人情報等を取り扱い、その適切な収集・利用、正確性・機密性の保持に努めてまいります。

また、適正な個人情報および特定個人情報等の保護を実現するため、この方針を適宜見直し、継続的に改善してまいります。

2.法令の遵守

当社では、「個人情報の保護に関する法律」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という)、その他の関係法令・ガイドラインを遵守し、個人情報および特定個人情報等の保護に努めます。

3.取得する情報の種類

各種保険契約のお引受け等に必要な氏名・住所・生年月日・性別・職業・健康状態等の個人情報を業務上必要な範囲で取得させていただくほか、当社が提供する各種サービスをご利用いただくにあたり、必要となる情報(特定個人情報を含む)をご提出いただく場合があります。

4.情報の取得方法

主に契約書・申込書・アンケートその他の書面(電子メール等の電子的方式・磁気的方式等で作られる記録も含む)により、個人情報を取得します。また、個人番号の告知書等により、特定個人情報等を取得します。

取得にあたっては、適法かつ公正な方法によるものとします。

5.利用目的

- (1) 当社は、以下の目的の範囲内で、業務上の必要に応じ、個人情報を利用いたします。
 - 1.各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
 - 2.関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
 - 3. 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
 - 4.その他保険に関連・付随する業務
- (2) 当社は、以下の目的の範囲内で、特定個人情報を利用いたします。
 - 1.保険取引に関する支払調書の作成・提出に関する事務
 - 2.企業年金に関する法定調書の作成・提出に関する事務
 - 3.投資信託取引に関する法定調書の作成・提出に関する事務
 - 4.報酬、料金等の支払調書の作成・提出に関する事務
 - 5.その他当社規程に定める個人番号関係事務

6.第三者への提供

当社では、以下のいずれかに該当する場合を除き、個人情報を第三者へ提供することはありません。なお、特定個人情報等については、番号法に定める場合を除き、第三者へ提供することはありません。

- (1)あらかじめご本人の同意がある場合
- (2)法令に基づく場合
- (3) [5.利用目的 | のために業務を委託する場合
- (4)個人情報の保護に関する法律に従ってお客さまの個人情報の共同利用を行う場合
- (5)再保険のために再保険会社に個人データを提供する場合

7.情報の管理

当社では、業務上必要な範囲内において個人情報および特定個人情報等を正確かつ最新のものとするために適切な措置を講じるとともに、漏えい、滅失、き損や不正アクセスの防止等個人情報および特定個人情報等を保護するために必要と考えられる安全管理措置を講じます。また、当社の役職員その他業務に従事する者に必要な教育を実施し、監督を行います。

業務を円滑に進めるため個人情報および特定個人情報等を委託する場合、適切な委託先を選定し、委託先の義務と責任を契約において明確にする等、委託先において当該情報が安全に管理されるよう適切な監督を行います。

8.特定個人情報等の取扱い

当社は、法令に基づく個人番号関係事務を処理するために必要な範囲で、特定個人情報等を取得・利用・保存ならびに提供させていただきます。

9.情報の開示・訂正・利用停止等のご請求

請求者ご本人に関する保有個人データの開示・訂正・利用停止・消去・利用目的の通知等をご希望される場合には、請求者がご本人であることを確認させていただいたうえで特別な理由がない限り合理的な期間および範囲で対応・回答いたします。下記のお問合せ窓口までお申出ください。

10.情報の取扱いに関するお問合せ

当社は、個人情報および特定個人情報等の取扱いに関するご照会、ご意見・ご要望等について、適切かつ誠実に対応いたします。下記のお問合せ窓口までお申出ください。

【お問合せ窓口】

大樹生命お客様サービスセンター

(ホームページ https://www.taiju-life.co.jp)

電話番号 0120-318-766

電話受付時間 平日9:00~19:00(土・日・祝日・年末年始を除く)

情報の取扱い規程・ルール

情報の取扱いについては、「個人情報保護基本方針」等に基づいた様々な規程を定め、適正な取扱いが確保されるよう役職員に指導しています。

また、当社役職員が守るべき「大樹生命行動規範」や、「コンプライアンス・マニュアル」「お客さまデータ開示マニュアル」等の手引書を通じて、個人情報をはじめとする情報管理の重要性を理解させ、取扱いルール等の遵守を図っています。

情報の取扱いに関する教育

様々な研修会の中で、情報の取得や保持、管理、廃棄等の方法を具体的に指導するとともに、 各種教材・マニュアル等にも繰り返し記載し、教育しています。

また、営業職員等については、毎月「コンプライアンス研修の日」を設定し、年間カリキュラムに沿った研修を継続して行っています。

書類等の厳正な管理

個人情報等を含む書類・帳票等については、放置や紛失、漏えい等が発生しないよう、施錠保管を徹底するとともに、毎月一回「自己点検チェックシート」を活用し、自己点検を行い、個人情報等を含む重要書類の厳正な管理に努めています。

また、携帯端末やOA端末等の情報機器に保存したお客さまデータについては、情報への不正アクセスを防止するための技術的な対策を講じています。

さらに、個人情報等を含んだ書類やデータについては、メール送信やFAX送信を、原則、禁止しています。止むを得ない事情により送信が必要な場合でも、メールモニタリングやFAX送信ルールの遵守により、漏えいや不適切な取扱いの防止に努めています。

不要書類の廃棄

個人情報等が含まれる書類・帳票等の廃棄にあたっては、漏えい等を防止するため、専門業者による溶解処理、もしくはシュレッダー等で判読不能となるまで裁断処理することとしています。そのため、本社及び全国の支社・営業部には、溶解処理専用の書類回収ボックスやシュレッダーを設置しています。

お客さま宛のご案内のシーリングメール化

本社からお客さまへの各種ご案内やお知らせの送付にあたっては、封書「親展」またはシーリングメール(はがきに目隠しシールを貼付)を使用していますので、個人情報等が第三者の目に触れることはありません。

開示・訂正請求等への対応

当社がお預かりする個人情報について開示の請求があった場合には、請求者がご本人であることを確認させていただいたうえで、業務の適切な運行に支障を来す等の特別な理由が無い限り、これに応じています。

また、個人情報の内容に訂正の必要がある場合には、お客さま利益保護のため、すみやかに 正確かつ最新のものに訂正しています。

■ 個人情報の取扱いに関するお問合せ窓口等について

<お問合せ先>

大樹生命保険株式会社 ホームページ https://www.taiju-life.co.jp/personal/

■ 当社が対象事業者となっている認定個人情報保護団体について 当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人生命保険協会の対象事業者です。同協会

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人生命保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けています。

<お問合せ先>

一般社団法人生命保険協会 生命保険相談所 ホームページ

https://www.seiho.or.jp/contact/about/

スチュワードシップ活動への取組み

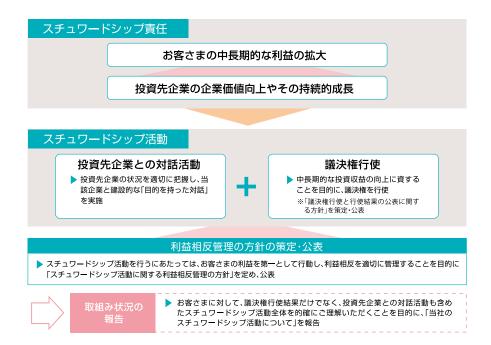
当社は、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》を受け入れています。

スチュワードシップ責任を果たすための方針

当社は、将来の保険金・給付金等を確実にお支払いするため、安全性・収益性・流動性に加え、公共性を勘案した資産運用に努めています。

お客さまへのお支払いに備えるため、長期・安定的な資産運用を基本方針としており、株式投資にあたっては企業の収益性、安全性、成長性等を基準に投資判断を行い、投資先企業の企業価値向上を通じて中長期的に投資収益を獲得することを目指しています。

当社は、投資先企業の中長期的な成長、それがもたらす当社の投資収益の向上、ひいてはお客さまの利益に資することを目的に、スチュワードシップ・コードを受け入れるとともに、投資先企業との対話活動や議決権行使等(以下、これらを総称して「スチュワードシップ活動」)への取組みを推進してまいります。



スチュワードシップ·コードに関する取組みの詳細や、当社のスチュワードシップ活動については、以下の当社ホームページをご覧ください。

「日本版スチュワードシップ・コード」への対応について
https://www.taiju-life.co.jp/corporate/csr/steward2.htm

なお、2019年度より実施の個別開示(個別議案ごとの議決権行使結果の開示)につきましては、 当社プレスリリース(2019年4月9日付)をご覧ください。

保有する国内株式に係る議決権行使結果の開示について https://www.taiju-life.co.jp/corporate/news/pdf/20190409_1.pdf

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

方針1. お客さま本位の業務運営

当社は、経営理念に則り、お客さまが真に求める生命保険商品・付帯サービスを提供し、お客さまに対する長期にわたる保障責任を全うし続けるため、あらゆる業務運営においてお客さま本位で行動するよう努めてまいります。

方針2.生命保険商品・付帯サービスの開発

当社は、社会の要請やお客さまのニーズを的確に把握し、お客さまが真に求める生命保険商品・付帯サービスの開発に努めてまいります。

方針3.生命保険商品の募集

当社は、お客さまに最適な商品を選択いただけるよう、生命保険商品の募集にあたって以下の事項を徹底するよう努めてまいります。

- ①お客さまの保険その他金融商品に関する知識、生命保険商品加入の目的、お客さまの年齢、家族状況、財産状況等を総合的 に勘案して提案いたします。
- ②生命保険商品の内容や仕組みについては、お客さまに十分ご理解いただけるよう分かりやすく説明し、お客さま一人ひとりのニーズに対応していることを確認いたします。
- ③変額年金、外貨建保険等の市場リスクが存在する商品については、①②に加え、お客さまの投資経験等に照らし、最適と考えられる商品をお勧めするとともに商品内容や仕組み、リスク等について適切な説明を行うように心掛けます。

方針4.代理店への募集委託

当社は、当社の募集代理店において、方針3.に定める商品提案等が適切に行える体制が構築されていることを委託開始の際に確認するとともに、当該体制が維持・改善されるよう指導・教育を行ってまいります。

方針5.保険金・給付金等のお支払等

- (1)当社は、お客さまのご加入されている生命保険商品の内容や保険金・給付金等の支払事由に該当する可能性のある事象について、定期的にお客さまにご確認いただくとともに、お客さまのライフサイクルに応じた情報提供や保障見直しのご提案を行うよう努めてまいります。
- (2)当社は、効率的な事務体制の構築やお客さまへのご説明の充実を通じ、お客さまにとって分かりやすく利便性の高いお手続を実現するとともに、正確かつ迅速に保険金・給付金等をお支払いするよう努めてまいります。

方針6.サービスチャネルの構築

当社は、生命保険商品の募集、ご加入後の情報提供・お手続等のお客さまサービスを迅速かつ適切に行うべく、フェイス・トゥ・フェイスでのサービスを中心とし、営業職員その他さまざまなサービスチャネルの構築・発展に努めてまいります。

方針7. お客さまの声を経営に活かす取組

当社は、お客さまのご要望に、誠実かつ迅速にお応えするとともに、お客さまの声を大切にし、学び、業務運営の改善に努めてまいります。

方針8. 資産運用

当社は、将来の保険金・給付金等を確実にお支払いするため、安全性・収益性・流動性に加え、公共性を勘案した資産運用に 努めてまいります。

方針9.利益相反の適切な管理

当社は、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引を適切に把握・管理するための体制を整備し、維持・改善に努めてまいります。

方針10.方針の浸透に向けた取組

当社は、当社職員があらゆる業務運営においてお客さま本位で行動していくための給与・研修体系等の整備および当方針の浸透に向けた取組を進めてまいります。

2018年度トピックス

- ○お客さま本位の業務運営に係る方針の定着を測る指標(KPI)として設定した「お客さま満足度」について、新たな方式でアンケートを実施し、90.4%という評価を頂きました。 <方針1>
- ○銀行窓販専用商品「フラット外貨終身」を販売開始しました。また、一時払外貨建商品「ドリームロード」について、保険期間5年の「ドリームロード5」を追加し、合わせて満期保険金を指定通貨建の終身保障へ無選択移行できる「災害保障付外貨建終身保障移行特約」を新設するなど、商品のラインアップを拡充しました。 <方針2>
- ○「大樹セレクト」の保障内容が一目でわかる「おすすめプランの概要(設計書ダイジェスト)」や、最大3プランの「大樹セレクト」設計書の概要を1枚で表示できる「複数プラン提案書」を作成するなどお客さまへの情報提供の充実を図りました。 <方針3>
- ○募集代理店におけるお客さま本位の業務運営に資する取組・体制整備等を評価し、更なる高度化を促進する観点から、代理店手数料の体系の見直しを実施しました。これにより募集代理店における契約の継続状況に加え、代理店自身の管理体制の整備状況等の観点からも評価を行う体系となりました。 <方針4>
- ○お客さま利益の確保や利益相反防止等を目的に設置した「スチュワードシップ活動推進会議」において、議決権行使における重要議案の賛否 について事前協議を行いました。 <方針9>

当社では、ご加入時のお客さまの納得度及びご加入後の満足度向上に資するべく、お客さま 目線でサービスの改善を進めています。

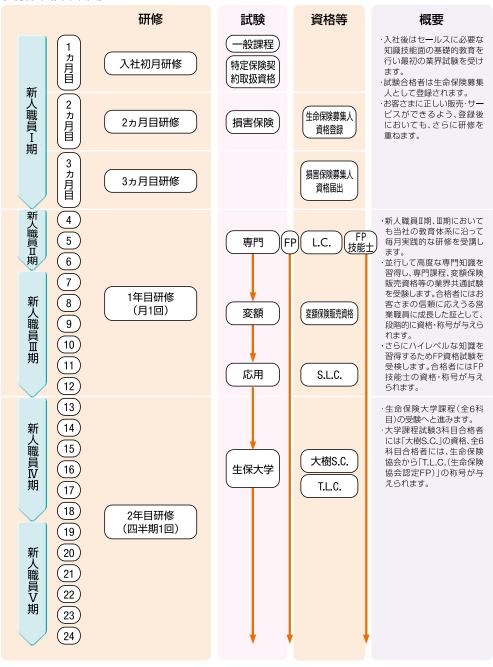
お客さま対応力向上に関する取組み

営業職員教育・研修の概略

当社では多様化するお客さまのニーズにお応えするため、生命保険に関する専門知識に加えて、相続・税務・金融といった幅広い知識を習得することを目的とした教育・研修を行っています。

本社営業教育部のスタッフによって、教育計画の立案、映像教育教材を含む各種教材の開発を行い、現地での教育機関として、全国に教育センターを配置し、教育を担当するスタッフのもとで、教育体系に沿った営業職員研修を実施しています。

教育体系(営業職員)



(注)図中の「L.C.」はライフ・コンサルタント、「S.L.C.」はシニア・ライフ・コンサルタント、「大樹S.C.」は大樹シニア・ライフ・コンサルタント、「T.L.C.」はトータル・ライフ・コンサルタントの略称となっています。

継続教育制度への取組み

全営業職員を対象に実施する『継続教育制度』とは、「お客さま重視・法令等遵守」の観点から、「コンプライアンス」「説明責任」「保険金の支払い等のアフターサービス」のプログラムを中心に、継続・反復的に教育を実施していく生命保険各社共通の教育制度です。

大樹生命では、生命保険各社共通の上記3つのプログラムに加え、正しい商品知識・事務知識の習熟のための研修機会を作り、営業活動の品質向上に励んでいます。

お客さまの納得度を高めるための活動体系

当社では、保険契約にご加入いただく際の、お客さまの納得度を高める販売を実践していくための活動体系として、新人を中心とした営業職員を対象に「よりそう販売手法」を展開しています。具体的には、「お客さまに係る情報収集」「アプローチ(問題提起)」「ニーズ喚起(理想と現状のギャップの認識)」「お客さまの意向把握」「プレゼンテーション(解決策の提示)」「意向確認」「申込」「まごころ3訪」「安心さぽーと活動」という各ステップを踏んだコンサルティングセールスにより、お客さまの納得度・満足感・安心感の高い販売を進めています。

勧誘基本方針について

当社では、「勧誘基本方針」をホームページ等に掲載し、勧誘するにあたっては、お客さまの立場で適切な対応を行うことを約束しています。

勧誘基本方針

私たちは、「総合保障アドバイザー」としてお客さまにご満足いただくために、「お客さま本位」の視点に立ったサービスの提供を目指し、保険商品を主とする金融商品の販売における次の勧誘基本方針を定めました。

■適切な商品の提案、募集について

私たちは、お客さまのニーズに関する情報収集に努めたうえで、リスクや財産の状況あるいはライフサイクルを考慮して必要な保険金額や保障内容を設定するなど、お客さまの契約締結の目的・ニーズに合致した商品プランを提案いたします。また、お客さまの保険に関する知識などを勘案し、適合性を踏まえ、的確で十分な説明に努めます。

商品内容や仕組みについては、お客さまに十分ご理解いただけるよう「契約概要」「注意喚起情報」等を活用して説明いたします。また、外貨建保険、投資信託等の市場リスクを持つ商品をお勧めする場合は、お客さまの商品知識、投資の経験等を踏まえ、商品内容およびリスクの的確な説明に心掛けます。

特に未成年のお客さまを被保険者とする生命保険 契約については、モラルリスクを排除する観点から、 適正な保険金額が設定されるよう適切な募集に努め まっまた、ご高齢のお客さまに対しては、説明の内容 を十分理解いただけるよう、より丁寧な説明を実施い たします。

契約の締結にあたっては、お申込みいただく商品の 内容がお客さまの加入目的・ニーズに合致しているか を書面等によってお客さまにご確認いただきます。

販売資料(保険パンフレット、ホームページ上の表示等)は、法令や当社の規程等にもとづいて担当部門が審査するなど、適切な表示に努めます。

■お客さまへの対応について

私たちは、コンサルティング販売に努め、訪問する場合等はお客さまのご事情を踏まえご迷惑をおかけすることがないよう時間、場所等に配慮いたします。また、プライバシー保護に留意し、お客さまの情報は法令や当社の規程等にもとづき適切に取扱います。 ■社内教育について

私たちは、法令等の遵守、あるいは知識・販売マナー向上など、社内教育に努めます。

■反社会的勢力への対応について

私たちは、反社会的勢力とは関係を持たず、反社会的勢力に接した場合には毅然とした態度で対応いたします。

■お客さま情報の適正管理について

私たちは、お客さま情報について、適正な管理・利用と保護に努めます。

■ご意見、ご要望について

今後とも、お客さまのご意見、ご要望の収集に努め て参ります

ご照会、ご要望等につきましては、下記お客さま窓 口へご連絡をお願いします。 ■定期訪問の際、「5分でわかる!上手な 安心の選び方」等を通じたリスク情報 をご提供いたします。



5分でわかる! 上手な安心の選び方

■ライフステージに合わせたリスクと保障の必要性を「ライフプラン」でご確認いただいた上で、生命保険に関するコンサルティングサービスを行いベストプランの提案を行っています。また、ご契約後も引き続き定期訪問に際して「報提供を行うなど、アフターサービスを推進しています。





ライフプラン

■2019年1月より、「設計書(契約概要)」 に付随する参考資料として、最大3つ の商品ブランの概要を1枚で表示でき る「複数ブラン提案書」をご提供してい ます。

複数の商品プランを同時に分かりやすく表示することで、お客さまにとって 比較や選択がしやすくなる提案が可能 となるなど、情報提供の充実を図りま した。



複数プラン提案書

大樹生命お客様サービスセンターでで、0120-318-766

電話受付時間:平日9:00~19:00(土・日・祝日・年末年始を除く)

保険商品について

商品開発に係る内部管理態勢

当社では、お客さまの様々なご要望に応える生命保険商品を開発するにあたり、ご契約者保護の重要性に鑑み、「商品開発に関する基本方針」及び「商品開発規程」を策定のうえ、経営会議諮問機関として商品開発会議を設置し、以下の内部管理態勢を整備しています。

- 1. 商品開発に関連する各部門は、お客さまニーズ、保険引受リスク、収益改善、コンプライアンス、法令等改正等の観点から商品開発案件の洗い出しを行い、商品開発案件の選定を行います。
- 2. 選定された商品開発案件については、収支予測、保険引受リスク、コンプライアンス、販売計画、システム開発、保険商品特有の道徳的危険等の課題等に関し、商品開発会議にて審議を行います。
- 3. 商品の販売開始後においても、リスクおよびその他の管理を適切に行うため、事務・システム等の継続検討課題、販売状況、収支状況、投資費用対効果、お客さまからのご意見・苦情、事務・支払等の課題等についてフォローアップを行います。

新規開発商品の状況

大樹セレクト 「大樹セレクト 働く人応援ほけん」

2019年4月1日より、病気やケガで働けなくなったときの収入の減少を保障する新特約「くらしエール(正式名称:継続治療後収入サポート特約019)」を付加した「大樹セレクト 働く人応援ほけん」の販売を開始しました。これにより、近年、高まっている病気やケガで働けなくなったときの収入の減少に対する不安をサポートすることができるようになりました。

ドリームロード 保険期間5年「ドリームロード5 |・「外貨建終身移行特約 |

2018年10月1日より、無配当一時払外貨建生存給付金付特殊養老保険『ドリームロード』について、保険期間10年・15年に加えて「保険期間5年『ドリームロード5』の取扱」および「満期保険金の一時金受取に代えて終身保障に移行することができる新特約:災害保障付外貨建終身保障移行特約の取扱」を開始しました。これにより、「短い期間でまとまった資金を効率的に運用したい」「万一のときに備えて、相続時の納税資金などを準備したい」等のお客さまのニーズに対応できるようになりました。

当社の提供する主な保険商品のご案内(個人向け商品) (2019年5月時点) 大樹セレクト

『大樹セレクト』は、多様化するお客さまの保障ニーズやライフスタイルの変化にしっかりと「よりそう保険」をコンセプトにした商品です。死亡・生前給付・介護・医療の4つの保障(セレクト)から成り立ち、お客さまのニーズに応じて、単品の商品としてご加入いただいたり、複数のセレクトを組み合せてパッケージ商品としてご加入いただくことができます。

おまかせセレクト

『おまかせセレクト』は、持病や既往症のあるお客さま向けの「引受基準緩和型」の商品です。 4つの簡単な告知だけでお申し込みが可能であり、特約の付加により、一生涯続く死亡保障や 医療をご準備いただけます。また、ガンによる入院の重点保障や先進医療による療養の保障も ご準備いただけます。

ドリームロードステップ/ドリームロード

『ドリームロードステップ』『ドリームロード』は、日本円でお払い込みいただいた一時払保険料を日本国債より金利の高い*外国の債券等で運用し、保険期間中に万一のときは死亡保険金を、満期を迎えられた場合は満期保険金をお受け取りいただけます。また、ご契約の1年後から毎年、生存給付金をお受け取りいただけます。

- *2019年5月現在の金利水準の場合
- (注) この商品には諸費用がかかり、為替リスクがあります。詳しくは、「商品パンフレット」、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報」、「ご契約のしおり 約款 |をご覧ください。



大樹セレクト (商品パンフレット)



おまかせセレクト (商品パンフレット)



ドリームロード (商品パンフレット)

ドリームクルーズワイド

『ドリームクルーズワイド』は、日本国債より金利の高い*外国の債券等で運用することで、高い予定利率で効率的に一生涯の保障を準備することができます。また、「生きるための保障」や、割安な保険料で保障をご提供できる「低解約返戻金特則」を付加することで、お客さまの多様なニーズに合わせたプランニングが可能となっております。

- *2019年5月現在の金利水準の場合
- (注) この商品には諸費用がかかり、為替リスクがあります。詳しくは、「商品パンフレット」、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報」、「ご契約のしおり-約款」をご覧ください。



ドリームクルーズワイド (商品パンフレット)

Dream Flight

ドリームフライト (商品パンフレット)

ドリームフライト

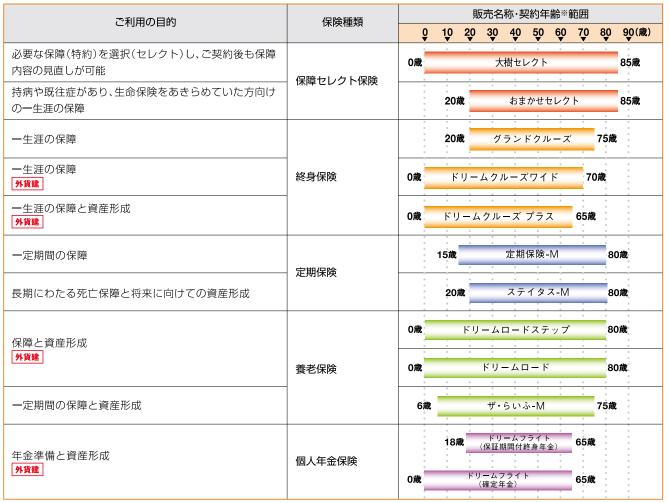
『ドリームフライト』は、将来の年金準備と計画的な資金準備が可能な外貨建個人年金保険です。 毎回の保険料は円建で一定額をお払い込みいただき、日本国債より金利の高い*外貨で運用します。 ご加入後も柔軟な契約内容の見直し(保険料払込停止・再開など)が可能であり、年金開始時には 円貨・外貨での受取等、複数の受取方法から選択いただけます。なお、保険料払込完了から年金開始までに「すえ置き期間」を設定することで、より計画的な資産形成が可能となっております。

- *2019年5月現在の金利水準の場合
- (注) この商品には諸費用がかかり、為替リスクがあります。詳しくは、「商品パンフレット」、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報」、「ご契約のしおり-約款」をご覧ください。

保険商品(2019年4月時点)

個人向け商品

商品内容の詳細については、各種パンフレットをご覧ください。



※保険期間・保険料払込期間・契約形態等により、上記の契約年齢範囲内でもお取り扱いできない場合があります。 ※金利情勢等により、一部商品の販売を停止する場合があります。

大樹セレクトに付加できる特約一覧

死亡保障特約(死亡保障セレクト)

| 名称 | 主な保障内容 | 給付の種類 |
|-----------------|--|---------------------|
| 収入保障保険特約016 | 死亡・所定の高度障害状態に対して年金で保障します。 | 死亡収入保障年金、高度障害収入保障年金 |
| 生存給付金付定期保険特約016 | 死亡·所定の高度障害状態に対する保障に加え、3年ごとおよび満期時の 生存給付金のある保障です。 | 死亡保険金、高度障害保険金、生存給付金 |
| 定期保険特約016 | 死亡·所定の高度障害状態に対する保障です。 | 死亡保険金、高度障害保険金 |
| 終身保険特約016 | 一生涯の死亡・所定の高度障害状態に対する保障です。 | 死亡保険金、高度障害保険金 |
| 災害割増特約016 | 災害による死亡・所定の高度障害状態に対する保障です。 | 災害死亡保険金、災害高度障害保険金 |
| 傷害特約016 | 災害による死亡・所定の障害状態に対する保障です。 | 災害死亡保険金、障害給付金 |

生前給付保障特約(生前給付保障セレクト)

| 名称 | 主な保障内容 | 給付の種類 |
|-------------------------------------|---|------------------------------|
| ワイドガードサポート年金特約 〔総合障害サポート年金特約016〕 | 所定の高度障害状態・ガン・急性心筋梗塞・脳卒中・要介護状態・1~3級の身体障害者手帳の交付・不慮の事故による所定の障害状態・死亡に対して年金で保障します。 | 高度障害サポート年金、障害サポート年金、 死亡年金 |
| ワイドガード 8 〔総合障害保障特約016〕 | 所定の高度障害状態・ガン・急性心筋梗塞・脳卒中・要介護状態・1~3級の身体障害者手帳の交付・不慮の事故による所定の障害状態・死亡に対する保障です。 | 高度障害保険金、障害保険金、死亡保険金 |
| ナイスガード 〔特定疾病保障特約016〕 | 所定の高度障害状態・ガン・急性心筋梗塞・脳卒中・死亡に対する保障です。 | 高度障害保険金、特定疾病保険金、 死亡保険金 |

介護保障特約(介護保障セレクト)

| 名称 | 主な保障内容 | 給付の種類 |
|-------------------------------|-----------------------------|-----------------------------------|
| 介護ねんきん特約 〔介護生活サポート年金特約016〕 | 要介護状態に対し、年金で保障します。 | 介護生活サポート年金、死亡年金 |
| 介護一時金特約 〔介護保障特約016〕 | 所定の高度障害状態・要介護状態・死亡に対する保障です。 | 高度障害保険金、介護保障保険金、 死亡保険金 |
| だんかい介護特約 〔段階給付型介護保障特約016〕 | 要介護状態に対し、介護の段階に応じて保障します。 | 重度介護保険金、要介護2給付金、 要介護1給付金、死亡給付金 |

医療保障特約(医療保障セレクト)

| 名称 | 主な保障内容 | 給付の種類 |
|------------------------------|--|---|
| 総合医療特約016 | ケガや病気による1日以上の入院・所定の手術・所定の放射線治療に対する 保障です。 | 災害入院給付金、疾病入院給付金、手術給付金、放射線治療給付金、骨髄ドナー給付金、 死亡返還金 |
| 災害入院特約016 | ケガによる1日以上の入院に対する保障です。 | 災害入院給付金 |
| 入院一時給付特約016 | ケガや病気による入院の一時金での保障です。 | 入院一時給付金 |
| 生活習慣病医療特約016 | 所定の生活習慣病による1日以上の入院・所定の手術・所定の放射線治療に対する保障です。 | 生活習慣病入院給付金、生活習慣病手術給付金、生活習慣病放射線治療給付金 |
| ガン医療特約016 | ガンによる1日以上の入院・所定の手術・所定の放射線治療に対する保障です。 | ガン入院給付金、ガン手術給付金、 ガン放射線治療給付金 |
| 女性疾病医療特約016 | ガンや女性特有の病気による1日以上の入院·所定の手術·所定の放射線治療·所定の乳房再建術または形成術等に対する保障です。 | 女性疾病入院給付金、女性疾病手術給付金、 女性疾病放射線治療給付金、 形成治療給付金 |
| 護臓ろっぷ (特定臓器治療特約016) | ケガや病気による特定の臓器に対する所定の切除・摘出・移植手術に対する保障です。 | 特定臟器治療給付金 |
| 先進医療サポート特約016 | 先進医療による療養に対する保障です。 | 先進医療給付金、先進医療サポート給付金 |
| くらしエール 〔継続治療後収入サポート特約019〕 | ケガや病気による入院または所定の在宅療養が30日以上継続したときの 保障です。 | 継続治療後収入サポート給付金 |
| ガン治療サポート特約016 | ガンと診断確定、診断確定後のガンによる入院・通院に対する保障です。 | ガン治療サポート給付金、死亡返還金 |
| Beat(ビート) 〔特定損傷特約016〕 | 不慮の事故による骨折・関節脱臼・腱の断裂・靭帯の断裂に対する治療についての保障です。 | 特定損傷給付金 |

その他の特約

| 名称 | 主な内容 |
|------------------------|--|
| 積立保険特約016 | 貯蓄機能や積立金を活用した保険料調整の機能を有する特約です。 |
| リビング・ニーズ特約 | 被保険者の余命が6か月以内と判断されたとき、死亡保険金または死亡収入保障年金の全部または一部をお支払いします。 |
| 楽々名人 〔保険料払込免除特約016〕 | ガン・急性心筋梗塞・脳卒中・要介護状態・1~3級の身体障害者手帳の交付のいずれかに該当した場合、以後の保険 料のお払い込みが免除となります。 |
| 指定代理請求特約 | 被保険者が受取人となる保険金等について、被保険者に自ら請求できない所定の事情が生じた場合、あらかじめ指定された指定代理請求人からの請求が可能となります。 |
| 健康自慢 (健康体料率特約(特約用)〕 | 被保険者の健康状態等が当社の定める付加条件を満たしている場合、健康自慢を付加することにより適用対象特約に健康体料率が適用され、保険料がお安くなります。 |

企業・団体向け商品

商品内容の詳細については、各種パンフレット等をご覧ください。

| 保険種類 | 特 長 |
|-------------------------------|---|
| 総合福祉団体定期保険 (Aグループ) | 企業・団体の弔慰金・死亡退職金規程等の福利厚生規程の円滑な運営と企業・団体の従業員・所属員の遺族の生活保障を目的とした保険期間1年の団体保険です。有配当タイプと無配当タイプがあります。 |
| 団体定期保険 (Bグループ) | 企業・団体の従業員・所属員が自助努力で、万一の場合の遺族の生活保障を準備することを目的とした保険期間1年の団体保険です。 |
| 医療保障保険(団体型) 無配当医療保障保険(団体型) | 企業・団体の従業員・所属員が自助努力で、ケガや病気による入院時の医療費負担に備えることを目的とした保険期間1年の団体医療保険です。 |
| 団体信用生命保険 | 住宅ローン等の債権者である金融機関等が契約者となり、融資を受けている債務者を被保険者とし、債権者が債務者の万一の場合の債権回収を図るとともに、債務者の遺族の生計の安定を図ることを目的とした保険です。 |
| 団体就業不能保障保険 | 企業・団体の休業補償制度の円滑な運営と企業・団体の従業員・所属員のケガや病気による就業不能時の生活保障を目的とした保険期間1年の団体保険です。 |
| 確定給付企業年金保険 | 確定給付企業年金制度に基づく年金資金の運用・年金支給を目的とした保険です。 |
| 勤労者財産形成貯蓄積立保険 | 従業員が自助努力で様々な使途の資金を準備することを目的とした保険です。 |
| 財形住宅貯蓄積立保険 | 従業員が自助努力で住宅取得等の資金を準備することを目的とした保険です。 |
| 財形年金積立保険 | 従業員が自助努力で老後の年金の資金を準備することを目的とした保険です。 |

金融機関取扱商品のご案内(2019年6月時点)

<終身保険>

無配当一時払外貨建定期祝金付終身保険「わたしの記念日」

『わたしの記念日』は、一生涯の死亡保障(のこすニーズ)に備えながら、お払い込みいただいた保険料から毎年発生する運用成果を、お客さまが指定する複数の記念日にあわせてお受け取りいただけます。また、お客さまに記念日を毎年楽しみに迎えていただけるよう、お祝いのメッセージを添えた手紙も記念日にあわせてお送りします。

*取扱金融機関:三井住友銀行

無配当低解約返戻金型外貨建終身保険(予定利率毎月更改型)「フラット外貨終身」

『フラット外貨終身』は、保険料払込期間を通じて外貨建の保険料を円に換算するレートを固定する機能を備えた、平準払の外貨建終身保険です。毎回の保険料が円でご契約時に確定するので、セカンドライフや教育資金の計画的な準備、あるいは生前贈与の手段としてご活用いただくことができます。**取扱金融機関は、当社ホームページをご覧ください。

<個人年金保険>

無配当外貨建個人年金保険(積立利率更改型) 「ドリームフライト |/「ステイゴールド |

『ドリームフライト』『ステイゴールド』は、外貨建で、目的に応じた積み立て方法や多彩なお受取方法が選べるなど、将来のための資金準備に向けて、お客さまの様々なニーズにお応えする商品です。 *取扱金融機関は、当社ホームページをご覧ください。

<学資保険>

無配当外貨建学資保険「想いをはぐくむ大樹の学資」

『想いをはぐくむ大樹の学資』は、外貨でふやしながら、計画的に教育資金の積み立てができる外貨建の学資保険です。お払い込みいただく保険料は毎回円で一定額であり、ご契約者が万一亡くなられた場合、学資金などの保障はそのままに、以後の保険料のお払い込みが不要となります。

*取扱金融機関:三井住友銀行

(注)上記商品には諸費用がかかり、為替リスクがあります。詳しくは、「商品パンフレット」、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」、「ご契約のしおり - 約款 |をご覧ください。



わたしの記念日 (商品パンフレット



フラット外貨終身 (商品パンフレット)



想いをはぐくむ大樹の学資 (商品パンフレット)

- (注1) 商品の仕組み・特徴、保険期間、主な支払事由、担保内容の制限、引受条件、保険料に関する事項、特約に関する事項等を記載しています。
- (注2) クーリング・オフ、告知義務、責任開始期、保険金等が支払われない場合、保険料の払込猶予期間、解約に関する事項等を記載しています。
- (注3) 保険金等をお支払いできる場合またはお支払いできない場合の具体的事例等を記載しています。

外貨建保険等の販売に あたって

為替相場や金利の変動による リスクがある外貨建保険等を販売・勧誘する際は、「特定保険契 約適合性確認書(画面)」により、 お客さまの知識、経験、財産の状 況や加入の目的をお聞きした上で、提客を行っています。

また、契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)を用いて、為替相場や金利の変動により損失が生じるおそれがあること、諸費用に係る事項についても十分に説明するよう徹底しています。

ご高齢のお客さまへの対応 について

当社では、一般的に、高齢になるにつれ認知機能の低下等の変化が生じることを踏まえ、70歳以上のお客さまが生命保険にご加入される際の募集手順を定め、複数回の説明機会設定やご親族の同席をお願いするなど、ご加入の意思をしかりと確認させていただくよう努めています。

また、80歳以上のお客さまの場合には、お申込手続き後に改めて募集人以外の当社役職者より、ご不明点の有無などをお電話等にて確認させていただいています。



ガイドブック 保険金・給付金のご請求手続きと お支払いについて

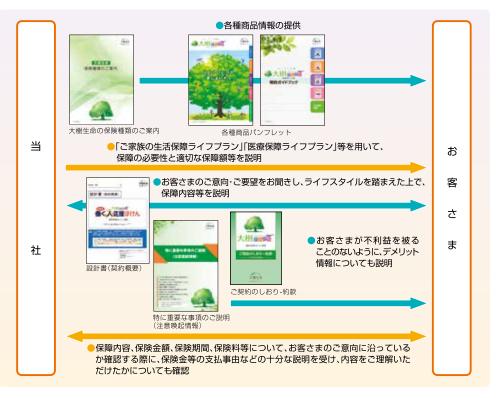
ご加入前後のご説明

当社では、取扱商品・特約をまとめた「大樹生命の保険種類のご案内」や各種商品パンフレットを用いて商品等の仕組み・特徴について情報提供するとともに、お客さまの今後の生活設計をシミュレーションする「ご家族の生活保障ライフプラン」「医療保障ライフプラン」等を活用しながら、保障の必要性と適切な保障額等の説明に努めています。

また、お客さまの保障に関するご意向・ご要望をお聞きし、ライフスタイルを踏まえた上で、個別具体的な保障内容・保険料等を記載した「設計書(契約概要)」(注1)を提案・説明します。さらに、ご契約にあたって特に注意すべき情報・事項を記載した「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」(注2)をお渡しして説明するほか、「ご契約のしおりー約款」(注3)を必ずお渡ししています。これらの帳票や冊子により、ご契約に際して必要となる商品情報だけでなく、お客さまが不利益を被ることのないようデメリット情報についても十分に説明し、ご理解いただけるよう徹底しています。

なお、お申し込みいただく前に、保障内容、保険金額・給付金額、保険期間、保険料等についてお客さまのご意向に沿っているかを「生命保険契約意向確認書(画面)」により確認する際に、保険金等の支払事由や請求時の留意点について十分に説明を受け、内容をご理解いただいていることをお伺いするようにしています。

保険商品に係る情報提供等の概要(イメージ)



なお、保険金・給付金のご請求を確実に行っていただくためのガイドブック「保険金・給付金のご請求手続きとお支払いについて」を契約者さまあてに配布し、併せて、当社ホームページにも全ページを掲載し、常時ご参照いただける環境をご提供しています。

ご契約期間中のサービス

営業職員・サービスパートナーによる「大樹生命安心さぽーと活動」等の定期的なアクセスを通 じ、ご契約に係わる様々なお知らせをお伝えするとともに、お客さまからのご相談・お手続き等に お応えするため、次のような対応を行っています。

大樹生命安心さぽーと活動

2009年度より、「ご契約内容確認活動」としてお客さまへの継続的な契約内容のご説明や給 付金等のご請求漏れの確認に取り組んでまいりましたが、2014年度より、お客さまサービス の向上を目的として、内容を一部見直し「大樹生命安心さぽーと活動」として実施しています。

「大樹生命安心さぽーと活動」のポイント

- ・2014年から導入したタブレット型情報端末「ミレット」の利用により、最新の契約内容を分かりやすく ビジュアルでご説明いたします。
- ・ご契約内容の説明やご請求漏れの確認にとどまらず、昨年同様、ご案内時期を早めることによって適 切なタイミングで適切なコンサルティングやサービスの提供を実施します。
- ・「ご家族登録制度」や「大樹生命マイページ」といった諸制度を「大樹生命安心さぽーとサービス」とし て、サービスをご利用いただいていないお客さまにご案内します。

「ミレット」の画面例







大樹生命 安心さぼ 活動 Kasu-Lamen



大樹生命安心さぽーとサービスの ご案内

大樹生命ロイヤルカスタマー倶楽部

当社保険商品にご加入のお客さまのうち、お払い込みいただく年間保険料が一定額以上のお 客さまを『ロイヤルカスタマー』に認定し、「セカンドオピニオン」等のサービス提供をしてい ます。

ロイヤルカスタマーについて

- ・ロイヤルカスタマーとは、当社保険商品にご加入 いただいているお客さまのうち年間払込保険料 が一定額以上のご契約者さまをいい、当社よりお 知らせします。
- ※一時払保険料は年換算保険料を用います。ま た、払済・延長保険に移行している場合等、一部 のご契約については対象外となります。
- ・ロイヤルカスタマーとしての資格を取得され た場合、払込保険料の増減に拘らず1年間有効 です(但し、全件解約のときはその時点で資格 を喪失します)。1年後に金額基準を確認できた 場合には1年更新となります(基準に満たない 場合は資格を喪失します)。
- ・一旦、ロイヤルカスタマーの資格を喪失した場 合でも、金額基準を満たせば、再びロイヤルカス タマーの資格を取得することになります。

ロイヤルカスタマーへ提供するサービスの概要

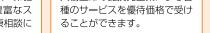
日本を代表する各専門分野の医 師(総合相談医)と面談して、現 在の診断に対する見解や今後の 治療方針・方法などについて意 見(セカンドオピニオン)を聞く ことができます。

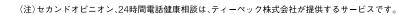
24時間電話健康相談

24時間年中無休で医師・保健 師・看護師などの経験豊富なス タッフが電話による健康相談に お応えします。

大樹生命提携先企業による特典

大樹生命の提携先企業による各









ご照会・ご相談サービス

お客様サービスセンター(インバウンドコールセンター)

お客様サービスセンター(インバウンドコールセンター)では、お客さまのご契約に関する ご照会及びお手続きの受付・事務手続等の業務を行っています。

全国から寄せられるご照会のお電話については、約60名のコミュニケーターで応対しており、 2018年度のお客様サービスセンター(インバウンドコールセンター)の電話受信件数は、年 間約26万件となっています。

なお、当社は、大地震発生等、首都圏有事の際にも、お客さまにサービスを確実にご提供で きる体制を確保するため、インバウンドコールセンターを首都圏(東京都文京区)と九州(福 岡県北九州市)の二拠点体制で運営しています。

ご加入の生命保険に関するお手続きやお問い合わせ

大樹生命お客様サービスセンター 0120-318-766

受付時間:平日9:00~19:00(土・日・祝日・年末年始を除く)

- ※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。
- ※月曜日など、休日明けは混み合ってつながりにくい場合があります。 ※証券番号を予めお確かめのうえ、お電話をお願いします。
- ※契約者ご本人さまもしくは正当な請求権者以外の方からのお問い合わせ・ お申し出につきましては、詳細をご回答できない場合があります。

お客様サービスセンター(アウトバウンドコールセンター)

お客様サービスセンター(アウトバウンドコールセンター)では、対面でのご説明を希望されな いお客さまや日中ご不在等により営業職員やサービスパートナーがなかなかお会いできないお 客さまに対して、お電話により『大樹生命安心さぽーと活動』を提供するとともに、あわせてお客 さまのご要望に応じて、保険に関する各種情報提供を行っています。お客さまが希望される場合 には、営業職員やサービスパートナーに対応を取り次ぎ、電話対応と対面対応一体となって、ご契 約後の充実したアフターサービス提供に努めています。

コールセンター格付けで『三つ星』を5年連続獲得

当社お客様サービスセンターはHDI-Japanが主催する2018年度「問合せ窓口」部門の格付けにおいて、5年 連続で最高ランクである『三つ星』の評価を獲得しました。

本格付けは、一般消費者および認定された専門家がお客さまの立場から、 コールセンターなどの「問合せ窓口」について評価するものです。



T-SCHOOL STREET

ご家族登録制度について

"お客さまが生命保険に託されたご家族への想いを、いつ、いかなるときもしっかりとお届けすること"が 生命保険会社の使命であり、その使命をより確かなものとするためには、契約者さまはもちろんのこと、保険 金等の受取人さまをはじめとするご家族の方にも、ご契約内容についてご理解いただくことが大切である、 との認識から、『ご家族登録制度』を設けています。

『ご家族登録制度』は、"ご加入の契約内容に関する情報"を契約者さまと同等の開示範囲で提供させていた だくご家族を、契約者さまに事前に登録しておいていただく制度です。

従来、ご契約内容についてはお客さま情報の保護・管理の観点から、契約者さま本人以外の方によるご照会 にはおこたえすることができませんでしたが、この制度の活用により、ご登録されたご家族の方に対しても 契約者さまと同等の情報を開示することを通じて、いざというときにご家族のために大切な保険をお役立て いただけるようになりました。

0000000

FR10

-ご家族登録制度チラシ



「インターネットでのお手続き |画面





「大樹生命マイページ」画面

大樹生命ホームページ

当社ホームページでは、ご住所・電話番号の変更や入院給付金請求などのお手続き書類のご請

また、お客さま専用のWEBサイト「大樹生命マイページ」では、ご登録いただいたお客さまお 一人おひとりに専用窓口(サイト)が開設され、ご契約内容の照会やお手続き書類の請求などが 可能となっています。

《個人のご契約者さま向けのお手続きサービス》

| お手続き | サービス内容 | | | | | | |
|----------------|--------------------------------|----------------------------|--|--|--|--|--|
| ご住所・電話番号の変更 | ご自宅、ご勤務先のご住所、または電話番号の変更があった場合、 | 変更のお手続きが可能です。 | | | | | |
| 保険料振替口座の変更 | 保険料振替口座の変更に必要な書類のご請求が可能です。 | インターネット上で必要 項目をご入力いただくこ | | | | | |
| 生命保険料控除証明書の再発行 | 毎年所定の期間に生命保険料控除証明書の再発行手続が可能です。 | とにより、お手続きに必要な書類や証明書をご登 | | | | | |
| 入院給付金ご請求のお手続き | 入院給付金のお手続きに必要な書類のご請求が可能です。 | 録住所へお送りします。 | | | | | |

- (注) 1. ご利用時間は、以下の日を除く午前7時から翌日午前3時までとなっています。
 - ※12月31日~1月3日及び5月3日~5日、毎月第1日曜日(これらの日以外でも、システム保守等によりサービスを停止する場合があります)
 - 2. ご契約内容やご契約状態等によりご利用いただけない場合があります。

《お客さま専用WEBサイト「大樹生命マイページ」サービス》

サービス内容

- ・ご契約内容の照会
- ※保険種類やご契約状態等によりご照会いただけない 場合があります。
- ・契約者貸付の利用/利用可能額の照会
- ・積立配当金の引出し/残高照会 ・すえ置き金の引出し/残高照会
- ・すえ置き保険金の引出し/残高照会 ・積立金の一部引出し/引出し可能額の照会
- ・保険契約の申込書類・設計書などの書類の閲覧
- ·生命保険料控除証明書の再発行

- ・ご契約や保険に関するご質問・ご相談
- ・ご住所・電話番号の変更
- ・保険料振替口座の変更(インターネット完結、手続書類 の送付受付)
- ・入院給付金ご請求のお手続き(手続書類の送付受付)
- ・満期保険金・祝金などの請求
- ・ご家族登録制度の申込・変更
- ・未来メッセージの登録/修正/削除
- ·各種特典

これからも、より多くのお客さまにご利用いただけるよう、またご利用いただいているお客 さまにも、よりご満足いただけるサービスを目指して機能の向上に努めてまいります。

大樹生命ホームページ https://www.taiju-life.co.jp/

ご契約期間中の情報提供

大樹生命からのお知らせ

ご契約者さまに、ご契約の保障内容や各種サービス、会社情報等を記載した「大樹生命からのお知らせ」を、年に一度送付しています。この通知により、ご契約の現況や各種お手続きについてご確認いただくことができます。

大樹生命からのお知らせ(一部抜粋)<2019年版>







大樹生命からのお知らせ

ご契約期間中の各種通知

ご契約期間中の主な通知(保険金等のお支払いに関するものを除く。)として、以下の帳票があります。当社から適宜持参または送付することを通じて、アフターフォローの徹底に努めています。

| 保険料のお払込みについて | ○保険料の自動貸付(お立替え)のお知らせ ○保険料お立替金返済手続完了のお知らせ ○主契約保険料払込期間満了のお知らせと特約保険料の今後のお払込方法について ○保険料お払込期間満了のお知らせ ○ご契約復活のおすすめ 等 |
|-------------------|---|
| 配当金・契約者 貸付について | ○大樹生命からのお知らせ(上掲) ○契約者貸付金お利息繰入れのお知らせ ○契約者貸付金残高のお知らせ 等 |
| その他 | ○生命保険料控除証明書 |



保険料の自動貸付(お立替え)の



主契約保険料払込期間満了の お知らせと特約保険料の今後の お払込方法について



お知らせ



生命保険料控除証明書

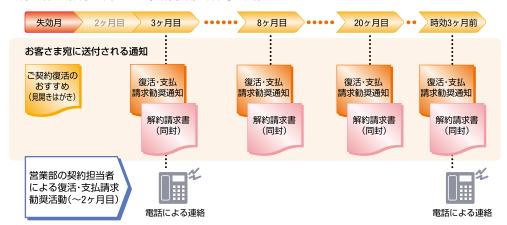
ご契約が失効された場合の対応

保険料のお払い込み猶予期間を経過しても保険料のお払い込みがない場合には、猶予期間 満了日の翌日からご契約の効力が失われることとなり、保険金・給付金のお支払いができなく なります。ご契約が失効した場合でも、失効した時から一定期間内であれば、当社の定める手 続きをお取りいただいたうえで、ご契約の復活を請求することができます。

当社では、失効後、直ちにご契約が失効したことをご契約者さまにお伝えするとともに、そ の後の対応について、ご契約者さまの意思を確認することを目的とした、ご契約の復活・失効 契約に係る解約返戻金の支払請求勧奨活動を実施しています。



ご契約復活のおすすめ



保険金等のお支払い手続き

お知らせと情報提供

各種通知

保険金・給付金等のお支払いに係る通知については、満期保険金のようにお支払い期日が近 づいた時点で当社からお客さま宛に自動的に送付するものと、死亡保険金や入院給付金のよ うにお客さまのお申し出により案内するものに大別されます。

| 支払期日が近づけば当社からお客さま宛に 自動的に送付するもの | お客さまからのお申し出によりご案内するもの |
|---|---|
| ○満期のご案内○年金のご案内○生存給付金のご案内○増加生存保険金お支払いのご案内 | ○各種保険金請求時のご案内 (死亡保険金、高度障害保険金、特定疾病保険金 等)○各種給付金請求時のご案内 (入院給付金、手術給付金、特定損傷給付金 等) |

保険金・給付金請求時のご契約内容に応じたご案内

保険金・給付金のご請求のお申し出があった場合、お客さまのご契約内容に応じて「保障内 容のご案内(もれなくご請求いただくために)」をお届けしています。

現在ご加入いただいている特約の保障金額、入院日額、1回の入院の給付限度日数等の内容が把 握できます。



満期のご案内



死亡保険金請求のご案内



保障内容のご案内 (もれなくご請求いただくために)



お支払い明細(表面)



お支払い明細(裏面)

お支払い後のお知らせ

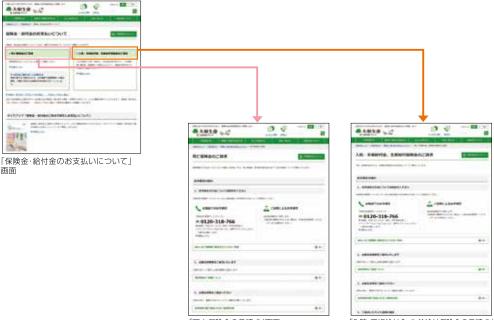
保険金・給付金のお支払いが完了した際には、お客さま宛にお支払い明細を送付し、お客さ まにお支払い内容のご確認をお願いしています。ご提出いただいた診断書の記載内容から、ご 請求事由以外の別の保障についてもお支払いできる可能性がある場合、または追加でご請求 いただける可能性がある場合には、当該明細の裏面にその旨を記載しています。

なお、通院給付特約付加契約について追加のご案内が必要となる場合には、全件ご案内をし ています。

ホームページ上での情報提供

当社ホームページでは、当社の生命保険契約にご加入されているお客さまが、保険金・給付 金のご請求・お受け取りについて、よりご理解を深めていただくことを目的として、ご請求手 続きに関する留意事項やお支払いの具体例などをわかりやすく掲載し、お客さまが常時参照 できる環境をご提供しています。

「保険金・給付金のお支払いについて」画面では、お客さまのご請求内容によって「死亡保 険金のご請求」と「入院・手術給付金、生前給付保険金のご請求」に区別してご案内していま す。それぞれの画面では、お手続きの流れのほか、ご請求時に当社よりおうかがいする事項 やご提出いただく書類の例、よくあるご質問などを掲載しています。



「死亡保険金のご請求」画面

「入院・手術給付金、生前給付保険金のご請求」

保険金等のお支払い状況について

お支払いの可否判断につきましては、当社保険約款に基づいて行っています。2018年度のお支払い件数は、363,046件(うち保険金21,087件、給付金341,959件)となっており、一方、お支払いに該当しないと判断したご契約は、11,231件(うち保険金580件、給付金10,651件)ありました。

なお、当社ではもれなくご請求いただくために、お支払いの対象とならなかったお客さまには、原則、「診断書取得費用相当額 $^{(注)}$ 」をお支払いしております。

保険金等のお支払い状況については、一般社団法人生命保険協会において定義の統一化が図られました。同生命保険協会にて策定した基準に則って算出した件数は下表のとおりです。

(注)-律5,400円(通院証明書は-律3,240円)

保険金等のお支払い件数、お支払い非該当件数及び内訳

2018年度(2018年4月度~2019年3月度)

(単位:件)

| | | 保険金給付金 | | | | | | | | | | |
|---------------------|-----------|-----------|--------------|-------|--------|-----------|-----------|-----------|------------|--------|---------|---------|
| 区分 | 死亡 保険金 | 災害 保険金 | 高度障がい 保険金 | その他 | 合計 | 死亡 給付金 | 入院 給付金 | 手術 給付金 | 障がい 給付金 | その他 | 合計 | 合計 |
| お支払い 件数 | 15,794 | 100 | 340 | 4,853 | 21,087 | 1,712 | 208,048 | 110,123 | 117 | 21,959 | 341,959 | 363,046 |
| 詐欺による 取消・無効 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 不法取得 目的による 無効 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 告知義務 違反による 解除 | 5 | 0 | 0 | 10 | 15 | 0 | 164 | 85 | 0 | 13 | 262 | 277 |
| 重大事由 による解除 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 免責事由に 該当 | 48 | 4 | 1 | 0 | 53 | 0 | 35 | 9 | 1 | 4 | 49 | 102 |
| 支払事由に 非該当 | 0 | 9 | 86 | 416 | 511 | 0 | 778 | 9,229 | 26 | 307 | 10,340 | 10,851 |
| その他 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| お支払い 非該当 件数合計 | 54 | 13 | 87 | 426 | 580 | 0 | 977 | 9,323 | 27 | 324 | 10,651 | 11,231 |

- (注) 1. 当実績は、保険種類ごとに集計した個人保険・団体保険の合計実績です。
 - 2. 支払査定を要しない満期保険金・生存給付金・一時金・年金は含みません。
 - 3. 「約款に定める入院日数に満たない入院のご請求」等、「請求人からのご依頼やご請求書類等から支払事由に該当しないことが明白で、特段の支払査定を行わないもの」は、お支払い非該当件数に含みません。
 - 4. 複数の会社でお引き受けしている団体保険契約のお支払い件数は、当社が幹事をしているご契約のみを対象としています。

用語説明

詐欺による取消・無効

・ 詐欺によってご契約が締結され たときは、ご契約は取消とし、す でにお払い込みいただいた保険 料は払い戻しいたしません。

不法取得目的による無効

・保険金等を不法に取得する目的 をもってご契約が締結されたと きは、ご契約は無効とし、すでに お払い込みいただいた保険料は 払い戻しいたしません。

告知義務違反による解除

・ 故意または重大な過失によって 事実を告知しなかったかまたは事 実でないことを告知したときは、 会社は契約を解除することがで きます。この場合、解約返戻金を ご契約者にお支払いいたします。

重大事由による解除

・保険金等を詐取する目的で事故 を起こす等の重大事由が生じた 場合には、会社は契約を解除す ることができます。この場合、解 約返戻金をご契約者にお支払い いたします。

免責事由に該当

ご請求内容が、責任開始の日から一定期間内の被保険者の自殺 や契約者等の故意など保険約款 に定める免責事由に該当するものです。

支払事由に非該当

・ご請求内容が、保険約款に定め る支払事由に該当しないもの です。

具体的な計上例

お支払い件数

入院給付金のご請求があり、疾病入院給付金と成人病入院給付金と成人病入院給付金のお支払いに該当した場合、「入院給付金」3件をお支払い件数に計上します。

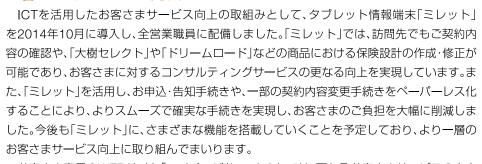
お支払い非該当件数

- ・入院・手術給付金のご請求があ り、疾病入院給付金のお支払い に該当し、手術給付金のお支払 いが非該当となった場合、「入 院給付金」1件をお支払い件数、 「手術給付金」1件をお支払い非 該当件数に計上します。
- ・入院給付金のご請求があり、疾 病入院給付金と成人病入院給付 金のお支払いが非該当となった 場合、「入院給付金」2件をお支 払い非該当件数に計上します。

ICTを活用したお客さまサービスの充実

当社は、お客さまに信頼され、よりご安心いただける会社を目指し、金融・保険業界のビジネス環境変化に適応する「ICT(情報通信技術)基盤の強化 |を進めています。

お客さまサービスの充実



お客さま専用のWEBサイト「マイページ」につきましては、更なるお客さまサービスの向上とお手続きの利便性向上を目的として、契約者貸付・積立金・積立配当金・すえ置き金・すえ置き保険金のお取引の当日着金サービスやお祝金・満期保険金のご請求手続き、お知らせ書類の閲覧、未来メッセージの登録等のサービスを提供しています。

また、スマートフォンアプリを活用した新規サービス「大樹らいふ倶楽部」を2019年4月に導入しました。「大樹らいふ倶楽部」を通じて、当社が開催しているセミナー、イベント等のタイムリーなお知らせ、『健康増進』をテーマとした各種サービスの提供、情報発信などのサービスを行ってまいります。

今後も、最新のICTを積極的に活用し、より多くのお客さまにご利用いただき、ご満足いただけるようなサービスの提供及び機能の充実に努めてまいります。

戦略的アウトソーシング

当社は、ICT競争力の強化を通じ、新商品開発や新しいサービス提供にいち早く対応し、かつ業界をリードするため、情報システムの開発・保守・運用業務などについて日本アイ・ビー・エム株式会社(以下、日本IBM社)にフルスコープのアウトソーシングを行っています。また、このアウトソーシング・サービスを円滑・確実に遂行するための会社「エムエルアイ・システムズ株式会社」を日本IBM社と共同出資で設立し、2000年10月より業務運営を行っています。この戦略的アウトソーシングにおいては、日本IBM社のノウハウを取り込んだマネジメントシステム構築や製品・サービス調達プロセスの高度化を進め、システム開発の生産性向上・システム運用の品質向上に着実に成果をあげています。

安全対策・セキュリティ対策

お客さまの情報への不正アクセスや情報漏えいなどを防止するために、情報の暗号化や 不正アクセス対策、ウィルス対策など、サイバーセキュリティ対策についても積極的に取り組んでいます。

なお、情報システムの開発・保守・運用業務における安全対策については、金融機関としての視点だけではなく、技術的かつ専門的視点からの監査も実施しており、一層の安全確保に取り組んでいます。



電子サインのイメージ



「ミレット |を使ったご説明イメージ

「お客さまの声」を経営に反映させる取組み

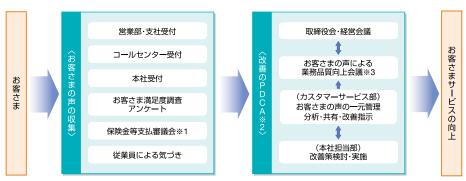
当社では、「お客さまの声」を経営に反映し、業務の改善、お客さまサービスの向上につなげるよう努めています。

「お客さまの声 | を反映させる仕組み

全国の営業拠点・お客様サービスセンターへのお電話、お客さま満足度アンケートなどでいただいた「お客さまの声(ご意見・ご要望・お褒め・ご不満等)」は、お客さまサービス部門で一元管理し、分析を行って課題を抽出し、各部門が改善策を検討・実施します。また、改善効果の検証を行い、継続的な改善に取り組みます。

経営会議の諮問機関である「お客さまの声による業務品質向上会議」では、お客さまの声の全体概況と改善実施状況を協議し、その結果について経営会議、取締役会で審議します。

お客さまサービスの向上に向けた体制図



- ※1 社外委員(法律専門家、学識経験者、消費者問題専門家)等により構成される審議会です。
- ※2 業務を円滑に進める手法の一つ。Plan(計画) → Do(実行) → Check(評価) → Act(改善) の4段階を繰り返すことで、 業務を継続的に改善します。
- ※3 経営会議の諮問機関。カスタマーサービス部担当役員を議長とし、16部門の部長を構成員としています。

2017年1月に、当社の消費者志向経営に関する理念や取組方針を記載した「消費者志向宣言」を策定・公表し、当宣言を機に、より一層のお客さまサービス向上に取り組んでいます。

また、2018年4月には、苦情対応の国際基準規格「ISO10002(品質マネジメントー顧客満足ー組織における苦情対応のための指針)」に適合した苦情対応態勢を構築し、適切な運営を行っていることを宣言しました。当宣言を機に、全役職員が国際規格に適合する苦情対応態勢を維持していくとともに、「お客さまの声」から学ぶ業務運営の改善に取り組み、今後もより一層お客さま本位の業務運営を徹底し、お客さまサービスの向上に努めてまいります。

お客様サービスセンター(コールセンター)に寄せられたご相談・ご照会の内訳

(単位:件、%)

| SHAP EXCESS (E. MESSIA) | | | | | | |
|--------------------------------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|
| | 2016年度 | | 2017年度 | | 2018年 | F度 |
| | 件数 | 占率 | 件数 | 占率 | 件数 | 占率 |
| 新契約関係(保険商品内容・特約中途付加・パンフレット請求等) | 3,546 | 1.3 | 5,291 | 2.1 | 6,246 | 2.5 |
| 収納関係(保険料払込方法·住所変更·課税控除証明·集金等) | 41,094 | 15.4 | 39,380 | 15.6 | 39,602 | 15.8 |
| 保全関係(名義人変更·契約者貸付·特約更新·減額·解約等) | 70,954 | 26.7 | 65,631 | 26.0 | 62,894 | 25.1 |
| 保険金関係(満期·生存給付金·年金·死亡保険金手続等) | 37,479 | 14.1 | 33,177 | 13.1 | 33,434 | 13.3 |
| 給付金関係(災害入院·疾病入院·成人病入院給付金手続等) | 49,050 | 18.4 | 48,861 | 19.3 | 49,191 | 19.6 |
| 生命保険と税金関係・保険料の経理処理等 | 2,517 | 1.0 | 1,993 | 0.8 | 2,050 | 0.8 |
| その他 | 61,512 | 23.1 | 58,337 | 23.1 | 57,228 | 22.9 |
| 合 計 | 266,152 | 100.0 | 252,670 | 100.0 | 250,645 | 100.0 |

お客さまから寄せられた苦情申出の概況

2018年度にお客さまから寄せられた苦情申出の内訳は以下のとおりです。

お客さまから寄せられた苦情申出の内訳

(単位:件、%)

| 35 H C 3175 | | | | | | (= | 21⊻ · 1+ √%/ |
|---------------|---|--------|-------|--------|-------|--------|--------------|
| 苦情分類 | | 2016年 | F度 | 2017年 | F度 | 2018年度 | |
| 百旧刀块 | 主な内容 | 件数 | 占率 | 件数 | 占率 | 件数 | 占率 |
| 新契約関係 | ・不利益情報の説明不足等に関するご不満 ・当社職員による募集上の行為に関するご不満 ・お客さまのご要望とご契約内容の相違に関するご不満 | 2,572 | 14.0 | 2,791 | 16.7 | 2,551 | 17.9 |
| 収納関係 | ・保険料の集金、口座振替に関するご不満 ・保険料の自動貸付に関するご不満 ・ご契約の失効・復活に関するご不満 | 1,100 | 6.0 | 943 | 5.6 | 752 | 5.3 |
| 保全関係 | ・解約手続に関するご不満 ・ご契約内容や名義の変更に関するご不満 ・ご契約の更新に関するご不満 | 4,330 | 23.6 | 3,719 | 22.2 | 3,178 | 22.2 |
| 保険金・ 給付金関係 | ・保険金・給付金手続に関するご不満 | 3,500 | 19.0 | 2,654 | 15.8 | 2,302 | 16.1 |
| | うち保険金支払手続等に関するもの | 307 | 1.7 | 286 | 1.7 | 251 | 1.8 |
| | うち給付金支払手続等に関するもの | 1,874 | 10.2 | 1,468 | 8.8 | 1,305 | 9.1 |
| その他 | ・アフターサービス不足に関するご不満・当社職員の態度・マナーに関するご不満・プライバシーに関するご不満 | 6,870 | 37.4 | 6,651 | 39.7 | 5,505 | 38.5 |
| 合 計 | | 18,372 | 100.0 | 16,758 | 100.0 | 14,288 | 100.0 |
| | | | | | | | |

⁽注)お客さまから寄せられたお申出(苦情)につきましては、お申出時点の内容で分類しています。

お客さま満足度調査

当社では、より広くお客さまのご意見·ご要望をお聞きすることを目的として、ご契約者さまを対象としたアンケートを実施しています。

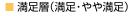
お客さまのご意見・ご要望を今後の取り組みに反映させ、一層の業務品質向上を図ってまいります。

<2018年度実施概要>

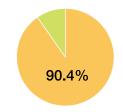
- ·年1回実施(2018年8月21日~9月10日)
- ・調 査 対 象: 既契約者約5,000名
- ・有効回答数:約1,200名
- ・質 問 内 容:営業職員対応、現在加入商品、加入時手続、加入後手続、会社の信頼感 等
- ・お客さまの満足度については、「満足」「やや満足」「やや不満」「不満」の4択で回答

○総合的なお客さま満足度(%)*

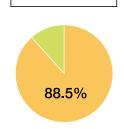
○主要なお客さま接点におけるお客さま満足度(%)*



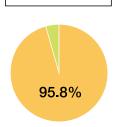
■ 不満層(やや不満・不満)



*「満足」「やや満足」の合計



加入時手続満足度



加入後手続満足度

62

「お客さまと私たちの提案制度」

この制度は、従業員の積極的な創意工夫の提案を奨励し、実務に反映させることによって、 お客さまサービスの向上と社業の発展に寄与することを目的としています。

2018年度は1,211件の提案が寄せられており、サービスの向上や業務の改善に資する提案について実現を図っています。

「お客さまの声」に基づく業務改善策の実施状況

2018年度は、お客さまのお申出をもとに、当社では以下のようなお客さま満足度の向上につなげるための改善策を実施しています。

▶ 新商品の開発

- ・これまで寄せられていたお客さまの声に応え、保険料払込期間中の円換算レートを固定して定額の 円建保険料で払い込むことができる平準払の外貨建終身保険「フラット外貨終身」を開発しました。 (2018年5月より)
- ·「大樹セレクト」の保障内容が一目でわかる「おすすめプランの概要(設計書ダイジェスト)」を 新規作成しました。

(2018年5月より)

- ・外貨建養老保険「ドリームロード(ステップ)」において、満期保険金の受け取りに代えて終身保障に移行することができる新特約を発売するとともに、すでにご加入いただいたお客さまにも満期時に終身保障移行をお選びいただけるようになりました。 (2018年10月より)
- ・満期期間がより短い商品を希望されるお客さまの声を受け、外貨建養老保険「ドリームロード」に 「保険期間5年」を新設しました。

(2018年10月より)

- ・「ドリームロード」設計書の為替リスク説明箇所に為替リスクのわかりやすい図を追加しました。 (2018年10月より)
- ・最大3プランの「大樹セレクト」設計書概要を1枚で表示できる「複数プラン提案書」を新規作成しました。

(2019年1月より)

▶ 障がい者向けサービスの向上

- ・代筆者による手続き範囲を拡大しました。
 - (2018年4月より)
- · ご提案内容に応じた代読箇所等の留意点を社内マニュアルに追加しました。 (2019年3月より)

▶ 営業用携帯端末(ミレット)によるペーパーレス手続きの拡大

・保全手続きについて、ペーパーレスでの取扱範囲を拡大(名義変更·指定代理請求特約中途付加等) しました。

(2019年4月より)

▶ 帳票改訂

主な改善事

・保険金・給付金のご請求に関するご案内冊子について、よりわかりやすく、より見やすくするために、文字フォントやデザイン等を一新し、ガイドブック「保険金・給付金のご請求手続きとお支払いについて」として改訂しました。

(2018年5月より)

▶ お客さま本位経営の推

ADR(Alternative Dispute Resolution) とは?

ADR(裁判外紛争解決手続)と は、身の回りで起こるトラブルを、 裁判ではなく、中立・公正な第三者 に関わってもらいながら柔軟な解 決を図る手続です。

金融ADR制度への対応について

2010年4月より金融商品取引法等(保険業法含む)の一部改正により金融ADR制度が創設さ れ、各金融機関は金融庁が定める指定紛争解決機関との間で下記のような内容を含む手続実施 基本契約の締結が法的に義務付けられました。

- 1. 苦情処理・紛争解決手続きの応諾義務
- 2. 事情説明・資料等の報告・提出義務
- 3. 指定解決委員の提示する特別調停案の受諾義務

これをもって、指定紛争解決機関は中立・公正な立場からお客さまと金融機関とのトラブル の解決を図ります。

一般社団法人生命保険協会(以下、生命保険協会と表記)は、指定紛争解決機関として金融庁 より指定を受け、生命保険業務・外国生命保険業務に関する苦情処理手続及び紛争解決手続等 の業務を2010年10月1日より行っています。当社は、保険業法第105条の2の規定に基づき 2010年10月1日付で指定紛争解決機関である生命保険協会と手続実施基本契約を締結しまし た。

これにより、より実効性のある苦情解決手続及び紛争解決手続が確保され、利用者の利便性 の向上が図られました。

指定紛争解決機関である生命保険協会の生命保険相談所では、電話·文書(電子メール·FAX は不可)・来訪により生命保険に関する様々な相談・照会・苦情をお受けしています。

生命保険相談所が適正な解決に努めたにもかかわらず、原則として1カ月を経過してもお客 さまと当社の間で問題の解決がつかない場合、生命保険相談所内に設置された中立・公正な立 場から裁定(紛争解決支援)を行う裁定審査会を利用することができます。

【生命保険相談所(生命保険相談室:東京)】

生命保険相談室

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階(生命保険協会内)

電話番号:03-3286-2648

受付時間:9:00~17:00(土・日曜、祝日、年末年始を除く)

※ご来訪でのご相談の場合、受付は16:00までになります。

【生命保険相談所(連絡所)】

※全国50ヶ所に生命保険相談所の連絡所が設置されています。ご来所によるご相談の場合は事前に電話 連絡が必要になります。

(生命保険協会ホームページ参照)

https://www.seiho.or.jp/contact/

ディスクロージャー(情報開示)の充実

ご契約者さまをはじめ、より多くのお客さまに当社の経営内容をご理解いただくことを目的に、各 種ディスクロージャー資料の作成や、ホームページでのタイムリーな情報発信に取り組んでいます。

保険業法第111条に基づいて作成しているディスクロージャー資料「大樹生命の現状」は、当社の 各営業部や各地の生命保険協会等で縦覧できるほか、各地の消費生活センターにも配布されてい ます。なお、当社のホームページでは、ディスクロージャー資料「大樹生命の現状」全ページを掲載し ているほか、各種ニュースリリース、プレス発表資料等の最新情報についてもご覧になれます。

また、当社はディスクロージャー資料「大樹生命の現状」において、お客さまが当社の経営状 況をよりご理解いただけるよう、情報開示の充実に取り組んでいます。

《主なディスクロージャー資料》

| 名 称 | 内 容 | | | |
|---------------------------------|---------------------------------|--|--|--|
| 大樹生命の現状 | 保険業法第111条に基づいて作成しているディスクロージャー資料 | | | |
| 変額保険[有期型・終身型](特別勘定)決算のお知らせ | 変額保険の契約者さまあてに直送される決算報告資料 | | | |
| 変額個人年金保険[基本年金額保証型](特別勘定)決算のお知らせ | 変額個人年金保険の契約者さまあてに直送される決算報告資料 | | | |



5.CSR経営の推進

当社では、生命保険会社の社会的責任を果たすべく、CSR(企業の社会的責任)の視点で改めて事業活動を点検し、改善することにより、お客さまから信頼され、選ばれる会社を目指していきます。

ディスクロージャー資料「大樹生命の現状」では、当社のCSR活動の幅広い取組みを、大樹生命のCSRの三本柱に沿ってご紹介いたします。

大樹生命のCSR

当社は生命保険という長期にわたる保障を提供しています。未来永劫、途切れることなく、十分なサービスをお客さまに提供し続けることが当社における最も重要なCSRであり、そのために、これからも大樹生命に関わるステークホルダーに対する責任を果たしていきます。

CSRの定義

当社は以下のようにCSRを定義しています。このようなCSRの視点から事業活動を行うことで、営業・サービスの品質や従業員のモチベーション向上、ひいては企業価値の向上と社会の健全な発展の両立を目指します。

当社の存立基盤である社会の健全な発展に好影響をもたらす企業活動を推進すること。

CSR経営宣言

当社では、「CSR経営宣言」に従って当社が取り組むべき課題を選定・遂行して、ステークホルダーの皆さまに対する責任を果たしていきます。

大樹生命は、経営理念の下、社会の一員として永続的な発展を目指し、以下のとおり企業経営を進めます。

- ●役職員一人ひとりが企業人としての自覚と責任を持ち、法令・社会規範の遵守、適切なリスク管理、適時適切な情報開示を通じて、社会の信頼に応える公正・透明な企業経営を行います。
- ■お客さまの「安心」を長期にわたって支えるため、お客さまの視点に立った商品やサービスを 提供する不断の努力を続け、お客さま満足の向上を追求します。
- ■株主の期待と信頼に応えるため、安定的、持続的な企業価値の向上と適切な利益還元を実現します。
- ■従業員の人権、人格、多様性に配慮し、自己成長を含む能力開発や仕事と生活の調和を通じて、誇りとチャレンジ意欲を持って能力を発揮できる職場環境の構築と社会生活の安定向上に努めます。
- ■事業の礎となる社会の発展に寄与し、次の世代にも豊かな地球環境や安全・安心に暮らせる 健全な社会を引き継げるよう、継続的な取組を行います。

環境配慮に関する基本方針

社会の一員として地域の環境保全に貢献するとともに、良好な地球環境を次世代に引き継ぐため、「環境配慮に関する基本方針」を定め、環境保護活動を行っています。

大樹生命は、社会の持続的成長を企図し、経営理念に掲げる「国民生活の福祉向上」に寄与するため、環境問題が地球規模かつ次世代以降にわたる重要な課題であることを強く認識し、環境保護に配慮した経営を推進します。

1.地球環境保護に配慮した事業活動

環境関連のルールを遵守し、常に地球環境保護に配慮した事業活動を行います。

2.資源・エネルギーの有効活用

限られた資源を有効に活用するため、省資源、省エネルギーおよび資源のリサイクルに取組み、環境負荷の低減に努めます。

3.環境啓発活動の推進

全役職員の環境問題への意識向上に努め、一人ひとりの社内外での行動が環境保護に繋がるように努めます。

4.環境問題への継続的な取組み

効果的な地球環境保護につなげるため、必要に応じて取組みの見直しを行い、長期にわたり継続的に取組みます。

社会貢献活動に関する基本方針

社会の一員として豊かな社会の実現に貢献するとともに、将来を担う子どもたちの健全な育成に貢献するため、「社会貢献活動に関する基本方針」を定め、社会貢献活動を行っています。

大樹生命は、経営理念に基づき、生命保険事業を通じて国民生活の福祉向上に努めるとともに、良き企業市民として豊かな社会の実現に貢献します。

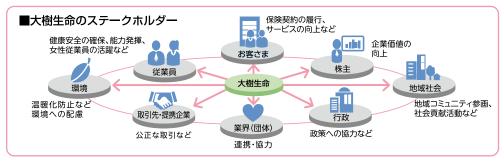
- 1.自らが社会の一員であることを意識し、社会の健全かつ持続的成長に貢献するため、「こわさないでください。自然。愛。いのち。」をテーマに活動を推進・支援します。
- 2.社会や地域との調和を図りながら、役職員一人ひとりの行動が社会の発展に寄与するよう努めます。
- 3.より良い社会づくりに貢献できるよう、社会の要請を踏まえつつ、公共性の高い活動に継続して 取組みます。

大樹生命のCSR三本柱

少子高齢化、地球環境問題など、社会のさまざまな課題の解決に向けて日々行動を重ねていくことが、生命保険会社としての社会的責任であると認識しています。当社は、これらの課題を、社会的課題の普遍性、本業との関わりの深さ、貢献の可能性によって整理し、「社会・環境」「いのちと健康」「人の生活の安心」の3つの重要領域をCSR三本柱として定め、活動を展開しています。

大樹生命を取り巻くステークホルダー

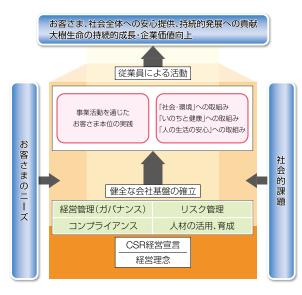
当社では、お客さま、株主、従業員、そして、それらを取り巻く社会全体をステークホルダーとしてとらえています。株式会社である当社は、株主からの出資によって事業基盤が形作られていることは言うまでもありませんが、それだけでなく、生命保険会社として、持続的かつ安定的な事業を実現するために、お客さまとの保険契約が長期間にわたり維持されることが必要不可欠です。保険契約の維持、つまり、お客さまの満足度やお客さまとの信頼関係を維持するために、当社は、社会全体の健全な発展への貢献を目指します。



CSR活動の展開

お客さまや社会から信頼される生命保険会社であるためには、ガバナンスやリスク管理、コンプライアンスの強化などを通じた健全な経営基盤の確立が前提となります。

これらの経営基盤に基づき、よりよい商品・サービスの提供によってお客さまのニーズに応えていきます。さらには生命保険という事業特性をいかしながら、CSR活動を通じてさまざまな社会的課題の解決に取り組みます。このような活動を通じて、安心・安全で持続可能な社会の発展に貢献し、その結果として当社自身も持続的成長を遂げることを目指します。



CSR活動一覧

企業の社会的責任に関する要請が高まる中、CSR経営宣言を掲げる当社では、昨年度の実施内容や課題を踏まえ、「2019年度CSR活動一覧」を策定し、更なるCSR活動の発展に取り組んでいます。

| カテゴリ 2018年度活動内容 | | 2018年度活動内容 | 2019年度活動一覧 | |
|-----------------|----------------------|---|--|--|
| | 「社会・環境」への取組み | ・シークレットポストによる資源の再利用 ・クールビズ、空調温度設定等による節電実施 | ・環境対応(CO2削減等への取組み) | |
| | | ·ESG投資 | ・ESG投融資の取組み継続 | |
| | | ・苗木プレゼントを実施 | - - - 緑化運動の推進 - | |
| | | ・"ニッセイの森" 森づくりボランティア参加・"ニッセイの森"の森づくり推進のため、社内 募金を実施して寄付 | | |
| | | ・地域活動への参加 | ・活動拠点を中心とした地域活動への参加 | |
| | への取組み | ・難病・特定疾患患者会の支援 | | |
| 当社 | | · 公益財団法人 三井生命厚生財団への寄付を 通じた医学研究助成 | ・難病・特定疾患*1に関する研究など、医療関連基礎研究・支援団体への助成 | |
| O C | | ・企業献血の実施 | | |
| S | | 乳がんの早期発見に資する活動推進ピンクリボンフェスティバルへの協賛・参加 | ・乳がん検診受診啓発運動 (ピンクリボン運動) | |
| 三本柱 | 「人の生活の安心」への取組み | ·子どもや障がいのある方を支援する「ふれあいトリオ」への協賛 | ・子どもや障がいのある方への支援 | |
| | | ・経済的事情により手術を受けられない子ども を支援する「明美ちゃん基金」への寄付 | | |
| | | ・全社防犯運動、オレンジリボン運動への参加 | | |
| | | ・ダイバーシティの推進 ・「働き方改革」の実現に向けた取組み | ・健康経営・ダイバーシティの推進 ・「一人ひとりがいきいきと働く活気ある会社」 の実現に向けた、働き方改革への取組み | |
| | | ・10年後を見据えた人材育成と活気ある職場 環境づくり | ・多様な人材が、長くいきいきと活躍できる会 社づくり | |
| | | ・社内外における研修企画や教育機会の更な る充実 | ・社内外における研修企画や教育機会の更なる 充実 | |
| 幺又 | 学の | ・2018年度の活動状況報告実施 | ・活動一覧の策定、PDCA実施 | |
| 軸 | ミットメントを としたPDCAの | ・電子版社内報等にてCSR意識浸透のため関 連活動を紹介 | ・CSR意識浸透策の実施 | |
| 缍 | 化 | ・活動内容の検証 | _ | |

**1: 当社は、厚生労働省より特定疾患に指定されているIBD(炎症性腸疾患)患者に、一定条件のもと生命保険を提供しています。

大樹生命のCSR三本柱「社会・環境」への取組み

こわさないでください。自然。愛。いのち。



第1回プレゼントの際に植樹した苗木



2017年3月 土岡河原公園(青森県八戸市)

苗木プレゼント

~45年間で512万本の苗木を届けました~

当社は、"緑・自然を守り、親から子へと美しい緑の街を伝えたい"という願いを込めて、1974年に「苗木プレゼント」を開始しました。これは、当社が常に訴え続けてきたキャンペーンテーマ「こわさないでください。自然。愛。いのち。」を言葉で終わらせることなく、CSR活動の一環として形で表現したものです。全国の企業、公共団体、学校、病院などの団体及び一般家庭に対して、気候や生育条件にあった苗木を配布し続け、2018年度で45回目を迎えました。これまでに贈呈した苗木の本数は、累計で512万本になりました。苗木は全国各地ですくすくと育ち、心地よい木陰をつくりながら周辺環境の保護やCO2削減等に役立っています。

シークレットポストシステム

個人情報・機密情報などの書類を専用箱(シークレットポスト)で回収し、梱包したまま製紙工場などで溶解処理し、トイレットペーパーなどに再生産しています。この取組みにより情報漏えいを防ぐとともに、資源の有効活用(本社ビルで再利用)を行っています。2004年度以降累計で、直径14cm・高さ8mの木37万6千本相当を伐採から守ったことになります。

ESG(環境・社会・ガバナンス)投資への取組み



©2019 NHFIC オーストラリアの中低所得者向け住宅の 整備プログラムに役立っています。

当社では、「社会・環境」問題への取組みの一環として、ESG投資を進めています。ESG投資への取組みは、グリーンボンドやソーシャルボンドなどへの投資を通じて行っており、2018年度末の投資残高は928億円となっています。投資した資金は国際開発金融機関などを通じて、開発途上国などにおける貧困の撲滅、中低所得者の生活支援、生物圏保護プロジェクト、再生エネルギーの生成プロジェクトなどに活用されています。

大樹生命のCSR三本柱「いのちと健康」への取組み

公益財団法人大樹生命厚生財団

大樹生命厚生財団は、国民の健康保持とその増進をはかり、社会公共の福祉に貢献することを目的として1967年に設立されました。この目的に沿い、今日のわが国の健康上の重要課題である生活習慣病に関連する医学研究助成事業等を設立以来一貫して行っています。

医学研究助成 医学研究特别助成 贈呈式

医学研究助成

第51回「医学研究助成」(2018年度)は、全国の大学・研究機関の研究者を対象に公募を行い、20研究に対して助成を行いました。また、第49回「医学研究助成」(2016年度)入選者の研究報告の中から、3研究を第27回「医学研究特別助成」としました。

《助成金の実績》

| | 2018年度 | | 累計 | |
|---------|--------|---------|--------|------------|
| | 件数 | 助成金額 | 件数 | 助成金額 |
| 医学研究助成 | 20件 | 2,000万円 | 978件 | 11億3,700万円 |
| 特 別 助 成 | 3件 | 450万円 | 96件 | 1億1,700万円 |
| 合 計 | 23件 | 2,450万円 | 1,074件 | 12億5,400万円 |

《研究課題》

| 2018年度 | 2019年度 |
|------------------|--------------------------|
| ① 放射線治療法の選択 | ① ビッグデータ解析による地域医療の実態解明 |
| ② 正常眼圧緑内障の治療 | ② アブセンティイズムとプレゼンティイズムの治療 |
| ③ 肝炎ウイルス排除後の発癌 | ③ 脳卒中後てんかん |
| ④ 頸動脈プラークの治療法の選択 | ④ 肝切除に於けるRCT(鏡視下 VS 開腹下) |

健康增進啓蒙活動

2018年度に生活習慣病の予防・啓蒙を目的とした一般参加型の講演会を当社と共同で開催しました。

ピンクリボン運動

日本では現在、女性の11人に1人が乳がんに罹るといわれていますが、乳がん検診受診率はまだ低い状況です。そうした背景の中、乳がんの早期発見啓発を行う運動がピンクリボン運動です。 当社は、生命・健康と密接な関係を持つ生命保険業を本業とする会社として、また、女性従業員の割合が高い企業として、ピンクリボン運動の趣旨に賛同し、この運動に参画しています。 具体的には、多くの方に乳がんの早期発見の大切さを伝える「ピンクリボンフェスティバル」

(公益財団法人日本対がん協会など主催)への協賛、乳がんセミナーの実施、チラシなどを用い



ピングリホンフェスティバル2018(スマイル ウオーク東京)の様子 (写真提供:日本対がん協会)

大樹生命のCSR三本柱「人の生活の安心」への取組み

たお客さま・地域の方々への乳がんについての情報提供や啓発活動などを行っています。

ふれあいトリオへの協賛 〜全国で480公演、子どもたちにクラシック演奏を届けています〜

当社は、一流アーティストの生のクラシック演奏を子どもたちに届け、豊かな心と感性を育んでもらいたいという思いから、公益財団法人日本青少年文化センター主催の「ふれあいトリオ〜吉田恭子と仲間たち〜」に協賛しています。この活動は2003年の開始以来、その数は全国各地で480公演を超えています。



子どもたちにヴァイオリンを教える吉田恭子さん

チャリティコンサート支援

当社は炎のマエストロで知られる世界的指揮者・小林研一郎氏がスペシャルオリンピック スの主旨に賛同して設立された「コバケンとその仲間たちオーケストラ」の皆さまに、本店17 階「大樹生命ホール」をリハーサル会場の提供という形で応援を続けています。

このオーケストラは、知的発達障がいのある方々をお招きして生の演奏を楽しんでいただく ためにボランティアコンサートを行っています。様々な障がいのある方も健常者も同じ空間と 時を共有し同じ喜びを享受して、ともに生きていける社会の実現を願って活動されています。

明美ちゃん基金 ~25年間続けています~

先天性心臓病などに苦しみながら経済的な事情で手術を受けることができない子どもたちを救 うため、1966年に設立されました。50年以上にわたり200人を超える国内外の幼い命を救い、"愛と いのちのバトンタッチ"という大きな善意の橋渡し役として成長し、現在では発展途上国の医療活 動や研究活動にも適用を拡大しています。当社は1994年から25年連続で寄付を続けています。

|寄附講座の開講 ~過去15年間で5.800名以上が受講しました~

学校教育における個人の「金融」に関する知識教育を支援するため、2004年度より大学にお ける寄附講座を実施しています。青山学院大学では2005年度より継続して寄附講座「パーソ ナル・マネー・マネジメント入門講座―大学生のためのマネー・金融・経済の基礎知識―」を設け ています。講義にあたっては当社のファイナンシャル・アドバイザー経験者等の専門家が非常勤 講師として教鞭を執り、パーソナルファイナンス(世帯の家計)の視点から解説し、マネー・金融・ 経済に関する基本的な知識の習得を目指す内容となっています。



1990年9月、当社の寄付により、ミシガン大学(米国ミシガン州アナーバー)内の研究機関と して創立されました。環太平洋地域(アジア・アメリカ)の金融資本市場の発展のため、金融に 関する研究論文シリーズの刊行を行うとともに、金融を巡るタイムリーなテーマについて、日 米で定期的なシンポジウムを開催しています。また、研究費用の助成や博士課程の学生への奨 学金(2018年度は、50.847ドル)も給付しています。

全社防犯運動・オレンジリボン運動

犯罪の多発を背景に、地域社会では住民を中心とした防犯の協力体制が期待されています。 当社では営業活動中に「地域の安全を見守ります。」と記した「地域の目カード」を携帯し、犯罪 の抑止の一翼を担った活動を行っています。また、虐待を受け苦しんでいる子ども達の増加を 背景に、「子どもの虐待のない社会の実現」を目指し2005年から始まった市民運動である、「オ レンジリボン運動」にも取り組んでいます。



「地域の目カード」

健康経営への取組み

当社では、お客さまに信頼され、かつ持続的に成長する活力のある会社を目指し、健康経営へ の取組み方針を掲げています。

健康経営への取組み方針

- 1.「一人ひとりが活き活きと働く活気のある会社 | を目指し、従業員の能力が最高に発揮できるよう心身の 健康を会社としてサポートします。
- 2.会社、従業員ともに健康に高い意識をもち社会へ発信することで、従業員のご家族やお客さま、社会の 健康増進に寄与します。

健康経営優良法人2019(ホワイト500)の認定

経済産業省が日本健康会議と共同で主催する健康経営優良法人認定制度において、「健康経営優良法人(ホワイト500)」の認定を受けました。従業員の仕事、生活の質、社会福祉の更なる向上に向け、心身の健康増進に取り組んでいます。

| | カテゴリ | 主な取組み内容 | | |
|----------------------|--|--|--|--|
| | 定期健康診断の受診、特定健診、特定保 健指導の実施率向上に向けた取組み | ・健康経営推進事務局からの受診勧奨 ・従業員の各所属部署からの受診フォロー | | |
| 健康増進に向けた取組み | 生活習慣病、ストレス関連疾患の発生 予防に向けた取組み | ・食生活・運動生活に関するセミナーの実施 ・メンタルヘルスケアセミナーの実施 ・こころの悩みを解消する相談窓口(健康・こころのオンライン)の設置 | | |
| | 禁煙促進に関する取組み | ・禁煙デー(月1回)の設定 ・禁煙外来受診支援の実施 | | |
| | 女性特有の健康課題への取組み | ・乳がん、子宮がん検診の受診勧奨の実施 | | |
| ワークライフバランスの向上に向けた取組み | | ・パソコンの利用可能時間の制限 ・毎週水曜日を早帰りとする「Happy Wednesday!」の実施 | | |



働きがいのある職場環境づくりに向けて

多様な人材が長くいきいきと活躍できる会社づくりをテーマとし、女性活躍推進や障がいのある方の雇用推進、仕事と生活の両立支援、働き方改革などに取り組んでいます。

女性活躍推進

女性従業員ひとりひとりが自らの能力を最大限に発揮し、中長期的なビジョンを持ってキャリア形成できる制度・教育環境の整備や、職場の風土づくりに取組んでいます。また、女性管理職が活躍できる場の拡大に向けた育成やキャリアパス支援を行っています。

女性の活躍を応援する企業として2018年度は以下の認証を受けています。

2018年8月「かながわ女性の活躍応援サポーター」登録 2018年9月「大阪市女性活躍リーディングカンパニー」加盟

障がいのある方の雇用推進

当社は障がいのある方の雇用を推進し、2019年3月現在の障がい者雇用率は2.36%と法定雇用率2.2%を上回っています。障がいのある方が安心して働くことの出来る職場環境整備にも取組んでおり、無期雇用化や処遇見直し等の雇用環境の整備(2018年4月実施)や入社後の職場定着に向けた面談を実施しています。

両立支援

仕事と生活(育児・介護等)との両立を図りながら健康でいきいきと働くことが出来る職場環境づくりに取組んでいます。その一環として、仕事と生活を両立するための勤務体系や休暇・休業制度、それらの活用方法等をまとめた「両立支援ハンドブック」を全従業員に配布し、制度を利用する従業員だけでなく上司・同僚も制度の趣旨や内容を正しく理解し、お互いに思いやりと責任をもって仕事に取組めるようサポートを行っています。

子育てサポート企業として認定

当社は、従業員の仕事と子育ての両立を推し進め、より働きやすい就業環境の整備に取り組んでまいりました。次世代育成支援対策推進法に基づいて策定した行動計画への取組みを実施した結果、育児における柔軟な勤務制度の導入等により、子育て支援のための取組みが評価され、2010年5月、厚生労働大臣より次世代認定マーク(愛称:くるみん)を取得しました。

働き方改革

業務効率化(業務削減と生産性向上)により時間を創出し、創出した時間で、ワークライフバランスの向上、自己への投資に充てることで、いきいきと仕事に取組むことの出来る環境整備に取組んでおります。

- ・効率的な働き方を浸透させるため、パソコンの利用可能時間の制限や毎週水曜日を早帰りデーとする「Happy Wednesday!」などの取組みを実施しています。
- ・休暇取得を推進しワークライフバランスを重視したメリハリのある働き方を推進しています。
- ・働き方の柔軟性拡大を目的とし在宅勤務を導入しています。







店舗網(営業拠点)一覧(2019年6月1日現在)

〈本店〉

〒100-8123 東京都千代田区大手町2-1-1 TEL:(代表)03-6831-8000

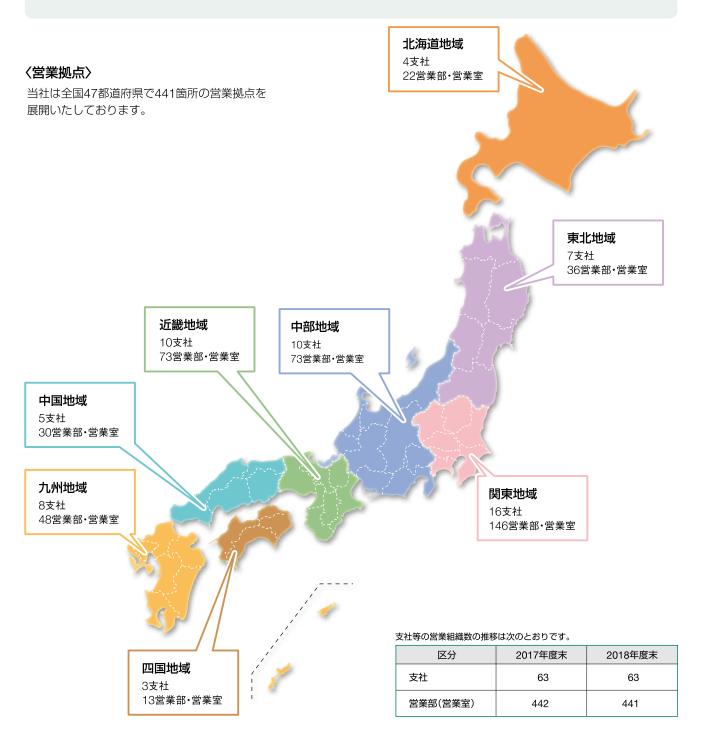
> 生命保険に関するお手続きやご相談は、下記「お客様サービスセンター」にて承っています。 お近くの「ご相談窓口」や担当者のご案内につきましても、こちらをご利用ください。

お客様サービスセンター

50.0120-318-766

受付時間:平日9:00~19:00(土・日・祝日、年末年始を除く)

- ※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。 ※月曜日など、休日明けは混み合ってつながりにくい場合があります。
- ※証券番号を予めお確かめのうえ、お電話をお願いします。
- ※契約者ご本人さまもしくは正当な請求権者以外の方からのお問い合わせ・ お申し出につきましては、詳細をご回答できない場合があります。



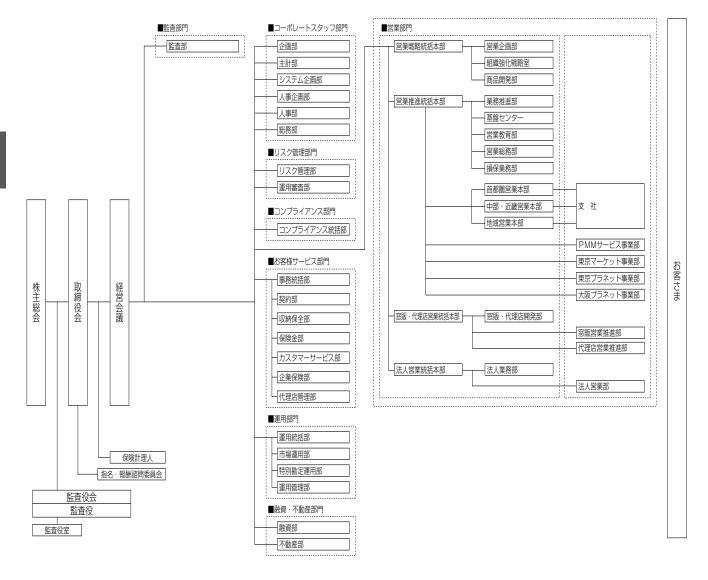
7 業績データファイル

目次

| 第一章 保険会社の概況 | 及び組織 |
|---|-------------------------------|
| - 1 経営の組織 | 74 1-4 会計監査人の氏名又は名称 78 |
| - 2 株式・株主の状況等 ······· 7 | |
| - 3 取締役、監査役及び執行役員 7 | |
| | 1- 7 平均給与(営業職員)78 |
| 第2章 主要な業務内容 | と直近事業年度の事業概況 |
| 7 | |
| 第3章 財産の状況 | |
| - 1 貸借対照表 | 事象又は状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす |
| 2 損益計算書 | 事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要 |
| ・3 キャッシュ・フロー計算書 | 事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等 |
| · 4 株主資本等変動計算書 ······ 8 | 87 を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容 99 |
| ・5 会社法に基づく会計監査人の監査を受けている旨 9 | 99 3-8 債務者区分による債権の状況 100 |
| ・ 6 財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性 … 9 | 99 3-9 リスク管理債権の状況 100 |
| - 7 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業 | 3- 10 有価証券等の時価情報(会社計) 100 |
| 活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような | |
| 第4章 業務の状況を示 | |
| - 1 主要な業務の状況を示す指標等 10 | |
| - 2 保険契約に関する指標等 11 | |
| - 3 経理に関する指標等 11 | 14 |
| 第5章 特別勘定に関す | る指標等 |
| 1 特別勘定資産残高の状況 | 38 5-3 個人変額保険(特別勘定)の状況 139 |
| 2 個人変額保険及び個人変額年金保険特別勘定資産の運用の経過 13 | 38 5-4 個人変額年金保険(特別勘定)の状況 141 |
| 第6章 保険会社及びそ | の子会社等の状況 |
| - 1 保険会社及びその子会社等の概況 14 | 43 |
| 2 保険会社及びその子会社等の主要な業務 | |
| 3 保険会社及びその子会社等の財産の状況 14 | |
| | |
| 生命保険契約者保護機構について 14 | 45 ●生命保険協会統一開示項目索引 149 |
| 大樹生命沿革 14 | 46 |
| 五十音順索引 ······ 14 | 48 |
| 数値はすべて単位未満切り捨てにしています。 「一」は残高がないことを、「0」は単位未満であることを示します。 | |

保険会社の概況及び組織

経営の組織(2019年6月1日現在) 1 - 1



| 営業推進統括本部 | | | |
|----------|-----------|---------|--------|
| 首都圏営業本部 | 中部・近畿営業本部 | 地域営業本部 | |
| 一茨城支社 | 富山支社 | - 札幌支社 | 山陰支社 |
| 析木支社 | 金沢支社 | 函館支社 | 岡山支社 |
| - 群馬支社 | 福井支社 | - 苫小牧支社 | 広島支社 |
| 埼玉支社 | 松本支社 | 道東支社 | 福山支社 |
| 埼玉西支社 | 岐阜支社 | - 青森支社 | 山口支社 |
| 千葉支社 | 静岡支社 | 岩手支社 | 一徳島支社 |
| - 柏支社 | - 浜松支社 | - 仙台支社 | 高松支社 |
| 東京支社 | 名古屋支社 | - 秋田支社 | - 愛媛支社 |
| 東京東支社 | 一岡崎支社 | - 山形支社 | 一福岡支社 |
| 東京西支社 | 三重支社 | - 郡山支社 | 北九州支社 |
| 東京南支社 | 滋賀支社 | 会津支社 | 三池支社 |
| 東京北支社 | 京都支社 | | 佐賀支社 |
| 町田支社 | 大阪支社 | | 長崎支社 |
| 横浜支社 | 北大阪支社 | | 熊本支社 |
| 横浜北支社 | 南大阪支社 | | 大分支社 |
| 湘南支社 | 神戸支社 | | 南九州支社 |
| 新潟支社 | - 姫路支社 | | |

奈良支社

和歌山支社

PMMサービス事業部

東京マーケット事業部 東京プラネット事業部 大阪プラネット事業部

| 窓販·代理店営業統括本部 | 法人営業統括本部 |
|-----------------------------------|-----------------|
| | |
| - 窓販営業推進部 | 法人営業第一部 |
| (IV-till also 334 ME I (EVEC with | - 1 Market - 40 |
| 一代理店営業推進部 | 法人営業第二部 |
| | 八井 中國法工學景朝 |
| | →公共·広域法人営業部 |
| | 国際法士英兴顿 |
| | 国際法人営業部 |
| | BRTT'+ I WWW |
| | - 関西法人営業部 |
| | |
| | 東海法人営業部 |
| | |

| | 組織数 |
|------------|-----|
| 統括本部 | 4 |
| 営業本部 | 3 |
| 部・室・基盤センター | 33 |
| 支社 | 63 |
| 営業部・営業室 | 441 |

| | 組織数 |
|------------|-----|
| 統括本部 | 4 |
| 営業本部 | 3 |
| 部・室・基盤センター | 33 |
| 支社 | 63 |
| 営業部・営業室 | 441 |
| | |

1-2 株式・株主の状況等

■株式の総数 (2019年3月31日現在)

発行可能株式総数40,000 株発行済株式の総数10,000 株当期末株主数20 名

■株式の状況

1.発行済株式の種類等

(2019年3月31日現在)

| | 種類 | 発 行 数 | 内 容 |
|-------|----|----------|-----|
| 発行済株式 | 普通 | 10,000 株 | _ |

2. 株主

(2019年3月31日現在)

| ₩ → 4 | 当社への出資状況 | | | |
|---------------------|----------|------|--|--|
| 株 主 名 | 持株数 | 持株比率 | | |
| | 株 | % | | |
| 日本生命保険相互会社 | 8,260 | 82.6 | | |
| 株式会社三井住友銀行 | 1,100 | 11.0 | | |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 200 | 2.0 | | |
| 三井住友海上火災保険株式会社 | 100 | 1.0 | | |
| 三井不動産株式会社 | 100 | 1.0 | | |
| 三井物産株式会社 | 100 | 1.0 | | |
| 王子ホールディングス株式会社 | 10 | 0.1 | | |
| 株式会社商船三井 | 10 | 0.1 | | |
| 株式会社東芝 | 10 | 0.1 | | |
| 株式会社日本製鋼所 | 10 | 0.1 | | |
| 株式会社三越伊勢丹 | 10 | 0.1 | | |
| 三機工業株式会社 | 10 | 0.1 | | |
| デンカ株式会社 | 10 | 0.1 | | |
| 東レ株式会社 | 10 | 0.1 | | |
| 日本製紙株式会社 | 10 | 0.1 | | |
| 日本製粉株式会社 | 10 | 0.1 | | |
| 三井化学株式会社 | 10 | 0.1 | | |
| 三井金属鉱業株式会社 | 10 | 0.1 | | |
| 三井倉庫ホールディングス株式会社 | 10 | 0.1 | | |
| 株式会社三井 E&S ホールディングス | 10 | 0.1 | | |

■主要株主の状況

(2019年3月31日現在)

| 名 称 | 主たる営業所又は 事務所の所在地 | 資本金 又は 出資金 | 事業の | の内容 | 設立年月日 | 株式等の総数等 に占める所有株 式等の割合 |
|------------|-------------------------|------------------|-----|-----|-----------|-----------------------------|
| 日本生命保険相互会社 | 大阪府大阪市中央区 今橋三丁目5番12号 | 一 百万円 | 保 | 険 | 1889年7月4日 | 82.60 % |
| 株式会社三井住友銀行 | 東京都千代田区 丸の内一丁目1番2号 | 1,770,996 百万円 | 銀 | 行 | 1912年3月1日 | 11.00 % |

■資本金の推移

| 年 月 日 | 増(減)資額 | 増(減)資後資本金 | 摘 要 |
|-------------|------------|-------------|---|
| 2004年 4月 1日 | 87,280 百万円 | 87.280 百万円 | 相互会社から株式会社への組織変更に伴う資本の 部の組替え及び第三者割当増資によるもの |
| 2006年 9月15日 | 50,000 百万円 | 137,280 百万円 | 第三者割当増資によるもの |
| 2008年12月29日 | 30,000 百万円 | 167,280百万円 | 第三者割当増資によるもの |

1-3 取締役、監査役及び執行役員(2019年6月22日現在)

■取締役及び監査役の状況

取締役及び監査役 13 名のうち、男性は 12 名、女性は 1 名です(女性の比率 8%)。

■取締役

| 役名 | 職名 | 氏 名 生年月日 | 略歴 |
|-------------------|--|---|--|
| 取締役会長 | _ | ^{ありすえ} しんや 有末 真哉 1958年3月17日生 | 1980 年 4 月 当社 入社 2008 年 4 月 当社 執行役員 2009 年 4 月 当社 常務執行役員 2013 年 3 月 当社 専務執行役員 2013 年 6 月 当社 代表取締役社長 社長執行役員 2018 年 4 月 当社 取締役会長 (現任) |
| 代表取締役社長 社長執行役員 | _ | _{よしむら} としゃ 吉村 俊哉 1960年7月4日生 | 1983 年 4 月 当社 入社 2011 年 4 月 当社 執行役員 2013 年 3 月 当社 常務執行役員 2014 年 6 月 当社 取締役 常務執行役員 2018 年 4 月 当社 代表取締役社長 社長執行役員 (現任) |
| 代表取締役 専務執行役員 | 企画部、主計部、システム企画部、 人事企画部、人事部、総務部、融資部、 不動産部、営業戦略統括本部管掌役員 監査部(リスク管理部、運用審査部、コンプ ライアンス統括部に対する監査)担当役員 | あかほり なおき 赤堀 直樹 1964年8月13日生 | 1988年 4月 日本生命保険相互会社 入社 2017年 3月 同社 執行役員(現任) 2018年 3月 当社 代表取締役 専務執行役員(現任) |
| 取締役常務執行役員 | チーフコンプライアンスオフィサー 兼 チーフリスクマネジメントオフィサー 兼 チーフプライバシーオフィサー 監査部(リスク管理部、運用審査部、コンプ ライアンス統括部に対する監査を除く)、 リスク管理部、運用審査部、 コンプライアンス統括部担当役員 | まつばら いざお 松原 功 1962年10月10日生 | 1985 年 4 月 日本生命保険相互会社 入社 2016 年 3 月 当社 執行役員 2016 年 4 月 当社 取締役 執行役員 2018 年 3 月 当社 取締役 常務執行役員 (現任) |
| 取締役常務執行役員 | チーフインフォメーションオフィサー 兼 チーフインフォメーションセキュリティオ フィサー システム企画部、事務統括部、契約部、 収納保全部、保険金部、 カスタマーサービス部担当役員 | しざわ ひろし 志澤 博 1960年8月31日生 | 1983年 4月 当社 入社 2013年 3月 当社 執行役員 2016年 6月 当社 常務執行役員 2018年 3月 当社 取締役 常務執行役員(現任) |
| 取締役執行役員 | 窓販・代理店営業統括本部管掌役員 企業保険部、代理店管理部、 法人業務部担当役員 | いまむら やすあき 今村 康明 1963年12月19日生 | 1986年 4月 日本生命保険相互会社 入社 2016年 6月 当社 監査役 2018年 3月 当社 取締役 執行役員(現任) |
| 取締役執行役員 | 運用統括部、市場運用部、 特別勘定運用部、運用管理部担当役員 | だけむら | 1986 年 4月 日本生命保険相互会社 入社 2018 年 3月 当社 執行役員 2018 年 6月 当社 取締役 執行役員 (現任) |
| 取締役 | _ | あさひ さとし 朝日 智司 1963年6月29日生 | 1987年 4月 日本生命保険相互会社 入社 2014年 3月 同社 執行役員 2017年 7月 同社 取締役 執行役員 2018年 3月 同社 取締役 常務執行役員(現任) 2019年 6月 当社 取締役(現任) |
| 取締役 | _ | みやた こういち 宮田 孝一 1953年11月16日生 | 1976年 4月 株式会社三井銀行 入行 2003年 6月 株式会社三井住友銀行 執行役員 2006年10月 同行 常務執行役員 2009年 4月 同行 取締役 兼 専務執行役員 2010年 4月 同行 取締役 兼 専務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 専務執行役員 株式会社三井住友銀行 取締役 兼 専務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 取締役 2011年 4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 取締役社長 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 取締役社長 株式会社三井住友銀行 取締役 2016年 4月 当社 取締役 (現任) 2017年 4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 取締役会長 株式会社三井住友銀行 取締役会長 |

⁽注)朝日智司氏は非常勤取締役、宮田孝一氏は社外取締役です。

■監査役

| 役 名 | 職名 | 氏 名 生年月日 | 略歴 |
|-----|----|--|---|
| 監査役 | _ | うおみ ひろし 魚躬 弘 1962年11月10日生 | 1985年 4月 日本生命保険相互会社 入社 2018年 3月 当社 監査役(現任) |
| 監査役 | _ | むらた とみお 村田 富生 1962年3月18日生 | 1985年 4月 当社 入社 2016年 3月 当社 執行役員 2018年 6月 当社 監査役(現任) |
| 監査役 | _ | tte ようこ 関 葉子 1970年8月30日生 | 2009年 6月 当社 監査役(現任) (現在 銀座プライム法律事務所 弁護士・公認会計士) |
| 監査役 | _ | いしま はじめ 石尾 肇 1960年12月1日生 | 2017 年 6 月 当社 監査役 (現任) (現在 石尾公認会計士事務所 所長 公認会計士・税理士) |

⁽注)関葉子、石尾肇の2氏は社外監査役です。

■執行役員

| ■郑1 」1又貝 | T | п д | |
|----------|--|--|---|
| 役 名 | 職名 | 氏 名 生年月日 | 略 歴 |
| 常務執行役員 | 法人営業統括本部長 兼 基盤センター参与 | えぐち ひろあき 江口 浩章 1960年5月16日生 | 1984年 4月 当社 入社 2013年 3月 当社 執行役員 2016年 6月 当社 常務執行役員(現任) |
| 常務執行役員 | 営業推進統括本部長 | ほりえ さとる 堀江 智 1962年3月28日生 | 1985 年 4月 当社 入社 2014 年 3月 当社 執行役員 2016 年 6月 当社 常務執行役員(現任) |
| 常務執行役員 | 窓販·代理店営業統括本部長 兼 営業戦略統括本部参与 | いわにし とおる 岩西 徹 1960年1月24日生 | 1982 年 4月 株式会社三井銀行 入行 2014 年 3月 当社 執行役員 2016 年 6月 当社 常務執行役員(現任) |
| 常務執行役員 | 企画部、人事企画部、人事部、 総務部担当役員 | Likab たかゆき 稲荷 隆由紀 1962年9月15日生 | 1986年 4月 当社 入社 2015年 3月 当社 執行役員 2018年 3月 当社 常務執行役員(現任) |
| 執行役員 | 法人営業統括本部副統括本部長 兼 法人営業第一部長 | くじ ひろあき 久慈 宏明 1963年6月16日生 | 1987年 4月 当社 入社 2016年 3月 当社 執行役員(現任) |
| 執行役員 | 窓販·代理店営業統括本部副統括本部長 兼 代理店営業推進部長 兼 営業企画部参与 | こが 小賀 好一 1964年2月18日生 | 1986年 4月 当社 入社 2017年 3月 当社 執行役員(現任) |
| 執行役員 | 中部・近畿営業本部長 | やべ たかあき 矢部 隆明 1965年3月11日生 | 1987年 4月 当社 入社 2018年 3月 当社 執行役員 (現任) |
| 執行役員 | 営業戦略統括本部長 | すぎおか あつし 杉岡 淳 1965年10月30日生 | 1988 年 4 月 当社 入社 2018 年 3 月 当社 執行役員(現任) |
| 執行役員 | 主計部、融資部、不動産部担当役員 | まえがわ ひとし 前川 等 1965年11月4日生 | 1988 年 4月 当社 入社 2018 年 3月 当社 執行役員(現任) |
| 執行役員 | 首都圈営業本部長 | やまにし きょたか 山西 清孝 1966年11月16日生 | 1989年 4月 当社 入社 2019年 3月 当社 執行役員(現任) |
| 執行役員 | 企画部長 | さとう たけお 佐藤 岳央 1965年12月9日生 | 1990年 4月 日本生命保険相互会社 入社 2019年 3月 当社 執行役員(現任) |
| 執行役員 | 地域営業本部長 | たんぱ ゆきえ 丹波 由規枝 1963年12月30日生 | 1994年 8月 当社 入社 2019年 3月 当社 執行役員(現任) |

1-4 会計監査人の氏名又は名称

監査法人:有限責任監査法人トーマツ

1-5 従業員の在籍・採用状況

| 区分 | 2016 年度末 | 6 年度末 2017 年度末 | 2018年度末 2016年 | 2016年度 | | 2018年度 | 2018 年度末 | |
|--------------------|----------|----------------|---------------|--------|-------|--------|----------|--------|
| 区刀 | 在籍数 | 在籍数 | 在籍数 | 採用数 | 採 用 数 | 採用数 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
| 内勤職員 | 2,952 名 | 2,931 名 | 3,739名 | 78名 | 92名 | 315名 | 45.0歳 | 15.8年 |
| うち男子 | 1,547 | 1,535 | 1,579 | 55 | 75 | 84 | 44.5 | 18.7 |
| うち女子 | 1,405 | 1,396 | 2,160 | 23 | 17 | 231 | 45.3 | 13.7 |
| うち総合職(全国型) | 1,542 | 1,533 | 1,528 | 32 | 62 | 56 | 44.1 | 19.5 |
| うち総合職 (エリア型) ※旧一般職 | 1,338 | 1,324 | 1,301 | 26 | 7 | 15 | 45.1 | 17.7 |
| 営業職員 | 7,390 | 7,192 | 7,243 | 1,531 | 1,333 | 1,422 | 51.2 | 12.8 |
| うち男子 | 812 | 643 | 487 | 355 | 164 | 42 | 43.0 | 6.4 |
| うち女子 | 6,578 | 6,549 | 6,756 | 1,176 | 1,169 | 1,380 | 51.8 | 13.2 |

⁽注) 1. 内勤職員には契約社員及び子会社などへの出向者を含まず、社外からの出向受入者を含みます。

1-6 平均給与(内勤職員)

(単位:千円)

| 区分 | 2017年3月 | 2018年3月 | 2019年3月 |
|------|---------|---------|---------|
| 内勤職員 | 431 | 428 | 384 |

⁽注) 2018 年度より内勤職員の定義を以下のとおり変更しています。

- 1. 内勤職員には契約社員及び子会社等への出向者を含まず、社外からの出向受入者を含んでいます。 なお、2018 年度中に無期雇用化した契約社員は当期末の内勤職員に含めています。
- 2. 平均給与月額は、2019 年 3 月分基準内給与により算出しています。(パートタイマーは除く。)

1-7 平均給与(営業職員)

(単位:千円)

| 区分 | 2016 年度 | 2017年度 | 2018年度 |
|------|---------|--------|--------|
| 営業職員 | 298 | 300 | 286 |

⁽注)平均給与月額は、月例給与の年度間平均額です。

^{2.} 内勤職員採用数には中途入社者を含みます。また、営業職員採用数は登録数を示します。

第**2**章

主要な業務内容と直近事業年度の事業概況

■主要な業務内容

生命保険業

・生命保険の引受

個人保険、個人年金保険、団体保険、団体年金保険の引受を行っています。

保除料の収納

上記の保険の第1回保険料の領収及び2回後保険料の収納等を行っています。

保険金の支払

上記の保険の保険金、年金、一時金、解約返戻金等の支払等を行っています。

生命保険の再保険事業

個人保険、団体保険の再保険業務を行っています。

保険料として収受した金銭その他の資産の運用

保険料として収受した金銭その他の資産の運用を行っています。

他の保険会社(外国保険業者を含む)その他金融業を行う者の業務の代理または事務の代行、債務の保証その他前号の業務に付随する業務

その他保険業法により行うことのできる業務及び保険業法以外の法律により生命保険会社が行うことのできる業務

その他前各号に掲げる業務に付帯または関連する事項

■ 2018 年度の事業の概況

中期経営計画 2020(2018 年度~2020 年度)の初年度として、営業職員チャネルをコアに位置付けた「販売分野の成長」と、銀行窓販・代理店および日本生命への商品供給を通じた「元受分野の成長」の両輪に取り組み、加えて「元受機能の強化と効率化」や「ホールセール領域における強みづくり」に取り組みました。

また、これらの戦略を支える重要課題である、お客さま本位の業務運営とコンプライアンスの徹底、および人材育成と活気のある職場 環境づくりに取り組みました。

<中期経営計画>

[1] 営業職員組織の持続的成長

営業職員チャネルにおいては、「安心さぽーと活動*」を基軸としたお客さま本位の活動を推進するとともに、営業職員・サービスパートナーの採用・育成に取り組みました。

また、お客さまカバー体制の更なる強化・構築に向けては、都心部のお客さまを対象とした訪問型チャネルを通じて、これまで未訪問となっていたお客さまへのアクセスを行い、お客さま満足度の向上に取り組みました。

強み領域づくりとしては、当社が伝統的に優良基盤を持つ地域に対する取組みとして、地域単位の協賛・広告・セミナー開催などを実施するとともに、当社と関係性の強い事業所基盤を通じた取引の更なる拡大や全国の職域活動の活性化に取り組みました。

保険商品面では、2018年4月2日より、主力商品『大樹セレクト』について「セレクト見直し制度」の取扱いを開始いたしました。「セレクト見直し制度」をご活用いただくことにより、ご加入後もお客さまのライフステージに合わせて保障内容の見直しが出来る、多種多様なプランニングが可能となりました。

さらに、『ドリームロード』(無配当一時払外貨建生存給付金付特殊養老保険)について、「保険期間5年『ドリームロード5』の取扱い」および「満期保険金の一時金受取に代えて終身保障に移行することができる新特約(災害保障付外貨建終身保障移行特約)の取扱い」を2018年10月1日より開始いたしました。

また、日本生命から、2018年7月2日より、お子さまの教育資金等に備える商品『ニッセイ学資保険』および『ニッセイこどもの保険 げ・ん・き』、2018年10月2日より、経営者向け商品『プラチナフェニックス』*の供給を受け、販売しています。

※「安心さぽーと活動」とは、お客さまへの継続的な契約内容説明や給付金等のご請求漏れの確認、適切なタイミングでのコンサルティングを実施することで、お客さまの安心をサポートする活動です。

※『プラチナフェニックス』については、2019年2月より販売を一時停止しています。(2019年6月時点)

[2] 銀行窓販・代理店による成長の加速

銀行窓販チャネルにおいては、2018年5月7日より、三井住友信託銀行において、無配当低解約返戻金型外貨建終身保険(予定利率毎月更改型)『フラット外貨終身』を販売しています。また、地銀をはじめとしたその他の金融機関においては、日本生命との連携・協業により、当社商品の取扱金融機関数および販売量拡大に取り組みました。

代理店チャネルにおいては、ショップ型・セミナー型代理店に対し、外貨建商品の販売を推進するとともに、日本生命との連携・協業を通じ、当社商品の取扱代理店数および販売量の拡大に取り組みました。

また、2018年度も引き続き日本生命に外貨建商品『ドリームロード』を供給し、販売支援策の実施を通じて元受分野の成長を図りました。

[3] 環境に応じた効率的な事務体制の構築

お客さまの属性やご加入いただくチャネルに応じた事務サービスおよび体制を充実させることで、諸手続きにおけるお客さま満足度の 持続的な向上に取り組みました。また営業職員領域において、お客さまの保全手続きにおける利便性向上を目的とした保全ペーパーレス 手続きの拡張を図りました。

当社コールセンターは、HDI-Japan が主催する2018年度公開格付け調査「問合せ窓口」部門において、前向きで明るく応対する姿勢と、豊富な知識で説得力のある提案ができる点を高く評価していただき、5年連続で「三つ星」評価を獲得することができました。

[4] 戦略を支えるシステム体制の構築

商品開発など生産性向上に繋がる設計書・新契約システムの再構築、人材育成によるシステム開発力の向上、先進のIT技術を活用したサービスの充実や業務効率化に取り組みました。また、営業職員用タブレット端末の更改に向けて、生産性向上や業務効率化に繋がる日本生命との機能共通化などの検討を行いました。

[5] ALM の推進と資産運用収益の安定的な拡大

超長期債積み増しや外貨建保険を中心としたキャッシュフローマッチング型運用への取組みにより ALM を推進し、ESR(経済価値ベース資本充足率)の水準向上と安定性確保を図りました。また、日本生命からの出向者受け入れを通じたノウハウ共有によるクレジット投資の取組み強化等により、資産運用収益の安定的な拡大を図りました。

[6] 元受拡大に応じたリスク管理の高度化

ERM(統合的リスク管理)を推進して経済価値ベース指標の向上を図るとともに、元受拡大を見据えた適切なモニタリング体制を構築し、リスク顕在化時に備えた対応策の検討・実施に取り組みました。また、リスクを加味した収益指標の導入により、収益・健全性管理の高度化に取り組みました。

[7] ホールセール領域における強みづくり

日本生命と共同でマーケット開拓を行うことや、強みあるマーケットに経営資源を集中して取り組むことで、収益拡大を図っています。 また、三井系企業を中心とした親密企業とのリレーション強化により、リテール領域への収益貢献を図りました。

[8] 10年後を見据えた人材育成と活気ある職場環境づくり

従業員が活き活きと働ける環境づくりに向けた人事制度の見直し、中長期的な視点での人材育成プログラムの策定・実行や、モチベーション向上のための評価制度へ見直しを行い、人材育成・従業員満足度の向上に向けた取組みを人事制度・運営の両面から幅広く進めてまいりました。また、働き方変革の更なる推進策として、従業員の健康保持・増進を経営戦略としてとらえ、2018年10月より健康経営への取組みを開始しています。2019年2月21日には、経済産業省が日本健康会議と共同で主催する健康経営優良法人認定制度において、「健康経営優良法人 2019(大規模法人部門)」(ホワイト 500)の認定を受けています。

<戦略を支える取組み> お客さま本位の業務運営とコンプライアンスの徹底

お客さま本位・コンプライアンスを全ての業務運営の前提とし、お客さまに最適な商品・サービスを提供することで、持続的な「お客さま満足度」(お客さま本位の業務運営の定着を測る指標)の向上を図っています。

2018年6月12日には、2017年度のお客さま本位の業務運営に関する取組結果をまとめ、「お客さま本位の業務運営に関する取組内容」を改訂いたしました。また、2018年11月28日には、「お客さま満足度」の2018年度調査結果を公表するとともに、当取組内容の一部を更新いたしました。今後も、お客さま本位の業務運営の定着度合を測りつつ、定期的に検証・見直しを行い、全業務分野においてお客さま本位の業務運営の更なる推進に努めてまいります。

第3章 財産の状況

貸借対照表

| 年度 | 2017 年度末 | 2018年度末 |
|------------|-----------|-----------|
| 科 目 | 金額 | 金額 |
| (資産の部) | | |
| 現金及び預貯金 | 453,380 | 392,021 |
| 現金 | 8 | 9 |
| 預貯金 | 453,371 | 392,011 |
| 買入金銭債権 | 10,517 | 9,636 |
| 金銭の信託 | 200 | 200 |
| 有価証券 | 5,446,958 | 5,754,821 |
| 国債 | 2,465,674 | 2,437,724 |
| 地方債 | 166,095 | 180,210 |
| 社債 | 554,656 | 639,608 |
| 株式 | 452,188 | 406,990 |
| 外国証券 | 1,674,928 | 1,981,672 |
| その他の証券 | 133,415 | 108,614 |
| 貸付金 | 1,121,503 | 1,033,478 |
| 保険約款貸付 | 49,176 | 45,250 |
| 一般貸付 | 1,072,326 | 988,227 |
| 有形固定資産 | 240,027 | 237,261 |
| 土地 | 170,760 | 169,196 |
| 建物 | 65,478 | 65,007 |
| リース資産 | 24 | 31 |
| 建設仮勘定 | 826 | 343 |
| その他の有形固定資産 | 2,937 | 2,682 |
| 無形固定資産 | 13,241 | 12,680 |
| ソフトウエア | 10,300 | 9,332 |
| その他の無形固定資産 | 2,941 | 3,347 |
| 再保険貸 | 474 | 611 |
| その他資産 | 66,906 | 64,577 |
| 未収金 | 6,454 | 12,313 |
| 前払費用 | 1,838 | 1,911 |
| 未収収益 | 27,951 | 30,757 |
| 預託金 | 3,807 | 3,237 |
| 金融派生商品 | 23,135 | 12,311 |
| 金融商品等差入担保金 | 120 | _ |
| 仮払金 | 2,519 | 2,443 |
| その他の資産 | 1,080 | 1,603 |
| 貸倒引当金 | △ 442 | △ 667 |
| 資産の部合計 | 7,352,766 | 7,504,622 |

| 年 度 | 2017 年度末 | (単位: 百万円) 2018 年度末 |
|--------------|-----------|------------------------------|
| 科目 | 金額 | 金額 |
| (負債の部) | 並由 | 並飲 |
| 保険契約準備金 | 6,185,396 | 6,351,097 |
| 支払備金 | 33,086 | 28,219 |
| | 6,087,231 | 6,263,106 |
| 契約者配当準備金 | 65,078 | 59,771 |
| 再保険借 | 117 | 266 |
| 社債 | 80,000 | 80,000 |
| その他負債 | 421,867 | 370,216 |
| | _ | 209,433 |
| | 244,689 | _ |
| 借入金 | 100,000 | 100,000 |
| 未払法人税等 | 9,517 | 109 |
| 未払金 | 5,232 | 8,270 |
| 未払費用 | 11,117 | 11,821 |
| 前受収益 | 3,721 | 4,015 |
| 預り金 | 5,175 | 4,801 |
| 預り保証金 | 9,192 | 9,088 |
| 金融派生商品 | 1,096 | 1,841 |
| 金融商品等受入担保金 | 29,184 | 15,008 |
| リース債務 | 22 | 30 |
| 資産除去債務 | 581 | 585 |
| 仮受金 | 2,133 | 3,258 |
| その他の負債 | 203 | 1,951 |
| 退職給付引当金 | 51,040 | 48,741 |
| 役員退職慰労引当金 | 565 | 463 |
| 価格変動準備金 | 63,793 | 67,017 |
| 繰延税金負債 | 28,046 | 38,808 |
| 負債の部合計 | 6,830,827 | 6,956,611 |
| (純資産の部) | | |
| 資本金 | 167,280 | 167,280 |
| 資本剰余金 | 47,342 | 47,342 |
| 資本準備金 | 47,342 | 47,342 |
| 利益剰余金 | 105,184 | 110,346 |
| その他利益剰余金 | 105,184 | 110,346 |
| 繰越利益剰余金 | 105,184 | 110,346 |
| 株主資本合計 | 319,806 | 324,968 |
| その他有価証券評価差額金 | 202,131 | 223,040 |
| 繰延ヘッジ損益 | 1 | 0 |
| 評価・換算差額等合計 | 202,133 | 223,041 |
| 純資産の部合計 | 521,939 | 548,010 |
| 負債及び純資産の部合計 | 7,352,766 | 7,504,622 |

| | 年 度 | 2017 年度 | 2018 年度 |
|-------------|-----|---------|---------|
| 科目 | | 金額 | 金額 |
| 経常収益 | | 959,438 | 935,373 |
| 保険料等収入 | | 694,530 | 767,759 |
| 保険料 | | 693,705 | 766,159 |
| 再保険収入 | | 824 | 1,600 |
| 資産運用収益 | | 245,437 | 144,641 |
| 利息及び配当金等収入 | | 120,635 | 120,542 |
| 預貯金利息 | | 65 | 81 |
| 有価証券利息·配当金 | Ž | 91,664 | 93,628 |
| 貸付金利息 | | 18,070 | 16,374 |
| 不動産賃貸料 | | 9,883 | 9,686 |
| その他利息配当金 | | 951 | 771 |
| 金銭の信託運用益 | | 0 | 0 |
| 有価証券売却益 | | 107,042 | 6,950 |
| 金融派生商品収益 | | _ | 14,034 |
| 貸倒引当金戻入額 | | 13 | _ |
| その他運用収益 | | 1,198 | 1,271 |
| 特別勘定資産運用益 | | 16,548 | 1,842 |
| その他経常収益 | | 19,470 | 22,972 |
| 年金特約取扱受入金 | | 383 | 316 |
| 保険金据置受入金 | | 13,103 | 11,080 |
| 支払備金戻入額 | | 28 | 4,867 |
| 退職給付引当金戻入額 | | 1,749 | 2,298 |
| その他の経常収益 | | 4,206 | 4,410 |
| 経常費用 | | 884,032 | 908,724 |
| 保険金等支払金 | | 573,507 | 543,397 |
| 保険金 | | 175,254 | 163,133 |
| 年金 | | 102,238 | 102,301 |
| 給付金 | | 130,053 | 111,774 |
| 解約返戻金 | | 154,775 | 139,562 |
| その他返戻金 | | 9,547 | 24,242 |
| 再保険料 | | 1,638 | 2,383 |
| 責任準備金等繰入額 | | 112,228 | 175,887 |
| 責任準備金繰入額 | | 112,215 | 175,875 |
| 契約者配当金積立利息繰 | 入額 | 12 | 11 |
| 資産運用費用 | | 66,852 | 51,116 |
| 支払利息 | | 1,801 | 1,733 |
| 有価証券売却損 | | 13,400 | 2,249 |
| 有価証券評価損 | | 136 | 364 |
| 金融派生商品費用 | | 37,566 | _ |
| 為替差損 | | 7,279 | 38,743 |
| 貸倒引当金繰入額 | | _ | 226 |
| 賃貸用不動産等減価償却 | 費 | 3,001 | 2,929 |
| その他運用費用 | | 3,666 | 4,870 |
| 事業費 | | 98,489 | 104,686 |
| その他経常費用 | | 32,955 | 33,636 |
| 保険金据置支払金 | | 16,637 | 16,087 |
| 税金 | | 7,847 | 8,568 |
| 減価償却費 | | 5,966 | 6,378 |
| その他の経常費用 | | 2,504 | 2,601 |
| 経常利益 | | 75,406 | 26,649 |

| | | | (羊瓜・ロ/バリ) |
|-------------|-----|----------------|-----------|
| | 年 度 | 2017 年度 | 2018 年度 |
| 科目 | | 金額 | 金額 |
| 特別利益 | | 6,560 | 4,640 |
| 固定資産等処分益 | | 6,560 | 4,640 |
| 特別損失 | | 46,004 | 8,337 |
| 固定資産等処分損 | | 1,061 | 1,481 |
| 減損損失 | | 119 | 304 |
| 価格変動準備金繰入額 | | 44,823 | 3,224 |
| その他の特別損失 | | | 3,326 |
| 契約者配当準備金繰入額 | | 17,272 | 13,838 |
| 税引前当期純利益 | | 18,689 | 9,114 |
| 法人税及び住民税 | | 14,652 | 1,294 |
| 法人税等調整額 | | △ 19,167 | 2,658 |
| 法人税等合計 | | △ 4,515 | 3,952 |
| 当期純利益 | | 23,204 | 5,161 |

| 年 度 | (単位: 百万 2018 年度 |
|--|---------------------------|
| 科目 | 金額 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | |
| 税引前当期純利益 | 9,114 |
| 賃貸用不動産等減価償却費 | 2,929 |
| 減価償却費 | 6,378 |
| 減損損失 | 304 |
| 支払備金の増減額(△は減少) | △ 4,867 |
| 責任準備金の増減額(△は減少) | 175,875 |
| 契約者配当準備金積立利息繰入額 | 11 |
| 契約者配当準備金繰入額(△は戻入額) | 13,838 |
| 貸倒引当金の増減額(△は減少) | 226 |
| 退職給付引当金の増減額(△は減少) | △ 2,298 |
| 役員退職慰労引当金の増減額(△は減少) | △ 102 |
| 価格変動準備金の増減額(△は減少) | 3,224 |
| 利息及び配当金等収入 | △ 120,542 |
| 有価証券関係損益(△は益) | △ 4,336 |
| 支払利息 | 1,733 |
| 金融派生商品損益(△は益) | △ 14,034 |
| 為替差損益(△は益) | 38,743 |
| 特別勘定資産運用損益(△は益) | △ 1.842 |
| 有形固定資産関係損益(△は益) | △ 1.736 |
| 再保険貸の増減額(△は増加) | △ 136 |
| その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は増加) | △ 611 |
| での他真性、(旅へ投資/D到)関連、別が/D到関連)の追溯額(A184回加) 再保険借の増減額(Aは減少) | 148 |
| | |
| その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は減少) | 4,524 |
| その他 | 3,633 |
| 小計 | 110,178 |
| 利息及び配当金等の受取額 | 147,168 |
| 利息の支払額 | △ 1,744 |
| 契約者配当金の支払額 | △ 19,157 |
| その他 | △ 3,407 |
| 法人税等の支払額 | △ 18,002 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 215,034 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 0.56 |
| 買入金銭債権の売却・償還による収入 | 852 |
| 有価証券の取得による支出 | △ 797,086 |
| 有価証券の売却・償還による収入 | 457,828 |
| 貸付けによる支出 | △ 97,589 |
| 貸付金の回収による収入 | 185,778 |
| 金融派生商品の決済による収支(純額) | 25,535 |
| 売現先勘定の純増減額 | 209,433 |
| 債券貸借取引支払保証金・受入担保金の純増減額 | △ 244,689 |
| 金融商品等差入担保金・受入担保金の純増減額 | △ 14,056 |
| その他 | 1,951 |
| 資産運用活動計 | △ 272,042 |
| (営業活動及び資産運用活動計) | (△ 57,008 |
| 有形固定資産の取得による支出 | △ 9,825 |
| 有形固定資産の売却による収入 | 8,828 |
| その他 | △ 3,523 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | △ 276,562 |

| | (半位・日/1円) |
|----------------------|-----------|
| 年 度 | 2018 年度 |
| 科目 | 金額 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | |
| リース債務の返済による支出 | △ 12 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | △12 |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | 181 |
| 現金及び現金同等物の増減額 (△は減少) | △ 61,358 |
| 現金及び現金同等物期首残高 | 453,380 |
| 現金及び現金同等物期末残高 | 392,021 |
| | |

⁽注) 2017年度は連結財務諸表を作成していたことから、キャッシュ・フロー計算書を作成していません。 よって、上表には2018年度のみ表記しています。

3 - 4 株主資本等変動計算書

2017 年度 (単位:百万円)

| | | 株主資本 | | | | | |
|------------|---------|-----------|-------------|-------------------------|-------------|------------|--|
| | | 資本乗 | 制余金 | 利益剰余金 | | | |
| | 資本金 | 資本 準備金 | 資本剰余金 合計 | その他 利益剰余金 繰越利益剰余金 | 利益剰余金 合計 | 株主資本 合計 | |
| 当期首残高 | 167,280 | 47,342 | 47,342 | 81,979 | 81,979 | 296,601 | |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 当期純利益 | | | | 23,204 | 23,204 | 23,204 | |
| 株主資本以外の項目 | | | | | | | |
| の当期変動額(純額) | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | _ | _ | _ | 23,204 | 23,204 | 23,204 | |
| 当期末残高 | 167,280 | 47,342 | 47,342 | 105,184 | 105,184 | 319,806 | |

| | その他 有価証券 評価差額金 | 繰延ヘッジ 損益 | 評価・換算 差額等 合計 | 純資産合計 |
|------------|----------------------|-------------|--------------------|---------|
| 当期首残高 | 180,930 | 1 | 180,932 | 477,534 |
| 当期変動額 | | | | |
| 当期純利益 | | | | 23,204 |
| 株主資本以外の項目 | 01.001 | . 0 | 01.000 | 01.000 |
| の当期変動額(純額) | 21,201 | △ 0 | 21,200 | 21,200 |
| 当期変動額合計 | 21,201 | △ 0 | 21,200 | 44,405 |
| 当期末残高 | 202,131 | 1 | 202,133 | 521,939 |

2018 年度 (単位: 百万円)

| | 株主資本 | | | | | |
|------------|---------|--------|------------|-----------|---------|------------|
| | 資本 | | 剰余金 利益剰 | | 制余金 | |
| | 資本金 | 資本 | 資本剰余金 | その他 利益剰余金 | 利益剰余金 | 株主資本 合計 |
| | | 準備金 | 合計 | 繰越利益剰余金 | 合計 | H.D.1 |
| 当期首残高 | 167,280 | 47,342 | 47,342 | 105,184 | 105,184 | 319,806 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 当期純利益 | | | | 5,161 | 5,161 | 5,161 |
| 株主資本以外の項目 | | | | | | |
| の当期変動額(純額) | | | | | | |
| 当期変動額合計 | - | _ | _ | 5,161 | 5,161 | 5,161 |
| 当期末残高 | 167,280 | 47,342 | 47,342 | 110,346 | 110,346 | 324,968 |

| | 評価・換算差額等 | | | |
|------------|----------------------|-------------|--------------------|---------|
| | その他 有価証券 評価差額金 | 繰延ヘッジ 損益 | 評価・換算 差額等 合計 | 純資産合計 |
| 当期首残高 | 202,131 | 1 | 202,133 | 521,939 |
| 当期変動額 | | | | |
| 当期純利益 | | | | 5,161 |
| 株主資本以外の項目 | 20,000 | . 0 | 20,000 | 20,000 |
| の当期変動額(純額) | 20,908 | △ 0 | 20,908 | 20,908 |
| 当期変動額合計 | 20,908 | △ 0 | 20,908 | 26,070 |
| 当期末残高 | 223,040 | 0 | 223,041 | 548,010 |

注記事項(貸借対照表関係)

2017年度末

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券(現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む。)の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。

- (1) 売買目的有価証券
 - …時価法(売却原価は移動平均法により算定)
- (2) 満期保有目的の債券
 - …移動平均法による償却原価法(定額法)
- (3) 責任準備金対応債券(「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券をいう。)
 - …移動平均法による償却原価法(定額法)
- (4) 子会社株式及び関連会社株式
 - …移動平均法による原価法
- (5) その他有価証券
 - ①時価のあるもの
 - …事業年度末日の市場価格等(国内株式については事業年度末前1カ月の市場価格の平均)に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)
 - ②時価を把握することが極めて困難と認められるもの
 - ・取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められる債券
 - …移動平均法による償却原価法(定額法)
 - ・上記以外の有価証券
 - …移動平均法による原価法

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- 2. 責任準備金対応債券に係る貸借対照表価額及び時価並びにリスク管理方針の概要は次のとおりであります。
- (1) 責任準備金対応債券に係る貸借対照表価額は、2,073,294百万円、時価は、 2,414,738百万円であります。
- (2) 責任準備金対応債券に関連するリスク管理方針の概要は、次のとおりであります。 資産・負債の金利リスクの変動を適切に管理するために、保険商品の特性に応じて小区分を設定し、各小区分に割り当てられた保険契約群についての責任準備金のデュレーションと小区分に係る責任準備金対応債券のデュレーションを一定幅の中で対応させる運用方針を採っております。なお、小区分は、次のとおり設定しております。
 - ① 終身保険・年金保険(8-27年)小区分(終身保険(定期付終身保険を含む。) 及び年金保険から発生する将来キャッシュ・フロー中の7年超27年以内の部分)
 - ② 拠出型企業年金(27年以内)小区分(拠出型企業年金保険から発生する将来 キャッシュ・フロー中の27年以内の部分)
 - ③ 一時払外貨建養老保険(豪ドル) 小区分(2017年10月1日以降始期の一時 払外貨建養老保険(豪ドル))

また、各小区分において、保険契約群についての責任準備金のデュレーションと、 小区分に係る責任準備金対応債券のデュレーションとが一定幅の中で対応している ことを、定期的に検証しております。

(追加情報)

当事業年度より、ALMの更なる推進に向けて、責任準備金対応債券の対象となる保険商品の小区分について、新たに一時払外貨建養老保険(豪ドル)小区分を設定しております。

なお、この変更による当事業年度の損益への影響はありません。

- 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
 - デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。
- 4. 固定資産の減価償却の方法
- (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産の減価償却は、建物については定額法(ただし、2016年3月31日 以前に取得した構築物は定率法)により、その他の有形固定資産については定率法 により行っております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 … 15年~50年

その他の有形固定資産 … 3年~15年

ただし、その他の有形固定資産のうち取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却を行っております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産の減価償却は、定額法により行っております。なお、自社利用のソフトウエアについては、利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により行っております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務、外貨建有価証券等の外貨建金融商品は、事業年度末日の直物 為替相場により円換算しております。

外貨建その他有価証券の換算差額のうち、債券に係る換算差額については為替差損益として処理し、その他の外貨建その他有価証券に係る換算差額については全部純資産直入法により処理しております。

2018年度末

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券(現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む。)の 評価基準及び評価方法は次のとおりであります。

(1) 売買目的有価証券

同左

(2) 満期保有目的の債券

同左

(3) 責任準備金対応債券(「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券をいう。)

同左

(4) 子会社株式及び関連会社株式(保険業法第2条第12項に規定する子会社及び保険 業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いたもの が発行する株式並びに保険業法施行令第13条の5の2第4項に規定する関連法人 等が発行する株式をいう。)

同左

(5) その他有価証券

①時価のあるもの

…期末日の市場価格等(国内株式については期末前1カ月の市場価格の平均) に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)

②時価を把握することが極めて困難と認められるもの

同左

同左

2. 責任準備金対応債券に関連するリスク管理方針の概要は、次のとおりであります。 資産・負債の金利リスクの変動を適切に管理するために、保険商品の特性に応じて 小区分を設定し、各小区分に割り当てられた保険契約群についての責任準備金のデュレーションと小区分に係る責任準備金対応債券のデュレーションを一定幅の中で対 応させる運用方針を採っております。なお、小区分は、次のとおり設定しております。

- ① 終身保険・年金保険(40年以内)小区分(終身保険(定期付終身保険を含む。)及び年金保険から発生する将来キャッシュ・フロー中の40年以内の部分)
- ② 拠出型企業年金(27年以内)小区分(拠出型企業年金保険から発生する将来 キャッシュ・フロー中の27年以内の部分)
- ③ 一時払外貨建養老保険(米ドル)小区分(2019年1月1日以降始期の一時 払外貨建養老保険(米ドル))
- ④ 一時払外貨建養老保険(豪ドル)小区分(2017年10月1日以降始期の一時 払外貨建養老保険(豪ドル))

また、各小区分において、保険契約群についての責任準備金のデュレーションと、 小区分に係る責任準備金対応債券のデュレーションとが一定幅の中で対応している ことを、定期的に検証しております。

当期より、ALMの更なる推進に向けて、責任準備金対応債券の対象となる保険商品の小区分について、従来の終身保険・年金保険(8-27年)小区分の対象年限を拡大して終身保険・年金保険(40年以内)小区分とし、また、新たに一時払外貨建養老保険(米ドル)小区分を設定しております。

これらの変更による当期の損益への影響はありません。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

司左

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

同左

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

同左

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務、外貨建有価証券等の外貨建金融商品は、期末日の直物為替相場により円換算しております。

外貨建その他有価証券の換算差額のうち、債券に係る換算差額については為替差損益として処理し、その他の外貨建その他有価証券に係る換算差額については全部純資産直入法により処理しております。

2017年度末

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び 償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という。)に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現状、経営破綻の状況にはないものの、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸 倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、 当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基 づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する債権(担保・保証付債権を含む。)については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、0百万円であります。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員(執行役員を含む。)の退職給付に備えるため、当事業 年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (5年) による定額法により、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金(年金)の支払いに備えるため、内規に基づき当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

7. 価格変動準備金の計上方法

価格変動準備金は、保険業法第115条の規定により算出した額を計上しております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として、繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、貸付金をヘッジ対象とした金利スワップで特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を、外貨建定期預金をヘッジ対象とした為替予約で振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段) (ヘッジ対象)金利スワップ 貸付金

為替予約 外貨建定期預金

(3) ヘッジ方針

貸付金に対する金利変動リスク及び外貨建定期預金に対する為替変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較する比率分析により、ヘッジの有効性を評価しております。

なお、特例処理を採用している金利スワップ及び振当処理を採用している為替予約については、有効性の評価を省略しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税額等のうち、法人税法に定める繰延消費税額等は、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税額等以外は、発生した事業年度に費用処理しております。

10. 責任準備金の積立方法

責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については、次の方式により計算しております。

- (1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵 省告示第48号)
- (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式 (追加情報)

当事業年度より、保険業法施行規則第69条第5項の規定に基づき、一部の個人年金保険契約の年金支払いを開始した契約を対象に、責任準備金を新たに追加して積み立てることとしております。

この結果、当該追加積立を行わなかった場合に比べ、責任準備金が53,265百万円増加し、また、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ53,265百万円減少しております。

11. 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項は、(貸借対照表関係)の末尾に記載しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び 償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という。)に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現状、経営破綻の状況にはないものの、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸 倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、 当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基 づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する債権(担保・保証付債権を含む。)については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、0百万円であります。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員(執行役員を含む。)の退職給付に備えるため、当期末 における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる 方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により、それぞれ発生の翌期から費用処理しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金(年金)の支払いに備えるため、内規に基づき当期末において発生していると認められる額を計上しております。

7. 価格変動準備金の計上方法

同左

8. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

同左

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

同左

(3) ヘッジ方針

同左

(4) ヘッジ有効性評価の方法

同左

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税額等のうち、法人税法に定める繰延消費税額等は、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税額等以外は、発生年度に費用処理しております。

10. 責任準備金の積立方法

責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については、次の方式により計算しております。なお、保険業法施行規則第69条第5項の規定により、一部の個人年金保険契約を対象として積立てた責任準備金が含まれております。

(1) 同左

(2) 同左

1. 同左

- 12. 有価証券に関する事項は、(貸借対照表関係)の末尾に記載しております。
- 13. デリバティブ取引に関する事項は、(貸借対照表関係)の末尾に記載しております。

14. 当社は、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等(遊休物件を含む。 土地を含む。)を所有しており、当事業年度末における当該賃貸等不動産の貸借対照 表価額は、170.726百万円、時価167,182百万円であります。

なお、時価の算定にあたっては、主として外部鑑定評価機関が「不動産鑑定評価基準」 に基づいて算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)によっており ます。

15. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、次のとおりであ ります。

有価証券 (国債) 217,366百万円 56,244 // 有価証券 (外国証券) 合計 273,610 //

16. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権 16. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権 の額は、141百万円であります。

なお、それぞれの内訳は次のとおりであります。

(1) 貸付金のうち、破綻先債権額は、8百万円、延滞債権額は、132百万円であります。 上記取立不能見込額の直接減額はありません。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続しているこ とその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未 収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不 計上貸付金」という。) のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条 第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じて いる貸付金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の 経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸付金以外の貸 付金であります。

(2) 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権に該当する貸付金はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが、約定支払日の翌日を 起算日として3カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しな い貸付金であります。

(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権に該当する貸付金はありません。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、 金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利とな る取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当し ない貸付金であります。

- 17. 有形固定資産の減価償却累計額は、189,270百万円であります。
- 18. 特別勘定の資産の額は、227,525百万円であります。なお、負債の額も同額であり
- 19. 関係会社に対する金銭債権の総額は、728百万円、金銭債務の総額は、1,914百万 円であります。
- 20. 繰延税金資産の総額は、95.691 百万円、繰延税金負債の総額は、79.632 百万円で あります。

繰延税金資産のうち、評価性引当額として控除した額は、44,104百万円であります。 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金33.482百万円、減損損 失等24.694百万円、価格変動準備金17.817百万円及び退職給付引当金14.255百万 円であります。

繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券に係る評価差額78.288 百万円及び未収株式配当金1.158百万円であります。

- 率は、△24.2%であります。法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率と の間の差異の主な内訳は、評価性引当額の減少△55.2%、住民税均等割1.2%であり ます。
- 22. 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

当事業年度期首残高 67.847百万円 当事業年度契約者配当金支払額 20,053 " 利息による増加等 12 // 契約者配当準備金繰入額 17,272 // 65,078 当事業年度末残高

- 23. 関係会社の株式又は出資金の総額は、2,053百万円であります。
- 24. 保険業法第91条の規定による組織変更剰余金額は、377百万円であります。
- 25. 担保に供している資産は次のとおりであります。

有価証券 (国債) 48.344百万円 有価証券 (株式) 1.267 // 有価証券 (外国証券) 53 // 120 金融商品等差入担保金 // 49.784 //

主に、RTGS(即時グロス決済)専用口座借越枠用担保として差し入れております。 また、担保権によって担保されている債務は、53百万円であります。

2018年度末

14. 当社は、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等(遊休物件を含む。 土地を含む。)を所有しており、当期末における当該賃貸等不動産の貸借対照表価額は、 167,636百万円、時価163,253百万円であります。

なお、時価の算定にあたっては、主として外部鑑定評価機関が「不動産鑑定評価基準」 に基づいて算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)によっており

15. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、66,528百万円 であります。

の額は、611百万円であります。

なお、それぞれの内訳は次のとおりであります。

(1) 貸付金のうち、破綻先債権額はなく、延滞債権額は、611百万円であります。 上記取立不能見込額の直接減額はありません。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続しているこ とその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未 収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不 計上貸付金」という。) のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条 第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じて いる貸付金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の 経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸付金以外の貸 付金であります。

(2)同左

(3)同左

- 17. 有形固定資産の減価償却累計額は、169,803百万円であります。
- 18. 特別勘定の資産の額は、193,881百万円であります。なお、負債の額も同額であり ます。
- 19. 関係会社に対する金銭債権の総額は、782百万円、金銭債務の総額は、3,443百万 円であります。
- 20 繰延税金資産の総額は、94.133百万円、繰延税金負債の総額は、87.802百万円で あります。

繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、45,139百万円であります。 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金35,838百万円、減損損 失等20.411百万円、価格変動準備金18.717百万円及び退職給付引当金13.613百万 円であります。

繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券に係る評価差額86.348 百万円及び未収株式配当金1.258百万円であります。

なお、繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額が、前期末に比べて 1,034百万円増加しております。この変動の主な内容は、保険契約準備金に係るもの 3.057百万円及び価格変動準備金に係るもの900百万円の増加、減損損失等に係るも の2.881百万円の減少であります。

(表示方法の変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月 16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当期の期首から適用し、税効果 会計基準一部改正第4項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(2)に 記載された内容を追加しております。

- 21. 当事業年度における法定実効税率は、28.2%、税効果会計適用後の法人税等の負担 21. 当期における法定実効税率は、27.9%、税効果会計適用後の法人税等の負担率は、 43.4%であります。法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差 異の主な内訳は、評価性引当額の増加11.3%、住民税均等割2.4%であります。
 - 22. 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

当期首現在高 65.078百万円 当期契約者配当金支払額 19,157 // 利息による増加等 11 // 契約者配当準備金繰入額 13.838 // 59,771 当期末現在高

- 23. 関係会社の株式又は出資金の総額は、1,805百万円であります。
- 24 同左
- 25. 担保に供されている資産の額は、有価証券230.144百万円であります。また、担保 に係る債務の額は、209.498百万円であります。

なお、上記には、売現先取引による買戻し条件付の売却182,910百万円及び売現先 勘定209.433百万円を含んでおります。

- 26. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する 再保険を付した部分に相当する支払備金(以下「出再支払備金」という。)の金額は、 148百万円であり、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する 責任準備金(以下「出再責任準備金」という。)の金額は、992百万円であります。
- 27. 1株当たり純資産額は、52,193,992円36銭であります。
- 28. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された 劣後特約付社債であります。
- 29. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約 付借入金であります。
- 30. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当事業年度末に おける当社の今後の負担見積額は、11,123百万円であります。

なお、当該負担金は拠出した事業年度の事業費として処理しております。

- 31. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。
 - (1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、営業職員等については退職一時金制度及び自 社年金制度を、年金受給権者については閉鎖型確定給付企業年金制度を設けており ます。また、総合職等については確定拠出年金制度及び退職金前払制度を設けてお ります。

なお、一部の退職一時金制度は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

- (2) 確定給付制度
 - ①退職給付債務の当事業年度期首残高と当事業年度末残高の調整表(③簡便法を 採用した制度を除く。)

| 3101307013520131 | |
|------------------|------------|
| 当事業年度期首残高 | 66,852百万円 |
| 勤務費用 | 1,896 // |
| 利息費用 | 441 // |
| 数理計算上の差異の発生額 | 1,039 // |
| 退職給付の支払額 | △ 5,281 // |
| その他 | 1 // |
| 当事業年度末残高 | 64,950 // |
| | |

②年金資産の当事業年度期首残高と当事業年度末残高の調整表

| 当事業年度期首残高 | 10,744百 | 万円 |
|--------------|---------|----|
| 期待運用収益 | 322 | // |
| 数理計算上の差異の発生額 | 43 | // |
| 事業主からの拠出額 | 704 | // |
| 退職給付の支払額 | △ 1,299 | // |
| 当事業年度末残高 | 10,515 | // |

上記年金資産は閉鎖型確定給付企業年金制度に係るものであります。

③簡便法を採用した制度の、退職給付引当金の当事業年度期首残高と当事業年度 主辞真の調整事

| 木伐同り調金衣 | | |
|-----------|-----|-----|
| 当事業年度期首残高 | 37目 | 5万円 |
| 退職給付費用 | 4 | // |
| 退職給付の支払額 | △ 3 | // |
| 当事業年度末残高 | 38 | |

④退職給付債務及び年金資産の当事業年度末残高と貸借対照表に計上された退職 給付引当金の調整表(③簡便法を採用した制度を含む。)

| 積立型制度の退職給付債務 | 12,674百万円 |
|----------------|-------------|
| 年金資産 | △ 10,515 // |
| | 2,159 // |
| 非積立型制度の退職給付債務 | 52,314 // |
| 未認識数理計算上の差異 | △ 3,433 // |
| 退職給付引当金 | 51,040 // |
| ⑤退職給付に関連する損益 | |
| 勤務費用 | 1,896百万円 |
| 利息費用 | 441 // |
| 期待運用収益 | △ 322 // |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 919 // |

- 確定給付制度に係る退職給付費用 3.385 (※)「その他」は、退職金前払制度による支払額等であります。
- ⑥年金資産に関する事項

その他(※)

ア 年金資産の主な内訳

簡便法で計算した退職給付費用

年金資産の合計に対する主な分類ごとの比率は次のとおりであります。

4 // 447 //

 債券
 73%

 株式
 17 //

 生命保険一般勘定
 9 //

 その他
 0 //

 合計
 100 //

イ 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金 資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待さ れる長期の収益率を考慮しております。

⑦数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりであります。

 割引率
 0.7%

 長期期待運用収益率
 3.0 //

2018年度末

- 26. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する 再保険を付した部分に相当する支払備金(以下「出再支払備金」という。)の金額は、 100百万円であり、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する 責任準備金(以下「出再責任準備金」という。)の金額は、914百万円であります。
- 27. 1株当たり純資産額は、54,801,016円56銭であります。

同左

- 9. 同左
- 30. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当期末における 当社の今後の負担見積額は、10.649百万円であります。

なお、当該負担金は拠出年度の事業費として処理しております。

- 31. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。
 - (1) 採用している退職給付制度の概要

同左

(2) 確定給付制度

28

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表(③簡便法を採用した制度を除く)

| 期自における退職給付債務 | 64,950百万円 |
|---------------------|-----------|
| 勤務費用 | 1,821 // |
| 利息費用 | 428 // |
| 数理計算上の差異の当期発生額 | 908 // |
| 退職給付の支払額 | △5,847 // |
| その他 | △11 // |
| 期末における退職給付債務 | 62,249 // |
| ②年金資産の期首残高と期末残高の調整表 | |
| 期首における年金資産 | 10.515百万円 |
| | |

| 期首における年金資産 | 10.515首 | 万円 |
|----------------|---------|----|
| 期待運用収益 | 315 | // |
| 数理計算上の差異の当期発生額 | △185 | // |
| 事業主からの拠出額 | 704 | // |
| 退職給付の支払額 | △1,246 | // |
| 期末における年金資産 | 10,103 | // |
| | | |

上記年金資産は閉鎖型確定給付企業年金制度に係るものであります。

④退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表(③簡便法を採用した制度を含む。)

42 //

11602百万円

| 年金資産 | △10,103 | // |
|-------------------|---------|-----|
| | 1,499 | // |
| 非積立型制度の退職給付債務 | 50,689 | // |
| 未認識数理計算上の差異 | △3,446 | // |
| 退職給付引当金 | 48,741 | // |
| ⑤退職給付に関連する損益 | | |
| 勤務費用 | 1,821 | 5万円 |
| 利息費用 | 428 | // |
| 期待運用収益 | △315 | // |
| 数理計算上の差異の当期の費用処理額 | 1,080 | // |
| 簡便法で計算した退職給付費用 | 5 | // |
| その他 (※) | 409 | // |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 3,429 | // |

- (※)「その他」は、退職金前払制度による支払額等であります。
- ⑥年金資産に関する事項
- ア 年金資産の主な内訳

期末における退職給付引当金

積立型制度の退職給付債務

年金資産の合計に対する主な分類ごとの比率は次のとおりであります。

 債券
 73%

 株式
 18 "

 生命保険一般勘定
 9 "

 その他
 0 "

 合計
 100 "

イ 長期期待運用収益率の設定方法

同左

⑦数理計算上の計算基礎に関する事項

当期末における主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりであります。

同左

| 2017年度末 | 2018年度末 | |
|----------------------------|----------------------------|--|
| (3) 確定拠出制度 | (3) 確定拠出制度 | |
| 確定拠出制度への要拠出額は、951百万円であります。 | 確定拠出制度への要拠出額は、967百万円であります。 | |

金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、有価証券投資、貸付等、資産運用関連事業を行っております。

金融資産は、生命保険契約の負債特性に応じたALMの観点の下、公社債や貸付金等の確定利付の運用資産を中心に運用しております。併せてリスク許容度の範囲内で株式や外貨建債券等を保有し、収益力の向上及びリスクの分散を図っております。また、デリバティブ取引は主に資産価格の下落に伴う損益変動をヘッジする目的で活用しております。

金融負債は、財務基盤の強化のため、劣後特約を付した社債及び借入金を調達しております。

②金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融資産のうち、有価証券は、主に、株式、債券、投資信託及び組合出資金であり、保有目的区分は、主として、責任準備金対応債券、満期保有目的の債券、及び、その他有価証券として保有しております。これらは、それぞれ金利の変動リスク、発行体の信用リスク、市場価格の変動リスク及び為替の変動リスクに晒されております。

また、貸付金は、主に国内の企業及び個人に対するものであり、貸付先の契約不履行によって損失を被る恐れがある信用リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、主に株価指数の先渡取引やオブション取引、為替予約取引、通貨スワップ取引及び金利スワップ取引を実施しております。デリバティブ取引は、主に、資産価格の下落に伴う損益変動をヘッジする目的で活用しており、また、個人変額保険・個人変額年金保険における最低保証に係る責任準備金の変動のヘッジのためにも活用しております。これらデリバティブ取引は、ヘッジ対象と合わせるとリスクは減少したものとなりますが、それぞれ取引先の信用リスクのほか、金利の変動リスク、市場価格の変動リスク及び為替の変動リスクに晒されております。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針及びヘッジ有効性評価の方法等については、「8. ヘッジ会計の方法」に記載のとおりであります。

③金融商品に係るリスク管理体制

当社では、「リスク管理基本規程」にてリスク管理に関する基本的な考え方や取組方針等について定め、さらに各種のリスク特性に応じた管理体制や規程・細則等を整備し、 リスク管理態勢の充実・強化に取り組んでおります。

金融商品を含む資産運用に係るリスクは市場関連リスク、信用リスク及び不動産投資リスクで構成されており、各資産運用リスクに対して当社資本を元にリスク許容度をそれぞれ割り当て、これを統合して管理することでリスク管理を行っております。具体的には、リスク量の測定にはVaR(バリュー・アット・リスク)等の手法を用いて、資産運用に係る各リスクの最大予想損失額を許容度の範囲内にコントロールすべく取り組んでおります。また、必要に応じ機動的にデリバティブ取引によるヘッジを行う等、リスク管理を行っております。

また、当社では、資産運用部署から独立したリスク管理部署を設置し、リスクの統括管理及び資産運用リスクの管理を行うとともに、金融商品に係る取引実行部署と事務管理部署も分離独立することにより、相互牽制機能が発揮できる体制を整備しております。

なお、ALMについては、関係部署間の検討会議にて具体的対策の協議、遂行状況・遂行結果の確認を行い、その内容を経営会議、取締役会に定期的に報告しております。 金融商品に係るリスクである市場関連リスク及び信用リスクに関するリスク管理体制は次のとおりであります。

a. 市場関連リスクの管理

リスク管理に関する諸規程等に基づき、市場関連リスクを金利リスク、価格変動リスク及び為替リスクに分類して管理しており、また、それらのリスクに付随・内在するリスクとして、市場取引に係る信用リスク及び市場流動性リスク等の関連リスクについても合わせて管理しております。

その管理状況については、関係部署間の検討会議への報告及び協議のほか、リスク管理部署を通じて、経営会議及び取締役会に定期的に報告しております。

(a) 金利リスクの管理

金利リスクについては、現物資産及びデリバティブ取引について、リスクの計量化やリスクの変動要因等の測定・分析を行っております。 また、リスク限度の遵守状況の他、通貨別にデュレーション及び残存期間別の構成比を管理しております。

(b) 価格変動リスクの管理

価格変動リスクについては、現物資産及びデリバティブ取引について、リスクの計量化やリスクの変動要因等の測定・分析を行っております。 また、株式の集中投資などのリスク限度の遵守状況の他、対市場指標との感応度を管理しております。

(c) 為替リスクの管理

為替リスクについては、現物資産及びデリバティブ取引について、リスクの計量化やリスクの変動要因等の測定・分析を行っております。 また、リスク限度の遵守状況の他、外貨建資産の通貨別の為替エクスポージャーを管理しております。

(d) 市場取引に係る信用リスクの管理

債券、貸付有価証券及びデリバティブ取引等について、発行体別与信枠管理、格付別与信枠管理及び非投資適格格付債券の個別フォローを実施しております。また、事業債及び金融債については、投資時における与信判断と投資後におけるフォローを実施しております。

(e) 市場流動性リスクの管理

市場の混乱等により、市場において取引が出来なかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクに備えて、流動化に必要な期日毎にその他有価証券の資産占率に対する限度を定めるとともに、市場流動性に関する逼迫度を判定する基準を設定し、管理しております。

なお、上記(a) \sim (c)の各デリバティブ取引については、リスク限度の遵守状況として投資限度額等を管理しております。

b. 信用リスクの管理

信用リスクは、リスク管理に関する諸規程等に基づき、貸付金等、信用リスクを有する資産を対象に以下のとおり管理しており、リスク量及び関連する情報は、関係部 署間の検討会議への報告及び協議のほか、リスク管理部署を通じて、経営会議及び取締役会に定期的に報告しております。

個別与信先の与信リスク管理を目的に、貸付の実行等の審査を実施しております。これら与信管理は担当部署及び担当部署から独立した審査専管部署を中心として行われているほか、必要に応じてリスク管理部署を加えた関係部署間での検討会議及び経営会議での協議を行っております。

また、企業又は企業グループの中核企業の社内格付に応じて与信額(デリバティブ取引を含む。)の制限を設けることにより、企業別与信枠の管理を実施しております。 さらに、当社からの投融資額を総合的に管理、定期的にモニタリングすることによって、特定の企業に対する集中状況を把握し、その軽減に努めております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末における主な金融資産及び金融負債の貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません。

| | 貸借対照表 計上額(百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|-------------------|-------------------|-------------|-------------|
| (1) 現金及び預貯金 | 453.380 | 453.380 | _ |
| うち、その他有価証券(譲渡性預金) | 42,000 | 42,000 | _ |
| (2) 買入金銭債権 | | | |
| 満期保有目的の債券 | 2.971 | 3.609 | 637 |
| その他有価証券 | 7.545 | 7,545 | _ |
| (3) 有価証券 | | | |
| 売買目的有価証券 | 215.783 | 215.783 | _ |
| 満期保有目的の債券 | 2,394 | 2,640 | 245 |
| 責任準備金対応債券 | 2,073,294 | 2,414,738 | 341,443 |
| その他有価証券 | 3.062.768 | 3.062.768 | _ |
| (4) 貸付金 | | | |
| 保険約款貸付 | 49,176 | | |
| 一般貸付 | 1.072.326 | | |
| 貸倒引当金(※1) | △ 115 | | |
| 未経過利息相当額(※2) | △ 2,846 | | |
| | 1,118,540 | 1,181,680 | 63,140 |
| 資産計 | 6.936.678 | 7.342.145 | 405.466 |
| (5) 社債 | 80,000 | 79,177 | △823 |
| (6) 債券貸借取引受入担保金 | 244,689 | 244,689 | _ |
| (7) 借入金 | 100.000 | 102.747 | 2.747 |
| 負債計 | 424,689 | 426,613 | 1,924 |
| (8) デリバティブ取引 (※3) | | | |
| ヘッジ会計が適用されていないもの | 22.037 | 22.037 | - |
| ヘッジ会計が適用されているもの | 1 | 31 | 29 |
| デリバティブ取引計 | 22,039 | 22,069 | 29 |

- (※1) 貸付金に対応する個別貸倒引当金及び一般貸倒引当金を控除しております。
- (※2) 信販会社等との提携消費者ローンの一部については、貸付金の元本に未経過利息相当額を含めて計上しているため、当該未経過利息相当額を控除しております。
- (※3)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で債務となる項目については()で表示しております。
- (注1) 金融商品の時価の算定方法
 - (1) 現金及び預貯金

現金及び預貯金のうち、満期のない預貯金は、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預貯金(譲渡性預金を含む。)は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 買入金銭債権

買入金銭債権のうち、企業会計上有価証券として取り扱う信託受益権については、取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 有価証券

有価証券のうち、株式は、事業年度末日の取引所の価格によっております。ただし、「その他有価証券」の国内株式については、事業年度末前 1 カ月の取引所の価格の平均によっております。債券は、取引所の価格、業界団体の公表価格、取引金融機関から提示された価格又は合理的に算定された価額によっております。また、投資信託は、取引所の価格、公表されている基準価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 貸付金

保険約款貸付は、貸付金額を解約返戻金の範囲内に限る等の特性により返済期限を設けていない貸付金であり、返済見込期間及び調達コストに連動して設定した金利条件 等から、時価が帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額をもって時価としております。

一般貸付の時価は、主に将来キャッシュ・フローを、リスクフリーレートにリスクプレミアムを加味した利子率で割り引いて算定しております。なお、変動金利の住宅ローンについては、短期間で市場金利を反映しているため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていないものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額をもって時価としております。また、破綻先、実質破綻先又は破綻懸念先で直接減額又は個別貸倒引当金を計上している貸付金については、担保及び保証による回収可能見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は事業年度末における貸借対照表計上額から貸倒見積高を控除した金額に近似していることから、原則として、当該価額をもって時価としております。

(5) 社債

社債は、合理的に算定された価額によっております。

(6) 債券貸借取引受入担保金

債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 借入金

借入金は、貸付金に準じた方法によっております。

(8) デリバティブ取引

デリバティブ取引は、先物相場、取引所の清算価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分 | 貸借対照表計上額(百万円) | |
|-------------------------------|---------------|--|
| (1) 子会社株式及び関連会社株式(※1)(※2)(※3) | 2,053 | |
| (2) その他有価証券 | | |
| 非上場株式 (店頭売買株式を除く) (※2) | 90.664 | |
| 合計 | 92,718 | |

- (※1) 子会社である組合出資金を含んでおります。
- (※2) 子会社株式及び関連会社株式、及び非上場株式(店頭売買株式を除く)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価 開示の対象としておりません。
- (※3) 組合出資金は、その主たる構成資産・負債が非上場株式(店頭売買株式を除く)等であり、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

| | 1年以内 (百万円) | 1年超 5年以内 (百万円) | 5年超 10年以内 (百万円) | 10年超 (百万円) |
|--------------|---------------|----------------------|-----------------------|---------------|
| (1) 現金及び預貯金 | 453,380 | - | - | _ |
| うち、譲渡性預金 | 42.000 | _ | - | _ |
| (2) 買入金銭債権 | _ | _ | _ | 9.616 |
| (3) 有価証券(※1) | 89,872 | 348,564 | 789,807 | 2,896,480 |
| (4) 貸付金 (※2) | 142.715 | 344.413 | 318.971 | 263.021 |
| 合計 | 685.967 | 692.978 | 1.108.778 | 3.169.118 |

- (※1) 有価証券のうち、91,800百万円は償還期限が定められていないため、上表には含めておりません。
- (※2)貸付金のうち、保険約款貸付49.176百万円及び一般貸付のうち3.000百万円は償還期限を定めていないため、また、一般貸付のうち、破綻先及び破綻懸念先に対する債権141百万円は償還予定額が見込めないため、上表には含めておりません。

(注4) 社債及び借入金の決算日後の返済予定額

| | 1年以内 (百万円) | 1年超 2年以内 (百万円) | 2年超 3年以内 (百万円) | 3年超 4年以内 (百万円) | 4年超 5年以内 (百万円) | 5年超 (百万円) |
|---------|---------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|--------------|
| 社債 (※1) | - | - | - | - | - | 50,000 |

- (※1) 社債のうち、30.000百万円は償還期限を定めていないため、上表には含めておりません。
- (※2) 借入金は全額返済期限を定めておりません。

2018年度末

金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項は、次のとおりであります。

- (1) 金融商品の状況に関する事項
 - ①金融商品に対する取組方針

当社は、有価証券投資、貸付等、資産運用関連事業を行っております。

金融資産は、生命保険契約の負債特性に応じたALMの観点の下、公社債や貸付金等の確定利付の運用資産を中心に運用しております。併せてリスク許容度の範囲内で株式や外貨建債券等を保有し、収益力の向上及びリスクの分散を図っております。また、デリバティブ取引は主に資産価格の下落に伴う損益変動をヘッジする目的で活用しております。

金融負債は、財務基盤の強化のため、劣後特約を付した社債及び借入金を調達しております。

②金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融資産のうち、有価証券は、主に、株式、債券、投資信託及び組合出資金であり、保有目的区分は、主として、責任準備金対応債券、満期保有目的の債券、及び、その他有価証券として保有しております。これらは、それぞれ金利の変動リスク、発行体の信用リスク、市場価格の変動リスク及び為替の変動リスクに晒されております。

また、貸付金は、主に国内の企業及び個人に対するものであり、貸付先の契約不履行によって損失を被る恐れがある信用リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、主に株価指数の先渡取引やオブション取引、為替予約取引、通貨スワップ取引及び金利スワップ取引を実施しております。デリバティブ取引は、主に、資産価格の下落に伴う損益変動をヘッジする目的で活用しており、また、個人変額保険・個人変額年金保険における最低保証に係る責任準備金の変動のヘッジのためにも活用しております。これらデリバティブ取引は、ヘッジ対象と合わせるとリスクは減少したものとなりますが、それぞれ取引先の信用リスクのほか、金利の変動リスク、市場価格の変動リスク及び為替の変動リスクに晒されております。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針及びヘッジ有効性評価の方法等については、「8. ヘッジ会計の方法」に記載のとおりであります。 ③金融商品に係るリスク管理体制

当社では、「リスク管理基本規程」にてリスク管理に関する基本的な考え方や取組方針等について定め、さらに各種のリスク特性に応じた管理体制や規程・細則等を整備し、リスク管理態勢の充実・強化に取り組んでおります。

金融商品を含む資産運用に係るリスクは市場関連リスク、信用リスク及び不動産投資リスクで構成されており、各資産運用リスクに対して当社資本を元にリスク許容度をそれぞれ割り当て、これを統合して管理することでリスク管理を行っております。具体的には、リスク量の測定にはVaR(バリュー・アット・リスク)等の手法を用いて、資産運用に係る各リスクの最大予想損失額を許容度の範囲内にコントロールすべく取り組んでおります。また、必要に応じ機動的にデリバティブ取引によるヘッジを行う等、リスク管理を行っております。

また、当社では、資産運用部署から独立したリスク管理部署を設置し、リスクの統括管理及び資産運用リスクの管理を行うとともに、金融商品に係る取引実行部署と事務管理部署も分離独立することにより、相互牽制機能が発揮できる体制を整備しております。

なお、ALMについては、関係部署間の検討会議にて具体的対策の協議、遂行状況・遂行結果の確認を行い、その内容を経営会議、取締役会に定期的に報告しております。 金融商品に係るリスクである市場関連リスク及び信用リスクに関するリスク管理体制は次のとおりであります。

a. 市場関連リスクの管理

リスク管理に関する諸規程等に基づき、市場関連リスクを金利リスク、価格変動リスク及び為替リスクに分類して管理しており、また、それらのリスクに付随・内在するリスクとして、市場取引に係る信用リスク及び市場流動性リスク等の関連リスクについても合わせて管理しております。

その管理状況については、関係部署間の検討会議への報告及び協議のほか、リスク管理部署を通じて、経営会議及び取締役会に定期的に報告しております。

(a) 金利リスクの管理

金利リスクについては、現物資産及びデリバティブ取引について、リスクの計量化やリスクの変動要因等の測定・分析を行っております。 また、リスク限度の遵守状況の他、通貨別に対市場指標との感応度を管理しております。

(b) 価格変動リスクの管理

価格変動リスクについては、現物資産及びデリバティブ取引について、リスクの計量化やリスクの変動要因等の測定・分析を行っております。また、株式の集中投資などのリスク限度の遵守状況の他、対市場指標との感応度を管理しております。

(c) 為替リスクの管理

為替リスクについては、現物資産及びデリバティブ取引について、リスクの計量化やリスクの変動要因等の測定・分析を行っております。 また、リスク限度の遵守状況の他、外貨建資産の通貨別の為替エクスポージャーを管理しております。

(d) 市場取引に係る信用リスクの管理

債券、貸付有価証券、現先取引及びデリバティブ取引等について、発行体別与信枠管理、格付別与信枠管理及び非投資適格格付債券の個別フォローを実施しております。また、事業債及び金融債については、投資時における与信判断と投資後におけるフォローを実施しております。

(e) 市場流動性リスクの管理

市場の混乱等により、市場において取引が出来なかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクに備えて、流動化に必要な期日毎にその他有価証券の資産占率に対する限度を定めるとともに、市場流動性に関する逼迫度を判定する基準を設定し、管理しております。

なお、上記(a) \sim (c)の各デリバティブ取引については、リスク限度の遵守状況として投資限度額等を管理しております。

b. 信用リスクの管理

信用リスクは、リスク管理に関する諸規程等に基づき、貸付金等、信用リスクを有する資産を対象に以下のとおり管理しており、リスク量及び関連する情報は、関係部署間の検討会議への報告及び協議のほか、リスク管理部署を通じて、経営会議及び取締役会に定期的に報告しております。

個別与信先の与信リスク管理を目的に、貸付の実行等の審査を実施しております。これら与信管理は担当部署及び担当部署から独立した審査専管部署を中心として行われているほか、必要に応じてリスク管理部署を加えた関係部署間での検討会議及び経営会議での協議を行っております。

また、企業又は企業グループの中核企業の社内格付に応じて与信額(デリバティブ取引を含む。)の制限を設けることにより、企業別与信枠の管理を実施しております。さらに、当社からの投融資額を総合的に管理、定期的にモニタリングすることによって、特定の企業に対する集中状況を把握し、その軽減に努めております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当期末における主な金融資産及び金融負債の貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません。

| | 貸借対照表 計上額(百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|-------------------|-------------------|-------------|-------------|
| (1) 現金及び預貯金 | 392,021 | 392,021 | _ |
| うち、その他有価証券(譲渡性預金) | 56.000 | 56.000 | _ |
| (2) 買入金銭債権 | | | |
| 満期保有目的の債券 | 2,735 | 3,344 | 608 |
| その他有価証券 | 6.901 | 6.901 | _ |
| (3) 有価証券 | | | |
| 売買目的有価証券 | 185,464 | 185,464 | _ |
| 満期保有目的の債券 | 2.161 | 2.384 | 223 |
| 責任準備金対応債券 | 2,142,547 | 2,547,021 | 404.474 |
| その他有価証券 | 3,339,388 | 3,339,388 | _ |
| (4) 貸付金 | | | |
| 保険約款貸付 | 45.250 | | |
| 一般貸付 | 988,227 | | |
| 貸倒引当金(※1) | △341 | | |
| 未経過利息相当額(※2) | △3.061 | | |
| | 1,030,075 | 1,093,865 | 63.789 |
| 資産計 | 7,101,294 | 7,570,391 | 469.097 |
| (5) 社債 | 80.000 | 79.834 | △166 |
| (6) 売現先勘定 | 209.433 | 209,433 | _ |
| (7) 借入金 | 100,000 | 101,808 | 1,808 |
| 負債計 | 389.433 | 391.075 | 1.642 |
| (8) デリバティブ取引 (※3) | | | |
| ヘッジ会計が適用されていないもの | 10,468 | 10,468 | _ |
| ヘッジ会計が適用されているもの | 1 | 25 | 23 |
| デリバティブ取引計 | 10,469 | 10,493 | 23 |

- (※1) 貸付金に対応する個別貸倒引当金及び一般貸倒引当金を控除しております。
- (※2) 信販会社等との提携消費者ローンの一部については、貸付金の元本に未経過利息相当額を含めて計上しているため、当該未経過利息相当額を控除しております。
- (*3)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で債務となる項目については()で表示しております。
- (注1) 金融商品の時価の算定方法
 - (1) 現金及び預貯金

現金及び預貯金のうち、満期のない預貯金は、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預貯金(譲渡性預金を含む。)は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 買入金銭債権

買入金銭債権のうち、企業会計上有価証券として取り扱う信託受益権については、取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 有価証券

有価証券のうち、株式は、期末日の取引所の価格によっております。ただし、「その他有価証券」の国内株式については、期末前1カ月の取引所の価格の平均によっております。債券は、取引所の価格、業界団体の公表価格、取引金融機関から提示された価格又は合理的に算定された価額によっております。また、投資信託は、取引所の価格、公表されている基準価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 貸付金

保険約款貸付は、貸付金額を解約返戻金の範囲内に限る等の特性により返済期限を設けていない貸付金であり、返済見込期間及び調達コストに連動して設定した金利条件 等から、時価が帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額をもって時価としております。

一般貸付の時価は、主に将来キャッシュ・フローを、リスクフリーレートにリスクプレミアムを加味した利子率で割り引いて算定しております。なお、変動金利の住宅ローンについては、短期間で市場金利を反映しているため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていないものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額をもって時価としております。また、破綻先、実質破綻先又は破綻懸念先で直接減額又は個別貸倒引当金を計上している貸付金については、担保及び保証による回収可能見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は期末における貸借対照表計上額から貸倒見積高を控除した金額に近似していることから、原則として、当該価額をもって時価としております。

(5) 計債

社債は、合理的に算定された価額によっております。

(6) 売現先勘定

売現先勘定は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 借入金

借入金は、貸付金に準じた方法によっております。

(8) デリバティブ取引

「13. デリバティブ取引に関する事項」に記載のとおりであります。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分 | 貸借対照表計上額(百万円) | |
|-------------------------------|---------------|--|
| (1) 子会社株式及び関連会社株式(※1)(※2)(※3) | 1,805 | |
| (2) その他有価証券 | | |
| 非上場株式(店頭売買株式を除く)(※2) | 83.454 | |
| 合計 | 85.260 | |

- (※1) 子会社である組合出資金を含んでおります。
- (※2) 子会社株式及び関連会社株式、及び非上場株式(店頭売買株式を除く)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価 開示の対象としておりません。
- (※3) 組合出資金は、その主たる構成資産・負債が非上場株式(店頭売買株式を除く)等であり、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、時価開示の対象としておりません。
- (※4) 当期において、108百万円の減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

| | 1年以内 (百万円) | 1年超 5年以内 (百万円) | 5年超 10年以内 (百万円) | 10年超 (百万円) |
|--------------|---------------|----------------------|-----------------------|---------------|
| (1) 現金及び預貯金 | 392,021 | - | _ | - |
| うち、譲渡性預金 | 56.000 | - | - | - |
| (2) 買入金銭債権 | _ | - | _ | 8.764 |
| (3) 有価証券(※1) | 47,319 | 466,943 | 887.413 | 2,981,812 |
| (4) 貸付金(※2) | 80.196 | 366.136 | 290.367 | 250.861 |
| 合計 | 519.536 | 833.080 | 1.177.781 | 3.241.438 |

- (※1) 有価証券のうち、113,800百万円は償還期限が定められていないため、上表には含めておりません。
- (※2)貸付金のうち、保険約款貸付45,250百万円は償還期限を定めていないため、また、一般貸付のうち、破綻懸念先に対する債権611百万円は償還予定額が見込めないため、上表には含めておりません。

(注4) 社債及び借入金の決算日後の返済予定額

| | 1年以内 (百万円) | 1年超 2年以内 (百万円) | 2年超 3年以内 (百万円) | 3年超 4年以内 (百万円) | 4年超 5年以内 (百万円) | 5年超 (百万円) |
|---------|---------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|--------------|
| 社債 (※1) | - | - | - | _ | - | 50,000 |

- (※1) 社債のうち、30,000百万円は償還期限を定めていないため、上表には含めておりません。
- (※2) 借入金は全額返済期限を定めておりません。

有価証券に関する事項は、次のとおりであります。

- (1) 売買目的有価証券
 - 当期の損益に含まれた評価差額は△14,112百万円であります。
- (2) 満期保有目的の債券

| | 貸借対照表計上額 (百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|-----------|-------------------|-------------|-------------|
| 時価が貸借対照表 | | | |
| 計上額を超えるもの | | | |
| 公社債 | 2,161 | 2,384 | 223 |
| 地方債 | 405 | 537 | 132 |
| 社債 | 1.755 | 1.846 | 91 |
| 合計 | 2,161 | 2,384 | 223 |

- (注) 1. 上記満期保有目的の債券のほか、買入金銭債権(貸借対照表計上額2,735百万円、時価3,344百万円、差額608百万円)があります。 2. 当期において、時価が貸借対照表計上額を超えないものはありません。
- (3) 責任準備金対応債券

| | 貸借対照表計上額 (百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|------------|-------------------|-------------|-------------|
| 時価が貸借対照表 | | | |
| 計上額を超えるもの | | | |
| 公社債 | 2,045,119 | 2,442,571 | 397,451 |
| 国債 | 1,791,156 | 2,120,235 | 329,078 |
| 地方債 | 128.838 | 161.975 | 33.137 |
| 社債 | 125,124 | 160,360 | 35,235 |
| 外国証券 | 90,668 | 97.826 | 7,158 |
| 外国公社債 | 90.668 | 97.826 | 7.158 |
| 小計 | 2,135,787 | 2,540,397 | 404,610 |
| 時価が貸借対照表 | | | |
| 計上額を超えないもの | | | |
| 公社債 | 6.759 | 6.623 | △135 |
| 国債 | 6,759 | 6,623 | △135 |
| 小計 | 6.759 | 6.623 | △135 |
| 合計 | 2.142.547 | 2.547.021 | 404.474 |

(4) その他有価証券

| | 即但原任 | 貸借対照表計上額 | 差額 |
|--------------|------------|-----------|-------------|
| | 取得原価 (百万円) | (百万円) | 差額 (百万円) |
| 貸借対照表計上額 | (=>3.3) | (=:3:3) | (==:313) |
| が取得原価を超えるもの | | | |
| | 4 005 70 4 | | 70.400 |
| 公社債 | 1.005.794 | 1.085.234 | 79.439 |
| 国債 | 529,794 | 590,626 | 60,831 |
| 地方債 | 38.849 | 40.764 | 1,914 |
| 社債 | 437.150 | 453.843 | 16.693 |
| 株式 | 172,141 | 327.084 | 154,942 |
| 外国証券 | 1,141,275 | 1,200,055 | 58,779 |
| 外国公社債 | 1.040.228 | 1.092.832 | 52.603 |
| 外国その他証券 | 101,047 | 107.223 | 6.175 |
| その他の証券 | 85,381 | 91,082 | 5.700 |
| 小計 | 2.404.593 | 2.703.456 | 298.863 |
| 貸借対照表計上額 | | | |
| が取得原価を超えないもの | | | |
| 公社債 | 32.861 | 31.785 | △1.076 |
| 社債 | 32.861 | 31.785 | △1.076 |
| 株式 | 27,679 | 22,687 | △4,991 |
| 外国証券 | 594,329 | 572,900 | △21,428 |
| 外国公社債 | 568.223 | 547.938 | △20.285 |
| 外国その他証券 | 26,105 | 24,962 | △1,143 |
| その他の証券 | 9,366 | 8,558 | △807 |
| 小計 | 664.236 | 635.932 | △28.304 |
| 슴計 | 3,068,830 | 3,339,388 | 270,558 |

- (注) 1. 上記その他有価証券のほか、貸借対照表において現金及び預貯金として表示している譲渡性預金(取得原価56,000百万円、貸借対照表計上額56,000 百万円、差額なし)及び買入金銭債権(取得原価6,029百万円、貸借対照表計上額6,901百万円、差額871百万円)があります。
 - 2. 当期において、時価のあるものについて255百万円の減損処理を行っております。 なお、時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄については、原則として減損処理を行い、30%以上50%未満下落した銘柄のうち、一定程度の信 用状態に満たないと認められる銘柄については、時価が取得原価まで回復する可能性があると認められる場合を除き減損処理を行っております。

(5) 期中に売却した責任準備金対応債券

| | 売却額 (百万円) | 売却益の合計額 (百万円) | 売却損の合計額 (百万円) |
|-----|--------------|------------------|------------------|
| 公社債 | 5.982 | 52 | _ |
| 国債 | 4.026 | 15 | _ |
| 社債 | 1,956 | 36 | _ |
| 合計 | 5.982 | 52 | - |

(6) 期中に売却したその他有価証券

| | 売却額 (百万円) | 売却益の合計額 (百万円) | 売却損の合計額 (百万円) |
|---------|--------------|------------------|------------------|
| 公社債 | 38,408 | 2,120 | 60 |
| 国債 | 34,495 | 2,083 | 57 |
| 社債 | 3.913 | 36 | 3 |
| 株式 | 1.684 | 1,088 | 1 |
| 外国証券 | 141,990 | 2,349 | 2.186 |
| 外国公社債 | 138.149 | 913 | 2.186 |
| 外国その他証券 | 3.841 | 1,435 | _ |
| その他の証券 | 2,485 | 1,076 | _ |
| 合計 | 184.569 | 6.634 | 2.249 |

デリバティブ取引に関する事項は、次のとおりであります。

(1) ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

①通貨関連

| O | | | | | |
|-------|---------|---------------|----------------|-------------|---------------|
| 区分 | 取引の種類 | 契約額等 (百万円) | うち1年超 (百万円) | 時価 (百万円) | 評価損益 (百万円) |
| | 為替予約 | | | | |
| | 売建 | 1.123.145 | _ | 10.633 | 10.633 |
| 市場取引 | 米ドル | 331,536 | _ | △92 | △92 |
| 以外の取引 | ユーロ | 791,609 | _ | 10,725 | 10,725 |
| | 通貨スワップ | | | | |
| | 円払/豪ドル受 | 5.700 | 5.700 | △171 | △171 |
| | 合計 | - | - | - | 10,462 |

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 為替予約取引

期末の先物相場を使用しております。

(2) 通貨スワップ

取引金融機関から提示された価格を使用しております。

2. 評価損益欄には、時価を記載しております。

②株式関連

| 区分 | 取引の種類 | 契約額等 (百万円) | うち1年超 (百万円) | 時価 (百万円) | 評価損益 (百万円) |
|-------|--------|---------------|----------------|-------------|---------------|
| 市場取引 | 株価指数先渡 | | | | |
| 以外の取引 | 売建 | 1.992 | - | 5 | 5 |
| 合計 | | - | - | - | 5 |

(注) 1. 時価の算定方法

取引金融機関から提示された価格を使用しております。

2. 評価損益欄には、時価を記載しております。

(2) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

①通貨関連

| ヘッジ会計の方法 | 取引の種類 | ヘッジ対象 | 契約額等 (百万円) | うち1年超 (百万円) | 時価 (百万円) |
|---------------|-------|---------|---------------|----------------|-------------|
| 為替予約の 振当処理 | 為替予約 | 外貨建定期預金 | 42,870 | - | (注) |
| 合計 | | | - | - | _ |

(注) 為替予約の振当処理を行っている為替予約は、ヘッジ対象である外貨建定期預金と一体として処理しております。 当該外貨建定期預金の時価は、42.870百万円であります。

②金利関連

| | ヘッジ会計の方法 | 取引の種類 | ヘッジ対象 | 契約額等 (百万円) | うち1年超 (百万円) | 時価 (百万円) |
|---|-----------------|-----------------------------|-------|---------------|----------------|-------------|
| | 原則的処理方法 | 金利スワップ 固定金利受取/ 変動金利支払 | 貸付金 | 263 | 263 | 1 |
| | 金利スワップの 特例処理 | 金利スワップ 固定金利受取/ 変動金利支払 | 貸付金 | 1,860 | 1,860 | 23 |
| Ì | 合計 | | | - | - | 25 |

(注) 時価の算定方法

取引金融機関から提示された価格を使用しております。

注記事項(損益計算書関係)

2017年度

- 1. 関係会社との取引による収益の総額は、1,162百万円、費用の総額は、7,397百万円であります。
- 2. 有価証券売却益の内訳は、国債等債券80.584百万円、株式等4.808百万円、外国証券21,649百万円であります。
- 3. 有価証券売却損の内訳は、国債等債券4百万円、株式等7百万円、外国証券13.388 百万円であります。
- 4. 有価証券評価損の内訳は、株式等136百万円であります。
- 5. 支払備金戻入額の計算上、足し上げられた出再支払備金繰入額は、84百万円であります。また、責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額は、220百万円であります。
- 6. 金融派生商品費用には、評価益22,360百万円を含んでおります。
- 8. 1株当たり当期純利益は、2,320,491円70銭であります。 潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2018年度

- 1. 関係会社との取引による収益の総額は、1,196百万円、費用の総額は、13,277百万円であります。
- 2. 有価証券売却益の内訳は、国債等債券2.173百万円、株式等2.427百万円、外国証券2.349百万円であります。
- 3. 有価証券売却損の内訳は、国債等債券60百万円、株式等1百万円、外国証券2.186 百万円であります。
- 4. 有価証券評価損の内訳は、株式等364百万円であります。
- 5. 支払備金戻入額の計算上、差し引かれた出再支払備金戻入額は、47百万円であります。また、責任準備金繰入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金戻入額は、78百万円であります。
- 6. 金融派生商品収益には、評価損9,301百万円を含んでおります。
- 7. その他特別損失は、社名変更に伴う費用であります。
- 8. 1株当たり当期純利益は、516,189円31銭であります。 潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

注記事項(損益計算書関係)~続き~

2017年度

9. 関連当事者との取引に関する事項は次のとおりであります。

親会社及び法人主要株主等

| 1 | A LIXO IA C. T. S. | | | | | | | | |
|---|--|----------------|---------------------------|---------------|--|-----------------------|------------------|-----------------------|--|
| | 種類 | 会社等の名称 | 議決権等の所有・ 被所有割合(%) | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) (※1) | 科目 | 期末残高 (百万円) (※1) | |
| | 法人主要株主 | 株式会社 三井住友銀行 | (被所有) 直接 11.00 (所有) | 取引銀行 | 資金の貸付(※2) 貸付金利息の受取(※2) 為替予約 買建(※3) | 2,119 2,044,390 | 貸付金 未収収益 一 | 105,312 240 – | |
| | | | なし(※4) | | 為替予約 売建(※3) | 2.040.497 | _ | 584.857 | |

- (※1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- (※2) 資金の貸付については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。
- (※3) 為替予約の取引金額には、期中の契約額の累計を記載しております。また、期末残高には、期末に残存する契約額を記載しております。なお、取引条件は、契約時の 為替相場等に基づき合理的に決定しております。
- (※4)当社は当事業年度末現在、株式会社三井住友銀行の持株会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの議決権の0.01%を直接保有しております。

2018年度

9. 関連当事者との取引に関する事項は次のとおりであります。

親会社及び法人主要株主等

| 机 云 | 记去社及U法人主要怀主寺 | | | | | | | | |
|----------------|----------------|-------------------------------------|------------------|---|---------------------------------|-----------------------|--------------------------------|--|--|
| 種類 | 会社等の名称 | 議決権等の所有・ 被所有割合(%) | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) (※1) | 科目 | 期末残高 (百万円) (※1) | | |
| 親会社 | 日本生命保険相互会社 | (被所有) 直接 82.60 (所有) なし | 保険業務代理店 役員の兼任 | 代理店手数料(※2) | 11.461 | 未払費用 | 924 | | |
| 法人主要株主 | 株式会社 三井住友銀行 | (被所有) 直接 11.00 (所有) なし(※5) | 取引銀行 | 資金の貸付(※3) 貸付金利息の受取(※3) 為替予約 買建(※4) 為替予約 売建(※4) | 2,123 2,042,719 2,023,453 | 貸付金 未収収益 - - | 105.549 243 - 557.854 | | |

- (※1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- (※2) 代理店手数料は、他社との競合等を勘案して保険商品毎に合理的に設定した手数料率によっております。
- (※3) 資金の貸付については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。
- (※4) 為替予約の取引金額には、期中の契約額の累計を記載しております。また、期末残高には、期末に残存する契約額を記載しております。なお、取引条件は、契約時の 為替相場等に基づき合理的に決定しております。
- (※5)当社は当期末現在、株式会社三井住友銀行の持株会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの議決権の0.01%を直接保有しております。

注記事項(キャッシュ・フロー計算書関係)

| 2017年度 | 2018年度 |
|--------|--|
| | 1. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出 し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクし か負わない取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。 2. 現金及び現金同等物期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は 次のとおりであります。 現金及び預貯金 392.021 百万円 現金及び現金同等物 392.021 // |

注記事項(株主資本等変動計算書関係)

2017年度

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 当事業年度 | 当事業年度 | 当事業年度末 |
|-------|---------|----------|----------|--------|
| | 株式数(株) | 増加株式数(株) | 減少株式数(株) | 株式数(株) |
| 普通株式 | 10,000 | _ | _ | 10,000 |

- 2. 配当に関する事項
- (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの該当事項はありません。

2018年度

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当期首株式数(株) | 当期増加株式数(株) | 当期減少株式数(株) | 当期末株式数(株) |
|-------|-----------|------------|------------|-----------|
| 普通株式 | 10,000 | _ | _ | 10,000 |

- 2. 配当に関する事項
- (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

| 決議 | 配当金の総額 (百万円) | 配当の原資 | 1株当たり配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|-------------------|-----------------|-------|-----------------|------------|------------|
| 2019年6月21日 定時株主総会 | 1,500 | 利益剰余金 | 150.000 | 2019年3月31日 | 2019年6月24日 |

3.5 会社法に基づく会計監査人の監査を受けている旨

当社は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、計算書類及びその附属明細書について、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

※当誌では、監査対象となった計算書類等の内容をよりご理解いただけるよう、当社の判断に基づき、計算書類等の記載内容を一部追加・変更するとともに、様式を一部変更して記載しております。

3-6 財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性

当社代表取締役社長は、当社の財務諸表(計算書類及びその附属明細書並びにキャッシュ・フロー計算書)について、保険業法施行規則等の関係諸法令に準拠し適正に表示されていること及び内部監査が有効に機能していることを確認しております。

з - 7

事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容

該当事項はありません。

3-8 債務者区分による債権の状況

(単位:百万円、%)

| | 区 分 | 2017年度末 | 2018年度末 |
|----|-------------------|-----------|-----------|
| | 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 8 | - |
| | 危険債権 | 132 | 611 |
| | 要管理債権 | - | _ |
| 小言 | † | 141 | 611 |
| (文 | 讨合計比) | (0.01) | (0.05) |
| 正常 | 常債権 | 1,398,558 | 1,285,511 |
| 合計 | | 1,398,699 | 1,286,122 |

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに 準ずる債権です。
 - 2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
 - 3. 要管理債権とは、3カ月以上延滞貸付金及び条件緩和貸付金です。なお、3カ月以上延滞貸付金とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している 貸付金(注1及び2に掲げる債権を除く)、条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権 放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金(注1及び2に掲げる債権並びに3カ月以上延滞貸付金を除く)です。
 - 4. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

3.9 リスク管理債権の状況

(単位:百万円、%)

| 区 分 | 2017年度末 | 2018年度末 | |
|--------------|---------|---------|--|
| 破綻先債権額 | 8 | _ | |
| 延滞債権額 | 132 | 611 | |
| 3 力月以上延滞債権額 | _ | _ | |
| 貸付条件緩和債権額 | _ | _ | |
| 合計 | 141 | 611 | |
| (貸付残高に対する比率) | (0.01) | (0.06) | |

- (注) 1. 破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等について、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる金額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しています。なお、2018年度末、2017年度末ともに対象はありません。
 - 2. 破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(未収利息不計上貸付金)のうち、会社更生法、民事再生法、破産法、会社法等による手続き申立てにより法的倒産となった債務者、又は手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、あるいは、海外の法律により上記に準ずる法律上の手続き申立てがあった債務者に対する貸付金です。
 - 3. 延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、上記破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸付金です。
 - 4.3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延しているもので、破綻先債権、延滞債権に該当しない貸付金です。
 - 5. 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金です。
 - なお、要注意先に対する貸付金のうち、経営再建ないし支援目的をもって貸付条件を緩和した貸付金は、金利水準のいかんに関わらず、貸付条件緩和債権に区分しています。

3-10 有価証券等の時価情報(会社計)

■有価証券の時価情報(会社計)

1. 売買目的有価証券の評価損益

| | 2017: | 年度末 | 2018年度末 | | |
|----------|--------------|--------------------|--------------|--------------------|--|
| 区分 | 貸借対照表 計上額 | 当期の損益に含まれた 評価損益 | 貸借対照表 計上額 | 当期の損益に含まれた 評価損益 | |
| 売買目的有価証券 | 215,783 | △ 11,993 | 185,464 | △ 14,112 | |
| 公社債 | 73,758 | △ 182 | 86,484 | 420 | |
| 株式 | 52,826 | 665 | 46,013 | △ 6,684 | |
| 外国証券 | 53,135 | △ 1 | 45,046 | △ 566 | |
| 公社債 | 17,084 | 30 | 14,893 | 92 | |
| 株式等 | 36,050 | △ 31 | 30,153 | △ 658 | |
| その他の証券 | 36,063 | △ 12,475 | 7,919 | △ 7,281 | |

⁽注)「当期の損益に含まれた評価損益」には振戻損益を含んでいます。

2. 有価証券の時価情報 (売買目的有価証券以外)

(1)有価証券のうち時価のあるもの

| (1)有価証券のうち時価のあるもの (単位: 百万円) | | | | | | | | | |
|-------------------------------|--------------|-----------|---------|---------|----------|-----------|-------------------|----------|---------|
| | | | | 2 | 2017 年度末 | ₹ | | | |
| 区 分 | #E555/III 95 | 時 価 | 差損益 | (時価-帳 | 簿価額) | 損益計算書 | * +=++ | (時価-損益計算 | 書計上後価額) |
| | 帳簿価額 | 母 加 | 左損鈕 | 差益 | 差損 | 計上後価額 | 差損益 | 差益 | 差損 |
| 満期保有目的の債券 | 5,366 | 6,249 | 883 | 883 | _ | 5,366 | 883 | 883 | - |
| 公社債 | 2,394 | 2,640 | 245 | 245 | - | 2,394 | 245 | 245 | - |
| 買入金銭債権 | 2,971 | 3,609 | 637 | 637 | _ | 2,971 | 637 | 637 | - |
| 責任準備金対応債券 | 2,075,341 | 2,414,738 | 339,396 | 342,420 | 3,023 | 2,073,294 | 341,443 | 342,832 | 1,388 |
| 公社債 | 2,032,762 | 2,373,816 | 341,053 | 342,412 | 1,358 | 2,032,762 | 341,053 | 342,412 | 1,358 |
| 外国公社債 | 42,579 | 40,921 | △ 1,657 | 7 | 1,665 | 40,531 | 389 | 419 | 29 |
| 子会社·関連会社株式 | - | - | - | - | _ | - | - | | - |
| その他有価証券 | 2,831,303 | 3,112,314 | 281,010 | 326,916 | 45,906 | 2,832,137 | 280,176 | 302,996 | 22,819 |
| 公社債 | 1,011,934 | 1,077,510 | 65,576 | 69,191 | 3,614 | 1,011,288 | 66,221 | 68,224 | 2,002 |
| 株式 | 200,891 | 387,943 | 187,052 | 190,393 | 3,341 | 200,891 | 187,052 | 190,393 | 3,341 |
| 外国証券 | 1,480,135 | 1,501,261 | 21,126 | 58,832 | 37,706 | 1,481,615 | 19,646 | 35,878 | 16,232 |
| 公社債 | 1,365,576 | 1,386,771 | 21,195 | 54,137 | 32,942 | 1,367,056 | 19,715 | 31,183 | 11,468 |
| 株式等 | 114,558 | 114,490 | △ 68 | 4,694 | 4,763 | 114,558 | △ 68 | 4,694 | 4,763 |
| その他の証券 | 89,697 | 96,052 | 6,355 | 7,598 | 1,243 | 89,697 | 6,355 | 7,598 | 1,243 |
| 買入金銭債権 | 6,645 | 7,545 | 900 | 900 | _ | 6,645 | 900 | 900 | - |
| 譲渡性預金 | 42,000 | 42,000 | _ | _ | _ | 42,000 | _ | - | _ |
| 合計 | 4,912,011 | 5,533,301 | 621,290 | 670,220 | 48,930 | 4,910,798 | 622,503 | 646,711 | 24,208 |
| 公社債 | 3,047,091 | 3,453,967 | 406,875 | 411,849 | 4,973 | 3,046,446 | 407,521 | 410,882 | 3,361 |
| 株式 | 200,891 | 387,943 | 187,052 | 190,393 | 3,341 | 200,891 | 187,052 | 190,393 | 3,341 |
| 外国証券 | 1,522,714 | 1,542,183 | 19,468 | 58,840 | 39,371 | 1,522,146 | 20,036 | 36,298 | 16,262 |
| 公社債 | 1,408,155 | 1,427,693 | 19,537 | 54,145 | 34,608 | 1,407,588 | 20,105 | 31,603 | 11,498 |
| 株式等 | 114,558 | 114,490 | △ 68 | 4,694 | 4,763 | 114,558 | △ 68 | 4,694 | 4,763 |
| その他の証券 | 89,697 | 96,052 | 6,355 | 7,598 | 1,243 | 89,697 | 6,355 | 7,598 | 1,243 |
| 買入金銭債権 | 9,616 | 11,154 | 1,537 | 1,537 | _ | 9,616 | 1,537 | 1,537 | - |
| 譲渡性預金 | 42,000 | 42,000 | _ | _ | _ | 42,000 | _ | - | _ |

(注) 1. 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。 2. 外貨建責任準備金対応債券に係る換算差額△ 2.047 百万円、及び外貨建その他有価証券のうち債券に係る換算差額の一部 834 百万円については、為替差損益として損益計 算書に計上しています。

| | | | | 2 | 2018 年度末 | ₹ | | | |
|------------|-----------|-----------|---------|---------|----------|-----------|---------|----------|---------|
| 区 分 | 帳簿価額 | 時価 | 差損益 | (時価-帳 | | 損益計算書 | 差損益 | (時価-損益計算 | 書計上後価額) |
| | 収得Ш负 | h21 mil | | 差益 | 差損 | 計上後価額 | 左頂皿 | 差益 | 差損 |
| 満期保有目的の債券 | 4,896 | 5,729 | 832 | 832 | _ | 4,896 | 832 | 832 | - |
| 公社債 | 2,161 | 2,384 | 223 | 223 | _ | 2,161 | 223 | 223 | - |
| 買入金銭債権 | 2,735 | 3,344 | 608 | 608 | _ | 2,735 | 608 | 608 | - |
| 責任準備金対応債券 | 2,147,521 | 2,547,021 | 399,500 | 399,866 | 366 | 2,142,547 | 404,474 | 404,610 | 135 |
| 公社債 | 2,051,853 | 2,449,194 | 397,340 | 397,476 | 135 | 2,051,878 | 397,316 | 397,451 | 135 |
| 外国公社債 | 95,667 | 97,826 | 2,159 | 2,390 | 230 | 90,668 | 7,158 | 7,158 | - |
| 子会社・関連会社株式 | - | - | - | - | - | - | _ | - | - |
| その他有価証券 | 3,130,859 | 3,402,289 | 271,430 | 299,735 | 28,304 | 3,093,100 | 309,189 | 322,511 | 13,322 |
| 公社債 | 1,038,656 | 1,117,019 | 78,363 | 79,439 | 1,076 | 1,036,756 | 80,263 | 80,555 | 292 |
| 株式 | 199,820 | 349,771 | 149,951 | 154,942 | 4,991 | 199,820 | 149,951 | 154,942 | 4,991 |
| 外国証券 | 1,735,605 | 1,772,956 | 37,350 | 58,779 | 21,428 | 1,699,747 | 73,209 | 80,440 | 7,230 |
| 公社債 | 1,608,452 | 1,640,770 | 32,318 | 52,603 | 20,285 | 1,572,594 | 68,176 | 74,264 | 6,087 |
| 株式等 | 127,152 | 132,185 | 5,032 | 6,175 | 1,143 | 127,152 | 5,032 | 6,175 | 1,143 |
| その他の証券 | 94,747 | 99,640 | 4,893 | 5,700 | 807 | 94,747 | 4,893 | 5,700 | 807 |
| 買入金銭債権 | 6,029 | 6,901 | 871 | 871 | - | 6,029 | 871 | 871 | - |
| 譲渡性預金 | 56,000 | 56,000 | _ | _ | _ | 56,000 | _ | _ | _ |
| 合計 | 5,283,277 | 5,955,040 | 671,763 | 700,434 | 28,671 | 5,240,544 | 714,496 | 727,954 | 13,457 |
| 公社債 | 3,092,671 | 3,568,599 | 475,927 | 477,139 | 1,212 | 3,090,795 | 477,803 | 478,231 | 427 |
| 株式 | 199,820 | 349,771 | 149,951 | 154,942 | 4,991 | 199,820 | 149,951 | 154,942 | 4,991 |
| 外国証券 | 1,831,272 | 1,870,783 | 39,510 | 61,170 | 21,659 | 1,790,415 | 80,367 | 87,598 | 7,230 |
| 公社債 | 1,704,119 | 1,738,597 | 34,478 | 54,994 | 20,516 | 1,663,262 | 75,335 | 81,422 | 6,087 |
| 株式等 | 127,152 | 132,185 | 5,032 | 6,175 | 1,143 | 127,152 | 5,032 | 6,175 | 1,143 |
| その他の証券 | 94,747 | 99,640 | 4,893 | 5,700 | 807 | 94,747 | 4,893 | 5,700 | 807 |
| 買入金銭債権 | 8,764 | 10,245 | 1,480 | 1,480 | _ | 8,764 | 1,480 | 1,480 | - |
| 譲渡性預金 | 56,000 | 56,000 | _ | _ | _ | 56,000 | _ | - | _ |

⁽注) 1. 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。
2. 外貨建責任準備金対応債券に係る換算差額 4,974 百万円、及び外貨建その他有価証券のうち債券に係る換算差額の一部 37,758 百万円については、為替差損益として損益計算書に計上しています。

○満期保有目的の債券

| | | 2017 年度末 | | 2018 年度末 | | | | |
|--------------------|----------------|----------------|------------|----------------|----------------|------------|--|--|
| 区分 | 貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 | 貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 | | |
| 時価が貸借対照表計上額を超えるもの | 5,366 | 6,249 | 883 | 4,896 | 5,729 | 832 | | |
| 公社債 買入金銭債権 | 2,394 2,971 | 2,640 3,609 | 245 637 | 2,161 2,735 | 2,384 3,344 | 223 608 | | |
| 時価が貸借対照表計上額を超えないもの | _ | _ | _ | _ | _ | _ | | |

○責任準備金対応債券

(単位:百万円)

(単位:百万円)

| ^ | | 2017 年度末 | | 2018 年度末 | | | | |
|------------------------|---------------------|---------------------|----------------|---------------------|---------------------|------------------|--|--|
| 区分 | 貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 | 貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 | | |
| 時価が貸借対照表計上額を 超えるもの | 2,033,583 | 2,376,415 | 342,832 | 2,135,787 | 2,540,397 | 404,610 | | |
| 公社債 外国証券 | 1,995,587 37,995 | 2,338,000 38,415 | 342,412 419 | 2,045,119 90,668 | 2,442,571 97.826 | 397,451 7,158 | | |
| 時価が貸借対照表計上額を 超えないもの | 39,710 | 38,322 | △ 1,388 | 6.759 | 6,623 | △ 135 | | |
| 公社債 | 37,174 | 35,815 | △ 1,358 | 6,759 | 6,623 | △ 135 | | |
| 外国証券 | 2,536 | 2,506 | △ 29 | _ | _ | _ | | |

○その他有価証券

(単位:百万円)

| | | 2017 年度末 | | | 2018 年度末 | |
|--------------------------|-----------|--------------|----------|-----------|--------------|----------|
| 区分 | 帳簿価額 | 貸借対照表 計上額 | 差額 | 帳簿価額 | 貸借対照表 計上額 | 差額 |
| 貸借対照表計上額が帳簿価額を 超えるもの | 1,902,937 | 2,229,854 | 326,916 | 2,410,622 | 2,710,357 | 299,735 |
| 公社債 | 931,419 | 1,000,610 | 69,191 | 1,005,794 | 1,085,234 | 79,439 |
| 株式 | 180,434 | 370,828 | 190,393 | 172,141 | 327,084 | 154,942 |
| 外国証券 | 733,946 | 792,779 | 58,832 | 1,141,275 | 1,200,055 | 58,779 |
| その他の証券 | 50,491 | 58,090 | 7,598 | 85,381 | 91,082 | 5,700 |
| 買入金銭債権 | 6,645 | 7,545 | 900 | 6,029 | 6,901 | 871 |
| 貸借対照表計上額が帳簿価額を 超えないもの | 928,365 | 882,459 | △ 45,906 | 720,236 | 691,932 | △ 28,304 |
| 公社債 | 80,514 | 76,900 | △ 3,614 | 32,861 | 31,785 | △ 1,076 |
| 株式 | 20,456 | 17,115 | △ 3,341 | 27,679 | 22,687 | △ 4,991 |
| 外国証券 | 746,188 | 708,482 | △ 37,706 | 594,329 | 572,900 | △ 21,428 |
| その他の証券 | 39,205 | 37,961 | △ 1,243 | 9,366 | 8,558 | △ 807 |
| 譲渡性預金 | 42,000 | 42,000 | _ | 56,000 | 56,000 | _ |

(2)時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券(帳簿価額)

| 区 分 | 2017 年度末 | 2018 年度末 |
|--------------------|----------|----------|
| 満期保有目的の債券 | _ | _ |
| 責任準備金対応債券 | _ | _ |
| 子会社·関連会社株式 | 2,053 | 1,805 |
| その他有価証券 | 90,664 | 83,454 |
| 非上場国内株式 | 10,664 | 10,454 |
| 非上場外国株式(店頭売買株式を除く) | 80,000 | 73,000 |
| 合計 | 92,718 | 85,260 |

■金銭の信託の時価情報(会社計)

| | 2017 年度末 | | | | 2018 年度末 | | | | | |
|-------|--------------|-----|-----|----|----------|--------------|-----|-----|----|----|
| 区分 | 貸借対照表 計上額 | 時 価 | 差損益 | 差益 | 差 損 | 貸借対照表 計上額 | 時 価 | 差損益 | 差益 | 差損 |
| 金銭の信託 | 200 | 200 |) – | _ | _ | 200 | 200 | _ | - | _ |

⁽注) 本表記載の金銭の信託は全て「取得原価をもって貸借対照表に計上している預金と同様の性格の合同運用の指定金銭信託」です。 なお運用目的、満期保有目的、責任準備金対応の金銭の信託は保有していません。

■デリバティブ取引の時価情報 [ヘッジ会計適用分・非適用分の合算値] (会社計)

1. 差損益の内訳(ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳)

(単位:百万円)

(単位:百万円)

| | 区 分 | 金利関連 | 通貨関連 | 株式関連 | 債券関連 | その他 | 合 計 |
|-------|-----------|------|--------|----------------|------|-----|--------|
| 2 | ヘッジ会計適用分 | 31 | _ | | _ | _ | 31 |
| 1 7 | ヘッジ会計非適用分 | _ | 22,189 | △ 2,419 | _ | _ | 19,769 |
| 年度末 | 合計 | 31 | 22,189 | △ 2,419 | _ | _ | 19,801 |
| 2 0 | ヘッジ会計適用分 | 25 | _ | _ | _ | _ | 25 |
| 1 | ヘッジ会計非適用分 | _ | 10,462 | 5 | _ | _ | 10,468 |
| 8年度末 | 合計 | 25 | 10,462 | 5 | _ | _ | 10,493 |

⁽注) ヘッジ会計非適用分の差損益については、損益計算書に計上しています。

2. ヘッジ会計が適用されていないもの

(1)金利関連

2017年度末、2018年度末ともに該当する残高はありません。

(2)通貨関連 (単位:百万円)

| 区 | 7.5. WT | | 2017 | 年度末 | | 2018 年度末 | | | | |
|---|---------|-----------|---------|--------|--------|-----------|-------|--------|--------|--|
| 分 | 種類 | 契約額等 | うち 1 年超 | 時 価 | 差損益 | 契約額等 | うち1年超 | 時 価 | 差損益 | |
| | 為替予約 | | | | | | | | | |
| | 売建 | 1,114,370 | _ | 22,373 | 22,373 | 1,123,145 | _ | 10,633 | 10,633 | |
| 店 | 米ドル | 333,099 | _ | 6,962 | 6,962 | 331,536 | _ | △ 92 | △ 92 | |
| 頭 | ユーロ | 781,270 | _ | 15,411 | 15,411 | 791,609 | _ | 10,725 | 10,725 | |
| | 通貨スワップ | 5,700 | 5,700 | △ 184 | △ 184 | 5,700 | 5,700 | △ 171 | △ 171 | |
| | 円払/豪ドル受 | 5,700 | 5,700 | △ 184 | △ 184 | 5,700 | 5,700 | △ 171 | △ 171 | |
| | 合計 | | | | 22,189 | | | | 10,462 | |

⁽注) 1. 年度末の為替相場は先物相場を使用しています。

^{2.} 差損益欄には、時価を記載しています。

(3)株式関連 (単位:百万円)

| 区 | イエ ルエ | | 2017 | 年度末 | | 2018 年度末 | | | |
|----|---------------------------|--------------|---------|------|---------|----------|---------|-----|-----|
| 分 | 種類 | 契約額等 | うち 1 年超 | 時 価 | 差損益 | 契約額等 | うち 1 年超 | 時 価 | 差損益 |
| | 株価指数先渡 売建 株価指数オプション | 5,016 | _ | △ 39 | △ 39 | 1,992 | _ | 5 | 5 |
| 店頭 | 売建 コール | 3,831 (0) | _ | 166 | △ 166 | _ (-) | _ | _ | _ |
| | 買建 プット | 10,009 | _ | | | _ | _ | | |
| | | (2,267) | | 54 | △ 2,213 | (-) | | _ | _ |
| | 合計 | | | | △ 2,419 | | | | 5 |

(4)債券関連

2017年度末、2018年度末ともに該当する残高はありません。

(5)その他

2017年度末、2018年度末ともに該当する残高はありません。

3. ヘッジ会計が適用されているもの

(1)金利関連

| ヘッジ会計 | イエ ルエ | 主なヘッジ | 主なヘッジ 2017 年度末 | | | | 2018 年度末 | | |
|-------------|-----------------------------|-------|---------------------------|---------|-----|-------|----------|-----|--|
| の方法 | 種類 | 対象 | 契約額等 | うち 1 年超 | 時 価 | 契約額等 | うち1年超 | 時 価 | |
| 原則的処理方法 | 金利スワップ 固定金利受取/ 変動金利支払 | 貸付金 | 263 | 263 | 1 | 263 | 263 | 1 | |
| 金利スワップの特例処理 | 金利スワップ 固定金利受取/ 変動金利支払 | 貸付金 | 2,860 | 1,860 | 29 | 1,860 | 1,860 | 23 | |
| 合計 | | | | | 31 | | | 25 | |

⁽注) 1. 括弧内にはオプション料を記載しています。 2. 差損益欄には、先渡取引については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

(参考)金利スワップ残存期間別残高

(単位:百万円、%)

| | 区分 | 1年以下 | 1 年超 3 年以下 | 3 年超 5 年以下 | 5 年超 7 年以下 | 7年超 10年以下 | 10 年超 | 合 計 |
|------|-------------------|-------|---------------|---------------|---------------|--------------|-------|-------|
| | 受取側固定スワップ想定元本 | 1,000 | 1,063 | 860 | 200 | _ | _ | 3,123 |
| | 平均受取固定金利 | 0.62 | 0.96 | 0.80 | 1.43 | _ | _ | 0.84 |
| 2 | 平均支払変動金利 | 0.22 | 0.48 | 0.48 | 0.58 | _ | _ | 0.40 |
| 0 | 支払側固定スワップ想定元本 | _ | _ | _ | _ | _ | _ | - |
| 1 | 平均受取変動金利 | _ | _ | _ | _ | _ | _ | - |
| 7 | 平均支払固定金利 | _ | _ | _ | _ | _ | _ | - |
| 年度末 | 支払/受取共に変動スワップ想定元本 | _ | _ | _ | _ | _ | _ | - |
| ∦末 | 平均受取変動金利 | _ | _ | _ | _ | _ | _ | - |
| | 平均支払変動金利 | _ | _ | _ | _ | _ | _ | - |
| | 合計 | 1,000 | 1,063 | 860 | 200 | _ | _ | 3,123 |
| | 受取側固定スワップ想定元本 | _ | 1,923 | 200 | _ | _ | - | 2,123 |
| | 平均受取固定金利 | - | 0.89 | 1.43 | _ | - | - | 0.94 |
| 2 | 平均支払変動金利 | _ | 0.48 | 0.58 | _ | - | - | 0.49 |
| 0 | 支払側固定スワップ想定元本 | _ | - | - | _ | - | - | - |
| 1 | 平均受取変動金利 | _ | - | - | _ | - | - | - |
| 年 | 平均支払固定金利 | _ | - | - | _ | _ | - | _ |
| 8年度末 | 支払/受取共に変動スワップ想定元本 | _ | - | - | _ | - | _ | - |
| 禾 | 平均受取変動金利 | - | - | - | _ | - | - | _ |
| | 平均支払変動金利 | _ | _ | _ | _ | _ | _ | _ |
| | 合計 | _ | 1,923 | 200 | _ | _ | _ | 2,123 |

(2)通貨関連 (単位:百万円)

| | ヘッジ会計 の方法 | 種類 | 主なヘッジ対象 | 2017 年度末 | | | 2018 年度末 | | |
|--|---------------|------|-------------|------------|-------|---------|------------|-------|---------|
| | | | | 契約額等((注)1) | | 時 価 | 契約額等((注)1) | | 時 価 |
| | | | | | うち1年超 | 时 1川 | | うち1年超 | 四 加 |
| | 為替予約の 振当処理 | 為替予約 | 外貨建 定期預金 | 59,845 | | ((注) 2) | 42,870 | 1 | ((注) 2) |

⁽注) 1. 為替予約の振当処理の契約額等は、ヘッジ対象としている外貨建定期預金と一体で処理しているため、当該外貨建定期預金の貸借対照表計上額(時価)と同額となります。 当該外貨建定期預金は短期間で決済されるため、金利変動を考慮する重要性が乏しいことから時価は帳簿価額と同額としています。 2. 為替予約の振当処理の時価は上記の契約額等に含めています。

(3)株式関連

2017年度末、2018年度末ともに該当する残高はありません。

(4)債券関連

2017年度末、2018年度末ともに該当する残高はありません。

(5)その他

2017年度末、2018年度末ともに該当する残高はありません。



業務の状況を示す指標等

主要な業務の状況を示す指標等

■保有契約高及び新契約高

1. 保有契約高

(単位:件、百万円、%)

| | 豆 八 | / /- *h | | ☆ 宛 | |
|-----|-------------|--------------------|-------|------------|-------|
| | 区 分 | 件数 | 前年度末比 | 金額 | 前年度末比 |
| 2 | 個人保険 | 2,119,281 | 100.6 | 17,947,067 | 95.8 |
| 0 | 個人年金保険 | 446,743 | 100.0 | 2,199,903 | 99.9 |
| 7 | 個人保険+個人年金保険 | 2,566,024 | 100.5 | 20,146,971 | 96.2 |
| 年度末 | 団体保険 | _ | _ | 13,257,632 | 95.3 |
| 욽 | 団体年金保険 | _ | _ | 827,635 | 100.6 |
| 2 | 個人保険 | 2,153,451 | 101.6 | 17,396,868 | 96.9 |
| 0 | 個人年金保険 | 448,064 | 100.3 | 2,195,859 | 99.8 |
| 8 | 個人保険+個人年金保険 | 2,601,515 | 101.4 | 19,592,727 | 97.2 |
| 年度末 | 団体保険 | _ | _ | 12,593,044 | 95.0 |
| 茉 | 団体年金保険 | _ | _ | 809,664 | 97.8 |

⁽注) 1. 個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。 2. 団体年金保険については、責任準備金の金額です。

2. 新契約高

(単位:件、百万円、%)

| | 区 分 | 件数 | 前年度比 | 金額 | 前年度比 | 新契約 | 転換による純増加 |
|-----|-------------|---------|-------|-----------|-------|-----------|-----------|
| 2 | 個人保険 | 232,849 | 105.1 | 851,698 | 109.2 | 977,429 | △ 125,731 |
| 0 | 個人年金保険 | 25,816 | 216.6 | 171,431 | 239.2 | 174,042 | △ 2,610 |
| 1 7 | 個人保険+個人年金保険 | 258,665 | 110.8 | 1,023,129 | 120.2 | 1,151,472 | △ 128,342 |
| 年度 | 団体保険 | | - | 243,183 | 87.6 | 243,183 | _ |
| 度 | 団体年金保険 | _ | _ | 0 | 16.2 | 0 | _ |
| 2 | 個人保険 | 225,637 | 96.9 | 984,967 | 115.6 | 1,060,597 | △ 75,629 |
| 0 | 個人年金保険 | 26,238 | 101.6 | 148,386 | 86.6 | 149,899 | △ 1,512 |
| 8 | 個人保険+個人年金保険 | 251,875 | 97.4 | 1,133,354 | 110.8 | 1,210,497 | △ 77,142 |
| 年 | 団体保険 | _ | _ | 142,931 | 58.8 | 142,931 | _ |
| 年度 | 団体年金保険 | _ | _ | _ | _ | _ | _ |

⁽注) 1. 件数は、新契約に転換後契約を加えた数値です。 2. 新契約・転換による純増加の個人年金保険の金額は、年金支払開始時における年金原資です。 3. 新契約の団体年金保険の金額は、第 1 回収入保険料です。

(単位:百万円)

3. 年換算保険料

(1)保有契約 (単位:百万円、%)

| 区分 | 2017 年度 5 | | 2018年 | 度末 |
|----------------|-----------|-------|---------|-------|
| | | 前年度末比 | | 前年度末比 |
| 個人保険 | 383,943 | 102.7 | 401,311 | 104.5 |
| 個人年金保険 | 122,637 | 99.4 | 121,077 | 98.7 |
| 合計 | 506,581 | 101.9 | 522,389 | 103.1 |
| うち医療保障・生前給付保障等 | 135,299 | 103.6 | 137,909 | 101.9 |

(2)新契約 (単位:百万円、%)

| 区分 | 2017 [£] | F度 | 2018 年度 | | |
|----------------|-------------------|-------|---------|-------|--|
| | | 前年度比 | | 前年度比 | |
| 個人保険 | 41,489 | 142.0 | 46,897 | 113.0 | |
| 個人年金保険 | 7,208 | 248.4 | 6,343 | 88.0 | |
| 合計 | 48,698 | 151.6 | 53,240 | 109.3 | |
| うち医療保障・生前給付保障等 | 12,578 | 103.9 | 10,592 | 84.2 | |

- (注) 1. 年換算保険料とは、1 回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1 年あたりの保険料に換算した金額です(一時払契約等は、保険料を保険期間で除し た金額)。
 - 2. 医療保障・生前給付保障等については、医療保障給付(入院給付、手術給付等)、生前給付保障給付(特定疾病給付、介護給付等)、保険料払込免除給付(障害を事由とするものは除く。特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含む)等に該当する部分の年換算保険料を計上しています。 3. 新契約には、転換による純増加を含んでいます。

■個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高

| □ 4 | 保有金額 | | | | |
|------|-----------|-----------|--|--|--|
| | 2017 年度末 | 2018 年度末 | | | |
| 終身保険 | 2,901,353 | 2,813,568 | | | |
| | 0.070.500 | 0.770.000 | | | |

| | | 2017 年度末 | 2018 年度末 |
|------------|------------|------------|------------|
| | 終身保険 | 2,901,353 | 2,813,568 |
| 死亡保険 | 定期付終身保険 | 8,272,523 | 6,778,992 |
| 76日本際 | 定期保険 | 2,616,463 | 2,529,837 |
| | その他共計 | 16,735,310 | 15,934,085 |
| | 養老保険 | 322,543 | 272.073 |
| 生死混合保険 | 定期付養老保険 | 97,385 | 73,760 |
| 土光水口体网 | 生存給付金付定期保険 | 96,182 | 84,477 |
| | その他共計 | 644,902 | 561,351 |
| 生存保険 | | 566,854 | 901.431 |
| 年金保険 | 個人年金保険 | 2,199,903 | 2.195.859 |
| | 災害割増特約 | 545,235 | 455,645 |
| | 傷害特約 | 2,298,179 | 2,103,278 |
| | 災害入院特約 | 2,382 | 1,991 |
| 災害·疾病関係特約 | 疾病入院特約 | 2,360 | 1.970 |
| | 成人病入院特約 | 2,848 | 2,674 |
| | 総合入院特約 | 4,413 | 4,670 |
| | その他条件付入院特約 | 51,335 | 58,685 |

- (注) 1. 個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。
 - 2. 傷害特約の金額は、特定損傷特約の給付金額を含みます。
 - 3. 成人病入院特約の金額は、生活習慣病入院特約の入院給付日額を含みます。
 - 4. 入院特約の金額は、入院給付金日額等を表します。

■商品別保有契約高・新契約高

1. 商品別年度末保有契約高

2017年度末 2018年度末 区分 占率 占率 件 数 金額 占率 件 数 金 額 占率 無配当保障セレクト保険 321,725 15.2 2,499,372 13.9 428,796 19.9 3,406,126 19.6 終身保険 343.363 16.2 2,230,248 319,607 14.8 2,117,080 12.2 12.4 定期付終身保険 380.706 18.0 2,476,968 13.8 361,530 16.8 2,179,327 12.5 外貨建終身保険 82,995 3.9 481,711 2.7 91,092 4.2 466,949 2.7 3,061 0.1 15,892 外貨建終身保険(予定利率毎月更改型) 0.1 4.5 79,040 1,042,454 6.0 利率変動型積立保険 96,379 1,327,788 7.4 3.7 利率変動型新積立保険 359.345 16.9 4,467,766 24.9 302.894 14.1 3,557,209 20.5 定期保険 52,876 2.5 808,707 4.5 51,560 2.4 759,805 4.4 0.0 収入保障保険 0.0 0.0 300 0.0 373 9,421 6,921 35,093 1.5 変額保険 (終身型) 35,981 1.7 268,809 1.5 1.6 261,001 医療保険 1,227 0.1 614 0.0 1,093 0.1 547 0.0 死亡保険 新医療保険 118,255 5.6 37,683 0.2 104,143 4.8 33,286 0.2 引受基準緩和型終身医療保険 27,284 25,326 1.2 1.3 特定疾病保障保険 9,112 0.4 35,971 0.2 8,373 0.4 33,125 0.2 介護保障定期保険 338 0.0 24.115 0.1 234 0.0 17,067 0.1 特定疾病保障保険特約 122,831 269,305 1.5 111,189 243,874 1.4 73,369 286,693 62,779 234,337 1.3 介護保障保険特約 1.6 0.2 倜 疾病障害保障保険特約 32,270 48,536 0.3 25,391 37,941 人保険 8.0 総合障害保障保険特約 389.877 1,301,875 7.3 413.000 1.392.788 災害疾病障害保障保険特約 18,758 30,650 0.2 15,045 24,542 0.1 家族入院特約 27,824 121,443 0.7 22,593 98,088 0.6 2,545 7,624 0.0 0.0 養育一時金特約 1,968 5,716 定期保険特約中途付加 0.0 1 死亡保険計 1,829,959 86.3 16,735,310 93.2 1,812,142 84.1 15,934,085 91.6 養老保険 68,851 3.2 322,543 1.8 59,119 2.8 272,073 1.6 0.4 97,385 0.6 6.026 0.3 0.4 定期付養老保険 8,164 73,760 0.0 生存給付金付定期保険 757 3.127 0.0 705 0.0 2.911 0.0 生死混合保険 変額保険(有期型) 125 0.0 1,182 0.0 91 0.0 835 0.0 生存給付金付終身保険(引受基準緩和型) 8.0 0.3 14,042 0.7 49,303 0.3 16,101 57,372 0.9 57,103 0.3 0.8 0.3 外貨建終身保険(生存給付金付) 18,151 18,196 55,706 外貨建定期祝金付終身保険 1.678 0.1 13.132 0.1 2.861 0.1 25.193 0.1 生存給付金付定期保険特約 24,192 93,055 0.5 22,166 81,566 0.5 3.2 生死混合保険計 644,902 101,040 4.7 113,827 5.4 3.6 561,351 生存保険 愛児進学保険 88,479 4.2 160,602 0.9 79,199 3.7 145,763 0.8 外貨建生存給付金付特殊養老保険 406,252 2.3 4.4 87,016 4.1 161,070 7.5 755,667 175,495 566,854 240,269 11.2 5.2 生存保険計 8.3 3.2 901,431 100.0 17,947,067 100.0 17,396,868 100.0 個人保険計 2,119,281 100.0 2,153,451 53.0 48.8 47.0 1,113,597 50.7 個人年金保険 217,802 1,165,639 210,834 18.0 407,045 新·個人年金保険 80,384 18.5 78,605 17.5 395,817 18.0 変額個人年金保険 59.156 13.2 181,687 8.2 48,324 10.8 130,600 6.0 年金保険 390 0.1 1,334 0.1 297 0.1 1,042 0.0 外貨建個人年金保険 60,950 13.6 424,827 19.3 84.073 18.8 536,599 24.4 個 人年金保険 15,752 3.5 2,836 14,407 3.2 2,508 利源別配当付家族保障終身年金保険 0.1 0.1 終身年金付夫婦保険 9,432 2.1 1,963 0.1 8,760 2.0 1,738 0.1 家族保障保険 0.0 2 0.0 1 42 0.0 923 0.1 69 0.0 1.247 0.1 収入保障保険 年金払移行特約 1,714 0.4 4,965 0.2 1.556 0.3 4.425 0.2 年金支払特約 328 0.1 2,024 0.1 354 0.1 2,019 0.1 792 0.2 785 0.2 6,262 0.3 生活保障保険特約 6,652 0.3 個人年金保険計 446.743 100.0 2,199,903 100.0 448,064 100.0 2,195,859 100.0

(単位:件、百万円、%)

| 区分 | | | 2017 | 年度末 | | | 2018 | 年度末 | |
|-------|------------------------------|------------|-------|------------|-------|------------|-------|------------|-------|
| | | 件数 | 占率 | 金 額 | 占率 | 件数 | 占率 | 金 額 | 占率 |
| | 団体定期保険 | 4,583,016 | 31.2 | 4,073,925 | 30.7 | 4,408,101 | 30.5 | 3,814,410 | 30.3 |
| 団体保険 | 総合福祉団体定期保険 | 1,963,721 | 13.3 | 3,636,992 | 27.5 | 2,008,234 | 13.9 | 3,694,188 | 29.4 |
| | 団体信用生命保険 | 8,170,621 | 55.5 | 5,515,219 | 41.6 | 8,033,796 | 55.6 | 5,053,609 | 40.1 |
| | 団体終身保険 | 554 | 0.0 | 1,224 | 0.0 | 500 | 0.0 | 1,114 | 0.0 |
| | 心身障害者扶養者生命保険 | 43,641 | _ | 26,467 | 0.2 | 42,316 | _ | 26,050 | 0.2 |
| | 年金払特約 | 2,992 | 0.0 | 3,802 | 0.0 | 2,846 | 0.0 | 3,671 | 0.0 |
| | 団体保険計 | 14,720,904 | 100.0 | 13,257,632 | 100.0 | 14,453,477 | 100.0 | 12,593,044 | 100.0 |
| | 企業年金保険 | _ | _ | _ | _ | _ | _ | _ | _ |
| 団 | 新企業年金保険 | 239,781 | 31.6 | 121,278 | 14.7 | 238,317 | 31.7 | 119,797 | 14.8 |
| 体 | 拠出型企業年金保険 | 512,250 | 67.6 | 527,462 | 63.7 | 513,829 | 68.2 | 511,172 | 63.1 |
| 年 | 厚生年金基金保険 | 5,710 | 0.8 | 2,582 | 0.3 | 832 | 0.1 | 593 | 0.1 |
| 体年金保険 | 国民年金基金保険 | _ | _ | 250 | 0.0 | _ | _ | 6 | 0.0 |
| 険 | 確定給付企業年金保険 | 222,697 | - | 176,061 | 21.3 | 220,305 | _ | 178,095 | 22.0 |
| | 団体年金保険計 | 757,741 | 100.0 | 827,635 | 100.0 | 752,978 | 100.0 | 809,664 | 100.0 |
| R→ | 財形貯蓄保険 | 11,539 | 89.5 | 34,366 | 90.3 | 11,002 | 89.9 | 34,196 | 90.9 |
| 影 | 財形住宅貯蓄積立保険 | 1,111 | 8.6 | 3,688 | 9.7 | 1,006 | 8.2 | 3,402 | 9.0 |
| 財形保険 | 財形給付金保険 | 244 | 1.9 | 17 | 0.0 | 238 | 1.9 | 21 | 0.1 |
| | 財形保険計 | 12,894 | 100.0 | 38,072 | 100.0 | 12,246 | 100.0 | 37,620 | 100.0 |
| 年 | 財形年金保険 | 329 | 5.1 | 606 | 4.5 | 315 | 5.2 | 556 | 4.4 |
| 財金形保 | 財形年金積立保険 | 6,077 | 94.9 | 12,937 | 95.5 | 5,762 | 94.8 | 12,201 | 95.6 |
| 財金保険 | 財形年金保険計 | 6,406 | 100.0 | 13,544 | 100.0 | 6,077 | 100.0 | 12,757 | 100.0 |
| /= | 医療保障保険(個人型) | 69 | 0.0 | 0 | 0.1 | 36 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| 医障 | 医療保障保険(団体型) | 119,258 | 63.7 | 58 | 16.4 | 118,167 | 61.9 | 42 | 11.9 |
| 医障保 | 医療保障保険(無配当型) | 67,919 | 36.3 | 298 | 83.5 | 72,751 | 38.1 | 319 | 88.1 |
| PX | 医療保障保険計 | 187,246 | 100.0 | 357 | 100.0 | 190,954 | 100.0 | 362 | 100.0 |
| 団 | 本就業不能保障保険 | 15,464 | 100.0 | 669 | 100.0 | 14,005 | 100.0 | 615 | 100.0 |
| 受 | 再保険 | 286,950 | 100.0 | 950,124 | 100.0 | 319,734 | 100.0 | 986,735 | 100.0 |
| | 8身保険には、疾病障害保障終身保険、利源別 8分の | | | | | | | | |

- (注) 1. 終身保険には、疾病障害保障終身保険、利源別配当付倍額保障終身年金保険、連生終身保険及び一時払退職後終身保険を含みます。ただし、終身保険特約の件数は含みません。
 - 2. 定期付終身保険には、連生定期保険特約付連生終身保険を含みます。
 - 3. 特定疾病保障保険、特定疾病保障保険特約及び疾病障害保障保険特約には、終身タイプと定期タイプを含みます。
 - 4. 介護保障保険特約には、介護保障終身保険特約、介護保障定期保険特約及び介護生活保障特約を含みます。
 - 5. 総合障害保障保険特約には、総合障害定期保険特約、総合障害終身保険特約及び総合障害生活保障特約を含みます。
 - 6. 特定疾病保障保険特約、介護保障保険特約、疾病障害保障保険特約、総合障害保障保険特約、災害疾病障害保障保険特約、家族入院特約、養育一時金特約、定期保険特約中途付加、生存給付金付定期保険特約、心身障害者扶養者生命保険及び確定給付企業年金保険の件数は、計には含みません。
 - 7. 団体保険、団体年金保険、財形保険、財形年金保険、医療保障保険、団体就業不能保障保険及び受再保険の件数は、被保険者です。
 - 8. 個人年金保険、財形年金保険(財形年金積立保険を除く)及び団体保険(年金払特約)の金額は、年金支払開始前契約の年金開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金の合計です。
 - 9. 団体年金保険、財形保険及び財形年金積立保険の金額は、責任準備金を表します。
 - 10. 医療保障保険の金額は、入院給付日額です。
 - 11. 団体就業不能保障保険の金額は就業不能保険金月額です。

2. 商品別新契約高

(単位:件、百万円、%)

| | 区分 | | 2017 年度 | | | | 2018 年度 | | | |
|-----|------|--------------------|---------|------|-----------|------|---------|------|-----------|------|
| | | | 件 数 | 占率 | 金 額 | 占率 | 件数 | 占率 | 金額 | 占率 |
| | | 無配当保障セレクト保険 | 150,043 | 64.4 | 1,217,308 | 60.7 | 126,497 | 56.1 | 1,196,040 | 58.4 |
| | | 終身保険 | 145 | 0.1 | 47,456 | 2.4 | 103 | 0.0 | 35,465 | 1.7 |
| | | 定期付終身保険 | _ | _ | 4 | 0.0 | _ | _ | _ | _ |
| | | 外貨建終身保険 | 14,204 | 6.1 | 58,921 | 2.9 | 13,415 | 5.9 | 51,911 | 2.5 |
| 個 | 死 | 外貨建終身保険(予定利率毎月更改型) | _ | _ | _ | _ | 3,071 | 1.4 | 16,200 | 0.8 |
| 人保険 | 死亡保険 | 利率変動型積立保険 | _ | _ | 278 | 0.0 | _ | _ | 137 | 0.0 |
| 険 | 険 | 利率変動型新積立保険 | _ | _ | 2,976 | 0.2 | _ | _ | 1,271 | 0.1 |
| | | 定期保険 | 2,532 | 1.1 | 30,704 | 1.5 | 2,478 | 1.1 | 19,404 | 0.9 |
| | | 収入保障保険 | _ | _ | _ | _ | _ | _ | _ | _ |
| | | 新医療保険 | _ | _ | _ | _ | _ | _ | _ | _ |
| | | 引受基準緩和型終身医療保険 | _ | _ | _ | _ | _ | _ | _ | _ |

| | 区分 | | | 2017 | '年度 | | | 2018 | 3年度 | |
|-----|--------------------|-------------------------|---------|-------|-----------|-------|---------------|-------|-----------|-------|
| | | | 件数 | 占率 | 金 額 | 占率 | 件数 | 占率 | 金額 | 占率 |
| | | 特定疾病保障保険特約 | 11,159 | _ | 25,333 | 1.3 | 9,812 | _ | 22,363 | 1.1 |
| | | 介護保障保険特約 | 2,861 | _ | 8,360 | 0.4 | 2,761 | _ | 7,483 | 0.4 |
| | 死 | 疾病障害保障保険特約 | 3 | _ | 8 | 0.0 | _ | _ | _ | - |
| | 死亡保険 | 総合障害保障保険特約 | 80,255 | _ | 287,355 | 14.3 | 77,375 | _ | 285,081 | 13.9 |
| | 険 | 災害疾病障害保障保険特約 | 11 | _ | 21 | 0.0 | 8 | _ | 10 | 0.0 |
| | | 家族入院特約 | 1,236 | _ | 55 | 0.0 | 762 | _ | 24 | 0.0 |
| | | 死亡保険計 | 166,924 | 71.7 | 1,678,783 | 83.7 | 145,564 | 64.5 | 1,635,392 | 79.8 |
| 倜 | | 養老保険 | 2,556 | 1.1 | 11,331 | 0.5 | 2,516 | 1.1 | 11,134 | 0.5 |
| 人保険 | 生死混合保険 | 生存給付金付終身保険(引受基準緩和型) | 21 | 0.0 | 67 | 0.0 | _ | _ | _ | _ |
| 険 | 湿 | 外貨建終身保険(生存給付金付) | 1,772 | 0.8 | 7,611 | 0.4 | 1,256 | 0.6 | 5,089 | 0.3 |
| | 倉 | 外貨建定期祝金付終身保険 | 1,679 | 0.7 | 13,902 | 0.7 | 1,229 | 0.5 | 12,662 | 0.6 |
| | 険 | 生存給付金付定期保険特約 | 1,222 | _ | 1,880 | 0.1 | 757 | _ | 1,181 | 0.1 |
| | | 生死混合保険計 | 6,028 | 2.6 | 34,792 | 1.7 | 5,001 | 2.2 | 30,067 | 1.5 |
| | 生存保険 | 外貨建生存給付金付特殊養老保険 | 59,897 | 25.7 | 293,730 | 14.6 | 75,072 | 33.3 | 382,163 | 18.7 |
| | 険 | 生存保険計 | 59,897 | 25.7 | 293,730 | 14.6 | 75,072 | 33.3 | 382,163 | 18.7 |
| | | 個人保険計 | 232,849 | 100.0 | 2,007,305 | 100.0 | 225,637 | 100.0 | 2,047,623 | 100.0 |
| | | 四八八八八日 | | | (851,698) | _ | | | (984,967) | _ |
| | 固 | 年金保険 | 3 | 0.0 | 34 | 0.0 | _ | _ | _ | _ |
| 1 | į | 外貨建個人年金保険 | 25,813 | 100.0 | 174,007 | 100.0 | 26,238 | 100.0 | 149,899 | 100.0 |
| 1 | 人手金呆寅 | 個人年金保険計 | 25,816 | 100.0 | 174,042 | 100.0 | 26,238 | 100.0 | 149,899 | 100.0 |
| ß | 奂 | | | | (171,431) | _ | | | (148,386) | _ |
| F | . | 団体定期保険 | 5,488 | 14.7 | 3,529 | 1.5 | 20,632 | 42.2 | 17,667 | 12.4 |
| } | À | 総合福祉団体定期保険 | 31,759 | 85.3 | 239,654 | 98.5 | 26,013 | 53.3 | 125,025 | 87.4 |
| 1: | 団 本 呆 矣 | 団体信用生命保険 | _ | _ | _ | _ | 2,212 | 4.5 | 239 | 0.2 |
| | | 団体保険計 | 37,247 | 100.0 | 243,183 | 100.0 | 48,857 | 100.0 | 142,931 | 100.0 |
| L | 山木 | 新企業年金保険 | _ | _ | _ | _ | _ | _ | _ | _ |
| 3 | Ė | 厚生年金基金保険 | _ | _ | _ | _ | _ | _ | _ | _ |
| 3 | 団本手金呆倹 | 確定給付企業年金保険 | 42,819 | _ | 0 | 100.0 | _ | _ | _ | _ |
| _ | - | 団体年金保険計 | _ | _ | 0 | 100.0 | _ | _ | _ | _ |
| | オードス会 | 財形貯蓄保険 | 232 | 87.2 | 35 | 91.8 | 225 | 91.8 | 30 | 84.2 |
| 1 | ¥ | 財形住宅貯蓄積立保険 | 34 | 12.8 | 3 | 8.2 | 20 | 8.2 | 5 | 15.8 |
| | | 財形保険計 | 266 | 100.0 | 38 | 100.0 | 245 | 100.0 | 36 | 100.0 |
| 形形 | 金保険 | 財形年金積立保険 | 114 | 100.0 | 1 | 100.0 | 98 | 100.0 | 4 | 100.0 |
| | | 財形年金保険計 | 114 | 100.0 | 1 | 100.0 | 98 | 100.0 | 4 | 100.0 |
| [| 医療呆章呆兔 | 医療保障保険(個人型) | _ | - | _ | _ | _ | _ | _ | _ |
| 1 | 皇 | 医療保障保険(団体型) | 21 | 4.4 | 0 | 7.5 | 60,463 | 95.9 | 27 | 67.5 |
| | 累 | 医療保障保険(無配当型) | 458 | 95.6 | 1 | 92.5 | 2,610 | 4.1 | 13 | 32.5 |
| ß | | 医療保障保険計 | 479 | 100.0 | 1 | 100.0 | 63,073 | 100.0 | 41 | 100.0 |
| | 受再 | 保険 物 全額は新却約と転換却約の会計です。た | 38,765 | 100.0 | 36,297 | 100.0 | 15,539 | 100.0 | 35,217 | 100.0 |

- (注) 1. 件数、金額は新契約と転換契約の合計です。ただし、個人保険計、個人年金計の下段の() 内には転換による減少を含みます。
 - 2. 終身保険には、疾病障害保障終身保険、利源別配当付倍額保障終身年金保険、連生終身保険及び一時払退職後終身保険を含みます。ただし、終身保険特約の件数は含みません。
 - 3. 定期付終身保険には、連生定期保険特約付連生終身保険を含みます。
 - 4. 特定疾病保障保険、特定疾病保障保険特約及び疾病障害保障保険特約には、終身タイプと定期タイプを含みます。
 - 5. 介護保障保険特約には、介護保障終身保険特約、介護保障定期保険特約及び介護生活保障特約を含みます。
 - 6. 総合障害保障保険特約には、総合障害定期保険特約、総合障害終身保険特約及び総合障害生活保障特約を含みます。
 - 7. 特定疾病保障保険特約、介護保障保険特約、疾病障害保障保険特約、総合障害保障保険特約、災害疾病障害保障保険特約、家族入院特約、養育一時金特約、生存給付金付定期保険特約及び確定給付企業年金保険の件数は、計には含みません。
 - 8. 団体保険、団体年金保険、財形保険、財形年金保険、医療保障保険及び受再保険の件数は、被保険者です。
 - 9. 個人年金保険及び財形年金保険(財形年金積立保険を除く)の金額は、年金支払開始時における年金原資です。
 - 10. 団体年金保険、財形保険及び財形年金積立保険の金額は、第1回収入保険料です。
 - 11. 医療保障保険の金額は、入院給付日額です。

(単位:百万円)

■保障機能別保有契約高

| 区分 | | | 保有金額 | | | |
|------|-------------|----------|--------------|-----------------|--|--|
| | | 2017 年度末 | 2018 年度末 | | | |
| | | 個人保険 | 17,380,212 | 16,495,437 | | |
| | 普通死亡 | 個人年金保険 | 4.714 | 4,34 | | |
| | 普通死亡 | 団体保険 | 13,253,829 | 12,589,373 | | |
| | | 団体年金保険 | _ | _ | | |
| | | その他共計 | 31,588,880 | 30,075,886 | | |
| | | 個人保険 | (2.849,028) | (2,564,476 | | |
| | | 個人年金保険 | (5,242) | (1,27 | | |
| 死亡保障 | 災害死亡 | 団体保険 | (626,375) | (610,69 | | |
| | | 団体年金保険 | (-) | (- | | |
| | | その他共計 | (3,828,947) | (3,547,05 | | |
| | | | (-) | (- | | |
| | | 個人年金保険 | | (- | | |
| | その他の条件付 | 団体保険 | ` ' | | | |
| | 死亡 | | (1,604) | (1,54 | | |
| | | 団体年金保険 | (-) | (- | | |
| | | その他共計 | (1,604) | (1,54 | | |
| | | 個人保険 | 566.854 | 901,43 | | |
| | 満期・ 生存給付 | 個人年金保険 | 1,788,093 | 1,783,86 | | |
| | | 団体保険 | 243 | 10 | | |
| | | 団体年金保険 | _ | - | | |
| | | その他共計 | 2,361,926 | 2,691,73 | | |
| | | 個人保険 | (-) | (- | | |
| | | 個人年金保険 | (220,248) | (213,64 | | |
| 生存保障 | 年金 | 団体保険 | (503) | (48 | | |
| | | 団体年金保険 | (-) | (- | | |
| | | その他共計 | (222,045) | (215,35 | | |
| | | | | - | | |
| | | 個人年金保険 | 407.095 | 407,65 | | |
| | その他 | 団体保険 | 3,559 | 3,56 | | |
| | 20016 | 団体年金保険 | 827,635 | 809,66 | | |
| | | | 1,283,172 | 1,264,92 | | |
| | | その他共計 | | | | |
| | | 個人保険 | (7,601) | (7,30 | | |
| | /// R | 個人年金保険 | (98) | (9 | | |
| | 災害入院 | 団体保険 | (369) | (36 | | |
| | | 団体年金保険 | (-) | (| | |
| | | その他共計 | (8,426) | (8,12 | | |
| | | 個人保険 | (7,503) | (7,28 | | |
| | | 個人年金保険 | (99) | (9 | | |
| 入院保障 | 疾病入院 | 団体保険 | (-) | (- | | |
| | | 団体年金保険 | (-) | (| | |
| | | その他共計 | (7,960) | (7,73 | | |
| | | | (54,080) | (61,26 | | |
| | | 個人年金保険 | (103) | (9 | | |
| | その他の条件付 | 団体保険 | (0) | (| | |
| | 入院 | 団体年金保険 | (-) | (- | | |
| | | | , , , | (| | |

⁽注) 1. () 内数値は、主契約の付随保障部分及び特約の保障を表します。ただし、定期特約の普通死亡保障は、主要保障部分に計上しました。 2. 生存保障の満期・生存給付欄の個人年金保険、団体保険(年金払特約)の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資を表します。

^{3.} 生存保障の年金欄の金額は、年金年額を表します。

^{4.} 生存保障のその他欄の金額は、個人年金保険(年金支払開始後)、団体保険(年金払特約年金支払開始後)、団体年金保険の責任準備金を表します。

^{5.} 入院保障欄の金額は、入院給付日額を表します。

^{6.} 入院保障の疾病入院のその他共計の金額は、主要保障部分と付随保障部分の合計を表します。

| 区分 | | 保有件数 | | | | |
|------|--------|-----------|-----------|--|--|--|
| | | 2017 年度末 | 2018 年度末 | | | |
| 個人保険 | | 864,762 | 807,542 | | | |
| | 個人年金保険 | 3,602 | 3,401 | | | |
| 障害保障 | 団体保険 | 1,846,875 | 1,657,518 | | | |
| | 団体年金保険 | _ | _ | | | |
| | その他共計 | 2,715,239 | 2,468,461 | | | |
| | 個人保険 | 2,889,718 | 2.865.411 | | | |
| | 個人年金保険 | 40,460 | 37,000 | | | |
| 手術保障 | 団体保険 | _ | _ | | | |
| | 団体年金保険 | _ | _ | | | |
| | その他共計 | 2,930,178 | 2,902,411 | | | |

4-2 保険契約に関する指標等

■保有契約増加率

(単位:%)

| 区 分 | 2017 年度 | 2018 年度 |
|--------|---------|---------|
| 個人保険 | △ 4.2 | △ 3.1 |
| 個人年金保険 | △ 0.1 | △ 0.2 |
| 団体保険 | △ 4.7 | △ 5.0 |
| 団体年金保険 | 0.6 | △ 2.2 |

■新契約平均保険金及び保有契約平均保険金(個人保険)

(単位:千円)

| 区 分 | 2017 年度 | 2018 年度 |
|-----------|---------|---------|
| 新契約平均保険金 | 6,648 | 6,778 |
| 保有契約平均保険金 | 8,468 | 8,078 |

⁽注) 新契約平均保険金については、転換契約は含みません。

■新契約率(対年度始)

(単位:%)

| 区 分 | 2017 年度 | 2018 年度 |
|--------|---------|---------|
| 個人保険 | 5.2 | 5.9 |
| 個人年金保険 | 9.6 | 8.4 |
| 団体保険 | 1.7 | 1.1 |

⁽注) 1. 転換契約は含みません。

■解約失効率(対年度始)

(単位:%)

| 区 分 | 2017 年度 | 2018 年度 |
|--------|---------|---------|
| 個人保険 | 6.1 | 5.9 |
| 個人年金保険 | 3.3 | 3.2 |
| 小計 | 5.8 | 5.6 |
| 団体保険 | 0.3 | 1.2 |

- (注) 1. 個人保険及び個人年金保険は、契約高の減額または増額及び契約復活高により、解約失効高を修正して算出した率を表示しています。
 - 2. 団体保険は、契約高の減額または契約復活高により、解約失効高を修正して算出した率を表示しています。
 - 3. 個人年金保険の分母(年度始保有契約高)は、年金開始前契約です。

〈参考〉

(単位:%)

| 区 分 | 2017 年度 | 2018 年度 |
|--------|---------|---------|
| 個人保険 | 5.5 | 5.2 |
| 個人年金保険 | 2.4 | 2.3 |
| 小計 | 5.2 | 4.9 |
| 団体保険 | 0.1 | 0.8 |

⁽注) 1. 上表は、解約失効高を単純に年度始保有契約高で除した率を表示しています。

^{2.} 個人年金保険の分母(年度始保有契約高)は、年金開始前契約です。

^{2.} 個人年金保険の分母(年度始保有契約高)は、年金開始前契約です。

■個人保険新契約平均保険料(月払契約)

| 区 分 | 2017 年度 | 2018 年度 |
|-------|---------|---------|
| 平均保険料 | 14,774 | 14,350 |

⁽注) 転換契約は含みません。

■死亡率(個人保険主契約)

(単位:‰)

(単位:円)

| 区 分 | 2017 年度 | 2018 年度 |
|-----|---------|---------|
| 件数率 | 7.1 | 7.4 |
| 金額率 | 5.0 | 5.1 |

■特約発生率(個人保険)

(単位:‰)

| 区 分 | | 2017 年度 | 2018 年度 |
|-----------------------------------|----|---------|---------|
| 災害死亡保障契約 | 件数 | 0.2 | 0.2 |
| 火告死亡床牌类剂 | 金額 | 0.3 | 0.3 |
| 障害保障契約 | 件数 | 0.2 | 0.3 |
| | 金額 | 0.09 | 0.10 |
| 災害入院保障契約 | 件数 | 6.4 | 6.7 |
| · 火告八阮 床牌关机 | 金額 | 165.9 | 174.7 |
| 疾病入院保障契約 | 件数 | 82.4 | 88.2 |
| 大 柄八所床牌 类 和 | 金額 | 1,368.6 | 1,432.4 |
| 成人病入院保障契約 | 件数 | 37.5 | 36.3 |
| | 金額 | 745.4 | 718.1 |
| 疾病·傷害手術保障契約 | 件数 | 69.7 | 75.3 |
| 成人病手術保障契約 | 件数 | 22.0 | 21.3 |

■事業費率(対収入保険料)

(単位:%)

| 区 分 | 2017 年度 | 2018 年度 |
|------|---------|---------|
| 事業費率 | 14.2 | 13.6 |

■保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数

(単位:社)

| 区 分 | 2017 年度 | 2018 年度 |
|--------------|---------|---------|
| 再保険を引き受けた主要な | 5 | 6 |
| 保険会社等の数 | (4) | (4) |

⁽注)() 内には、第三分野保険のうち、保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積み立てないこととした保険契約を再保険に付した保険会社の数を記載しています。

■保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の 額が大きい上位 5 社に対する支払再保険料の割合 (単位:%)

| 区 分 | 2017 年度 | 2018 年度 |
|------------------|---------|---------|
| 支払再保険料の額が大きい上位 | 100.0 | 100.0 |
| 5 社に対する支払再保険料の割合 | (100.0) | (100.0) |

⁽注)()内には、第三分野保険のうち、保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積み立てないこととした場合の数値を記載しています。

■保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による 格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合 (単位:%)

格付区分 2017年度 2018年度 100.0 100.0 A 一以上 (100.0)(100.0)0.0 0.0 その他 (0.0)(0.0)100.0 100.0 合計

(100.0)

(100.0)

上記2社のいずれの格付もない場合はその他に区分しています。

^{2.()}内には、第三分野保険のうち、保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積み立てないこととした場合の数値を記載しています。

■未だ収受していない再保険金の額

| 区 分 | 2017 年度 | 2018 年度 |
|-----------------|---------|---------|
| 土だ収受していたい重視除令の額 | 19 | 0 |
| 未だ収受していない再保険金の額 | (-) | (-) |

(注) 1. 貸借対照表上で再保険貸として計上した金額のうち、未収再保険金に相当する額を記載しています。

■第三分野保険の給付事由の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合

(単位:%)

(単位:百万円)

| 区 分 | 2017 年度 | 2018 年度 |
|---------|---------|---------|
| 第三分野発生率 | 36.3 | 35.8 |
| 医療(疾病) | 31.8 | 32.2 |
| がん | 32.1 | 31.3 |
| 介護 | 6.1 | 5.4 |
| その他 | 52.9 | 51.5 |

(注) 1. 各給付事由区分には以下を計上しています。

①医療(疾病):新医療保険、疾病入院特約等。

②がん: ガン入院特約、新ガン入院特約等。

③介護:介護保障定期保険、介護保障定期保険特約等。

④その他: ①~③以外の医療保障給付、生前給付保障給付を行う主契約及び特約。

2. 発生率は以下の算式により算出しています。

【保険金・給付金等の支払額+対応する支払備金繰入額+保険金支払いに係る事業費等】÷ 【(年度始保有契約年換算保険料+年度末保有契約年換算保険料)/2】

3. 上記2の算式中、支払備金繰入額は、保険業法施行規則第72条に定める既発生未報告分を除いています。

4. 上記2の算式中、保険金支払いに係る事業費等には、損益計算書の事業費のうち、保険金支払いに係る事務経費、人件費、システム経費等を計上しています。

■法第 121 条第 1 項第 1 号の確認 (第三分野保険に係るものに限る。) の合理性及び妥当性

1. 第三分野における責任準備金の積立の適切性を確保するための考え方

「ストレステスト」および「負債十分性テスト」では、法令等に基づき、第三分野保険を対象に、疾病や介護などの保障内容や基礎率ごとに契約区分を設定し、責任準備金の積立が将来の給付を十分まかなえる水準であることを、契約区分ごとに確認しています。

2. 負債十分性テスト・ストレステストにおける危険発生率等の設定水準の合理性及び妥当性

計算の前提となる危険発生率については、過去の保険事故発生率の実績等に基づき、将来の保険事故発生率の悪化に関する不確実性を考慮した上で、前述の契約区分ごとに設定しています。

3. テストの結果

ストレステストを実施した結果、2018 年度決算において、ストレステストに基づく危険準備金を 203 百万円積み立てています。 また、負債十分性テストを実施し、標準責任準備金の積み立てが可能なことを確認しています。

4-3 経理に関する指標等

■支払備金明細表 (単位: 百万円)

| | 区 分 | 2017 年度末 | 2018 年度末 |
|---|----------|----------|----------|
| | 死亡保険金 | 16,335 | 13,294 |
| 保 | 災害保険金 | 317 | 285 |
| 険 | 高度障害保険金 | 2,012 | 1,664 |
| | 満期保険金 | 2,628 | 1,355 |
| 金 | その他 | _ | 3 |
| | 小計 | 21,293 | 16,601 |
| 1 | 年金 | 1,980 | 2.176 |
| 1 | 給付金 | 5,651 | 5,782 |
| f | 解約返戻金 | 2,768 | 2,446 |
| 3 | その他返戻金 | 2 | 0 |
| 1 | 呆険金据置支払金 | 1,390 | 1,211 |
| - | その他共計 | 33,086 | 28,219 |

^{2.()} 内には、第三分野保険のうち、保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積み立てないこととした保険契約について金額を記載しています。

(単位:百万円)

■責任準備金明細表

| | 区 分 | 2017 年度末 | 2018 年度末 |
|----------|--------|-----------|-----------|
| | 個人保険 | 3,853,796 | 4,077,235 |
| | (一般勘定) | 3,781,397 | 4,009,496 |
| | (特別勘定) | 72,398 | 67,738 |
| | 個人年金保険 | 1,322,205 | 1,285,859 |
| | (一般勘定) | 1,267,311 | 1,262,827 |
| | (特別勘定) | 54,893 | 23.032 |
| | 団体保険 | 14,257 | 14,161 |
| | (一般勘定) | 14,257 | 14,161 |
| 責任準備金 | (特別勘定) | _ | _ |
| (除危険準備金) | 団体年金保険 | 827,635 | 809,664 |
| | (一般勘定) | 729,809 | 707.844 |
| | (特別勘定) | 97,825 | 101,819 |
| | その他 | 51,935 | 50,691 |
| | (一般勘定) | 51.935 | 50,691 |
| | (特別勘定) | _ | _ |
| | 小計 | 6,069,830 | 6,237,612 |
| | (一般勘定) | 5,844,712 | 6,045,022 |
| | (特別勘定) | 225,118 | 192,590 |
| 危険準備金 | | 17.401 | 25,494 |
| 合計 | | 6,087,231 | 6,263,106 |
| (一般勘定) | | 5,862,113 | 6,070,516 |
| (特別勘定) | | 225,118 | 192,590 |

■責任準備金残高の内訳

(単位:百万円) 区分 保険料積立金 払戻積立金 未経過保険料 危険準備金 合計 2017年度末 6,087,231 5,980,458 89,371 17,401 87,881 2018年度末 6,149,731 25,494 6,263,106

■個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高(契約年度別)

1. 責任準備金の積立方式、積立率

| | | 2017 年度末 | 2018年度末 |
|--------------|--------------|---------------------|---------------------|
| 精立方式 | 標準責任準備金対象契約 | 平成8年大蔵省告示第48号に定める方式 | 平成8年大蔵省告示第48号に定める方式 |
| <u>惧</u> 业力式 | 標準責任準備金対象外契約 | 平準純保険料式 | 平準純保険料式 |
| 積立率(危険準値 | - 備金を除く) | 100.0% | 100.0% |

⁽注) 1. 積立方式及び積立率は、個人保険及び個人年金保険を対象としています。なお、団体保険及び団体年金保険の責任準備金は積立方式という概念がないため、上記には含んでいません。

いません。
2. 積立率については、標準責任準備金対象契約に関しては平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により 計算した保険料積立金、及び未経過保険料に対する積立率を記載しています。 ※平成8年大蔵省告示第48号に定める方式も「平準純保険料式」です。

2. 責任準備金残高(契約年度別)

| 2. 責任準備金残高(契約年度別) | | (単位:百万円、%) |
|-------------------|---------|-------------|
| 契約年度 | 責任準備金残高 | 予定利率 |
| ~ 1980年度 | 18,374 | 4.00 ~ 5.00 |
| 1981 年度 ~ 1985 年度 | 151,970 | 5.00 ~ 6.00 |
| 1986 年度 ~ 1990 年度 | 650,150 | 5.50 ~ 6.00 |
| 1991 年度 ~ 1995 年度 | 986,625 | 2.25 ~ 5.50 |
| 1996 年度 ~ 2000 年度 | 473,577 | 1.75 ~ 2.90 |
| 2001 年度 ~ 2005 年度 | 306,506 | 1.00 ~ 1.50 |
| 2006 年度 ~ 2010 年度 | 791,847 | 1.00 ~ 1.50 |
| 2011 年度 | 175,702 | 1.00 ~ 1.50 |
| 2012 年度 | 201,146 | 1.00 ~ 1.50 |
| 2013 年度 | 185,414 | 0.70 ~ 1.00 |
| 2014 年度 | 195,366 | 0.70 ~ 1.00 |
| 2015 年度 | 191,313 | 0.50 ~ 1.00 |
| 2016 年度 | 206,759 | 0.00 ~ 1.00 |
| 2017 年度 | 342,763 | 0.00 ~ 0.25 |

⁽注) 1. 「責任準備金残高」は、個人保険及び個人年金保険の責任準備金(特別勘定の責任準備金及び危険準備金を除く)を記載しています。

■特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約に係る一般勘定の 責任準備金残高、算出方法、その計算の基礎となる係数

394.804

1. 責任準備金残高(一般勘定)

2018年度

(単位:百万円)

 $0.00 \sim 0.25$

| 区 分 | 2017 年度末 | 2018 年度末 | |
|-------------------|----------|----------|--|
| 責任準備金残高 (一般勘定) | 1,191 | 258 | |

⁽注) 1. 保険業法施行規則第68条に規定する保険契約(標準責任準備金対象契約)を対象としています。

2. 算出方法、その計算の基礎となる係数

(1)算出方法

- 一時払変額個人年金保険(複数勘定型)、保険金ステップアップ特約を付加しない一時払変額個人年金保険(年金原資額保証型)及 び一時払変額終身保険(複数勘定型)、一時払変額個人年金保険(目標到達時定額変更型)は平成 8 年大蔵省告示第 48 号第 9 項第 1 号イに定める標準的方式により算出しています。
- ・変額個人年金保険(基本年金額保証型)、保険金ステップアップ特約が付加された一時払変額個人年金保険(年金原資額保証型)及 び一時払変額終身保険(複数勘定型)については、代替的方式としてのシナリオテスティング方式を採用し、最低保証に係る支出現 価から最低保証に係る純保険料の収入現価を控除した額を最低保証に係る保険料積立金としています。その算出にあたっては 1,000 本以上のシナリオを用いて将来予測を行い、その平均値を基に算出しています。

(2)計算の基礎となる係数

① 予定死亡率

平成8年大蔵省告示第48号第9項第1号口に定める率を使用しています。

② 割引率

平成8年大蔵省告示第48号第9項第1号ハに定める率を使用しています。

③ 期待収益率及びボラティリティ

平成8年大蔵省告示第48号第9項第1号二に定める率を使用しています。

(ただし、現預金等のボラティリティについては 0.3%、外貨建債券(為替ヘッジあり)のボラティリティについては 3.5%を 使用しています。)

^{2. 「}予定利率」については、各契約年度別の責任準備金に係る主な予定利率を記載しています。

^{2.「}責任準備金残高(一般勘定)」は最低保証に係る保険料積立金を記載しています。

(単位:百万円)

(単位:百万円)

■契約者配当準備金明細表

| | 区 分 | 個人保険 | 個人年金 保険 | 団体保険 | 団体年金 保険 | 財形保険 財形年金保険 | その他の 保険 | 合 計 |
|------|------------|-----------|------------|----------|------------|----------------|------------|-----------|
| | 当期首現在高 | 45,429 | 306 | 21,774 | 102 | 106 | 128 | 67,847 |
| 0 | 利息による増加 | 12 | 0 | 0 | _ | 0 | 0 | 12 |
| 1 | 配当金支払による減少 | 2,553 | 42 | 17,223 | 98 | 13 | 122 | 20,053 |
| 7 | 当期繰入額 | △ 2 | 2 | 17,052 | 99 | △ 0 | 119 | 17,272 |
| 年度 | 当期末現在高 | 42,886 | 266 | 21,603 | 103 | 93 | 125 | 65,078 |
| ISC. | | (42,730) | (264) | (3,854) | (-) | (92) | (0) | (46,942) |
| | 当期首現在高 | 42,886 | 266 | 21,603 | 103 | 93 | 125 | 65,078 |
| 2 | 利息による増加 | 11 | 0 | 0 | _ | 0 | 0 | 11 |
| 1 | 配当金支払による減少 | 2,197 | 36 | 16,694 | 97 | 13 | 118 | 19,157 |
| 8 | 当期繰入額 | 539 | 7 | 13,164 | 97 | 0 | 28 | 13,838 |
| 年度 | 当期末現在高 | 41,240 | 237 | 18,074 | 103 | 79 | 36 | 59,771 |
| عدر | | (40,559) | (229) | (4,231) | (-) | (78) | (0) | (45,099) |

⁽注)()内はうち積立配当金額です。

■引当金明細表

| | ∇ Δ | 2017 | 年度 | 2018 年度 | | |
|-------|------------|--------|----------|---------|----------|--|
| | 区分 | 当期末残高 | 当期増減(△)額 | 当期末残高 | 当期増減(△)額 | |
| 貸倒 | 一般貸倒引当金 | 143 | △ 7 | 123 | △ 19 | |
| 貸倒引当金 | 個別貸倒引当金 | 298 | △ 67 | 543 | 244 | |
| 金 | 特定海外債権引当勘定 | _ | _ | _ | _ | |
| | 退職給付引当金 | 51,040 | △ 1,749 | 48,741 | △ 2,298 | |
| | 役員退職慰労引当金 | 565 | △ 80 | 463 | △ 102 | |
| | 価格変動準備金 | 63,793 | 44,823 | 67,017 | 3,224 | |

⁽注)計上の理由及び算定方法については、「注記事項(貸借対照表関係)」に記載しているため省略しています。

■特定海外債権引当勘定の状況

該当ありません。

■資本金等明細表

| ■j | 資本金等明細表 | | | | | | (単位:百万円) |
|-----|---------------------------------------|------------|------------|-------|-------|------------|----------|
| | 区: | 分 | 当期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期末残高 | 摘 要 |
| | 資本金 | | 167,280 | _ | 1 | 167,280 | |
| 2 0 | うち既発行 | 並;\\ ★ : | (10,000 株) | _ | _ | (10,000 株) | |
| 1 | 株式 | 普通株式 | 167,280 | _ | | 167,280 | |
| 7 | 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | 計 | 167,280 | _ | 1 | 167,280 | |
| 年度 | 資本剰余金 | 資本準備金 | 47,342 | _ | 1 | 47,342 | |
| | 貝平利示並 | 計 | 47,342 | _ | 1 | 47,342 | |
| | 資本金 | | 167,280 | _ | 1 | 167,280 | |
| 2 0 | うち既発行 | 普通株式 | (10,000 株) | _ | _ | (10,000 株) | |
| 1 | 株式 | | 167,280 | _ | | 167,280 | |
| 8 | 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | 計 | 167,280 | _ | I | 167,280 | |
| 年度 | 資本剰余金 | 資本準備金 | 47,342 | _ | | 47,342 | |
| | 貝平利亦並 | 計 | 47,342 | _ | _ | 47,342 | |

■保険料明細表

1. 払方別保険料明細表

(単位:百万円)

| 区 分 | 2017 年度 | 2018 年度 |
|---------|---------|---------|
| 個人保険 | 538,459 | 613,438 |
| (うち一時払) | 253,187 | 329,644 |
| (うち年払) | 49,310 | 51,832 |
| (うち半年払) | 2,035 | 1,868 |
| (うち月払) | 233,926 | 230,092 |
| 個人年金保険 | 47,567 | 51,252 |
| (うち一時払) | 194 | 165 |
| (うち年払) | 9,946 | 9.184 |
| (うち半年払) | 396 | 370 |
| (うち月払) | 37,029 | 41,531 |
| 団体保険 | 41,127 | 36,336 |
| 団体年金保険 | 54,790 | 52,811 |
| その他共計 | 693,705 | 766,159 |

2. 収入年度別保険料明細表

(単位:百万円)

| | 区 分 | 2017年度 | 2018年度 |
|--------|----------|---------|---------|
| | 初年度保険料 | 291,164 | 363,407 |
| 個人保険 | 次年度以降保険料 | 247,295 | 250,031 |
| | 小計 | 538,459 | 613,438 |
| | 初年度保険料 | 6,098 | 7,490 |
| 個人年金保険 | 次年度以降保険料 | 41,468 | 43,762 |
| | 小計 | 47,567 | 51,252 |
| | 初年度保険料 | 467 | 210 |
| 団体保険 | 次年度以降保険料 | 40,660 | 36,125 |
| | 小計 | 41,127 | 36,336 |
| | 初年度保険料 | 22 | 0 |
| 団体年金保険 | 次年度以降保険料 | 54,768 | 52,810 |
| | 小計 | 54,790 | 52,811 |
| | 初年度保険料 | 298,122 | 371,542 |
| その他共計 | 次年度以降保険料 | 395,582 | 394,616 |
| とり形大司 | 合計 | 693,705 | 766,159 |
| | (増加率)(%) | 36.94 | 10.44 |

■保険金明細表

(単位:百万円)

| 区分 | 2017年度 合 計 | 2018年度 合 計 | 個人保険 | 個人年金保険 | 団体保険 | 団体年金保険 | 財形保険財形年金保険 | その他の保険 |
|---------|------------|------------|---------|--------|--------|--------|------------|--------|
| 死亡保険金 | 100,455 | 101,233 | 80,391 | 5 | 14,445 | _ | - | 6,391 |
| 災害保険金 | 784 | 625 | 576 | _ | 48 | _ | _ | _ |
| 高度障害保険金 | 10,094 | 9,700 | 8,544 | _ | 1,154 | _ | _ | 1 |
| 満期保険金 | 63,919 | 51,570 | 51,339 | 0 | _ | _ | 230 | _ |
| その他 | _ | 3 | _ | _ | _ | _ | _ | 3 |
| 合計 | 175,254 | 163,133 | 140,852 | 5 | 15,648 | _ | 230 | 6,396 |

■年金明細表

| 201 合 | / 十/皮 、 ➡ | 2018年度 合 計 | 個人保険 | 個人年金保険 | 団体保険 | 団体年金保険 | 財形保険 財形年金保険 | その他の保険 |
|----------|--------------|------------|------|--------|------|--------|----------------|--------|
| | 102,238 | 102,301 | _ | 80,820 | 492 | 19,763 | 1,224 | |

■給付金明細表 (単位:百万円)

| 区分 | 2017年度合計 | 2018年度合計 | 個人保険 | 個人年金保険 | 団体保険 | 団体年金保険 | 財形保険 財形年金保険 | その他の保険 |
|-------|----------|----------|--------|--------|------|--------|----------------|--------|
| 死亡給付金 | 2,737 | 2,301 | 431 | 1,823 | 5 | _ | 40 | _ |
| 入院給付金 | 17,762 | 18,174 | 17,771 | 149 | 15 | _ | _ | 239 |
| 手術給付金 | 12,840 | 13,119 | 12,775 | 162 | _ | _ | _ | 181 |
| 障害給付金 | 235 | 232 | 221 | 0 | 10 | _ | _ | _ |
| 生存給付金 | 13,377 | 12,563 | 12,473 | 0 | _ | _ | 89 | _ |
| その他 | 83,100 | 65,381 | 1,393 | 31,054 | 16 | 32,916 | _ | 1 |
| 合計 | 130,053 | 111,774 | 45,066 | 33,190 | 47 | 32,916 | 129 | 422 |

■解約返戻金明細表

(単位:百万円)

| 0047 左曲 | 2010 左座 | | | | | | |
|----------------|----------------|---------|--------|------|--------|----------------|--------|
| 2017 年度 合 計 | 2018 年度 合 計 | 個人保険 | 個人年金保険 | 団体保険 | 団体年金保険 | 財形保険 財形年金保険 | その他の保険 |
| 154,775 | 139,562 | 120,984 | 10,749 | 14 | 3,209 | 4,605 | _ |

■事業費明細表

(単位:百万円)

| 区 分 | 2017 年度 | 2018 年度 |
|---------------|---------|---------|
| 営業活動費 | 38,048 | 42,606 |
| 営業職員経費 | 29,358 | 27,960 |
| 募集代理店経費 | 8,647 | 14,609 |
| 選択経費 | 41 | 37 |
| 営業管理費 | 15,397 | 15,355 |
| 募集機関管理費 | 14,932 | 15.167 |
| 広告宣伝費 | 464 | 187 |
| 一般管理費 | 45,043 | 46,724 |
| 人件費 | 18,595 | 19.141 |
| 物件費 | 25,650 | 26,819 |
| うち寄付金・協賛金・諸会費 | 145 | 159 |
| 拠出金 | _ | _ |
| 負担金 | 798 | 764 |
| 合計 | 98,489 | 104,686 |

- (注) 1. 選択経費の主なものは、保険契約時の診査経費です。 2. 物件費の主なものは、システム関連経費、保険料収納関係経費、資産運用関係経費及び店舗経費です。 3. 負担金は、保険業法第 259 条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する負担金です。

■税金明細表

| 区 分 | 2017年度 | 2018年度 |
|---------|--------|--------|
| 国税 | 4,627 | 5,066 |
| 消費税 | 3,955 | 4,327 |
| 地方法人特別税 | 597 | 668 |
| 印紙税 | 69 | 66 |
| 登録免許税 | 1 | 0 |
| その他の国税 | 2 | 2 |
| 地方税 | 3,219 | 3,501 |
| 地方消費税 | 1,066 | 1,167 |
| 法人事業税 | 1,425 | 1,593 |
| 固定資産税 | 613 | 612 |
| 不動産取得税 | _ | 13 |
| 事業所税 | 109 | 109 |
| その他の地方税 | 4 | 4 |
| 合計 | 7,847 | 8,568 |

■減価償却費明細表

(単位:百万円、%)

| | 区 分 | 取得原価 | 当期償却額 | 減価償却累計額 | 当期末残高 | 償却累計率 |
|-----|------------|--------|-------|---------|--------|-------|
| | 有形固定資産 | 69,771 | 2,424 | 47,864 | 21,907 | 68.6 |
| 2 | 建物 | 61,517 | 1,429 | 41,843 | 19,673 | 68.0 |
| 0 | リース資産 | 42 | 8 | 18 | 24 | 42.6 |
| 1 7 | その他の有形固定資産 | 8,212 | 987 | 6,002 | 2,209 | 73.1 |
| 年度 | 無形固定資産 | 17,858 | 3,457 | 7,558 | 10,300 | 42.3 |
| 度 | その他 | 620 | 83 | 178 | 442 | 28.7 |
| | 合計 | 88,251 | 5,966 | 55,600 | 32,650 | 63.0 |
| | 有形固定資産 | 70,718 | 2,419 | 47,954 | 22,763 | 67.8 |
| 2 | 建物 | 62,597 | 1,490 | 41,810 | 20,786 | 66.8 |
| 0 | リース資産 | 60 | 11 | 29 | 31 | 48.1 |
| 1 | その他の有形固定資産 | 8,059 | 917 | 6,114 | 1,945 | 75.9 |
| 8年度 | 無形固定資産 | 19,448 | 3,876 | 10,114 | 9,333 | 52.0 |
| 度 | その他 | 620 | 82 | 255 | 365 | 41.1 |
| | 合計 | 90,786 | 6,378 | 58,324 | 32,462 | 64.2 |

■リース取引[通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引]

重要性が乏しいため、記載を省略しています。

■借入金等残存期間別残高

| 1 | | | | | | | (単位:百万円) | |
|------|-------------|---------|---------------|---------------|---------------|----------------|---------------------------------|---------|
| | 区 分 | 1年以下 | 1 年超 3 年以下 | 3 年超 5 年以下 | 5 年超 7 年以下 | 7 年超 10 年以下 | 10年超 (期間の定め のないものを 含む) | 合 計 |
| | 借入金 | _ | | | _ | _ | 100,000 | 100,000 |
| 2 | 社債 | _ | _ | _ | _ | _ | 80,000 | 80,000 |
| 1 7 | 売現先勘定 | _ | _ | _ | _ | _ | _ | _ |
| 年度末 | 債券貸借取引受入担保金 | 244,689 | _ | _ | _ | _ | _ | 244,689 |
| | 金融商品等受入担保金 | _ | _ | _ | _ | _ | 29,184 | 29,184 |
| | 借入金 | _ | _ | _ | _ | _ | 100,000 | 100,000 |
| 2 | 社債 | _ | _ | _ | _ | _ | 80,000 | 80,000 |
| 1 | 売現先勘定 | 209,433 | _ | _ | _ | _ | _ | 209,433 |
| 8年度末 | 債券貸借取引受入担保金 | _ | _ | _ | _ | _ | _ | _ |
| | 金融商品等受入担保金 | _ | _ | _ | _ | _ | 15,008 | 15,008 |

4.4 資産運用に関する指標等(一般勘定)

■資産運用の概況(一般勘定)

1. 運用環境

2018年度のわが国経済は、輸出や生産面に海外経済減速の影響が見られるものの、企業収益が総じて良好なもとで設備投資は増加、雇用・所得環境の改善を背景に個人消費も緩やかに増加するなど、基調として緩やかな拡大が続きました。

国内長期金利(10 年国債金利)は、日本銀行の「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」政策の柔軟化決定などを受け、一時 0.1% 台半ばまで上昇したものの、世界経済の減速懸念などにより、事業年度末にかけてマイナス圏に低下しました。その結果、長期国債利回りは、前事業年度末の 0.04%から当事業年度末は \triangle 0.10%となりました。

国内株式市場は、年度前半は好調な企業業績を背景に上昇したものの、その後、世界景気の減速懸念や米中貿易摩擦などを背景に下落しました。その結果、日経平均株価は、前事業年度末の 21,454 円から当事業年度末は 21,205 円となりました。

外国為替市場は、ドル/円相場において、日米金利差などを背景に円安となりました。その結果、ドル/円は、前事業年度末の 106.24 円から当事業年度末は 110.99 円と円安方向に推移しました。

2. 当社の運用方針

インカム収益及び資本の安定的拡大を目指してALM型運用を行っています。具体的には、確定利付資産により保険負債に応じた運用を行う部分をポートフォリオの中核とし、リスク許容度の範囲内で保険負債と異なる通貨建の確定利付資産、並びに株式、不動産などへの分散投資を行っています。

3. 運用実績の概況

当該事業年度は、現状の国内の低金利環境を踏まえ、貸付金などの円貨建確定利付資産の投資を抑制する一方、外貨保険商品の好調な 販売を受け、外国公社債の残高が増加しました。

資産運用収支関係については、以下のとおりです。

- ・利息及び配当金等収入は、確定利付資産からの利息収入が安定的に推移したため、1,205億円となりました。
- ・有価証券に関する売却損益・金融派生商品損益・為替差損益等の資産運用収支関係のキャピタル損益は、合計で△ 203 億円となりました。
- ・そのほか、支払利息・賃貸用不動産等減価償却費などが合計で△84億円となりました。

以上の結果、当事業年度の資産運用収支は、合計で916億円となりました。

4. ポートフォリオの推移(一般勘定)

(1)資産の構成 (単位: 百万円、%)

| 区分 | 2017年 | 度末 | 2018年 | 度末 |
|------------|-----------|-------|-----------|-------|
| | 金 額 | 占 率 | 金額 | 占 率 |
| 現預金・コールローン | 453,380 | 6.4 | 392,021 | 5.4 |
| 買入金銭債権 | 10,517 | 0.2 | 9,636 | 0.1 |
| 金銭の信託 | 200 | 0.0 | 200 | 0.0 |
| 有価証券 | 5,231,175 | 73.3 | 5,569,357 | 76.1 |
| 公社債 | 3,112,667 | 43.6 | 3,171,059 | 43.3 |
| 株式 | 399,362 | 5.6 | 360,977 | 4.9 |
| 外国証券 | 1,621,793 | 22.7 | 1,936,625 | 26.5 |
| 公社債 | 1,427,303 | 20.0 | 1,731,439 | 23.7 |
| 株式等 | 194,490 | 2.7 | 205,185 | 2.8 |
| その他の証券 | 97,352 | 1.4 | 100,695 | 1.4 |
| 貸付金 | 1,121,503 | 15.7 | 1,033,478 | 14.1 |
| 保険約款貸付 | 49,176 | 0.7 | 45,250 | 0.6 |
| 一般貸付 | 1,072,326 | 15.0 | 988,227 | 13.5 |
| 不動産 | 237,065 | 3.3 | 234,548 | 3.2 |
| 繰延税金資産 | _ | _ | _ | _ |
| その他 | 80,379 | 1.1 | 79,342 | 1.1 |
| 貸倒引当金 | △ 442 | △ 0.0 | △ 667 | △ 0.0 |
| 合計 | 7,133,778 | 100.0 | 7,317,917 | 100.0 |
| うち外貨建資産 | 1,648,776 | 23.1 | 2,070,182 | 28.3 |

⁽注) 1. 上記資産には、現金担保付債券貸借取引に伴う受入担保金を含みます。同担保金は「債券貸借取引受入担保金」として負債計上しています。 (2017 年度末: 244,689 百万円、2018 年度末: 残高なし)

^{2. 「}不動産」については、土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しています。

(2)資産の増減 (単位:百万円)

| 区分 | 2017 年度 | 2018 年度 |
|------------|----------|----------|
| | 金 額 | 金額 |
| 現預金・コールローン | 134,334 | △ 61,358 |
| 買入金銭債権 | △ 1.139 | △ 880 |
| 金銭の信託 | _ | _ |
| 有価証券 | 251,420 | 338,181 |
| 公社債 | 97,270 | 58,391 |
| 株式 | 23,182 | △ 38,384 |
| 外国証券 | 129.124 | 314,831 |
| 公社債 | 153,238 | 304,136 |
| 株式等 | △ 24,114 | 10,695 |
| その他の証券 | 1,842 | 3,343 |
| 貸付金 | △ 77,488 | △ 88,025 |
| 保険約款貸付 | △ 5,849 | △ 3,926 |
| 一般貸付 | △ 71,639 | △ 84,098 |
| 不動産 | △ 2,806 | △ 2,516 |
| 繰延税金資産 | _ | _ |
| その他 | 10,179 | △ 1,036 |
| 貸倒引当金 | 75 | △ 224 |
| 合計 | 314,573 | 184,139 |
| うち外貨建資産 | 219,769 | 421,405 |

⁽注) 1. 現金担保付債券貸借取引に伴う受入担保金の増減額は以下のとおりです。(2017 年度:44,983 百万円、2018 年度:△ 244,689 百万円)

■運用利回り(一般勘定)

(単位:%)

| 区 分 | 2017 年度 | 2018年度 |
|------------|---------|--------|
| 現預金・コールローン | △ 0.00 | 0.02 |
| 買入金銭債権 | 3.04 | 3.11 |
| 金銭の信託 | 0.01 | 0.01 |
| 有価証券 | 2.93 | 1.44 |
| うち公社債 | 4.20 | 1.48 |
| うち株式 | 4.18 | 5.06 |
| うち外国証券 | 0.17 | 0.92 |
| うち公社債 | △ 0.15 | 0.59 |
| うち株式等 | 2.15 | 3.46 |
| 貸付金 | 1.49 | 1.44 |
| うち一般貸付 | 1.36 | 1.32 |
| 不動産 | 2.36 | 2.06 |
| 一般勘定計 | 2.40 | 1.32 |

(単位:%)

| 区 分 | 2017 年度 | 2018 年度 |
|-------|---------|---------|
| 一般勘定計 | 2.73 | 1.63 |

^{2. 「}不動産」については、土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しています。

⁽注) 1. 利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、資産運用収益 – 資産運用費用として算出した利回りです。
 2. 運用利回り計算式の分子の資産運用収支には、外貨建保険契約に係る資産の為替変動による為替差損益が含まれていますが、当該損益は、同保険契約に係る負債の為替変動による影響額により相殺され、経常損益には影響を与えていません。この影響を除いた一般勘定の運用利回りは次のとおりです。

■主要資産の平均残高(一般勘定)

| ■主要資産の平均残高(一般勘定) | | (単位:百万円) |
|------------------|-----------|-----------|
| 区 分 | 2017 年度 | 2018 年度 |
| 現預金・コールローン | 423,359 | 410.872 |
| 買入金銭債権 | 10,085 | 9,144 |
| 金銭の信託 | 200 | 200 |
| 有価証券 | 4,831,568 | 5,104,727 |
| うち公社債 | 2,988,769 | 3,069,427 |
| うち株式 | 213,321 | 211,790 |
| うち外国証券 | 1,535,576 | 1,736,178 |
| うち公社債 | 1,320,816 | 1,538,779 |
| うち株式等 | 214,760 | 197,399 |
| 貸付金 | 1,147,301 | 1,078,156 |
| うち一般貸付 | 1,095,421 | 1,030,946 |
| 不動産 | 238,221 | 234,575 |
| 一般勘定計 | 6,756,722 | 6,952,709 |
| うち海外投融資 | 1,692,292 | 1,980,695 |

⁽注) 海外投融資とは、外貨建資産と円建資産の合計です。

■資産運用収益明細表(一般勘定)

(単位:百万円) 区 分 2017年度 2018年度 利息及び配当金等収入 120,635 120,542 金銭の信託運用益 0 有価証券売却益 107,042 6,950 金融派生商品収益 14,034 貸倒引当金戻入額 13 その他運用収益 1,198 1,271

228,888

■資産運用費用明細表(一般勘定)

合計

(単位:百万円)

142,798

| 区 分 | 2017 年度 | 2018年度 |
|--------------|---------|--------|
| 支払利息 | 1,801 | 1,733 |
| 有価証券売却損 | 13,400 | 2,249 |
| 有価証券評価損 | 136 | 364 |
| 金融派生商品費用 | 37,566 | _ |
| 為替差損 | 7,279 | 38,743 |
| 貸倒引当金繰入額 | _ | 226 |
| 賃貸用不動産等減価償却費 | 3,001 | 2,929 |
| その他運用費用 | 3,666 | 4,870 |
| 合計 | 66,852 | 51,116 |

■利息及び配当金等収入明細表(一般勘定)

| 区 分 | 2017 年度 | 2018年度 |
|-------------|---------|---------|
| 預貯金利息 | 65 | 81 |
| 有価証券利息·配当金 | 91,664 | 93,628 |
| うち公社債利息 | 46,578 | 44,322 |
| うち株式配当金 | 9,039 | 9,727 |
| うち外国証券利息配当金 | 33,962 | 38,559 |
| 貸付金利息 | 18,070 | 16,374 |
| 不動産賃貸料 | 9,883 | 9,686 |
| その他共計 | 120,635 | 120,542 |

■有価証券売却益明細表(一般勘定)

| 区 分 | 2017 年度 | 2018 年度 |
|-------|---------|---------|
| 国債等債券 | 80,584 | 2,173 |
| 株式等 | 4,808 | 2,427 |
| 外国証券 | 21,649 | 2,349 |
| その他共計 | 107,042 | 6,950 |

■有価証券売却損明細表(一般勘定)

(単位:百万円)

(単位:百万円)

| 区分 | 2017 年度 | 2018 年度 |
|-------|---------|---------|
| 国債等債券 | 4 | 60 |
| 株式等 | 7 | 1 |
| 外国証券 | 13,388 | 2,186 |
| その他共計 | 13,400 | 2,249 |

■有価証券評価損明細表(一般勘定)

(単位:百万円)

| 区 分 | 2017 年度 | 2018 年度 |
|-------|---------|---------|
| 株式等 | 136 | 364 |
| その他共計 | 136 | 364 |

■商品有価証券明細表(一般勘定)

2017年度末、2018年度末ともに該当する残高はありません。

■商品有価証券売買高(一般勘定)

2017年度、2018年度ともに該当する売買高はありません。

■有価証券明細表(一般勘定)

(単位:百万円、%)

| 区分 | 2017 | 年度末 | 2018 年度末 | | |
|----------|-----------|-------|-----------|-------|--|
| | 金額 | 占 率 | 金額 | 占 率 | |
| 国債 | 2,420,045 | 46.3 | 2,388,542 | 42.9 | |
| 地方債 | 161,613 | 3.1 | 170,008 | 3.1 | |
| 社債 | 531,009 | 10.1 | 612,509 | 11.0 | |
| うち公社・公団債 | 296,377 | 5.7 | 345,782 | 6.2 | |
| 株式 | 399,362 | 7.6 | 360,977 | 6.5 | |
| 外国証券 | 1,621,793 | 31.0 | 1,936,625 | 34.8 | |
| 公社債 | 1,427,303 | 27.3 | 1,731,439 | 31.1 | |
| 株式等 | 194,490 | 3.7 | 205,185 | 3.7 | |
| その他の証券 | 97,352 | 1.9 | 100,695 | 1.8 | |
| 合計 | 5,231,175 | 100.0 | 5,569,357 | 100.0 | |

■有価証券残存期間別残高(一般勘定)

| | | | 4 4-47 | 0 - 1 | - | | 10 年超 | |
|-----|---|---|--|---|--|--|--|---|
| | 区 分 | 1年以下 | 1 年超 3 年以下 | 3 年超 5 年以下 | 5 年超 7 年以下 | 7年超 10年以下 | (期間の定めの ないものを含む) | 合 計 |
| | 有価証券 | 90,883 | 119,239 | 248,079 | 354,103 | 489,918 | 3,928,950 | 5,231,175 |
| | 国債 | 18,920 | 50,236 | 120,365 | 107,491 | 53,869 | 2,069,161 | 2,420,045 |
| | 地方債 | 2,106 | 2,267 | 6,211 | 15,116 | 2,709 | 133,202 | 161,613 |
| 2 | 社債 | 23,504 | 6,124 | 37,814 | 83,712 | 93,272 | 286,580 | 531,009 |
| 0 | 株式 | _ | - | - | _ | _ | 399,362 | 399,362 |
| 1 | 外国証券 | 46,351 | 60,611 | 83,688 | 147,782 | 340,066 | 943,292 | 1,621,793 |
| 7 | 公社債 | 46,351 | 60,611 | 83,688 | 147,782 | 340,066 | 748,802 | 1,427,303 |
| 年度末 | 株式等 | _ | - | _ | _ | _ | 194,490 | 194,490 |
| 木 | その他の証券 | _ | - | _ | _ | _ | 97,352 | 97,352 |
| | 買入金銭債権 | _ | - | - | _ | _ | 10,517 | 10,517 |
| | 譲渡性預金 | 42,000 | - | - | _ | _ | _ | 42,000 |
| | | | | | | | | |
| | 合計 | 132,883 | 119,239 | 248,079 | 354,103 | 489,918 | 3,939,467 | 5,283,692 |
| | 有価証券 | 132,883 47,733 | 119,239 192,994 | 248,079 297,714 | 354,103 280,985 | 489,918 667,790 | 3,939,467 4,082,140 | 5,283,692 5,569,357 |
| | | | | | | | | |
| | 有価証券 | 47,733 | 192,994 | 297,714 | 280,985 | 667,790 | 4,082,140 | 5,569,357 |
| 2 | 有価証券 国債 | 47,733 16,852 | 192,994 | 297,714 97,020 | 280,985 58,833 | 667,790 59,135 | 4,082,140 2,053,847 | 5,569,357 2,388,542 |
| 2 0 | 有価証券 国債 地方債 | 47.733 16,852 2,238 | 192,994 102,852 — | 297,714 97,020 17,851 | 280,985 58,833 8,376 | 667,790 59,135 42,910 | 4,082,140 2,053,847 98,631 | 5,569,357 2,388,542 170,008 |
| 0 | 有価証券 国債 地方債 社債 | 47.733 16,852 2,238 | 192,994 102,852 — | 297,714 97,020 17,851 | 280,985 58,833 8,376 | 667,790 59,135 42,910 | 4.082.140 2.053.847 98.631 278.781 | 5.569.357 2,388,542 170,008 612,509 |
| 0 | 有価証券 国債 地方債 社債 株式 | 47.733 16.852 2.238 3.804 | 192,994 102,852 - 12,142 - | 297.714 97.020 17,851 77,936 | 280.985 58.833 8.376 63.517 | 667.790 59,135 42,910 176,328 | 4.082.140 2.053.847 98.631 278.781 360.977 | 5.569.357 2.388.542 170.008 612.509 360.977 |
| 0 | 有価証券 国債 地方債 社債 株式 外国証券 | 47.733 16,852 2,238 3,804 - 24,837 | 192,994 102,852 - 12,142 - 77,999 | 297,714 97,020 17,851 77,936 – 104,906 | 280.985 58.833 8.376 63.517 – 150.258 | 667.790 59.135 42.910 176.328 - 389.415 | 4.082.140 2.053,847 98.631 278.781 360.977 1.189.207 | 5.569.357 2.388.542 170.008 612.509 360.977 1.936.625 |
| 0 | 有価証券 国債 地方債 社債 株式 外国証券 公社債 | 47.733 16,852 2,238 3,804 - 24,837 | 192,994 102,852 - 12,142 - 77,999 | 297,714 97,020 17,851 77,936 – 104,906 | 280.985 58.833 8.376 63.517 – 150.258 | 667.790 59.135 42.910 176.328 - 389.415 | 4.082.140 2.053.847 98.631 278.781 360.977 1.189.207 984,021 | 5.569,357 2,388,542 170,008 612,509 360,977 1,936,625 1,731,439 |
| 0 | 有価証券 国債 地方債 社債 株式 外国証券 公社債 株式等 | 47.733 16,852 2,238 3,804 - 24,837 | 192,994 102,852 - 12,142 - 77,999 | 297,714 97,020 17,851 77,936 – 104,906 | 280.985 58.833 8.376 63.517 – 150.258 | 667.790 59.135 42.910 176.328 - 389.415 | 4.082.140 2.053,847 98.631 278.781 360.977 1.189.207 984,021 205,185 | 5.569.357 2,388,542 170,008 612,509 360,977 1,936,625 1,731,439 205,185 |
| 0 | 有価証券 国債 地方債 社債 株式 外国証券 公社債 株式等 その他の証券 | 47.733 16,852 2,238 3,804 - 24,837 | 192,994 102,852 - 12,142 - 77,999 | 297,714 97,020 17,851 77,936 – 104,906 | 280.985 58.833 8.376 63.517 – 150.258 | 667.790 59.135 42.910 176.328 - 389.415 | 4.082.140 2.053.847 98.631 278.781 360.977 1.189.207 984.021 205.185 100.695 | 5.569.357 2.388.542 170,008 612.509 360.977 1.936.625 1,731,439 205,185 100.695 |

⁽注)「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取り扱うものを含んでいます。

■保有公社債の期末残高利回り(一般勘定)

(単位:%)

| 区分 | 2017 年度末 | 2018 年度末 | |
|-------|----------|----------|--|
| 公社債 | 1.75 | 1.79 | |
| 外国公社債 | 2.65 | 2.74 | |

■業種別株式保有明細表(一般勘定)

| (単位:百万円、%) |) |
|------------|---|
|------------|---|

| | 区 分 | 2017年 | | 2018年 | 度末 |
|--------|------------|---------|-------|---------|-------|
| | 区 分 | 金額 | 占 率 | 金額 | 占 率 |
| 水産・農林業 | | _ | _ | _ | _ |
| | 鉱業 | 543 | 0.1 | 497 | 0.1 |
| | 建設業 | 18,199 | 4.6 | 16,598 | 4.6 |
| | 食料品 | 21,763 | 5.4 | 20,346 | 5.6 |
| | 繊維製品 | 37,417 | 9.4 | 27,067 | 7.5 |
| | パルプ・紙 | 13,910 | 3.5 | 14,329 | 4.0 |
| | 化学 | 39,552 | 9.9 | 34,444 | 9.5 |
| | 医薬品 | 13 | 0.0 | 13 | 0.0 |
| | 石油·石炭製品 | 6,050 | 1.5 | 5,065 | 1.4 |
| | ゴム製品 | 30 | 0.0 | 30 | 0.0 |
| 製 | ガラス・土石製品 | 4,587 | 1.1 | 4,556 | 1.3 |
| 製造業 | 鉄鋼 | 1,298 | 0.3 | 1,099 | 0.3 |
| | 非鉄金属 | 10,659 | 2.7 | 6,463 | 1.8 |
| | 金属製品 | 1,731 | 0.4 | 1,125 | 0.3 |
| | 機械 | 18,226 | 4.6 | 12,815 | 3.6 |
| | 電気機器 | 33,545 | 8.4 | 30,692 | 8.5 |
| | 輸送用機器 | 57,243 | 14.3 | 51,954 | 14.4 |
| | 精密機器 | 1,032 | 0.3 | 955 | 0.3 |
| | その他製品 | 5,829 | 1.5 | 5,786 | 1.6 |
| | 電気・ガス業 | 5,809 | 1.4 | 7,385 | 2.0 |
| 運輸 | 陸運業 | 14,376 | 3.6 | 17,570 | 4.9 |
| | 海運業 | 3,200 | 0.8 | 2,527 | 0.7 |
| 情報 | 空運業 | _ | _ | _ | _ |
| 情報通信業 | 倉庫·運輸関連業 | 2,908 | 0.7 | 3,101 | 0.9 |
| 15業 | 情報·通信業 | 151 | 0.0 | 188 | 0.1 |
| 商 | 卸売業 | 36,845 | 9.2 | 34,739 | 9.6 |
| 商業 | 小売業 | 13,418 | 3.4 | 12,589 | 3.5 |
| 金融 | 銀行業 | 17,154 | 4.3 | 14,778 | 4.1 |
| | 証券、商品先物取引業 | 4,668 | 1.2 | 4,173 | 1.2 |
| 保険業 | 保険業 | 3,435 | 0.9 | 3,467 | 1.0 |
| 業 | その他金融業 | 4,781 | 1.2 | 4,535 | 1.3 |
| | | 17,875 | 4.5 | 19,565 | 5.4 |
| | サービス業 | 3,100 | 0.8 | 2,514 | 0.7 |
| | 合計 | 399,362 | 100.0 | 360,977 | 100.0 |

■貸付金明細表(一般勘定)

(単位:百万円、%)

| 区分 | 2017年 | 度末 | 2018年 | 2018年度末 | | |
|-----------------|-----------|--------|-----------|---------|--|--|
| | 金額 | 占 率 | 金額 | 占 率 | | |
| 保険約款貸付 | 49,176 | 4.4 | 45,250 | 4.4 | | |
| 保険料振替貸付 | 6,748 | 0.6 | 5,975 | 0.6 | | |
| 契約者貸付 | 42,428 | 3.8 | 39,275 | 3.8 | | |
| 一般貸付 | 1,072,326 | 95.6 | 988,227 | 95.6 | | |
| (うち 非居住者貸付) | _ | _ | _ | _ | | |
| 企業貸付 | 930,598 | 83.0 | 843,368 | 81.6 | | |
| (うち 国内企業向け) | (930,324) | (83.0) | (843,170) | (81.6) | | |
| 国·国際機関·政府関係機関貸付 | 259 | 0.0 | 211 | 0.0 | | |
| 公共団体·公企業貸付 | 29,059 | 2.6 | 28,648 | 2.8 | | |
| 住宅ローン | 31,021 | 2.8 | 25,830 | 2.5 | | |
| 消費者ローン | 80,763 | 7.2 | 89,603 | 8.7 | | |
| その他 | 625 | 0.0 | 565 | 0.1 | | |
| 合計 | 1,121,503 | 100.0 | 1,033,478 | 100.0 | | |

■貸付金残存期間別残高(一般勘定)

(単位:百万円)

| | 区 分 | 1年以下 | 1 年超 3 年以下 | 3 年超 5 年以下 | 5 年超 7 年以下 | 7 年超 10 年以下 | 10年超 (期間の定めのないものを含む) | 合 計 |
|------|-------|---------|---------------|---------------|---------------|----------------|----------------------|-----------|
| 2 | 変動金利 | 21,191 | 14,946 | 1,580 | 1,104 | 3,051 | 29,873 | 71,747 |
| 1 7 | 固定金利 | 97.873 | 110,393 | 196,174 | 133,882 | 190,973 | 271,282 | 1,000,578 |
| 年度末 | 一般貸付計 | 119,065 | 125,340 | 197,754 | 134,986 | 194,024 | 301,155 | 1,072,326 |
| 2 | 変動金利 | 5,933 | 9,970 | 728 | 844 | 2,576 | 25,507 | 45,560 |
| 8年 | 固定金利 | 50,274 | 136,168 | 195,570 | 146,360 | 154,833 | 259,459 | 942,666 |
| 8年度末 | 一般貸付計 | 56,208 | 146,139 | 196,299 | 147,204 | 157,409 | 284,966 | 988,227 |

■国内企業向け貸付金企業規模別内訳(一般勘定)

(単位:件、百万円、%)

| 区 分 | | 2017 年 | 度末 | 2018年度末 | |
|----------------|------|---------|-------|---------|-------|
| | | | 占 率 | | 占 率 |
| 大企業 | 貸付先数 | 114 | 71.7 | 95 | 70.4 |
| 人正来 | 金額 | 840,006 | 90.3 | 773,695 | 91.8 |
| →57 ∧ ₩ | 貸付先数 | 1 | 0.6 | 1 | 0.7 |
| 中堅企業 | 金額 | 500 | 0.0 | 500 | 0.1 |
| 中小企業 | 貸付先数 | 44 | 27.7 | 39 | 28.9 |
| 中小正未 | 金額 | 89,817 | 9.7 | 68,974 | 8.2 |
| 国内企業向け貸付計 | 貸付先数 | 159 | 100.0 | 135 | 100.0 |
| 四川天川川月刊司 | 金額 | 930,324 | 100.0 | 843,170 | 100.0 |

⁽注) 1. 業種の区分は以下のとおりです。

| 業種 | ①右の②~④を除く全業種 | | ①右の②~④を除く全業種 ②小売業、飲食業 ③サービス業 | | ④卸売業 | | | |
|------|-------------------|----------------------------|------------------------------|--------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|----------------------|
| 大企業 | · 従業員 · 300 名超 | 資本金 10 億円以上 | 従業員 50 名超 | 資本金 10 億円以上 | │ │ 従業員 100 名超 | 資本金 10 億円以上 | 従業員 | 資本金 10 億円以上 |
| 中堅企業 | 300 石旭 かつ | 資本金3億円超 10億円未満 | 50 石旭 かつ | 資本金5千万円超 10億円未満 | 100 石旭 かつ | 資本金5千万円超 10億円未満 | 100 名超 かつ | 資本金 1 億円超 10 億円未満 |
| 中小企業 | | 金 3 億円以下又は 6従業員 300 名以下 | 資本金5千万円以下又は 常用する従業員50名以下 | | | | 資本金 1 億円以下又は 常用する従業員 100 名以下 | |

^{2.} 貸付先数とは、各貸付先を名寄せした結果の債務者数をいい、貸付件数ではありません。

■貸付金業種別内訳(一般勘定)

| | | 2017年 | E度末 | 2018 年度末 | | |
|------------------|-----------------|-----------|---------|----------|-------|--|
| | 区分 | 金額 | 占率 | 金額 | 占率 | |
| | 製造業 | 159,889 | 14.9 | 117,027 | 11.8 | |
| | 食料 | 4,800 | 0.5 | 4,500 | 0.5 | |
| | 繊維 | 2,500 | 0.2 | _ | _ | |
| | 木材・木製品 | _ | _ | _ | _ | |
| | パルプ・紙 | 39,000 | 3.6 | 34,000 | 3.4 | |
| | 印刷 | _ | _ | _ | _ | |
| | 化学 | 18,048 | 1.7 | 15,241 | 1.5 | |
| | 石油·石炭 | 25,810 | 2.4 | 20,810 | 2.1 | |
| | 窯業・土石 | 4,586 | 0.4 | 4,582 | 0.5 | |
| | 鉄鋼 | 5,300 | 0.5 | 3,300 | 0.3 | |
| | 非鉄金属 | 9,479 | 0.9 | 8,107 | 0.8 | |
| | 金属製品 | _ | _ | _ | _ | |
| | はん用・生産用・業務用機械 | 3,321 | 0.3 | 2,271 | 0.2 | |
| | 電気機械 | 17,300 | 1.6 | 2,200 | 0.2 | |
| | 輸送用機械 | 29,686 | 2.8 | 21,990 | 2.2 | |
| | その他の製造業 | 58 | 0.0 | 25 | 0.0 | |
| | 農業、林業 | _ | _ | _ | _ | |
| | 漁業 | _ | _ | _ | _ | |
| 国内向 | 鉱業、採石業、砂利採取業 | 56 | 0.0 | 52 | 0.0 | |
| 牊 | 建設業 | 8,000 | 0.8 | 3,752 | 0.4 | |
| | 電気・ガス・熱供給・水道業 | 95,818 | 8.9 | 91,874 | 9.3 | |
| | 情報通信業 | 25,190 | 2.4 | 24,100 | 2.4 | |
| | 運輸業、郵便業 | 43,287 | 4.0 | 41,246 | 4.2 | |
| | 卸売業 | 226,657 | 21.1 | 231,627 | 23.4 | |
| | 小売業 | 500 | 0.1 | 500 | 0.1 | |
| | 金融業、保険業 | 258,826 | 24.1 | 240,243 | 24.3 | |
| | 不動産業 | 112,356 | 10.5 | 98,303 | 9.9 | |
| | 物品賃貸業 | 22,930 | 2.1 | 17,643 | 1.8 | |
| | 学術研究、専門・技術サービス業 | 500 | 0.1 | 500 | 0.1 | |
| | 宿泊業 | 77 | 0.0 | 42 | 0.0 | |
| | 飲食業 | _ | _ | _ | _ | |
| | 生活関連サービス業、娯楽業 | _ | _ | _ | _ | |
| | 教育、学習支援業 | _ | _ | _ | _ | |
| | 医療・福祉 | 625 | 0.1 | 565 | 0.1 | |
| | その他のサービス | 93 | 0.0 | 68 | 0.0 | |
| | 地方公共団体 | 5,459 | 0.5 | 5,048 | 0.5 | |
| | 個人(住宅・消費・納税資金等) | 111,784 | 10.4 | 115,434 | 11.7 | |
| | その他 | 274 | 0.0 | 197 | 0.0 | |
| | 合計 | 1,072,326 | 100.0 | 988,227 | 100.0 | |
| 海 | 政府等 | _ | _ | _ | _ | |
| 海 外向 け | 金融機関 | _ | _ | _ | _ | |
| | 商工業等 | _ | _ | _ | _ | |
| 1' | 合計 | _ | _ | _ | _ | |

■貸付金使途別内訳(一般勘定)

一般貸付計

(単位:百万円、%)

100.0

(単位:百万円、%)

| ∇ Δ | 2017年 | 度末 | 2018 年度末 | | |
|------|---------|------|----------|------|--|
| | 金 額 | 占 率 | 金額 | 占 率 | |
| 設備資金 | 93,842 | 9.8 | 86,113 | 9.9 | |
| 運転資金 | 866.698 | 90.2 | 786.679 | 90.1 | |

1,072,326

100.0

988,227

■貸付金地域別内訳(一般勘定)

| 区分 | 2017年 | 度末 | 2018 年度末 | | |
|-----|---------|-------|----------|-------|--|
| | 金 額 | 占 率 | 金 額 | 占 率 | |
| 北海道 | 6,501 | 0.7 | 6,500 | 0.7 | |
| 東北 | 9,137 | 0.9 | 8,976 | 1.0 | |
| 関東 | 774,791 | 80.6 | 703,009 | 80.5 | |
| 中部 | 117,007 | 12.2 | 110,654 | 12.7 | |
| 近畿 | 32,561 | 3.4 | 24,176 | 2.8 | |
| 中国 | 2,925 | 0.3 | 2,320 | 0.3 | |
| 四国 | 3,535 | 0.4 | 3,515 | 0.4 | |
| 九州 | 14,081 | 1.5 | 13,640 | 1.6 | |
| 合計 | 960,541 | 100.0 | 872,793 | 100.0 | |

⁽注) 1. 住宅ローン、消費者ローン、非居住者貸付、保険約款貸付等は含んでいません。 2. 地域区分は、貸付先の本社所在地によります。

■貸付金担保別内訳(一般勘定)

| 区分 | 2017年 | 度末 | 2018年度末 | | |
|---------------|-----------|-------|---------|-------|--|
| | 金額 | 占 率 | 金 額 | 占 率 | |
| 担保貸付 | 1,185 | 0.1 | 882 | 0.1 | |
| 有価証券担保貸付 | _ | _ | _ | _ | |
| 不動産・動産・財団担保貸付 | 1,185 | 0.1 | 882 | 0.1 | |
| 指名債権担保貸付 | _ | _ | _ | _ | |
| 保証貸付 | 6,131 | 0.6 | 5,399 | 0.5 | |
| 信用貸付 | 953,224 | 88.9 | 866,511 | 87.7 | |
| その他 | 111,784 | 10.4 | 115,434 | 11.7 | |
| 一般貸付計 | 1,072,326 | 100.0 | 988,227 | 100.0 | |
| うち劣後特約付貸付 | 188,000 | 17.5 | 180,000 | 18.2 | |

■有形固定資産明細表(一般勘定)

1. 有形固定資産の明細

(単位:百万円、%)

(単位:百万円、%)

(単位:百万円、%)

| | 区 分 | 当期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期償却額 | 当期末残高 | 減価償却累計額 | 償却累計率 |
|-----|---------------------------------|---------|-------------|--------|-------|---------|----------|-------|
| | 土地 | 172,029 | 3 | 1,272 | _ | 170,760 | _ | _ |
| | | | | (48) | | | | |
| | 建物 | 67,813 | 3,521 | 1,542 | 4,313 | 65,478 | 173,653 | 72.6 |
| 2 | | | | (70) | | | | |
| 0 | リース資産 | 22 | 9 | _ | 8 | 24 | 18 | 42.6 |
| 1 | 建設仮勘定 | 27 | 3,034 | 2,235 | _ | 826 | - | - |
| 7 | その他の有形固定資産 | 3,053 | 1,030 | 13 | 1,132 | 2,937 | 15,599 | 84.2 |
| 年度 | | | | | | | | |
| | 合計 | 242,947 | 7,598 | 5,064 | 5,454 | 240,027 | 189,270 | 44.1 |
| | > + / C / C / C / T / T / T / T | 470.000 | 5040 | (119) | 0.004 | 470.040 | | |
| | うち賃貸等不動産 | 170,369 | 5,048 | 2,243 | 2,861 | 170,312 | 134,511 | 44.1 |
| | 1. 1.1. | 170 700 | | (119) | | 100 100 | | |
| | 土地 | 170,760 | _ | 1,563 | _ | 169,196 | _ | _ |
| | 7 =1 H/m | CE 470 | 7.051 | (175) | 4.000 | CE 007 | 155 400 | 70.5 |
| | 建物 | 65,478 | 7,051 | 3,238 | 4,283 | 65,007 | 155,489 | 70.5 |
| 2 | 11 フ迩莊 | 24 | 18 | (129) | 11 | 31 | 29 | 48.1 |
| 0 | リース資産 | 826 | 8,367 | 8,850 | 11 | 343 | 29 | 40.1 |
| 1 | 建設仮勘定その他の有形固定資産 | | | 189 | 1.076 | | 14.005 | 04.0 |
| 8年度 | てい他の有形回足具圧 | 2,937 | 1,010 | 109 | 1,076 | 2,682 | 14,285 | 84.2 |
| 度 | 合計 | 240,027 | 16,448 | 13,842 | 5,370 | 237,261 | 169,803 | 41.7 |
| | шп | 240,021 | 10,770 | (304) | 5,570 | 201,201 | 103,003 | 71.7 |
| | うち賃貸等不動産 | 170,312 | 3,861 | 4,175 | 2,776 | 167,222 | 115,563 | 40.9 |
| | フラ英英サー新庄 | 170,012 | 3,001 | (172) | 2,110 | 107,222 | 1 10,000 | 40.0 |

⁽注) 1. 「当期減少額」の () 書きは、減損損失による減少額を内書きにしたものです。 2. 「償却累計率」は、取得価額に対する減価償却累計額の割合を示します。

2. 不動産残高及び賃貸用ビル保有数

| 区 分 | 2017 年度末 | 2018 年度末 |
|----------|----------|----------|
| 不動産残高 | 237,065 | 234,548 |
| 営業用 | 69,020 | 69,390 |
| 賃貸用 | 168,044 | 165,157 |
| 賃貸用ビル保有数 | 90 棟 | 82 棟 |

■無形固定資産明細表(一般勘定)

(単位:百万円、%)

(単位:百万円)

| | 区分 | 当期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期償却額 | 当期末残高 | 減価償却累計額 | 償却累計率 |
|-----|------------|--------|-------|-------|-------|--------|---------|-------|
| 2 | ソフトウエア | 9,505 | 4,264 | 13 | 3,457 | 10,300 | 7,554 | 42.3 |
| 1 7 | その他の無形固定資産 | 3,296 | 3,999 | 4,354 | 0 | 2,941 | 4 | 0.1 |
| 年度 | 合計 | 12,802 | 8,264 | 4,367 | 3,457 | 13,241 | 7,558 | 36.3 |
| 2 | ソフトウエア | 10,300 | 2,909 | _ | 3,876 | 9,332 | 10,113 | 52.0 |
| 1 8 | その他の無形固定資産 | 2,941 | 3,360 | 2,954 | 0 | 3,347 | 1 | 0.0 |
| 隻 | 合計 | 13,241 | 6,269 | 2,954 | 3,876 | 12,680 | 10,114 | 44.4 |

⁽注)「償却累計率」は、取得価額に対する減価償却累計額の割合を示します。

■固定資産等処分益明細表(一般勘定)

(単位:百万円)

| 区 分 | 2017 年度 | 2018 年度 |
|----------|---------|---------|
| 有形固定資産 | 6,560 | 4,619 |
| 土地 | 6,337 | 3,703 |
| 建物 | 222 | 915 |
| その他 | 0 | _ |
| 無形固定資産 | _ | _ |
| その他 | _ | 21 |
| 合計 | 6,560 | 4,640 |
| うち賃貸等不動産 | 3,072 | 4,581 |

■固定資産等処分損明細表(一般勘定)

(単位:百万円)

| 区 分 | 2017年度 | 2018 年度 |
|----------|--------|---------|
| 有形固定資産 | 1,024 | 857 |
| 土地 | 8 | 47 |
| 建物 | 979 | 806 |
| その他 | 36 | 3 |
| 無形固定資産 | 13 | 0 |
| その他 | 24 | 623 |
| 合計 | 1,061 | 1,481 |
| うち賃貸等不動産 | 217 | 567 |

■賃貸用不動産等減価償却費明細表(一般勘定)

(単位:百万円、%)

| | 区 分 | 取得原価 | 当期償却額 | 減価償却累計額 | 当期末残高 | 償却累計率 |
|----|------------|---------|-------|---------|--------|-------|
| | 有形固定資産 | 187,876 | 3,002 | 141,406 | 46,469 | 75.3 |
| 2 | 建物 | 177,614 | 2,858 | 131,810 | 45,804 | 74.2 |
| 0 | リース資産 | _ | _ | _ | _ | _ |
| 1 | その他の有形固定資産 | 10,261 | 143 | 9,596 | 665 | 93.5 |
| 年 | 無形固定資産 | _ | _ | _ | _ | _ |
| 年度 | その他 | _ | _ | _ | _ | _ |
| | 合計 | 187,876 | 3,002 | 141,406 | 46,469 | 75.3 |
| | 有形固定資産 | 166,744 | 2,930 | 121,849 | 44,895 | 73.1 |
| 2 | 建物 | 157,899 | 2,773 | 113,678 | 44,220 | 72.0 |
| 0 | リース資産 | - | _ | _ | _ | _ |
|] | その他の有形固定資産 | 8,844 | 156 | 8,170 | 674 | 92.4 |
| 8 | 無形固定資産 | - | _ | _ | - | _ |
| 年度 | その他 | _ | _ | _ | _ | _ |
| | 合計 | 166,744 | 2,930 | 121,849 | 44,895 | 73.1 |

■海外投融資の状況(一般勘定)

1. 資産別明細

| 区分 | 2017年 | 度末 | 2018 年度末 | | |
|---------------|-----------|-------|-----------|-------|--|
| | 金 額 | 占 率 | 金 額 | 占 率 | |
| 外貨建資産 | 1,648,776 | 88.8 | 2,070,182 | 91.0 | |
| 公社債 | 1,498,524 | 80.7 | 1,903,656 | 83.6 | |
| 株式 | _ | _ | _ | _ | |
| 現預金・その他 | 150,251 | 8.1 | 166,526 | 7.3 | |
| 円貨額が確定した外貨建資産 | 59,873 | 3.2 | 42,905 | 1.9 | |
| 公社債 | _ | _ | _ | _ | |
| 現預金・その他 | 59,873 | 3.2 | 42,905 | 1.9 | |
| 円貨建資産 | 149,134 | 8.0 | 163,044 | 7.2 | |
| 非居住者貸付 | _ | _ | _ | _ | |
| 公社債(円建外債)・その他 | 149,134 | 8.0 | 163,044 | 7.2 | |
| 合計 | 1,857,784 | 100.0 | 2,276,132 | 100.0 | |

⁽注)「円貨額が確定した外貨建資産」は、為替予約が付されていることにより決済時の円貨額が確定し、当該円貨額を資産の貸借対照表価額としているものです。

2. 地域別構成

外国証券 非居住者貸付 区 分 公社債 株式等 金 額 占率 占 率 占 率 金 額 率 金額 金額 占 北米 317,781 300,224 19.6 21.0 17,556 9.0 171,260 ヨーロッパ 1,006,944 62.1 835,683 58.6 88.1 2 オセアニア 191,718 11.8 191,718 13.4 0 アジア 5,672 0.4 5,672 2.9 1 7 中南米 .年 中東 一度末 アフリカ 国際機関 99,676 6.1 99,676 7.0 合計 1,621,793 100.0 1,427,303 100.0 194,490 100.0 米北 411,136 21.2 395,623 22.8 15.512 7.6 ヨーロッパ 1,077,103 55.6 892.882 51.6 184.221 89.8 2 オセアニア 292,431 15.1 292,431 16.9 アジア 5,451 5.451 0.3 2.7 18年度末 中南米 中東

3. 外貨建資産の通貨別構成

150,502

1,936,625

7.8

100.0

アフリカ 国際機関

合計

(単位:百万円、%)

(単位:百万円、%)

(単位:百万円、%)

| 区分 | 2017年 | 度末 | 2018 年度末 | | |
|-----|-----------|-------|-----------|-------|--|
| | 金額 | 占 率 | 金額 | 占 率 | |
| ユーロ | 795,956 | 48.3 | 827,837 | 40.0 | |
| 豪ドル | 420,898 | 25.5 | 623,728 | 30.1 | |
| 米ドル | 431,919 | 26.2 | 618,614 | 29.9 | |
| その他 | 2 | 0.0 | 2 | 0.0 | |
| 合計 | 1,648,776 | 100.0 | 2,070,182 | 100.0 | |

8.7

205,185

100.0

100.0

150,502

1,731,439

■海外投融資利回り(一般勘定)

| 区 分 | 2017 年度 | 2018 年度 |
|----------|---------|---------|
| 海外投融資利回り | 0.09 | 0.93 |

⁽注) 1. 海外投融資とは、外貨建資産と円建資産の合計です。

(単位:%)

(単位:%)

| 区 分 | 2017 年度 | 2018 年度 |
|----------|---------|---------|
| 海外投融資利回り | 1.41 | 2.03 |

■公共関係投融資の概況 (新規引受額、貸出額) (一般勘定)

(単位:百万円)

| | 区分 | 2017 年度 | 2018 年度 |
|-----|----------|---------|---------|
| | | 金額 | 金額 |
| | 国債 | _ | _ |
| 台 | 地方債 | _ | _ |
| 公共債 | 公社·公団債 | 325 | 269 |
| | 小計 | 325 | 269 |
| 貸 | 政府関係機関 | 259 | 211 |
| | 公共団体·公企業 | _ | _ |
| 付 | 小計 | 259 | 211 |
| | 合計 | 584 | 480 |

■各種ローン金利(一般勘定)

当社における一般貸付の金利は、市場金利実勢を反映して決定されています。

■その他の資産明細表(一般勘定)

| | 資産の種類 | 取得原価 | 当期増加額 | 当期減少額 | 減価償却累計額 | 当期末残高 |
|-----|-------|-------|-------|-------|---------|-------|
| 2 | 繰延資産 | 628 | 6 | 14 | 178 | 442 |
| 7 | その他 | 721 | 79 | 163 | _ | 637 |
| 年度 | 合計 | 1,350 | 86 | 178 | 178 | 1,080 |
| 2 | 繰延資産 | 620 | 9 | 9 | 255 | 365 |
| 1 8 | その他 | 637 | 888 | 287 | _ | 1,237 |
| 年度 | 合計 | 1,258 | 897 | 297 | 255 | 1,603 |

⁽注) 1. 非償却資産の取得原価には、当期首残高を記載しています。

^{2.} 運用利回り計算式の分子の資産運用収支には、外貨建保険契約に係る資産の為替変動による為替差損益が含まれていますが、当該損益は、同保険契約に係る負債の為替変動による影響額により相殺され、経常損益には影響を与えていません。この影響を除いた一般勘定の海外投融資に係る運用利回りは次のとおりです。

^{2.「}繰延資産」は、法人税法上の繰延資産を含めて記載しています。

有価証券等の時価情報(一般勘定)

■有価証券の時価情報(一般勘定)

1. 売買目的有価証券の評価損益

2017年度末、2018年度末ともに該当する評価損益はありません。

2. 有価証券の時価情報 (売買目的有価証券以外)

(1)有価証券のうち時価のあるもの

| | | | | 2 | 2017 年度末 | | | | | | |
|------------|-----------|-----------|---------|---------|----------|-----------|---------|----------|---------|--|--|
| 区 分 | 帳簿価額 | 時 価 | 差損益 | (時価-帳簿価 | 插額) | 損益計算書 | 差損益 | (時価-損益計算 | 書計上後価額) | | |
| | | 时 圃 | 左摂紐 | 差益 | 差損 | 計上後価額 | 左摂缸 | 差益 | 差損 | | |
| 満期保有目的の債券 | 5,366 | 6,249 | 883 | 883 | - | 5,366 | 883 | 883 | - | | |
| 公社債 | 2,394 | 2,640 | 245 | 245 | - | 2,394 | 245 | 245 | - | | |
| 買入金銭債権 | 2,971 | 3,609 | 637 | 637 | - | 2,971 | 637 | 637 | - | | |
| 責任準備金対応債券 | 2,075,341 | 2,414,738 | 339,396 | 342,420 | 3,023 | 2,073,294 | 341,443 | 342,832 | 1,388 | | |
| 公社債 | 2,032,762 | 2,373,816 | 341,053 | 342,412 | 1,358 | 2,032,762 | 341,053 | 342,412 | 1,358 | | |
| 外国公社債 | 42,579 | 40,921 | △ 1,657 | 7 | 1,665 | 40,531 | 389 | 419 | 29 | | |
| 子会社・関連会社株式 | _ | - | - | - | - | - | _ | - | - | | |
| その他有価証券 | 2,831,303 | 3,112,314 | 281,010 | 326,916 | 45,906 | 2,832,137 | 280,176 | 302,996 | 22,819 | | |
| 公社債 | 1,011,934 | 1,077,510 | 65,576 | 69,191 | 3,614 | 1,011,288 | 66,221 | 68,224 | 2,002 | | |
| 株式 | 200,891 | 387,943 | 187,052 | 190,393 | 3,341 | 200,891 | 187,052 | 190,393 | 3,341 | | |
| 外国証券 | 1,480,135 | 1,501,261 | 21,126 | 58,832 | 37,706 | 1,481,615 | 19,646 | 35,878 | 16,232 | | |
| 公社債 | 1,365,576 | 1,386,771 | 21,195 | 54,137 | 32,942 | 1,367,056 | 19,715 | 31,183 | 11,468 | | |
| 株式等 | 114,558 | 114,490 | △ 68 | 4,694 | 4,763 | 114,558 | △ 68 | 4,694 | 4,763 | | |
| その他の証券 | 89,697 | 96,052 | 6,355 | 7,598 | 1,243 | 89,697 | 6,355 | 7,598 | 1,243 | | |
| 買入金銭債権 | 6,645 | 7,545 | 900 | 900 | _ | 6,645 | 900 | 900 | - | | |
| 譲渡性預金 | 42,000 | 42,000 | _ | _ | _ | 42,000 | _ | _ | _ | | |
| 合計 | 4,912,011 | 5,533,301 | 621,290 | 670,220 | 48,930 | 4,910,798 | 622,503 | 646,711 | 24,208 | | |
| 公社債 | 3,047,091 | 3,453,967 | 406,875 | 411,849 | 4,973 | 3,046,446 | 407,521 | 410,882 | 3,361 | | |
| 株式 | 200,891 | 387,943 | 187,052 | 190,393 | 3,341 | 200,891 | 187,052 | 190,393 | 3,341 | | |
| 外国証券 | 1,522,714 | 1,542,183 | 19,468 | 58,840 | 39,371 | 1,522,146 | 20,036 | 36,298 | 16,262 | | |
| 公社債 | 1,408,155 | 1,427,693 | 19,537 | 54,145 | 34,608 | 1,407,588 | 20,105 | 31,603 | 11,498 | | |
| 株式等 | 114,558 | 114,490 | △ 68 | 4,694 | 4,763 | 114,558 | △ 68 | 4,694 | 4,763 | | |
| その他の証券 | 89,697 | 96,052 | 6,355 | 7,598 | 1,243 | 89,697 | 6,355 | 7,598 | 1,243 | | |
| 買入金銭債権 | 9,616 | 11,154 | 1,537 | 1,537 | - | 9,616 | 1,537 | 1,537 | - | | |
| 譲渡性預金 | 42,000 | 42,000 | _ | _ | _ | 42,000 | _ | _ | _ | | |

⁽注) 1. 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。2. 外貨建責任準備金対応債券に係る換算差額△2.047百万円、及び外貨建その他有価証券のうち債券に係る換算差額の一部834百万円については、為替差損益として損益計 算書に計上しています。

| | | | | 2 | 2018年度表 | ŧ | | | (単位・日月日) |
|------------|-----------|-----------|---------|---------|---------|-----------|---------|----------|----------|
| 区 分 | 帳簿価額 | 時価 | 差損益 | (時価-帳簿価 | 插額) | 損益計算書 | 差損益 | (時価-損益計算 | 書計上後価額) |
| | 収得Щ低 | h-Q IIM | 左1只皿 | 差益 | 差損 | 計上後価額 | 左1只皿 | 差益 | 差損 |
| 満期保有目的の債券 | 4,896 | 5,729 | 832 | 832 | _ | 4,896 | 832 | 832 | - |
| 公社債 | 2,161 | 2,384 | 223 | 223 | _ | 2,161 | 223 | 223 | - |
| 買入金銭債権 | 2,735 | 3,344 | 608 | 608 | _ | 2,735 | 608 | 608 | - |
| 責任準備金対応債券 | 2,147,521 | 2,547,021 | 399,500 | 399,866 | 366 | 2,142,547 | 404,474 | 404,610 | 135 |
| 公社債 | 2,051,853 | 2,449,194 | 397,340 | 397,476 | 135 | 2,051,878 | 397,316 | 397,451 | 135 |
| 外国公社債 | 95,667 | 97,826 | 2,159 | 2,390 | 230 | 90,668 | 7,158 | 7,158 | - |
| 子会社・関連会社株式 | _ | _ | _ | _ | _ | _ | _ | _ | - |
| その他有価証券 | 3,130,859 | 3,402,289 | 271,430 | 299,735 | 28,304 | 3,093,100 | 309,189 | 322,511 | 13,322 |
| 公社債 | 1,038,656 | 1,117,019 | 78,363 | 79,439 | 1,076 | 1,036,756 | 80,263 | 80,555 | 292 |
| 株式 | 199,820 | 349,771 | 149,951 | 154,942 | 4,991 | 199,820 | 149,951 | 154,942 | 4,991 |
| 外国証券 | 1,735,605 | 1,772,956 | 37,350 | 58,779 | 21,428 | 1,699,747 | 73,209 | 80,440 | 7,230 |
| 公社債 | 1,608,452 | 1,640,770 | 32,318 | 52,603 | 20,285 | 1,572,594 | 68,176 | 74,264 | 6,087 |
| 株式等 | 127,152 | 132,185 | 5,032 | 6,175 | 1,143 | 127,152 | 5,032 | 6,175 | 1,143 |
| その他の証券 | 94,747 | 99,640 | 4,893 | 5,700 | 807 | 94,747 | 4,893 | 5,700 | 807 |
| 買入金銭債権 | 6,029 | 6,901 | 871 | 871 | _ | 6,029 | 871 | 871 | - |
| 譲渡性預金 | 56,000 | 56,000 | _ | _ | _ | 56,000 | _ | _ | _ |
| 合計 | 5,283,277 | 5,955,040 | 671,763 | 700,434 | 28,671 | 5,240,544 | 714,496 | 727,954 | 13,457 |
| 公社債 | 3,092,671 | 3,568,599 | 475,927 | 477,139 | 1,212 | 3,090,795 | 477,803 | 478,231 | 427 |
| 株式 | 199,820 | 349,771 | 149,951 | 154,942 | 4,991 | 199,820 | 149,951 | 154,942 | 4,991 |
| 外国証券 | 1,831,272 | 1,870,783 | 39,510 | 61,170 | 21,659 | 1,790,415 | 80,367 | 87,598 | 7,230 |
| 公社債 | 1,704,119 | 1,738,597 | 34,478 | 54,994 | 20,516 | 1,663,262 | 75,335 | 81,422 | 6,087 |
| 株式等 | 127,152 | 132,185 | 5,032 | 6,175 | 1,143 | 127,152 | 5,032 | 6,175 | 1,143 |
| その他の証券 | 94,747 | 99,640 | 4,893 | 5,700 | 807 | 94,747 | 4,893 | 5,700 | 807 |
| 買入金銭債権 | 8,764 | 10,245 | 1,480 | 1,480 | _ | 8,764 | 1,480 | 1,480 | - |
| 譲渡性預金 | 56,000 | 56,000 | _ | _ | _ | 56,000 | _ | _ | _ |

(2)時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券(帳簿価額)

| 区 分 | 2017 年度末 | 2018 年度末 |
|--------------------|----------|----------|
| 満期保有目的の債券 | _ | _ |
| 責任準備金対応債券 | _ | _ |
| 子会社·関連会社株式 | 2,053 | 1,805 |
| その他有価証券 | 90,664 | 83,454 |
| 非上場国内株式 | 10,664 | 10,454 |
| 非上場外国株式(店頭売買株式を除く) | 80,000 | 73,000 |
| 合計 | 92,718 | 85,260 |

⁽注) 1. 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。 2. 外貨建責任準備金対応債券に係る換算差額△ 4.974 百万円、及び外貨建その他有価証券のうち債券に係る換算差額の一部△ 37.758 百万円については、為替差損益として 損益計算書に計上しています。

■金銭の信託の時価情報(一般勘定)

| | | 2 | 017 年度 | ŧ | | 2018年度末 | | | | |
|-------|-------|-----|-----------------|----|----|---------|-----|-------|----|----|
| 区 分 | 貸借対照表 | 時 価 | ¥# * | | | 貸借対照表 | | 時価差損益 | | |
| | 計上額 | 四 川 | 差損益 | 差益 | 差損 | 計上額 | 四 川 | 左須亜 | 差益 | 差損 |
| 金銭の信託 | 200 | 200 | _ | _ | _ | 200 | 200 | _ | | _ |

⁽注) 本表記載の金銭の信託は全て「取得原価をもって賃借対照表に計上している預金と同様の性格の合同運用の指定金銭信託」です。 なお運用目的、満期保有目的、責任準備金対応の金銭の信託は保有していません。

■デリバティブ取引の時価情報 [ヘッジ会計適用・非適用分の合算値] (一般勘定)

1. 定性的情報

(1)利用目的

当社では、主に資産又は負債のリスクヘッジを目的にデリバティブ取引を行っています。

資産の安定的な運用のため現物資産に係る市場リスクなどのヘッジやコントロール、個人変額保険・個人変額年金保険に係る最低保証リスク(最低保証に関する責任準備金の変動による期間損益の変動リスク)の軽減を目的として利用しています。

(2)取引の内容

運用対象としているデリバティブ取引は以下の通りです。

- ① 株式関連 国内外株価指数先物取引・国内外株価指数オプション取引・個別株券オプション取引等
- ② 債券関連 国内債券先物取引・国内外債券オプション取引
- ③ 通貨関連 先物為替予約取引・通貨オプション取引・通貨スワップ取引
- ④ 金利関連 金利スワップ取引

(3)リスクの内容

デリバティブ取引のリスクには、市場関連リスクと信用リスク並びに事務リスク・法務リスクがあります。

① 市場関連リスクについて

市場リスクにはヘッジ対象である株式、債券、通貨の価格変動や金利変動によってもたらされるリスクに加えて、オプション取引に見られるような市場変動性(ボラティリティ)など、デリバティブ固有のリスクも含まれています。

従って、市場リスクについては現物資産と合わせたポジション管理を行うと同時にデリバティブ取引そのもののリスクのモニタリングも行っています。

② 信用リスクについて

デリバティブ取引に付随する取引相手先のデフォルト(債務不履行)により、デリバティブ・ポジションから期待する経済効果 を得られない信用リスクについて認識し、管理しています。

③ 事務リスク・法務リスク

当社のデリバティブ取引実行に際しては取引実行部門と独立した事務管理部門が取引先の管理部門と照合を行うなど、相互牽制機能が働く体制となっています。また、取引開始に際しては契約書の内容精査など法務リスクに配慮し、状況に応じて弁護士など専門家の意見を聴取するなどの対応を行っています。

(4)リスク管理体制

当社では取引実行部門とリスク管理担当部門を分離独立させ、相互牽制機能が発揮できる体制を確立しています。 具体的な管理・報告体制は以下の通りです。

- ① 価格変動リスクのモニタリングとリスク管理担当への報告
- ② 価格変動リスクのモニタリングとリスク管理責任者への報告
- ③ 市場関連リスク管理分会、信用リスク管理分会への報告
- ④ リスク管理会議への報告
- ⑤ 経営会議、取締役会への報告
- ⑥ 監査部門による規定遵守状況確認

2. 定量的情報

(1)差損益の内訳(ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳)

(単位:百万円)

(単位:百万円)

| | 区 分 | 金利関連 | 通貨関連 | 株式関連 | 債券関連 | その他 | 合 計 |
|-------------|-----------|------|--------|---------|------|-----|--------|
| 2 | ヘッジ会計適用分 | 31 | _ | _ | _ | _ | 31 |
| 1 7 年 | ヘッジ会計非適用分 | _ | 22,189 | △ 2,419 | _ | _ | 19,769 |
| 集 | 合計 | 31 | 22,189 | △ 2,419 | _ | _ | 19,801 |
| 2 | ヘッジ会計適用分 | 25 | _ | _ | _ | _ | 25 |
| 18年 | ヘッジ会計非適用分 | _ | 10,462 | 5 | _ | _ | 10,468 |
| 8年度米 | 合計 | 25 | 10,462 | 5 | _ | _ | 10,493 |

(注) ヘッジ会計非適用分の差損益については、損益計算書に計上しています。

(2)金利関連 (単位:百万円)

| 区 | ₹ #. ₩ T | | 2017 | 年度末 | | | 2018 | 年度末 | |
|---|------------------------|-------|---------|-----|-----|-------|---------|-----|-----|
| 分 | 種類 | 契約額等 | うち 1 年超 | 時 価 | 差損益 | 契約額等 | うち 1 年超 | 時 価 | 差損益 |
| | 金利スワップ | | | | | | | | |
| 店 | 固定金利受取/変動金利支払 | 3,123 | 2,123 | 31 | 31 | 2,123 | 2,123 | 25 | 25 |
| 頭 | 固定金利支払/変動金利受取 | _ | _ | _ | _ | _ | _ | _ | - |
| | 変動金利受取/変動金利支払 | _ | _ | _ | _ | _ | _ | _ | - |
| | 合計 | | | | 31 | | | | 25 |

⁽注) 差損益欄には、時価を記載しています。

〈参考〉金利スワップ残存期間別残高

(単位:百万円、%)

| | 区分 | 1年以下 | 1 年超 3 年以下 | 3 年超 5 年以下 | 5 年超 7 年以下 | 7 年超 10 年以下 | 10 年超 | 合 計 |
|------|-------------------|-------|---------------|---------------|---------------|----------------|-------|-------|
| | 受取側固定スワップ想定元本 | 1,000 | 1,063 | 860 | 200 | _ | _ | 3,123 |
| | 平均受取固定金利 | 0.62 | 0.96 | 0.80 | 1.43 | _ | - | 0.84 |
| | 平均支払変動金利 | 0.22 | 0.48 | 0.48 | 0.58 | _ | - | 0.40 |
| 2 | 支払側固定スワップ想定元本 | _ | _ | _ | _ | _ | _ | _ |
| 1 | 平均受取変動金利 | _ | _ | _ | _ | _ | _ | _ |
| 7 | 平均支払固定金利 | _ | _ | _ | _ | _ | - | - |
| 年度末 | 支払/受取共に変動スワップ想定元本 | _ | _ | _ | _ | _ | - | - |
| 木 | 平均受取変動金利 | _ | _ | _ | _ | _ | _ | _ |
| | 平均支払変動金利 | _ | _ | _ | _ | _ | _ | _ |
| | 合計 | 1,000 | 1,063 | 860 | 200 | _ | _ | 3,123 |
| | 受取側固定スワップ想定元本 | _ | 1,923 | 200 | _ | _ | - | 2,123 |
| | 平均受取固定金利 | _ | 0.89 | 1.43 | _ | _ | - | 0.94 |
| | 平均支払変動金利 | _ | 0.48 | 0.58 | _ | _ | - | 0.49 |
| 0 | 支払側固定スワップ想定元本 | _ | _ | _ | _ | _ | - | - |
| 1 | 平均受取変動金利 | _ | _ | _ | _ | _ | - | - |
| 8年度末 | 平均支払固定金利 | _ | _ | _ | _ | _ | - | _ |
| 度 | 支払/受取共に変動スワップ想定元本 | _ | _ | _ | _ | _ | - | _ |
| 不 | 平均受取変動金利 | _ | _ | _ | _ | _ | _ | _ |
| | 平均支払変動金利 | _ | _ | _ | _ | _ | _ | _ |
| | 合計 | _ | 1,923 | 200 | _ | _ | _ | 2,123 |

(3)通貨関連

| 区 | イエ ツエ | | 2017 | 17 年度末 2018 年 | | | | | F度末 | | |
|---|---------|-----------|---------|---------------|--------|-----------|---------|--------|--------|--|--|
| 分 | 種類 | 契約額等 | うち 1 年超 | 時 価 | 差損益 | 契約額等 | うち 1 年超 | 時 価 | 差損益 | | |
| | 為替予約 | | | | | | | | | | |
| | 売建 | 1,114,370 | _ | 22,373 | 22,373 | 1,123,145 | _ | 10,633 | 10,633 | | |
| 店 | 米ドル | 333,099 | _ | 6,962 | 6,962 | 331,536 | _ | △ 92 | △ 92 | | |
| 頭 | ユーロ | 781,270 | _ | 15,411 | 15,411 | 791,609 | _ | 10,725 | 10,725 | | |
| | 通貨スワップ | 5,700 | 5,700 | △ 184 | △ 184 | 5,700 | 5,700 | △ 171 | △ 171 | | |
| | 円払/豪ドル受 | 5,700 | 5,700 | △ 184 | △ 184 | 5,700 | 5,700 | △ 171 | △ 171 | | |
| | 合計 | | | | 22,189 | | | | 10,462 | | |

⁽注) 1. 年度末の為替相場は先物相場を使用しています。 2. 外貨建金銭債権債務等に先物為替予約が付されていることにより決済時における円貨額が確定している外貨建金銭債権債務等で、貸借対照表において当該円貨額で表示され ているものについては、開示の対象から除いています。

^{3.} 差損益欄には、時価を記載しています。

(単位:百万円)

(4)株式関連

| 区 | T- W- | | 2017 | 年度末 | | 2018 年度末 | | | |
|---|-----------|---------|---------|------|---------|----------|---------|----|-----|
| 分 | 種類 | 契約額等 | うち 1 年超 | 時 価 | 差損益 | 契約額等 | うち 1 年超 | 時価 | 差損益 |
| | 株価指数先渡 | | | | | | | | |
| | 売建 | 5,016 | _ | △ 39 | △ 39 | 1,992 | _ | 5 | 5 |
| | 株価指数オプション | | | | | | | | |
| 店 | 売建 | | | | | | | | |
| | コール | 3,831 | _ | | | _ | _ | | |
| 頭 | | (0) | | 166 | △ 166 | (-) | | _ | _ |
| | 買建 | | | | | | | | |
| | プット | 10,009 | _ | | | _ | _ | | |
| | | (2,267) | | 54 | △ 2,213 | (-) | | _ | _ |
| | 合計 | | | | △ 2,419 | | | | 5 |

(5)債券関連

2017年度末、2018年度末ともに該当する残高はありません。

(6)その他

2017年度末、2018年度末ともに該当する残高はありません。

⁽注) 1. 括弧内にはオブション料を記載しています。 2. 差損益欄には、先渡取引については時価を記載し、オブション取引についてはオブション料と時価との差額を記載しています。

第5章

特別勘定に関する指標等

5-1 特別勘定資産残高の状況

(単位:百万円)

| 区分 | 2017 年度末 | 2018 年度末 | |
|----------|----------|----------|--|
| | 金額 | 金額 | |
| 個人変額保険 | 73,290 | 68,357 | |
| 個人変額年金保険 | 56,005 | 23,549 | |
| 団体年金保険 | 98,229 | 101,973 | |
| 特別勘定計 | 227,525 | 193,881 | |

⁽注)上記の数値には一般勘定貸を含めて記載しています。

5-2 個人変額保険及び個人変額年金保険特別勘定資産の運用の経過

■運用環境

1. 経済動向

2018年度の日本経済は、輸出はおおむね横ばいとなったものの、世界経済の緩やかな回復、企業の高い収益力を背景にした設備投資の増加、雇用・所得環境の改善による個人消費の持ち直しなどにより、緩やかな回復が続きました。

海外では、米中貿易摩擦や英国の EU 離脱問題等、主要国の経済政策の不確実性が世界経済に大きな影響を与えたものの、個人消費の増加や雇用情勢改善が続く米国経済を中心に、全体としては引き続き緩やかに回復しました。

2. 金利と為替

日本の長期金利は、日銀の長期金利の許容変動幅拡大を受け一時上昇しましたが、その後、景況感の悪化や欧米中銀の慎重な政策姿勢を背景に低下しました。10年国債利回りは 2017 年度末の 0.04% から 2018 年度末は 0.10% に低下となりました。

米国の長期金利は、年度前半は米中貿易摩擦や経済指標などにより上下に振れましたが、年度後半は、景気減速懸念、株価の下落、 FRB(米連邦準備制度理事会)の緩和的な政策姿勢を背景に低下しました。

為替相場は、日米金利差拡大などを背景にドル円相場が円安基調となりました。年末にかけて景気減速懸念から円高が進行したものの、その後は市場心理の改善により再び円安となりました。ドル円相場は 2017 年度末の 106.24 円から 2018 年度末は 110.99 円となりました。

3. 株式市場

国内株式市場は、年度前半は、企業業績への期待や為替市場が円安で推移するなか、底堅い展開が続いたものの、年度後半は、グローバルな景気減速懸念の高まりなどからリスク回避の姿勢が強まり大きく下落しました。その後、欧米中銀が金融引き締めに慎重な姿勢に転じるなか、米中通商協議の進展期待などから反発しましたが、日経平均株価は 2017 年度末の 21,454 円から 2018 年度末は 21,206 円となりました。

米国株式市場は、年度前半は、堅調な企業業績などを背景に上昇しました。年度後半は、米中貿易摩擦、景気減速懸念を背景に大幅に調整したものの、その後は FRB(米連邦準備制度理事会)の緩和的な政策姿勢や、米中通商協議の進展期待などから上昇し、年度では総じて堅調に推移しました。欧州市場も概ね米国同様の推移となったものの、米国に比べ上値は重い展開となりました。

■運用内容及び運用方針

1. 個人変額保険(有期型・終身型)・個人変額年金保険(基本年金額保証型)

(1)運用内容

個人変額保険については、年度を通じて、世界経済は緩やかな回復が続くとの見通しの下、内外株式の組み入れをやや多めとし、内外債券の組み入れをやや少なめとしました。

一方で、個人変額年金保険については、世界経済の動向を考慮しつつ、年金資産としての運用の安定性にも配慮しました。 外貨エクスポージャー(為替レートの変動を受ける部分)については、外貨建資産組み入れ相当としました。 ①公社債

国内債券の平均残存期間は、日銀による金融緩和政策の下、金利水準等を考慮し概ねやや長めとしました。債券種別配分は、事業債の組み入れをやや多めとしました。外国債券の平均残存期間は、景気、金融政策の動向を睨みながら、米国は年度前半はやや短め、年度後半はやや長め、欧州はやや短めとしました。

②株式.

株式は内外ともに、企業の収益性や資産価値等の面から相対的に魅力度の高い銘柄を選択し、銘柄を分散することにより、個別 銘柄の影響度を過度に高めない運用を行いました。なお、年度を通じて貸株による運用は行っていません。

(2)運用方針

当社特別勘定は、中長期的に安定した総合収益の拡大を通じて、特別勘定資産の実質価値の増大に努めることを運用の基本方針とし、国際分散投資を実践しています。

運用の実践に際しては、三井住友アセットマネジメント株式会社(2019 年 4 月より三井住友 DS アセットマネジメント株式会社)の投資助言に基づいて行っています。

2. 投資信託を主な投資対象とする個人変額保険及び個人変額年金保険

以下に掲げる商品については、各特別勘定の主たる投資対象となる投資信託等の組入比率を原則高位に維持する運用方針を継続しています。

·一時払変額終身保険(複数勘定型)、一時払個人変額年金保険(複数勘定型)、一時払個人変額年金保険(年金原資額保証型)、一時払個人変額年金保険(目標到達時定額変更型)。

5-3 個人変額保険(特別勘定)の状況

■保有契約高 (単位: 件、百万円)

| 区分 | 2017 年度末 | | 2018 年度末 | |
|-----------|----------|---------|----------|---------|
| 区 分 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 変額保険(有期型) | 125 | 1,182 | 91 | 835 |
| 変額保険(終身型) | 35,981 | 268,809 | 35,093 | 261,001 |
| 合計 | 36,106 | 269,992 | 35,184 | 261,836 |

⁽注) 保有契約高には定期保険特約部分を含みます。

■年度末個人変額保険特別勘定資産の内訳

(単位:百万円、%)

| 区分 | 2017 | 年度末 | 2018年度末 | | |
|------------|--------|-------|---------|-------|--|
| | 金 額 | 構成比 | 金額 | 構成比 | |
| 現預金・コールローン | _ | _ | _ | _ | |
| 有価証券 | 69,622 | 95.0 | 65,292 | 95.5 | |
| 公社債 | 19,154 | 26.1 | 21,709 | 31.7 | |
| 株式 | 24,324 | 33.2 | 20,911 | 30.6 | |
| 外国証券 | 21,538 | 29.4 | 18,295 | 26.8 | |
| 公社債 | 7,648 | 10.4 | 6,308 | 9.2 | |
| 株式等 | 13,889 | 19.0 | 11,987 | 17.6 | |
| その他の証券 | 4,605 | 6.3 | 4,375 | 6.4 | |
| 貸付金 | _ | _ | _ | _ | |
| その他 | 645 | 0.9 | 399 | 0.6 | |
| 一般勘定貸 | 3,022 | 4.1 | 2,666 | 3.9 | |
| 貸倒引当金 | _ | _ | _ | _ | |
| 合計 | 73,290 | 100.0 | 68,357 | 100.0 | |

■個人変額保険特別勘定の運用収支状況

| 区分 | 2017 年度 | 2018 年度 |
|----------|---------|---------|
| | 金額 | 金額 |
| 利息配当金等収入 | 1,697 | 1,430 |
| 有価証券売却益 | 4.716 | 3,245 |
| 有価証券償還益 | _ | 0 |
| 有価証券評価益 | 14,031 | 11,507 |
| 為替差益 | 40 | 26 |
| 金融派生商品収益 | _ | 11 |
| その他の収益 | _ | _ |
| 有価証券売却損 | 464 | 1,157 |
| 有価証券償還損 | 0 | 0 |
| 有価証券評価損 | 13,876 | 14,687 |
| 為替差損 | 46 | 14 |
| 金融派生商品費用 | _ | 31 |
| その他の費用 | 0 | 0 |
| 収支差額 | 6,096 | 330 |

■個人変額保険特別勘定に関する有価証券等の時価情報

1. 有価証券の時価情報(個人変額保険特別勘定)

(1)売買目的有価証券の評価損益

(単位:百万円)

| | 2017 年度末 | | 2018 年度末 | |
|----------|--------------|--------------------|--------------|--------------------|
| 区分 | 貸借対照表 計上額 | 当期の損益に含まれた 評価損益 | 貸借対照表 計上額 | 当期の損益に含まれた 評価損益 |
| 売買目的有価証券 | 69,622 | 154 | 65,292 | △ 3,179 |
| 公社債 | 19,154 | △ 20 | 21,709 | 102 |
| 株式 | 24,324 | 305 | 20,911 | △ 3,111 |
| 外国証券 | 21,538 | △ 128 | 18,295 | △ 139 |
| 公社債 | 7,648 | △ 30 | 6,308 | 60 |
| 株式等 | 13,889 | △ 98 | 11,987 | △ 199 |
| その他の証券 | 4,605 | △ 1 | 4,375 | △ 31 |

⁽注)「当期の損益に含まれた評価損益」には振戻損益を含んでいます。

(2)有価証券の時価情報(売買目的有価証券以外の有価証券)

2017年度末、2018年度末ともに該当する残高はありません。

2. 金銭の信託の時価情報 (個人変額保険特別勘定)

2017年度末、2018年度末ともに該当する残高はありません。

3. デリバティブ取引の時価情報 [ヘッジ会計適用・非適用分の合算値] (個人変額保険特別勘定)

2017年度末、2018年度末ともに該当する残高はありません。

5-4 個人変額年金保険(特別勘定)の状況

■保有契約高 (単位: 件、百万円)

| 反 厶 | 2017 年度末 | | 2018 年度末 | |
|----------|----------|--------|----------|--------|
| 区 分 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 個人変額年金保険 | 15,959 | 72,152 | 8,088 | 30,055 |

■年度末個人変額年金保険特別勘定資産の内訳

(単位:百万円、%)

| 区分 | 2017 | 年度末 | 2018 | 年度末 |
|------------|--------|-------|--------|-------|
| | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 |
| 現預金・コールローン | _ | _ | _ | _ |
| 有価証券 | 52,179 | 93.2 | 22,012 | 93.5 |
| 公社債 | 12,061 | 21.5 | 11,668 | 49.5 |
| 株式 | 4,798 | 8.6 | 3,784 | 16.1 |
| 外国証券 | 3,861 | 6.9 | 3,016 | 12.8 |
| 公社債 | 1,292 | 2.3 | 1,089 | 4.6 |
| 株式等 | 2,569 | 4.6 | 1,926 | 8.2 |
| その他の証券 | 31,457 | 56.2 | 3,543 | 15.1 |
| 貸付金 | _ | _ | _ | _ |
| その他 | 1,839 | 3.3 | 368 | 1.6 |
| 一般勘定貸 | 1,987 | 3.5 | 1,168 | 4.9 |
| 貸倒引当金 | _ | _ | _ | _ |
| 合計 | 56,005 | 100.0 | 23,549 | 100.0 |

■個人変額年金保険特別勘定の運用収支状況

| 区分 | 2017 年度 | 2018 年度 |
|----------|---------|---------|
| <u></u> | 金額 | 金額 |
| 利息配当金等収入 | 15,720 | 7,755 |
| 有価証券売却益 | 1,689 | 894 |
| 有価証券償還益 | _ | _ |
| 有価証券評価益 | 11,082 | 3,108 |
| 為替差益 | 10 | 2 |
| 金融派生商品収益 | _ | 3 |
| その他の収益 | _ | _ |
| 有価証券売却損 | 123 | 213 |
| 有価証券償還損 | 0 | 1 |
| 有価証券評価損 | 24,118 | 11,136 |
| 為替差損 | 10 | 2 |
| 金融派生商品費用 | _ | 8 |
| その他の費用 | 0 | 0 |
| 収支差額 | 4,249 | 399 |

■個人変額年金保険特別勘定に関する有価証券等の時価情報

1. 有価証券の時価情報(個人変額年金保険特別勘定)

(1)売買目的有価証券の評価損益

(単位:百万円)

| | 2017 | 年度末 | 2018 年度末 | | |
|----------|--------------|--------------------|--------------|--------------------|--|
| 区分 | 貸借対照表 計上額 | 当期の損益に含まれた 評価損益 | 貸借対照表 計上額 | 当期の損益に含まれた 評価損益 | |
| 売買目的有価証券 | 52,179 | △ 13,035 | 22,012 | △ 8,028 | |
| 公社債 | 12,061 | △ 143 | 11,668 | △ 76 | |
| 株式 | 4,798 | △ 167 | 3,784 | △ 649 | |
| 外国証券 | 3,861 | △ 250 | 3,016 | △ 51 | |
| 公社債 | 1,292 | 1 | 1,089 | 5 | |
| 株式等 | 2,569 | △ 251 | 1,926 | △ 57 | |
| その他の証券 | 31,457 | △ 12,473 | 3,543 | △ 7,250 | |

⁽注)「当期の損益に含まれた評価損益」には振戻損益を含んでいます。

(2)有価証券の時価情報(売買目的有価証券以外の有価証券)

2017年度末、2018年度末ともに該当する残高はありません。

2. 金銭の信託の時価情報 (個人変額年金保険特別勘定)

2017年度末、2018年度末ともに該当する残高はありません。

3. デリバティブ取引の時価情報 [ヘッジ会計適用・非適用分の合算値] (個人変額年金保険特別勘定)

2017年度末、2018年度末ともに該当する残高はありません。

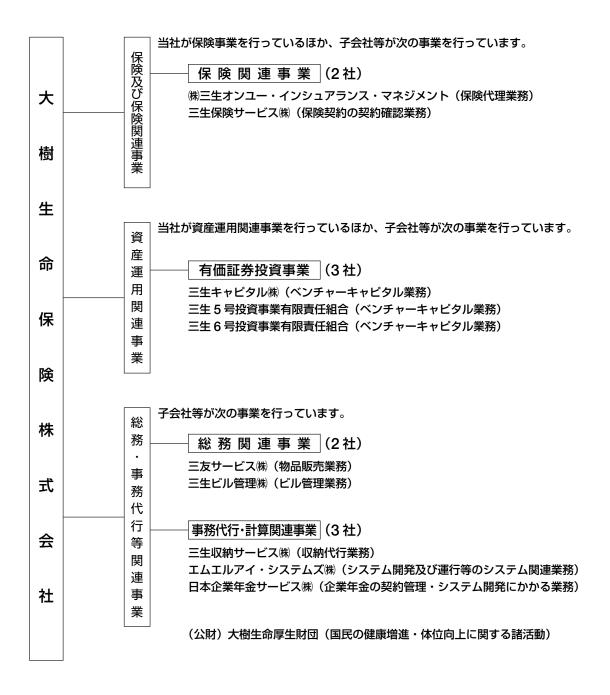
第6章

保険会社及びその子会社等の状況

6-1 保険会社及びその子会社等の概況 (2019年3月31日現在)

■主要な事業の内容及び組織の構成

当社及び子会社等において営まれている主な事業の内容と、各子会社等の当該事業における位置付けは次のとおりです。



■子会社等に関する事項

| 会社名 | 所在地 | 資本金又は 出資金の額 | 事業の内容 | 設立年月日 | の議決権に占める当社 | 総株主又は総出資者の 議決権に占める当社子会 社等の保有議決権の割合 |
|--------------------------------|--------|----------------|----------------------------|-------------|------------|--|
| 株式会社三生オンユー・イン シュアランス・マネジメント | 東京都文京区 | 10百万円 | 保険代理業務 | 1952年10月16日 | 100.0% | _ |
| 三生保険サービス株式会社 | 東京都文京区 | 10百万円 | 保険契約の契約確認業務 | 1964年11月 2日 | 100.0% | _ |
| 三生キャピタル株式会社 | 東京都江東区 | 100百万円 | ベンチャーキャピタル業務 | 1991年 3月15日 | 100.0% | _ |
| 三生 5 号投資事業有限責任組合 | 東京都江東区 | 2,500 百万円 | ベンチャーキャピタル業務 | 2008年 2月29日 | _ | _ |
| 三生 6 号投資事業有限責任組合 | 東京都江東区 | 1,500 百万円 | ベンチャーキャピタル業務 | 2015年 4月24日 | _ | _ |
| 三友サービス株式会社 | 東京都文京区 | 20百万円 | 物品販売業務 | 1965年 6月 4日 | 100.0% | _ |
| 三生ビル管理株式会社 | 東京都中央区 | 100百万円 | ビル管理業務 | 2016年 1月21日 | 50.0% | _ |
| 三生収納サービス株式会社 | 東京都葛飾区 | 20百万円 | 収納代行業務 | 1987年12月 1日 | 100.0% | _ |
| エムエルアイ・システムズ株式会社 | 千葉県柏市 | 100百万円 | システム開発及び運行 等のシステム関連業務 | 2000年 9月 1日 | 49.0% | _ |
| 日本企業年金サービス株式会社 | 大阪市中央区 | 2,000 百万円 | 企業年金の契約管理・シ ステム開発にかかる業務 | 1988年 4月 1日 | 16.3% | _ |

6-2 保険会社及びその子会社等の主要な業務

■ 2018 年度における事業の概況

子会社等が当社と比べて小規模であり、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいことから、連結財務諸表は作成していません。

6-8 保険会社及びその子会社等の財産の状況

上記のとおり、連結財務諸表は作成していません。

生命保険契約者保護機構について

当社は、「生命保険契約者保護機構」(以下、「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の概要は、以下のとおりです。

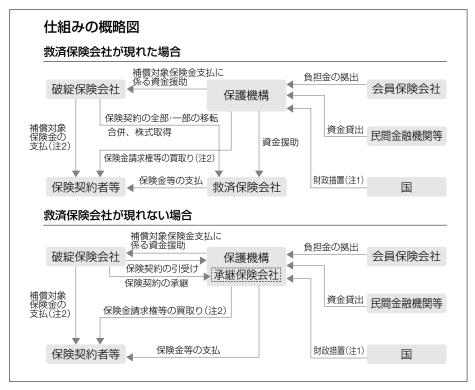
保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。

保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。

保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定(※1)に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約(※2)を除き、責任準備金等(※3)の90%とすることが、保険業法等で定められています(保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。(※4))。

なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度(保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度)が設けられる可能性もあります。

- ※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証(最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等)のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です(実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります)。
- ※ 2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率(注 1)を超えていた契約を指します(注 2)。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。
 - 高予定利率契約の補償率= 90%-{(過去5年間における各年の予定利率-基準利率)の総和÷2}
 - (注)1. 基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっています。現在の基準利率は、3%となっています。
 - 2. 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。
- ※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。
- ※ 4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。



- (注)1.上記の「財政措置」は、2022年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、 国会審議を経て補助金が認められた際に行なわれるものです。
 - 2.破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買い取ることを指します。この場合における支払率及び買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、※2に記載の率となります。)

補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先生命保険契約者保護機構 TEL03-3286-2820 月曜日〜金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時〜正午、午後1時〜午後5時ホームページアドレス http://www.seihohogo.jp/

大樹生命沿革

当社の前身である「高砂生命保険株式会社」は、1914年4月16日、東京・銀座街の商店主たちを主な発起人として当時の東京市京 橋区日吉町12番地に創業されました。

1926年11月に高砂生命の大株主となった三井合名は、団 琢磨ほか6名の新役員を選んで経営権を掌握し、1927年2月、商号を「三井生命保険株式会社」と改めることを決議し、同年3月その登記を完了しました。こうして当社は三井財閥傘下の有力企業の一つとして発足しました。

その後、戦後の混乱や財閥解体などの試練を経て、1947年8月「三井生命保険相互会社」として営業を開始した当社は、業界大手の一角を占めるまでに順調に業容を拡大し、2004年4月、相互会社から株式会社へと組織変更を行い「三井生命保険株式会社」となりました。

そして、2016年4月には、日本生命保険相互会社との経営統合による新体制を発足。経営統合から3年経過した2019年4月1日、商号を「大樹生命保険株式会社」に変更しました。

| 1927年 | 3月 | 高砂生命保険株式会社から三井生命保険株式会社に商号変更して発足 |
|-------|-----|---|
| 1947年 | 8月 | 相互会社形態の三井生命保険相互会社として営業開始 |
| 1961年 | 4月 | 本社を東京都千代田区大手町 1-2-3 に移転 |
| 1967年 | 8月 | 財団法人三井生命厚生事業団を設立 ※2019年4月より、公益財団法人大樹生命厚生財団に改称 |
| 1970年 | 6月 | 安心の保険「大樹」発売 |
| 1971年 | 10月 | イタリアのジェネラリ社、米国のエトナ社と国際団体保険制度に関する業務提携開始 |
| 1974年 | 7月 | CSR活動の一環として第1回「苗木プレゼント」を実施 |
| 1980年 | 9月 | 千葉県柏市に事務センター竣工 |
| 1990年 | 9月 | 米国ミシガン大学ロス・ビジネススクール内に「Mitsui Life Financial Research Center」を開設 |
| 2000年 | 9月 | 日本IBMとの合弁会社「エムエルアイ・システムズ株式会社」を設立 |
| 2001年 | 7月 | 基金の総額を700億円(基金償却積立金10億円を含む)に増額 |
| 2002年 | 3月 | 基金の総額を1,700億円(基金償却積立金10億円を含む) に増額 |
| | 10月 | 銀行窓口における販売を開始 |
| | 11月 | ファイナンシャル・アドバイザリー・サービス「パーソナル・マネー・マネジメント・サービス」を開始 ※2009年11月、アメリプライズ・ファイナンシャル・インクから提供を受けたファイナンシャル・プランニングに関する技法および情報の利用を可能とする永久ライセンスを取得 |
| 2004年 | 4月 | 相互会社から株式会社に組織変更 (資本金872億円、資本準備金872億円) |
| | | 大学における寄附講座「パーソナル・マネー・マネジメント入門講座」を開講 |
| 2005年 | 2月 | 三井生命コミュニケーション(M-com)センターの業務開始 ※2012年4月お客様サービスセンターに改称 |
| 2006年 | 9月 | 第三者割当増資による 1,000 億円の資金調達を実施 (資本金 1,372 億円、資本準備金 1,372 億円) |

| 2008年 | 12月 | 第三者割当増資による600億円の資金調達を実施 (資本金1,672億円、資本準備金1,672億円) |
|-------|-----------|--|
| 2010年 | 1月 | 本店を東京都千代田区大手町 2-1-1 に移転 |
| 2012年 | 11月 | 「ご家族登録制度」の取扱い開始 |
| 2013年 | 4月 11月 | 無配当外貨建終身保険(予定利率更改型)「ドリームクルーズ」、「ドリームクルーズ プラス」を発売 「三井生命ロイヤルカスタマー倶楽部」の創設 ※2019年4月より、「大樹生命ロイヤルカスタマー倶楽部」に改称 |
| | | 本社管理組織を東京都江東区青海 1-1-20 に集約 |
| 2014年 | 3月 | お客さま専用WEBサイト「三井生命マイページ」サービスの開始 ※2019年4月より、「大樹生命マイページ」に改称 |
| | 4月 | 無配当外貨建個人年金保険(積立利率更改型)「ドリームフライト」を発売 |
| | 10月 | 「北九州お客様サービスセンター」の開設 |
| 2015年 | 4月 | 「未来メッセージ」サービスの取扱い開始 |
| | 9月 | 日本生命保険相互会社との経営統合に関する基本合意を発表 |
| | 10月 | 無配当一時払外貨建生存給付金付特殊養老保険「ドリームロード(ステップ)」を発売 |
| 2016年 | 4月 | 日本生命保険相互会社との経営統合による新体制発足 |
| | | 無配当保障セレクト保険「大樹セレクト」を発売 |
| 2017年 | 10月 | 日本生命保険相互会社への商品供給 「一時払外貨建養老保険 ドリームロード」を販売開始 |
| 2018年 | 4月 | 「中期経営計画2020(2018年度~2020年度)」を策定 |
| | 7月 | 日本生命保険相互会社からの商品供給「ニッセイ学資保険」および「ニッセイこどもの保険 げ・ん・き」を販売開始 |
| 2019年 | 2月 | 「健康経営優良法人2019(大規模法人部門)」(ホワイト500)認定 |
| | 4月 | 三井生命保険株式会社から大樹生命保険株式会社に商号変更 |

五十音順索引

| | | 新契約高 | 16、106 |
|---|------------------|------------------|----------------------|
| あ | | スチュワードシップ活動への取組み | 44 |
| 一般勘定資産の運用状況 | 17、121 | 生命保険契約者保護機構 | 145 |
| インターネットサービス | | 責任準備金 | ······ 28~29、115~116 |
| 運用方針 | | 総資産(資産の部合計) | |
| 営業職員教育・研修 | ·····46~47 | 組織図 | 74 |
| 沿革 | ··4~5、146~147 | ソルベンシー・マージン比率 | 26~27 |
| お客さま満足度調査 | 62 | 損益計算書 | 19、83~84 |
| お客さま情報の保護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ·····41~42 | | |
| お客さま本位の業務運営に関する取組方針 | 45 | | |
| | | た | |
| | | 貸借対照表 | 18、81~82 |
| か | | 中期経営計画 | 13~15 |
| 海外投融資 (一般勘定) | 131 | ディスクロージャー | 64 |
| 解約·失効 | 16 | 店舗網(営業拠点) | 72 |
| 貸付金明細表(一般勘定) | 127 | 特別勘定の状況 | 138~142 |
| 株式・株主の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 30、75 | 取締役・監査役・執行役員 | 76~77 |
| 株主資本等変動計算書 | 20、87 | | |
| 株主配当 | 23 | | |
| 環境保護活動 | 65、68 | な | |
| 勧誘方針 | 47 | 年換算保険料 | 16、107 |
| 基礎利益 | ·····24~25 | | |
| 逆ざや額 | 1 | | |
| キャッシュ・フロー計算書 | ·····85~86 | は | |
| 金融 ADR 制度 | 64 | | 36 |
| 経営理念 | 2 | 保険金等のお支払い手続き | 57~59 |
| 経常利益 | 19 | 保険商品 | 48~51 |
| 契約者配当 | ·····21~22 | 保有契約高 | 16、106 |
| 契約の状況 | 16 | | |
| 健康経営 | ·····70~71 | | |
| コーポレート・ガバナンス | ·····31~35 | P | |
| コールセンター | | 有価証券等の時価情報 | |
| 子会社等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 143~144 | (一般勘定) | 133~134 |
| ご加入前後のご説明 | 52 | (会社計) | 100~105 |
| ご契約期間中のサービス | ·····53~57 | (個人変額保険・個人 | |
| 個人情報保護方針 | ·····41~42 | 変額年金保険特別勘定)… | 140、142 |
| コンプライアンス(法令等遵守) | ·····35~36 | 有価証券明細表(一般勘定) | 124 |
| | | 有形固定資産明細表(一般勘定) | 129 |
| | | | |
| e | | | |
| 債務者区分による債権の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 100 | | |
| 事業の概況(直近事業年度) | ·····79~80 | リスク管理債権 | 28、100 |
| 資産運用収支17、 | . 123、139、141 | リスク管理への取組み | 37~40 |
| 資産・負債等の状況 | 18 | | |
| 実質純資産額 | 27 | | |
| 資本金 | 30、75、117 | | |
| 社会貢献活動 | ······· 66、68~70 | | |
| 従業員の在籍・採用状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ····· 78 | | |
| 収支の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 19 | | |
| 主要な業務の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 79 | | |

情報システムに関する状況 ………60

生命保険協会統一開示項目索引

このディスクロージャー資料は、街生命保険協会の定める開示基準に基づいて作成しています。その基準における各項目は以下のページに記載しています。

| Ι. | 保険会社の概況及び組織 | 12. 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について |
|-----|---|--|
| | 沿革···································· | 金融商品取引法に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明 |
| | 石草 | を受けている場合にはその旨 該当ありません |
| | Faith Fai | 13. 代表者が財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る |
| | 「古 | 内部監査の有効性を確認している旨 99 |
| | | 14. 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活 |
| | 株式の総数 | 動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象 |
| 6. | 株式の状況 | 又は状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が |
| | (発行済株式の種類等)75 | 存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等に |
| | (大株主<上位 10 以上の株主の氏名、持株数、 | ついての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、 |
| | 発行済株式総数に占める割合>) 75 | 又は改善するための対応策の具体的内容99 |
| | 主要株主の状況 75 | 7(0.6)(II) |
| | 取締役及び監査役(役職名・氏名)76~77 | VI. 業務の状況を示す指標等 |
| | 会計参与の氏名又は名称 | 1. 主要な業務の状況を示す指標等 |
| 10. | 会計監査人の氏名又は名称 78 | (1)決算業績の概況16~30 |
| | 従業員の在籍・採用状況 78 | (2)保有契約高及び新契約高 |
| 12. | 平均給与(内勤職員) 78 | (3)年換算保険料 |
| 13. | 平均給与(営業職員) 78 | (4)保障機能別保有契約高 |
| | | (5)個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高…107 |
| | 保険会社の主要な業務の内容 | (6)契約者配当の状況 |
| 1. | 主要な業務の内容 79 | 2. 保険契約に関する指標等 |
| 2. | 経営方針 | (1) 保有契約増加率 ···································· |
| _ | | (2)新契約平均保険金及び保有契約平均保険金(個人保険):112 |
| Ⅲ. | 直近事業年度における事業の概況 | (3)新契約率(対年度始) |
| 1. | 直近事業年度における事業の概況79~80 | |
| | 契約者懇談会開催の概況 | (4)解約失効率(対年度始) |
| 3. | 相談・苦情処理態勢、相談(照会、苦情)の件数、 | (5)個人保険新契約平均保険料(月払契約)···········113 |
| | 及び苦情からの改善事例 | (6) 死亡率 (個人保険主契約) |
| 4. | 契約者に対する情報提供の実態 52~57、64 | (7)特約発生率(個人保険) |
| | 商品に対する情報及びデメリット情報提供の方法52~57 | (8) 事業費率 (対収入保険料) |
| | | (9)保険契約を再保険に付した場合における、再保険を |
| | 新規開発商品の状況48 | 引き受けた主要な保険会社等の数 113 |
| | 保険商品一覧48~51 | (10) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を |
| | 情報システムに関する状況 | 引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が |
| | 公共福祉活動、厚生事業団活動の概況68~71 | 大きい上位5社に対する支払再保険料の割合113 |
| 10. | 五八田正川弘、序工事木匠川弘。 例 | (11)保険契約を再保険に付した場合における、再保険を |
| IV. | 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標 1 | 引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付 |
| | | に基づく区分ごとの支払再保険料の割合 113 |
| ٧. | 財産の状況 | (12) 未収受再保険金の額 |
| 1. | 貸借対照表81~82 | (13) 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、 |
| | 損益計算書83~84 | 発生保険金額の経過保険料に対する割合 114 |
| 3. | キャッシュ・フロー計算書85~86 | 3. 経理に関する指標等 |
| 4. | 株主資本等変動計算書 | (1)支払備金明細表 |
| 5. | 債務者区分による債権の状況 | (2)責任準備金明細表 |
| | (破産更生債権及びこれらに準ずる債権) 100 | (3)責任準備金残高の内訳 |
| | (危険債権) | (4)個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、 |
| | (要管理債権) | 積立率、残高(契約年度別) 115~116 |
| | (正常債権) | (5)特別勘定を設けた最低保証のある保険契約に係る一 |
| 6. | リスク管理債権の状況 | 般勘定における責任準備金、算出方法、計算の基礎と |
| | (破綻先債権) 100 | なる係数 |
| | (延滞債権) | (6) 契約者配当準備金明細表 |
| | (3 カ月以上延滞債権) | (7)引当金明細表 |
| | (貸付条件緩和債権) | (8)特定海外債権引当勘定の状況 |
| 7. | 元本補塡契約のある信託に係る貸出金の状況 … 該当ありません | (特定海外債権引当勘定)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| | 保険金等の支払能力の充実の状況 | (対象債権額国別残高) |
| ٥. | (ソルベンシー・マージン比率) | (9)資本金等明細表 |
| a | 有価証券等の時価情報(会社計) | (10) 保険料明細表 |
| J. | (有価証券) | (11) 保険金明細表 |
| | (金銭の信託) 103 103 103 103 103 103 103 103 103 103 | (12) 年金明細表 |
| | (デリバティブ取引)103~105 | (13) 給付金明細表 |
| 10 | 経常利益等の明細 (基礎利益)24~25 | (14)解約返戻金明細表 |
| | 計算書類等について会社法による会計監査人の監査を | (15) 減価償却費明細表 |
| 11. | 可力 19年 | (16) 事業費明細表 |
| | スラ こく・1079日には こくプロ | 110 |

| (17) 税金明細表 | 19 |
|--|-----|
| (18) リース取引 | 20 |
| (19) 借入金等残存期間別残高 | 20 |
| 4. 資産運用に関する指標等 | |
| (1)資産運用の概況 | |
| (年度の資産の運用概況) | 21 |
| (ポートフォリオの推移く資産の構成及び資産の増減>)… $121\sim 1$ | |
| (2) 運用利回り | 22 |
| (3)主要資産の平均残高 | |
| (4)資産運用収益明細表 | 23 |
| (5) 資産運用費用明細表 | |
| (6) 利息及び配当金等収入明細表 | |
| (7)有価証券売却益明細表 | |
| (8)有価証券売却損明細表 | |
| (9)有価証券評価損明細表 | |
| (10)商品有価証券明細表 | |
| (11)商品有価証券売買高 | |
| (12) 有価証券明細表 | |
| (13) 有価証券残存期間別残高 | |
| (14) 保有公社債の期末残高利回り | |
| (15) 業種別株式保有明細表 | |
| (16) 貸付金明細表 | |
| (17) 貸付金残存期間別残高 | |
| (18) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳1 | |
| (19) 貸付金業種別内訳 | |
| (20) 貸付金使途別内訳 | |
| (21) 貸付金地域別内訳 | |
| (22)貸付金担保別内訳 | 29 |
| (23) 有形固定資産明細表 | |
| (有形固定資産の明細) | |
| (不動産残高及び賃貸用ビル保有数) | |
| (24) 固定資産等処分益明細表 | |
| (25) 固定資産等処分損明細表 | |
| (26)賃貸用不動産等減価償却費明細表] | 30 |
| (27) 海外投融資の状況 | 0.1 |
| (資産別明細) | |
| (地域別構成) | 31 |
| (28) 海外投融資利回り | |
| (29)公共関係投融資の概況(新規引受額、貸出額)] | |
| (30) 各種ローン金利] | |
| (31) その他の資産明細表 | |
| 5. 有価証券等の時価情報(一般勘定) | OL |
| (有価証券) | 34 |
| (金銭の信託) | |
| (デリバティブ取引)・・・・・・・・・・・・・・・・・135~1 | 37 |
| (5 5) (5 15 - 15) | 0, |
| VII. 保険会社の運営 | |
| 1. リスク管理の体制37~ | 40 |
| 2. 法令遵守の体制35~ | 36 |
| 3. 法第 121 条第 1 項第 1 号の確認(第三分野保険に係るも | |
| のに限る。)の合理性及び妥当性 | 14 |
| 4. 指定生命保険業務紛争解決機関が存在する場合、当該生命 | |
| 保険会社が法第105条の2第1項第1号に定める生命 | |
| 保険業務に係る手続実施基本契約を締結する措置を講ずる | |
| 当該手続実施基本契約の相手方である指定生命保険業務紛 | |
| 争解決機関の商号又は名称指定生命保険業務紛争解決機関 | |
| が存在しない場合、当該生命保険会社の法第 105条の 2 | |
| 第1項第2号に定める生命保険業務に関する苦情処理措 | _ |
| 置及び紛争解決措置の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| 5. 個人データ保護について41~ | |
| 6. 反社会的勢力との関係遮断のための基本方針 | 36 |
| Ⅷ.特別勘定に関する指標等 | |
| | 38 |

| 2. 個人変額保険及び個人変額年金保険特別勘定資産の運用の | |
|-------------------------------|-------|
| 経過 | . 138 |
| 3. 個人変額保険(特別勘定)の状況 | |
| (1) 保有契約高 | . 139 |
| (2)年度末資産の内訳 | . 139 |
| (3) 運用収支状況 | . 139 |
| (4)有価証券等の時価情報 | |
| (有価証券) | |
| (金銭の信託) | · 140 |
| (デリバティブ取引) | · 140 |
| 4. 個人変額年金保険(特別勘定)の状況 | |
| (1) 保有契約高 | |
| (2)年度末資産の内訳 | |
| (3) 運用収支状況 | . 141 |
| (4)有価証券等の時価情報 | |
| (有価証券) | |
| (金銭の信託) | |
| (デリバティブ取引) | · 142 |
| V / 保険会社なバスのス会社等の出口 | |
| IX. 保険会社及びその子会社等の状況 | |
| 1. 保険会社及びその子会社等の概況 143~ | |
| 2. 保険会社及びその子会社等の主要な業務 | |
| 3. 保険会社及びその子会社等の財産の状況 | . 144 |



〒135-8222 東京都江東区青海1-1-20 TEL:03-6831-8000(代表) https://www.taiju-life.co.jp/

